

ISSN0491-3329

第77卷

人文研究

平田茂樹教授
退任記念

2026

大阪公立大学大学院文学研究科

第77卷

人文研究

大阪公立大学大学院文学研究科紀要

平田茂樹教授

退任記念

2026

大阪公立大学大学院文学研究科

退任記念

平田茂樹教授 略歴・著作目録ほか	1
------------------	---

研究論文

宋代における泗州大聖信仰の展開	張 麗麗	8
-----------------	------	---

宋元時代における驅蝗神信仰の変容	梁 躍雲	31
------------------	------	----

宋代湖州新市鎮の空間・社会構造	董 媛	46
-----------------	-----	----

日本語専攻者の進路選択—イタリアの大学生の語りから	西田 翔子	61
---------------------------	-------	----

研究ノート

戦国期河内国における三好氏権力の地域支配 —— 畠山氏との比較から ——	岡本 侑樹	75
---	-------	----

研究資料

『水左記』註釈（治暦四年～延久元年）	磐下 徹・堀井 佳代子・宮川 麻紀・黒須 友里江	102
--------------------	--------------------------	-----

平田 茂樹 教授

略 歴

1961年3月18日 静岡県に生まれる。

【学 歴】

1979年3月 静岡県立静岡高等学校卒業

1979年4月 東北大学文学部入学

1983年3月 東北大学文学部卒業

1983年4月 東北大学大学院文学研究科博士課程（前期2年課程東洋史学専攻）入学

1985年3月 同課程修了

1985年4月 東北大学大学院文学研究科博士課程（後期3年課程東洋史学専攻）進学

1990年3月 同課程単位取得退学

2009年9月 博士（文学）の学位取得（大阪市立大学、第5404号）

【職 歴】

1990年4月 東北大学文学部助手

1994年4月 大阪市立大学文学部講師

1999年4月 大阪市立大学文学部助教授

2001年2月 中華人民共和国へD項出張（～5月）

2001年4月 大阪市立大学大学院文学研究科助教授

2007年4月 大阪市立大学大学院文学研究科准教授

2010年4月 大阪市立大学大学院文学研究科教授

2022年4月 大阪公立大学大学院文学研究科教授

上記の期間において、関西学院大学、大阪教育大学、九州大学、京都大学、神戸大学、東北大学、山口大学の非常勤講師、及び北京師範大学、復旦大学、中山大学、広州大学、台湾国立政治大学の客員教授、ならびに寧夏大学聘任外籍教授を担当。

【学界ならびに社会における活動】

東方学会、東洋史研究会、史学会、東北中国学会、唐代史研究会、宋代史研究会（『宋代史研究会研究報告集』第5集、第6集、第10集編集委員）、明清史研究会各会員

2012年より中国宋史研究会鄧廣銘學術論著獎評審會の選考委員（現在に至る）

2014～2018年 宋代史研究会代表世話人

2017年より東方学學術委員並びに東方学編集委員（現在に至る）

1997年より宋代史座談会代表。同年、宋代史及び前後の時代を研究する京阪神地区の研究者・大学院生の交流の場として宋代史談話会を発足。毎月開催し、2025年9月段階で275回を数える。

（科学研究費獲得実績：代表者のみ）

1994年度 奨励研究（A）「宋代の政策決定システムの基礎的研究」

2000-2002年度 基盤研究（C）「日記、時政記史料から見た宋代政治構造」

- 2005-2008年度 基盤研究 (B)「墓より見た中国宋代の社会構造」
- 2005-2009年度 特定領域研究「東アジアの海域交流と日本の伝統文化の形成」調整班 A01：文献資料研究部門」
- 2005-2009年度 特定領域研究「前近代中国の中央・地方・海外を結ぶ官僚システム」
- 2012-2014年度 基盤研究 (C)「両宋間の政治空間の変質に関する研究」
- 2015-2019年度 基盤研究 (C)「宋代手紙資料から見た政治的ネットワークとコミュニケーションに関する研究」
- 2019-2023年度 基盤研究 (C)「宋代社会における多層且つ複合的な士大夫ネットワークの研究」
- 2024-2026年度 基盤研究 (C)「中国宋代における「同」縁ネットワークの研究―「書かれたもの」を手がかりとして―」

研究業績

【単 書】

- 1997年 2月 『科挙と官僚制』山川出版社、1997年、82 頁
*後にハングル語版（2012年）、中国語版（2021年）が翻訳出版。
- 2010年 8月 『宋代政治結構研究』上海古籍出版社、372 頁
- 2012年 3月 『宋代政治構造研究』汲古書院、546 頁
- 2022年12月 『宋代政治空間與結構—科挙社会的“人際網絡”研究—』浙江古籍出版社、379 頁

【編 著】

- 1995年10月 『宋代の規範と習俗』汲古書院、300 頁
- 1998年10月 『宋代社会のネットワーク』汲古書院、485 頁
- 2006年 6月 『宋代社会の空間とコミュニケーション』汲古書院、410 頁
- 2008年12月 『宋代社会的空間与交流』河南大学出版社、375 頁
- 2010年 6月 『日本宋史研究の現状と課題 —1980年代以降を中心に—』汲古書院、413 頁
- 2012年 1月 『文書・政令・信息溝通：以唐宋時期為主』（上下二冊）北京大学出版社、725 頁
- 2013年 2月 『東アジア海域に漕ぎだす 2 文化都市 寧波』東京大学出版会、280 頁
- 2013年12月 『外交史料から十～十四世紀を探る』汲古書院、384 頁
- 2015年 7月 『中国伝統社会への視角』汲古書院、420 頁
- 2016年 3月 『中国都市論への挑動』汲古書院、416 頁
- 2017年 8月 『過程・空間：宋代政治史再探研』北京大学出版社、478 頁
- 2018年 9月 『十至十三世紀東亞史的新可能性—首届中日青年学者遼宋西夏金元史研讨会論文集』中西書局、438 頁
- 2021年 2月 『史料與場域：遼宋金元史的文獻拓展與空間體驗』上海人民出版社、456 頁
- 2022年12月 『宋代とは何か：最前線の研究が描き出す新たな歴史像』勉誠出版、266 頁

【論 文】

- 1986年11月 「「試出官法」の一考察—熙寧四年十月の条文を中心に—」『集刊東洋学』55、中国文史哲研究会、35-54 頁
- 1987年 7月 「宋代銓選制度の一考察—王安石の改革を中心に—」『歴史』69、東北史学会、38-59 頁
- 1989年 3月 「「試刑法」考—王安石の刑法改革を手掛かりとして—」『文化』52-3・4、東北大学文学会、45-66 頁
- 1991年11月 「南宋裁判制度小考—『朱文公文集』巻百「約束榜」を手掛かりとして—」『集刊東洋学』66、中国文史哲研究会、133-147 頁
- 1992年 6月 「宋代の言路官について」『史学雑誌』101-6、史学会、38-74 頁
- 1993年 1月 「元祐時代の政治について—選挙論議を手掛かりにして—」『宋代の知識人-思想・制度・地域社会』汲古書院、109-136 頁
- 1993年 5月 「宋代の垂簾聽政について」『柳田節子先生古稀記念 中国の伝統社会と家族』汲古書院、

71-88 頁

- 1994年 3月 「宋代政治構造試論—対と議を手掛かりとして—」『東洋史研究』52-4、東洋史研究会、627-654 頁
- 1995年10月 『『哲宗実録』編纂始末考』『宋代の規範と習俗』汲古書院、29-66 頁
- 1995年12月 「宋代の朋党と詔獄」『人文研究』47-8、553-586 頁
- 1998年10月 「宋代の朋党形成の契機について」『宋代社会のネットワーク』汲古書院、3-46 頁
- 1998年12月 「宋代社会史研究の現状と課題—大澤正昭編『主張する<愚民たち>伝統中国の紛争と解決法』を手掛かりとして—」『人文研究』50-11、1-32 頁
- 1999年 8月 「宋代政治史研究の現状と課題—政治過程論を手がかりとして—」『アジア遊学』7 特集「宋代知識人の諸相 比較の手法による問題提起」、勉誠出版、56-70 頁
- 1999年11月 「宋代の宮廷政治—「家」の構造を手掛かりとして—」『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明的考察』思文閣出版、445-469 頁
- 2001年 1月 「政治の舞台裏を読む—宋代政治史研究序説—」『知識人の諸相—中国宋代を起点として』勉誠出版、31-49 頁
- 2001年 3月 「宋代政治史料解析法—「時政記」と「日記」を手掛かりとして—」(『東洋史研究』59-4、東洋史研究会、743-777 頁
- 2001年12月 「日本の宋代史研究の新しい視点」『人文研究』52-2、263-282 頁
- 2002年 3月 『『王安石日録』研究—『四明尊堯集』を手掛かりとして—』『大阪市立大学東洋史論叢』12、13-28 頁
- 2004年 3月 「宋代城市研究的現状与課題—從宋代政治空間研究的角度考察」『中日古代城市研究』、中国社会科学出版社、107-127 頁
- 2004年 6月 「從劉摯《忠肅集》墓誌銘看元祐党人之關係」『東吳歴史学報』11、台湾・東吳大学、103-134 頁
- 2004年 7月 「日本宋代政治制度研究述評」『宋代制度史研究百年(1900-2000)』、商務印書館、64-92 頁
- 2004年 3月 「周必大『思陵録』・『奉詔録』から見た南宋初期の政治構造」『人文研究』55-2、1-26 頁
- 2005年 3月 「劉摯『忠肅集』墓誌銘から見た元祐党人の關係」『宋—明宗族の研究』、汲古書院、179-210 頁
- 2005年 8月 「政治史料から読み解く宋代の都市空間」『アジア遊学』78「中国都市の時空世界」、勉誠出版、85-103 頁
- 2006年 3月 「宋代政治構造研究序説」『人文研究』57、243-256 頁
- 2006年 5月 『『歐陽修私記』から見た宋代の政治構造』『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号、95-110 頁
- 2006年 6月 「宋代の日記史料から見た政治構造」『宋代社会の空間とコミュニケーション』汲古書院、29-67 頁
- 2006年 6月 「日本宋代政治研究的現状与課題」『史学月刊』308、河南大学・河南省歴史学会、95-102 頁
- 2006年 9月 「宋代の列女顕彰の構造—『宋史』列女伝を手掛かりとして—」『アジア遊学』91「碑石は語る」、勉誠出版、104-114 頁
- 2006年10月 「從小説史料看宋代科举社会的結合」(『科举制的終結与科举学的興起』華中師範大学出版社、347-354 頁
- 2007年 3月 「宋代地方政治管見—笥子、帖、牒、申状を手掛かりとして—」『東北大学東洋史論集』11、

- 207-230 頁
- 2007年 5月 「解読宋代的政治空間」『中日学者論中国城市古代社会』、三秦出版社、233-271 頁
- 2007年12月 「宋代の政治空間を如何に読むか？」(『大阪市立大学東洋史論叢 別冊特集号 文献資料学の新たな可能性 3』、219-243 頁
- 2008年 3月 「宋代の政治空間：皇帝与臣僚交流方式的变化」『歴史研究』2008年第 3 期、中国社会科学雑誌社、131-136 頁
- 2008年 7月 「宋代の政治空間：皇帝與臣僚交流方式的變化」『基調與變奏：7-20 世紀的中國③』、台湾・國立政治大學歷史學系他、171-202 頁
- 2008年12月 「日本の宋代政治史研究の新たな可能性—国家史・国制史研究との対話を求めて—」『中国史学』18、中国史学会、141-158 頁
- 2009年 6月 「宋代文書制度研究的一个嘗試—以「關」、「牒」、「諮報」為線索」『漢學研究』27-2、台湾・漢學研究中心、43-65 頁
- 2009年 6月 「日本宋代政治史研究之新可能性—与国家史、国制史研究的嘗試性對話」『宋史研究通訊』2009年 1 期、52-69 頁
- 2011年 2月 「宋代の御前會議与宰相執政會議」(『中原与域外 慶祝張広達教授八十高壽研討會論文集』、台湾・国立政治大學歷史學系、239-259 頁
- 2012年 4月 「從選舉論争看元祐時代的政治」『河南大学学报』2012年 4 月号、91-99 頁
- 2012年 6月 「由《曾公遺錄》所見宋代宰相的政治空間」『宋史研究論文集 (2010)』、湖北人民出版社、41-64 頁
- 2013年12月 「兩宋間の政治空間の變化について：魏了翁『應詔封事』を手がかりとして」『東洋史研究』72-3、東洋史研究会、425-459 頁
- 2014年 3月 「宋代政治史研究の新視野—以科舉社會的「人際網路」為線索」『史学月刊』2014年 第 3 期、河南大学・河南省歷史学会、22-27 頁
- 2015年 5月 *Changes in Political Space Between the Northern Song and the Southern Song: Centering on Wei Liaoweng's "Sealed Memorial in Response to the Edict"* UrbanScope Vol. 6 (2015)、大阪公立大学大学院文学研究科、1-25 頁
- 2015年 7月 「宋代における手紙の政治的効用—魏了翁『鶴山先生大全文集』を手がかりにして—」『中国伝統社会への視角』、汲古書院、302-330 頁
- 2016年 3月 「南宋士大夫のネットワークとコミュニケーション：魏了翁の「靖州居住」時代を手がかりとして」『東北大学東洋史論集』12、215-249 頁
- 2016年 3月 「「科挙社会」の視点から探る宋代都市社会史研究の新たな可能性」『中国都市論への挑動』、汲古書院、33-68 頁
- 2016年 8月 「從宋代日記看御前會議與宰相執政會議」『嶺南宋史論叢』南方日報出版社、1-27 頁
- 2016年12月 「『宋代登科総録』与宋代科挙政策变化研究」『浙江大学 (人文社会科学網絡版)』2017 年第 1 期、1-13 頁
- 2017年 3月 「宋代書信的的政治功用—以魏了翁《鶴山先生大全文集》為線索」『北大史学』20、北京大学、252-285 頁
- 2017年 4月 「兩宋間政治空間的變化—以魏了翁“應詔封事”為線索—」『宋學研究』1、浙江大学、123-138 頁

- 2017年12月 「南宋周辺社会における士大夫の「知」の構築—魏了翁、呉泳、洪咨夔の事例を手がかりとして—」『大阪市立大学東洋史論叢』18、1-20 頁
- 2018年 6月 「從都市史料和筆記小説的比較來看宋代的茶館」『清華學報』48-2、台湾・國立清華大學出版社、357-386 頁
- 2018年 9月 「從邊緣社會看宋代士人的交往和信息溝通—以魏了翁、呉泳、洪咨夔的事例為線索—」『十至十三世紀東亞史的新可能性—首屆中日青年學者遼宋西夏金元史研討會論文集』、中西書局、1-28 頁
- 2019年 9月 「史料と研究視角との間—宋代ネットワーク研究の現状を振り返って—」『大阪市立大学東洋史論叢』19、1-9 頁
- 2020年12月 「南宋士大夫「重層」且「複合」的網絡與交流—以崔與之所謂「書信」的材料為線索—」『宋学研究』2、中華書局、217-239 頁
- 2021年 2月 「在史料與研究視角之間—宋代社會網絡研究現狀的回顧」『史料與場域：遼宋金元史的文獻拓展與空間體驗』、上海人民出版社、1-16 頁
- 2021年 6月 「南宋社會士大夫の多重網絡空間—以書信材料為線索—」『国学研究』45、北京大学出版社、135-158 頁
- 2022年12月 「南宋士大夫劉克莊的交游空間与社会網絡」『大阪公立大学東洋史論叢』22、53-69 頁
- 2025年 3月 「宋代の「書」再考：劉克莊の書信を手掛かりとして」『都市文化研究』27、26-38 頁
- 2025年12月 「劉克莊書信から見た南宋文人生活の諸側面 —贈答品応酬、潤筆、行卷、文房四寶」『大阪公立大学東洋史論叢』25、23-47 頁

【その他】

- 1991年 7月 Book Review 「宋代の都市へのいざない『中国開封の生活と歳時—描かれた宋代の都市生活』」『東方』124、東方書店、18-19 頁
- 1992年 5月 「東アジア：中国：五代・宋・元（一九九一年の歴史学界：回顧と展望）」『史学雑誌』101-5、872-879 頁
- 1996年 3月 「書評：川村康著「宋代死刑奏裁考」」『法制史研究』45、法制史学会、256-259 頁
- 1999年 9月 「試験官と不正受験—宋代の事例を中心に（特集 科挙—官僚（エリート）への道・その栄光と挫折）」『月刊しにか』10-10、大修館書店、42-46 頁
- 2003年 6月 「書評：王瑞来著『宋代の皇帝権力と士大夫政治』」『史学雑誌』112-6、1103-1111 頁
- 2004年 6月 「徽宗朝の文書行政」『アジア遊学』64、勉誠出版、56-61 頁
- 2004年 6月 *Bibliography of Song History Studies in Japan (2003)* Journal of Song-Yuan Studies 34、109-157 頁
- 2005年 6月 *Bibliography of Song History Studies in Japan (2004)* Journal of Song-Yuan Studies 35、129-166 頁
- 2006年 6月 「日記史料から見た宋代の政治空間（第 353 回 例会報告）」『比較都市史研究会 比較都市史研究』第 25 卷第 1 号、2-3 頁
- 2006年 6月 *Bibliography of Song History Studies in Japan (2005)* Journal of Song-Yuan Studies 36、133-187 頁
- 2006年12月 「「宋代の政治空間」小考（第 358 回 例会報告）」『比較都市史研究会 比較都市史研究』第

- 25 卷第 2 号、2-3 頁
- 2007年 3 月 監訳：鄧小南「『宝訓』『聖政』と宋人の“本朝史観：宋代士大夫の“祖宗” 観を例にして」『人文研究』58、277-290 頁
- 2007年 6 月 *Bibliography of Song History Studies in Japan (2006)* Journal of Song-Yuan Studies 37、173-211 頁
- 2007年 9 月 「書評：衣川強著『宋代官僚社会史研究』『東洋史研究』66-2、東洋史研究会、300-313 頁
- 2008年 6 月 *Bibliography of Song History Studies in Japan (2007)* Journal of Song-Yuan Studies 38、259-267 頁
- 2010年 3 月 監訳：B. ボスラー「北宋知識階層の社会生活における家妓の役割に関する考査：その可能性と限界」『都市文化研究』12、113-124 頁
- 2009年 6 月 *Bibliography of Song History Studies in Japan (2008)* Journal of Song-Yuan Studies 39、173-216 頁
- 2011年 3 月 監訳：呉松弟・馬峰遠「北宋中期兩浙路における城鎮の研究—商税・戸数・空間分布に基づく考察」(『都市の歴史的形成と文化的創造力』、清文堂、65-96 頁
- 2012年 3 月 「日本の宋代史研究の現状と課題—2011年秋中国上海滞在の体験を手がかりとして」『都市文化研究』14、80-85 頁
- 2012年 8 月 「書評：伊藤正彦著『宋元郷村社会史論—明初里甲制体制の形成過程—』『社会経済史学』78-2、社会経済史学会、306-308 頁
- 2012年 8 月 「世界史 Q&A 宋代の士大夫・形勢戸・官戸の関係について教えてください」『歴史と地理』656、山川出版社、45-47 頁
- 2013年 4 月 「書評：近藤一成著『宋代中国科擧社会の研究』』『史学雑誌』122-4、史学会、532-539 頁
- 2013年 8 月 「近年の中国・台湾の中国宋史研究の状況」『都市文化研究』15、78-81 頁
- 2015年 8 月 「書評：小林隆道著『宋代中国の統治と文書』』『歴史評論』784 号 (15 年 8 月号)、歴史科学協議会、85-90 頁
- 2016年 3 月 「海外レポート」『都市文化研究』18、107-110 頁
- 2016年 7 月 「書評：青木敦著『宋代民事法の世界』』『史学雑誌』125-7、史学会、1296-1305 頁
- 2018年 2 月 「書評：「大澤正昭『南宋地方官の主張—『清明集』『袁氏世範』を読む—』』『社会経済史学』83-4、社会経済史学会、95-97 頁
- 2019年 2 月 「書評：渡辺健哉著『元大都形成史の研究——首都北京の原型——』』『史学雑誌』128-2、史学会、77-83 頁
- 2019年 3 月 監訳：包偉民「意象と現実：宋代都市等級試論」『都市文化研究』21、115-122 頁
- 2019年 7 月 「海外の宋代研究の現状」『東方学』138、東方学会、72-82 頁
- 2020年 7 月 「南宋史研究の現状—「調整與跨域對話：南宋史研究新的可能性工作坊」参加記—」『東方学』140、東方学会、72-82 頁
- 2021年 3 月 「書評：「鐫木丞 北宋元豊大理寺攷—司法制度再編の一側面—」』『法制史研究』70、法制史学会、390-391 頁
- 2025年 4 月 クエスチョン&アンサー「天宝末年の進士とは？」『漢文教室』211、大修館書店、38 頁
- 2025年12月 「劉克莊書信から見た南宋文人生活の諸側面 —贈答品応酬、潤筆、行卷、文房四寶』『大阪公立大学東洋史論叢』25、23-47 頁

宋代における泗州大聖信仰の展開

張 麗 麗

要旨

宋代の仏教信仰は、士大夫層や商工業者の台頭とともに広まり、民間信仰と習合しつつ独自の展開を見せた。本稿では、これまで十分に論じられてこなかった泗州大聖信仰の宋代における展開を、地方志・記・筆記などの文献史料を基に解析し、以下のことを明らかにした。(1) 祭祀場所の地理的・時代的分布を数量的に整理した結果、特に真宗・徽宗・高宗期の江蘇、福建、浙江、河南の開封周辺地域において信仰が拡大した。(2) 祖廟が北宋の泗州から南宋の鎮江へ移転する過程や、寺院・道観・民間祀廟など多様な祭祀空間の成立過程を通じて、信仰が水上交通路や都市構造と結びついて「多地域」にわたり展開した。(3) 地方官・士人・僧侶・民衆といった担い手の活動を通じて、泗州大聖が国家祭祀の対象から民衆の信仰へと転化した過程が、北宋期における泗州大聖のイメージに変化をもたらした要因である。最後に、以上より、宋代における泗州大聖信仰が民俗仏教信仰としてのあり方の一つの典型であったことを提示した。

キーワード：宋代仏教、泗州大聖、発運使、多地域信仰、水路

序言

魏晋南北朝時代から隋唐時代にかけて、仏教は当初こそ門閥貴族や知識層を中心に受容されたが、次第に社会の下層へと広がりを見せた。国家による保護と統制のもとで寺院網が整備され、同時に在地社会の中でも信仰が浸透し、三武一宗の法難のような廃仏運動を経ながらも、広い層の信者獲得を目的とする仏教復興策が推進された。この過程で、弥勒・観音・阿弥陀などの仏教信仰はすでに民間へと拡散し、個人の救済や現世利益を重視する傾向が出てきた。宋代に入ると、こうした基盤の上に商品経済が発展し、士大夫層や商工業従事者が活躍する社会的環境が整ったことで、仏教はさらに広範な社会層に浸透していった。修行のあり方も実践的傾向を強め、禅宗や浄土宗が広く流行した。特に重要なのは、仏教が道教、民間信仰、土俗宗教などと習合し、福運を希求し、靈驗を貴ぶ民俗的機能が加わったことである¹⁾。この時期には、観音・弥勒・阿弥陀仏・天王といった仏教界の偶像の一部が、民衆の神霊崇拜の対象へと変化するなど信仰形態が以前と比べて大きく変わり、信者の社会階層も大幅に拡大した。本稿で取り上げる泗州大聖信仰はその典型例の一つである。

泗州大聖は俗名を僧伽（628～710年）といい、唐代の龍朔年間（661～663）に西域から中国へ渡来した高僧である。彼は主に江淮地域で活動し、治療と人々の救済を行って、神異的な力を顕した。死後には、唐および宋の皇帝によって加封され、観音の化身として信仰されるようになり、都市の守護神、水神、恋愛神といった多様な神格を備えるようになった。現在では、海南、広東、福建、さらに東南アジアなどの地域において、民間信仰の神祇として広く祀られ、信仰されている。

泗州大聖信仰の流行と展開は、当時の時代背景と社会的特性を反映している。しかし、かつて筆者が研究史を整理して指摘したように、現存の研究は主として仏教の伝記資料や石窟仏像といった実物資料に依拠し

ており、唐代史、敦煌学、考古学、美術史といった分野に集中している²⁾。そのため、社会史の観点による、宋代における泗州大聖信仰の展開については、いまだ十分には分析が行われていない。

本稿では、民間信仰の研究における皮慶生やヴァレリー・ハンセン（Valerie Hansen）の視点³⁾を参考にしつつ、地方志を用いて泗州大聖を祀る廟宇について数量的・傾向的な分析を行い、その信仰の時間・空間的な展開の概要を考察する。次に、記文や筆記を用いて、その信仰の形態および機能を整理する。さらに、これらの史料を総合的に用い、信仰の推進者を手がかりとして、その伝播および空間的分布をもたらした具体的な要因を分析し、信仰の様態を明らかにする。最終的に、本稿は、泗州大聖信仰が「民俗仏教信仰」⁴⁾として、一般の民間信仰や従来の仏教信仰とは異なる独自の特徴を有していることを提示することを目的とする。

一、宋代における泗州大聖信仰の時間・空間的な分布状況

本稿において筆者は、祭祀場所の名称、分布地域、建立年代、祭祀の概要、史料の出典などの分類に基づいて、宋代における泗州大聖信仰の分布状況を整理した。地方志、建立に関する記、考古学・美術史分野での実物出土（あるいは現存）場所をもとに、「唐宋時期における泗州大聖信仰の分布状況表」（以下、「分布表」と略称）を作成し、合計で 172 箇所の祭祀場所を扱った。識別と分類を容易にするため、分布地域の名称には現代の行政区分の地名を採用した。なお、泗州大聖信仰には、小型仏像を彫刻したり、画像を描いて持ち歩き随時祭祀するという形態も存在していたが、これらの祭祀場所は今回の表には含めていない。分布表から以下のような傾向性が見出せる。

1、時間・空間分布の傾向性

分布表に記載された 172 箇所の祭祀場所のうち（なお、一部の場所では新設・改修・賜額が同時に行われており、重複して集計されているため、合計は 180 箇所となっている）、その時間・空間分布には以下のような傾向が見られる。

時期的な分布について、唐代は 38 箇所、全体の約 21% を占める。五代は 12 箇所の 7%、北宋 76 箇所の 43%、南宋 30 箇所の 17%、北宋か南宋かが不明な場所 6 箇所の 3%、金代 2 箇所の 1%、遼代 2 箇所の 1%、時期不明な場所は 14 箇所の 8% を占めている。

空間的分布は、江蘇安徽（宋代淮南西路、淮南東路、北宋江南東路、南宋兩浙西路大部）は 38 箇所の 22%、浙江（北宋兩浙路、南宋兩浙東路）25 箇所の 15%、河南（北宋京東西路、京西北路、金代汴京路開封府）14 箇所の 8%、江西（宋代江南西路）15 箇所の 9%、福建（宋代福建路）35 箇所の 20%、湖南湖北（宋代荆湖南路、荆湖北路）6 箇所の 4%、重慶四川（宋代潼川府路、成都府路）16 箇所の 9%、陝西甘肅（北宋秦鳳路、永興軍路、金代京兆府路、熙慶路、西夏等）10 箇所の 6%、河北山西（宋代河北西路、北宋河東路、金代河東南路、河東北路）3 箇所の 2%、そのほかの地域（現在の山東、上海、北京、広東、遼寧、雲南、台湾、韓国、日本）10 箇所の 6% を占めている。

さらに、泗州大聖を祀る寺院に対する賜額が著しく増加した時期としては、北宋真宗朝の大中祥符年間（1008～1016）および天禧年間（1017～1021）、英宗の治平年間（1064～1067）、徽宗の崇寧（1102～1106）、大觀（1107～1110）、宣和年間（1119～1125）、南宋高宗の紹興年間（1131～1162）、寧宗の開禧年間（1205～1207）および嘉定年間（1208～1224）、理宗の紹定（1228～1233）、端平年間（1234～1236）などが挙げられる。

以上の点を総合すると、宋代でいえば、真宗・徽宗・高宗の時期に泗州大聖の祭祀場所の数が増加している。また、太宗・英宗・神宗・孝宗の時代にも祭祀場所の増加が顕著であり、信仰圏の拡張が進んだ。地域的には、江蘇、福建、浙江、河南の開封周辺地域において、泗州大聖信仰の分布が最も広まったという初歩的な結論が得られる。

2、祭祀場所の傾向性

1) 祖廟：泗州普照寺から鎮江普照寺へ

唐代から北宋にかけて、泗州大聖信仰の中心地、すなわち祖廟は泗州（現江蘇省淮安市盱眙県一帯）の普照寺であった（分布表-1を参照）。唐の中宗の時代に、内侍を派遣して僧伽を都へ迎え、国師の号を下賜した。僧伽の死後、彼の漆身は泗州の普照寺に送還され、そこに塔が建てられて奉安され、僧伽の像も塑像された⁵⁾。こうして泗州普照寺は、当時、五台山・峨眉山・天台山と並ぶ、仏教四大信仰の中心地の一つとなった。

宋初には、僧伽の真身を供奉するため、朝廷が内侍や工匠を派遣して泗州普照寺の修繕・再建にあたらせたこともあった⁶⁾。

真宗の大中祥符年間に至ると、泗州普照寺は朝廷による祭祀機能を担うようになった。『続資治通鑑長編』および『宋会要』の記載によれば、大中祥符元年（1008）11月29日の詔において、泗州普照寺は泰山封禪の儀礼に準じる祭祀対象として加えられ、以後、地方各州において遣官が派遣されて祭告が行われる対象の一つとなった⁷⁾。大中祥符二年（1009）、泗州普照寺は再び、朝廷が臣下を派遣して祈雨を行う祈願所の一つに加えられた。雨が十分に降った後に、感謝の意を表すため、官吏を泗州普照寺に派遣して報謝が行われた⁸⁾。

仁宗から哲宗の時代にかけて、泗州普照寺は引き続き、雨乞いや晴天祈願、祈福、祭祀などの機能を担っていた。特に祭祀においては、祭天、祫享祭祀、明堂祭祀などの機能が加わった。翰林学士に務めたことのある、仁宗時代の歐陽脩、王珪、胡宿、神宗時代の王安石、哲宗時代の揚州知州および翰林院侍読学士の蘇軾が、それぞれ慣例に従って泗州普照寺で祭祀の道場を開き、数多くの祭文を残している⁹⁾。

徽宗の政和（1111～1118）から宣和年間（1119～1125）にかけて、徽宗の寵愛を受けた道士である林靈素の扇動により、廃仏運動が起こされた。これにより、仏教寺院は道教の宮觀へと改められ、仏教の儀礼や作法も道教形式に変更された¹⁰⁾。仏教における仏・菩薩・羅漢・祖師と呼ばれてきたものはすべて、道教の仙人や「大士」といった呼称に置き換えられ、泗州大聖も「巨済大士」という封号に改められた¹¹⁾。これに伴い、泗州普照寺は一時期「泗州神霄宮」に改められ、泗州大聖の像も、道教の神像に改造するよう求められた可能性がある¹²⁾。『夷堅志』には、泗州大聖の像を損壊したことにより報いを受けたという逸話が記されており¹³⁾、仏教の善行を勧める思想を宣揚している。また、この逸話は当時の廃仏運動に対する不満の風潮がすでに現れていたことを、示している。

建炎年間（1127～1130）、泗州は金の領土となり、普照寺は焼失した。伝説によれば、泗州大聖の漆身は金の第四王子・完顔宗弼によって中都（現在の北京）の大慶寿寺へと運ばれ、そこで奉安されたという¹⁴⁾。

南宋末期まで、泗州は戦乱の地となり、大半の時期は金の領土に属していた¹⁵⁾。陸游の『入蜀記』巻1によると、隆興年間（1163～1164）、一時的に泗州が南宋により奪還されると、泗州普照寺の僧侶たちは僧伽像を南宋側へ持ち帰った。泗州大聖の強大な影響力と広範な民衆基盤を考慮し、朝廷はその僧伽像を、紹興年間（1131～1162）に建設が始まった鎮江の普照寺（分布表-17）に安置し、そこを南宋における泗州大聖の祖廟と定めた。普照寺には賜額も行われた。

(乾道六年(1170)6月)二十二日、郡集衛公堂後圃、比旧唯増染香亭。飲半、登壽丘普照寺、終宴。壽丘者、宋高祖宅、有故井尚存。寺本名延慶、隆興中、復泗州、有普照寺僧奉僧伽像來歸、寓焉、因賜名普照寺、僑置僧伽道場。東望京山、連亘包合、勢如繚牆、官寺樓觀如画、西瞰大江、氣象極雄偉也。鎮江の普照寺は、もとは六朝宋の武帝劉裕の旧宅であり、壽丘山の山頂に所在していた。この地はのちに北宋時代に朝廷から賜額された延慶寺の上方寺として知られるが、長らく荒廃していた。紹興年間に入り、再建が始まり、のち泗州大聖の道場を「僑置」(臨時に設置)するための場所、官寺¹⁶⁾として機能していた。宝慶年間(1225~1227)になると、寺僧たちは蘇州知州の呉淵、その弟で嘉興知府の呉潜、江陰知県の史崑らと協力して、本格的な建設を開始した¹⁷⁾。

鎮江の普照寺は、泗州普照寺に代わって泗州大聖を祭祀する機能を担い、その役割は寧宗の開禧年間まで続かれた。寧宗の開禧2年(1206)から度宗の徳祐元年(1275)にかけての一時期、泗州は再び宋の支配下に返還され、南宋朝廷は泗州に守臣を設置した。その間、泗州知州の鮑義は、淳祐3年(1243)に泗州および南宋側に属する盱眙県兩郡の軍民と協力し、普照寺を再建した¹⁸⁾。

これ以降、泗州の普照寺および鎮江の普照寺は、いずれも朝廷による正式な祭祀の機能を担うことがなくなり、寺院の維持や仏像の奉安といったレベルにとどまるようになった。泗州の普照寺から鎮江の普照寺へと祖廟が地理的に移転したこの変遷からは、宋代における泗州大聖の信仰が、当初の聖蹟の遺物(仏塔、舍利、祖師)を対象としていたものから、国家祭祀の対象に、さらに寺院内に奉安された仏像へと対象が段階的に変化していった過程が見て取れる。

2) 祖廟以外の祭祀場所

泗州普照寺および鎮江普照寺以外の泗州大聖の祭祀場所で、最も顕著な特徴と言えるのが、朝廷との関係が密接であり、朝廷による正式な承認を得ている点である。たとえば、唐代の官寺である江蘇淮安の龍興寺(分布表-2)、山東登州の開元寺(分布表-156)、福建福州の開元寺(分布表-78)、河南鄭州の開元寺泗州院(分布表-149)、山西晋城の開元寺(分布表-154)などがそれに該当する¹⁹⁾。とりわけ、福州の開元寺は、当該地域の泗州大聖信仰の中心地であり、同寺における信仰は紹興年間まで続く²⁰⁾。

五代の時期には、「泗州」の額を勅賜された寺院が多く見られた。たとえば、河南鄭州の開元寺泗州院、山西晋城の開元寺泗州院、そして分布表に掲載されているその他の「泗州院」と称される寺院がそれに当たる。北宋末の楚州出身の王洋が、浙江衢州常山県の泗州院(分布表-57)についての記録を残しており、天福年間(936~944)、祈雨の靈験で、「泗州院」という額を下された²¹⁾。

『(至大)金陵新志』巻11下には、南京の泗州塔院(分布表-22)についても同様の記載が確認でき、建隆二年(961)~開宝八年(975)に在位した南唐の後主が「泗州」の額を下したことが窺える²²⁾。

北宋時代の泗州大聖の祭祀場所における主な特徴としては、年号にちなんで命名された寺院が多いこと、皇室の長寿祈願や追善供養の機能を担う「聖節」寺院であること、そしてその他の賜額寺院であることが挙げられる。

開封に所在する年号由来の寺院には、太平興国寺(分布表-142)や開宝寺(分布表-143)がある。これらは朝廷によって直接管理され、祈福や厄除けといった宗教儀礼が執り行われていた。太平興国5年(980)2月には、太宗が開封の太平興国寺内に訳経院を設置し、經典翻訳の事業を開始した²³⁾。太宗は寺内の訳経法師を礼遇し、また筆受法師致宗を派遣して泗州大聖塔へと赴かせている²⁴⁾。太平興国寺内には、太宗の神御殿が設けられ²⁵⁾、そこには泗州大聖の繡像が奉安されていたほか、泗州大師堂も建立されていた²⁶⁾。開宝寺においては、塔の中には泗州大聖の真身が奉安され、その塔を囲む塔院は後に福聖禪院(分布表-141)

へと拡張されている²⁷⁾。この福聖禪院の東堂には泗州大師像が安置され、羅漢殿には泗州大聖の立像も奉られ²⁸⁾、開封都内において、太平興国寺の泗州大師堂に次いで泗州大聖を祀る重要な場所になっている。真宗の大中祥符六年（1013）六月八日、真宗は開宝寺を訪れ、泗州大聖の舍利塔を参拝した際に、その塔が放光して舍利5000個ほど落下したことで、泗州大聖が姿を現したところを自ら見たことで、塔に「靈感」の額を下した²⁹⁾。前述の通り、この大中祥符年間において、泗州にある普照寺においても祈雨が実現されることがあり³⁰⁾、およそ一週間後の6月13日、泗州大聖に対して「普照明覚」四文字の賜号を下した³¹⁾。

開封以外に所在する年号由来の寺院には、浙江台州の景徳清寺（分布表-46）、浙江寧波の太平興国寺（分布表-55）、江西宜春の太平泗州院（分布表-63）、江西上饒の景徳寺（分布表-68）、江西建昌の景徳寺（分布表-75）などがある。

太平興国寺、鄞県城西南一里半、在唐為太平興慶寺、開元二十八年建、皇朝太平興国八年改賜今額。寺有子院三、日浴院日経蔵院日教院、惟浴院為十方山主、余皆甲乙住持。先是福明橋側水中有泗州像、時見光景、好事者没水求之、長尺許、因加嚴飾、崇奉于寺。³²⁾

とあり、浙江寧波の太平興国寺に、宋代以前から泗州大聖の像が祀られ、宋の太平興国年間（976～984）において、年号の「太平興国」という寺額が下されたことでさらに発展してきた経緯はある。また、汪聖鐸³³⁾は、開封以外のこうした年号を冠した寺院や道観も、皇室との関係が非常に密接であったことも指摘しているので、年号を冠した寺院における泗州大聖信仰は、皇室の権威を背景に国家的な正統性を獲得し、泗州以外の地方社会への広がりをも可能にしたことに意義がある。

年号を冠した寺院のほか、「聖節」の名を冠した寺院もあり、開封では主に前述の福聖禪院と、太平興国6年（981）6月には、太宗の出生地である後晋の護聖宮に新たに建立した啓聖禪院（分布表-140）がある。この寺院には太祖と太宗の神御殿があり、北宋朝廷における最も重要な皇家寺院の一つであった³⁴⁾。成尋の記録によれば、啓聖禪院内には泗州大聖堂があり、泗州塔も建立されていたという³⁵⁾。

開封以外で「聖節」を表す寺院としては、江蘇無錫の福聖禪院（分布表-7）、山西陽城の寿聖寺（分布表-155）、安徽宣城の天寿寺（分布表-159）、湖北荊州の承天寺（分布表-166）などがある。これらの寺院に賜名された目的は、英宗皇帝などの長寿を祈願することにあつた³⁶⁾。

徽宗の時代の「聖節」寺院は、崇寧年間（1102～1106）に賜額を受けた寺院に多く見られる。たとえば、分布表-5の江蘇常州にある報恩光孝禪寺は、崇寧年間に塔に「慈雲」という名が賜与されており、また分布表-22の南京泗州塔院も、崇寧年間に「浄相院」へと改められている。崇寧年間において展開したこうした「聖節」寺院は、宰相蔡京の進言によって、全国の州軍に広く設置されるよう命じられたことに関連しているかと考えられる³⁷⁾。江蘇揚州の天寧寺（分布表-12）と河北趙県の乾明院（分布表-160）はその例であり、とくに後者は、元々趙県令の妻が泗州大聖の夢を見て、供養のため、建中靖国年間（1101～1102）において、泗州大聖の仏像の置かれた塔は建立され始めた寺院であったが、崇寧年間になると、朝廷から「天寧万寿」を冠する寺院の設立の命令が下され、徽宗の長寿を祈願するための道場となった³⁸⁾。このように、「聖節」寺院は、毎年「天寧節」（徽宗の誕辰）に際して、紫衣の授与、度牒の下賜、土地の供与などが行われ、役銭や税金の免除といった特権も享受していたことが窺える³⁹⁾。それに伴って、泗州大聖を祀る寺院は民間の資金などによって建設された供奉・信仰のための寺院から皇帝の長寿を祈る寺院へと昇格し、国家から下される祝聖の機能を帯び、同時に経済的・社会的な特権を享受する拠点となり、地方社会にもその影響を広げていったことが窺える。この点は、とりわけ北宋期において、泗州大聖信仰の性格が変化する一要因となったと考えられる。

以上のような朝廷の正式な認可を受けた場所以外で泗州大聖の祭祀が行われたの（131箇所）は、朝廷か

らの賜額を受けていない場所であった。これらは寺（64箇所）、院（53箇所）、庵（11箇所）、堂（2箇所）、殿（1箇所）などで、そのほかにも亭、塔、洞窟などがある。竺沙雅章の研究⁴⁰によれば、仏教における「寺」「院」「庵」「堂」はいずれも宋代以降に数多く建立され、特に江南地域ではその傾向が顕著であった。「寺」や「院」は、唐末以降の禅宗の普及とともに急増したが、それ以外の「庵」や「堂」などは、多くが賜額を受けていない非公式な施設であり、宋元時代の官僚や地方の豪族によって建てられたものが多かった。そのため、これらの施設は半僧半俗の宗教者たちの活動拠点として、私的性格が強かったという。

さらに祖廟以外の寺院の建立や修繕には以下のような傾向が見出せる。

- A 僧伽が生前に活動していた場所 分布表-2、4、5、7、8、9、10、22、23、26、44、136、146、150等
- B 死後に靈験があったり、聖物・舍利が発見されたり塔が放光したりした場所 分布表-7、11、13、14、25、30、37、44、45、46、47、48、49、51、53、55、61、62、111、135、160等
- C 祭祀の理由が不明な場所 分布表-6、12、15、16、18、19、20、21、24、27、28、29、31、32、33、34、35、36、38、39、40、41、42、43、50、52、54、56、57、58、59、60、63～110、120、121、134、137～144、147、148、149、151～161、163～172等

A および B は、主に唐代と五代、宋初めの江蘇、浙江地域、開封に多く見られる。一方、C のような祭祀理由が不明なケースは、宋代に入ってから増加し、江蘇、浙江に加えて安徽、江西や福建といった地域にも広がっている。寺院の建立や修繕を主導したのは、ほとんどが寺院の僧侶や地元の民衆であり、その後地方官を通じて朝廷に奏上し、賜額を受けて正式な認可を得るという過程をたどっている。

総じて言えば、祖廟の泗州・鎮江普照寺以外の泗州大聖信仰の祭祀場所には、以下の二つの傾向が確認できる。一つ目は、朝廷との関係が密接で、公式に許可を得ており、寺院の建立・修繕が盛んである（勅額の下されたおよそ 40 箇所）。二つ目は、祭祀の動機が明確でないにもかかわらず、信仰圏が江浙、江西、福建地域において大きく拡大している（前記 C のケースにおけるおよそ 113 箇所）。

3) 寺院以外の祭祀空間

泗州大聖は、もと仏教寺院にいて祀られたが、その信仰は次第に寺院の枠を超えて多様な空間へと浸透した。

まず、道教的空間における信仰の受容が挙げられる。120 番の玉虚観は普成県（現在の四川省広元市剣閣県普安鎮）に所在し、近隣には唐代以来の道教聖地である鶴鳴山がある。この道観において泗州大聖が祀られていたことは、彼が仏教的の神格でありながら道教的の聖域に受容されたことを意味しており、宗教的境界を越えて信仰された存在であったことを物語る。

次に、民間祭祀の祀廟における事例として、70 番の江西饒州鄱陽（現在の江西上饒の鄱陽）の東岳行宮が挙げられる。南宋光宗の紹熙 5 年（1194）に建立され、その敷地内に設けられた小さな一室には、「勸善大師」すなわち泗州大聖の像が奉安されていた⁴¹。つまり、民間祭祀の祀廟でも祀られていた。

また 151 番の湖南岳陽洞庭湖（荊湖北路岳州、現在の湖南省岳陽市汨羅市）の沙洲に所在する青草廟も注目される。ここは、北宋神宗の元豊年間（1078～1085）以前に建立されたもので、その東岸には巡檢司も設置されていた。洞庭湖は風波が激しく航行が困難であったため、南へ向かう舟人たちはこの地点で安全を祈願するのが通例であった。青草廟の本殿には、東漢の伏波將軍馬援、洞庭湖の水神安流大王、また舜およびその二妃である娥皇・女英が祀られており、同時に道教の洞天福地としても知られていた。また、廟内には書院も建てられており、仏教・道教・儒教・民間信仰が混在する典型的な複合的な祭祀空間が形成されていた⁴²。

一方、63番の袁州（現在江西西部都市宜春）太平泗州院の所在する仰山では、西漢時代から仰山神が祀られていたが、唐代になると、仰山神は山神・人神・龍神が融合した複合的な神格として信仰されるようになった。唐末には祈雨の場所として知られるようになり、同時に、仏教禅宗の瀉仰宗の勢力がこの地で発展し始めた。北宋の太平興国年間には、泗州大聖を祀る太平泗州院に「太平興国」という額が朝廷から下賜され、それ以降この寺は「太平泗州院」と改称された。元祐7年（1092）には、江西路の転運使を務めていた仏教居士の張商英が、太平泗州院の住持となり、蘇軾、黄庭堅との親交で知られる佛印了元の依頼を受け、仰山神が瀉仰宗の祖師慧寂に帰依したという物語を撰述した⁴³⁾。また、太平泗州院のすぐ近くにある仰山塔（分布表-162）では、泗州大聖が顕現したという神験があり、袁州の守臣王古が祈雨を行って成功したため、朝廷より塔に額が賜与された⁴⁴⁾。仰山にはさらに、道教の洞天福地として知られる「洪陽洞」⁴⁵⁾もあり、仰山神・禅宗・泗州大聖・道教の信仰が結びつき、仰山全体が宗教的多様性をもつ聖域として機能していたことが明らかである。

さらに、軍事的空間における信仰の存在も見逃せない。50番の臨安歩軍司錢糧官公舎が所在する軍寨内は、南宋孝宗の淳熙年間（1174～1189）以前、泗州大聖が鬼を祓う靈験を顕したことがあり、泗州大聖塔が建立された⁴⁶⁾。これは、泗州大聖が都市守護神として信仰され、都市防衛や治安祈願の文脈においても信仰対象となっていたことを示す。

以上に示したように、泗州大聖は、江西、湖南、四川など地域の祭祀空間においては、宗教的境界を越え、道教施設や民間の祠廟、さらには軍事施設などにおいてもその神像が奉安され、多様な宗教・信仰が混在する空間で祭祀されていた傾向性が確認できる。これは、泗州大聖信仰の包摂的・越境的性格を如実に示すものであり、宋代における泗州大聖信仰の特質をよく反映していると言える。

3、信仰の広がり

泗州大聖信仰の中心地である泗州は、洪沢湖の南岸、淮河の北岸に位置し、城の北側から流入する汴河が市中を貫流しており、水運が非常に発達していた。淮南区間（臨安-鎮江）の運河は、京師・長江・淮河をつなぐ大動脈であり、泗州は官僚の入京・出京や科挙受験者の往来における交通の要衝となっていた。宋代初期、泗州城内には南北二つの転般倉が設けられ、淮南地方からの朝貢米や塩を蓄えていた。その収蔵能力は高く、これは東南六路にある各転般倉の中で、都の開封に最も近いものであった。そのため、宋代の漕運体制において、泗州は軍事上にも交通上も重要な拠点となっていた⁴⁷⁾。このような背景のもと、長江と淮南運河の合流点に位置する真州には、各路の転運司より格上の地位をもつ「東南発運司」（正式名称「江淮兩浙荆湖六路都大発運司」）が設置されたが、それに対応する形で、泗州にも出先機関が設けられた。すなわち、「一員は真州にて江浙諸路の糧運を督し、一員は泗州にて真州より都に至る糧運を督す」という人事の体制⁴⁸⁾が敷かれた。さらに、大中祥符年間には、泗州に「江淮水陸発運司」が設置され、淮南路における漕運および倉庫管理などを担った。この発運司の長官である発運使は、転運使に比べてやや上位の地位を占める差遣であった⁴⁹⁾。淮河の泗州区間は水流が急であり、泗州城では水害が頻発した。そのため、江淮水陸発運使は水害対策の職務も担っていた。元豊6年（1083年）、江浙荆淮等路制置発運副使蔣之奇は、淮河南岸に人工運河を開削し、「新河」と命名、淮河の流れに沿って泗州の洪沢鎮から龜山に至る水路を整備した。同年、彼はその治水功績により「直龍図閣」の官職と発運使に昇進した⁵⁰⁾。この時期、蔣之奇は泗州大聖に関する事績を広く収集し、その伝記を編纂している⁵¹⁾。また、崇寧3年（1104）、江淮発運使胡師文は、それまでの「転般法」（分段中継輸送）を改め、「直河法」（一気通貫輸送）を導入する改革を行った際、泗州大聖に祈願し、靈験を得たことから、朝廷に奏請して、朝廷は泗州大聖に「大聖等慈普照明覺」と

いう最も規格の高い八文字の封号を下賜した⁵²⁾。

鎮江は泗州と同様に、淮南運河南端に位置し、さらに江に通じて海にも接しており、水運交通が極めて発達していた。建炎4年(1130)には、淮南東路の軍政を統括する沿江安撫大使が最初に設置され、紹興5年(1135)、淮東宣撫使も設置された⁵³⁾。都市の建設も、紹興年間(1131~1162)に始まり、発運司の管轄下で転般倉が設置され、後に文官が長官とする軍需管理の淮東総領所に属することとなった⁵⁴⁾。鎮江は徐々に真州・揚州に代わって漕運の重要な港としての地位を確立し、平江府・秀州・湖州と並んで、南宋朝廷および江淮戦線の軍隊にとって重要な穀物供給地となった⁵⁵⁾。

このように、泗州と鎮江という二つの信仰の起点を設定した上で、泗州大聖信仰地の分布図を、唐代・五代(図1)、北宋(図2)、南宋(図3)という順序でそれぞれ作成した⁵⁶⁾。その結果、泗州大聖信仰の土地の多くが交通路、特に水運路(長江・淮河)上に集中していることが明らかになった。また、信仰の伝播が集中している地域は、北・南宋の首都である開封および臨安とその周辺に位置しており、四川・重慶・陝西・甘肅などの地域では、信仰の形態としては石窟の継続的な開鑿という形で表れている。

北宋と南宋では、泗州大聖信仰の地理的分布に明確な違いが見られる。北宋では、信仰地は主に開封を流れる運河(惠民河、広済河、汴河)沿いの都市および淮南区間の運河沿岸の都市に集中しており、特に臨安-嘉興-呉江-平江(蘇州)-無錫-常州-丹陽-鎮江に至るルート上に多く分布している。また、北宋の安徽省の宣城・寧国地域にも信仰地が存在しており、これらはいずれも長江支流の一つである現在の水陽江の流域に位置している。一方、南宋になると、信仰地の分布は明らかに経済・文化の中心の移動と呼応するように、東および南へと拡大していき、特に浙東運河沿線の都市寧波-慈溪-余姚-上虞-紹興-錢清-西興及び淮南区間の運河沿岸都市臨安-嘉興-平江-無錫-常州-丹陽-鎮江-南京に集中している。また、浙江の明州、台州、舟山、および福建、広東の各地では、沿海部に沿って分布している傾向が顕著である。陸路交通の観点から見ると、臨安を中心に、北に湖州、南に嚴州、西に徽州、北東に秀州、南東に紹興、寧波といった諸都市が接続しており、これらの地域にも泗州大聖信仰はある程度分布しているが、その数は比較的少ない。

以上のように、宋代における泗州大聖信仰の広がり、主に長江および各運河などの水路、沿海部の海路に沿って展開されたものである、という結論が導き出される。

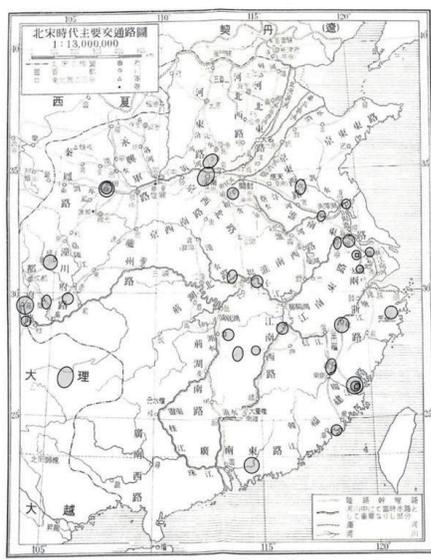


図1

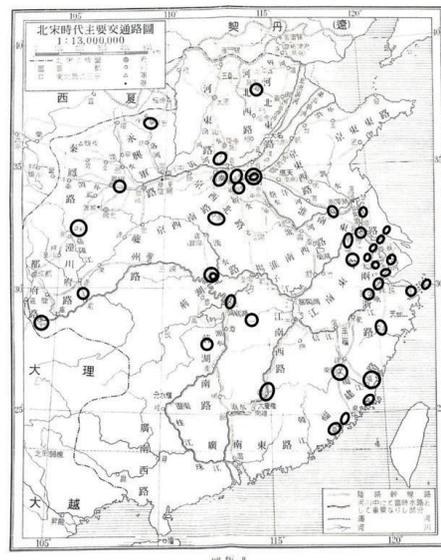


図2

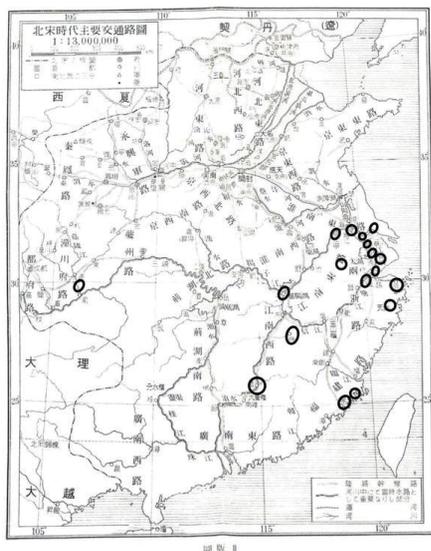


図3

二、宋代泗州大聖信仰の担い手

前章の考察から、宋代における泗州大聖信仰は、泗州・鎮江の祖廟を中心に、主として江南運河沿いの都市および江浙・江西・福建各地へと広がり、寺院や地方の祭祀施設など多様な空間で展開されたことが明らかとなった。こうした信仰の地理的・空間的拡大の背後には、さまざまな人々による信仰の推進と流布の働きがあったと考えられ、本章ではその担い手について検討を行う。黄啓江は、李曾伯や李綱といった士大夫が泗州大聖信仰の推進における役割を指摘しているが⁵⁷⁾、それ以外に関与した人物として下記のものが挙げられる。

1、北宋の発運使、転運使等地方官僚

前節で述べた江淮発運使の蔣之奇や胡師文に加えて、淮南地域の地方官である蘇軾や泗州知州の劉士彦、さらには江西路転運使の程師孟も、泗州大聖信仰の推進に重要な役割を果たしていた。

蘇軾は地方官としての職務を果たす中で、自らの統治下にある民衆を守り、豊作を祈るための雨乞いという意図から、泗州大聖を祭祀するという意識を持っていた。

維元祐七年、歳次壬申、三月甲申朔、十二日乙未。龍図閣学士、左朝奉郎、新知揚州軍州事充淮南東路兵馬鈐轄蘇軾、謹以香燭茶果之供、敢昭告於大聖普照王之塔。淮東西連歲不稔、農末皆病、公私並竭。重以浙右大荒、無所仰食。望此夏田、以日爲歲。大麥已秀、小麥已孕、時雨不至、垂將焦枯、兇豐之決、近在旬日。軾移守広陵、所部十郡、民窮爲盜、職守當憂、才短德薄、救之無由。伏願大聖普照王以解脫力、行平等慈、噫欠雲雷、咳唾雨沢、救焚拯溺、不待崇朝。敬瀝肝膽、尚鑑聽之。⁵⁸⁾

……某上承府檄、旁採民言、供奉安輿、願登法座、伏願江海貢潤、龍天會朝、布爲三日之霖、適副一邦之望。⁵⁹⁾

蘇軾は元祐7年(1092)から揚州知州に任ぜられたが、当時、泗州をはじめとする10の州、軍(濠州、宿州、滁州、泰州、楚州、海州、通州、高郵軍、漣水軍)はすべて揚州の管轄下にあった。彼は、淮南地域の責任者が公的儀礼として祈雨を執り行ったものであり、泗州大聖は泗州のみならず淮南・江淮地域全体の

守護神・雨乞いの神としての役割を担わせようとする意識のもとに祀り、泗州大聖の加護を願った。それ以前、朝廷から派遣されて泗州普照寺で祈雨を行った官員たちは、おおむね慣例に従って道場を開き、泗州大聖に民の加護を願う儀式を行っていた。彼らが作成した祈雨疏や道場齋文の形式や内容もほぼ同一であり、地方を意識して祭祀を行った動向は見られなかった⁶⁰⁾。このような状況に対し、蘇軾の行動は、地方官が泗州大聖を祭祀する際に、淮南地域を意識して祭祀を行う新たな動向を反映しており、泗州大聖を淮南地域の「地方の守護神」として積極的に祀る傾向が現れ始めていたことを示している。

また、元豊6年(1083)に汴州を出発し、郴州へ赴任する(監郴州酒税)途中、泗州を通過した張舜民は、泗州知州の劉士彦から聞いた経験談として、かつて彼は淮泗で泗州大聖と思われる異人を供養したことにより、彼から豆を与えられ、それを飲み込んだ後に蠱病のような症状に悩まされつつも、異人と再会を予告されているという。泗州普照寺では張舜民は、家族と共に泗州大聖像の異なる顔も見られ、泗州大聖の靈異が強調されている。

丁酉、早霽。以家詣塔下寺、号普照王。塔在一偏、大聖面西座、開鑰、諦觀久之。或云所見喜愠大小各異、亦有竟不覩者。塔間貨貝山積、謁禮自遠至者、常如市闐貝。泗州劉士彦、先自睦州通判替還京、艤舟宿淮泗間岸次、忽遇乞者、年十七八、目晶瑩而唇朱、光彩可掬。劉怪而問之、異人曰「吾壳豆、每粒一貫二百文足」。劉曰「吾適無錢、止有所衣棉襖、聊以当之、如何」。乞曰「固可也、容取豆」。即以紙一幅於兩乳間擦摩之、軋有烏豆數粒出、取一粒与劉、其余擲汴水中。劉欲吞之、乞曰「未也」、又以紙擦摩胸腋間、復有綠豆數粒出、又取一粒与劉、其余擲汴水中。劉即吞二粒畢、与所許物、乞人笑而不取。劉始病蠱、不能下食、即食如初而益多、今劉面色如丹、然一歲一發渴、飲水數斗、覺二豆腹中如棗大、乞人曰「後某年復相見於淮西」、不知如何也。是日、登寺閣觀望淮山、有如凶畫、閣之西南隅、有塔影倒垂、長可尺許、以扇承之、影在扇上、僧雲「有時見二塔影也」。⁶¹⁾

劉士彦は元豊5年から8年(1082~1085)にかけて知泗州を務めた。泗州は交通の便が非常に良かったことから、在任中に泗州を往来した蘇軾、黄庭堅、蔣之奇、張舜民などと交流を行い、元豊6年(1083)5月、泗州普照寺で泗州大聖が姿を現し、その靈驗を蔣之奇、張舜民そして通判奉議王純中とともに見たこともあった⁶²⁾。南宋の医者である陳言が孝宗の淳熙年間(1174~1189)に著した『三因極一病証方論』巻六「応夢人参散」には、その後の元祐年間(1086~1094)に、劉士彦が病にかかった際、泗州大聖が夢の中で処方した薬方によって快癒したという逸話も記録されている。

泗州大聖が病気治療や予言の面で示した靈驗の事績は、このように、当時の泗州知州および彼と交流のあった士大夫たちへと広がっていたことが窺える。

泗州以外では、江西の南昌で、唐代の天祐(904~907)年間に、泗州大聖の舍利が靈驗を示したとされることで、舍利を祀る塔が最初に作られ、そこから繩金宝塔院へ拡張されていった。繩金宝塔院の落成の日、泗州大聖が姿を現し、靈驗を再び示した。英宗の治平2年~3年(1065~1066)に江西路の転運使を務めた程師孟が、管轄下の民から資金を募って、寺院の修繕を主導した⁶³⁾。

表-42に挙げられている浙江嘉興の泗州大聖院では、熙寧年間(1068~1077)に活躍した僧智微が泗州大聖を信仰する母親とともに泗州大聖庵を造営した。知州の呉司文がこれを朝廷に報告したところ、曹太后から栗帛を賜与された。栗帛を売却して、泗州大聖の仏像とその仏像を祀る仏殿を建立した。紹興三年(1133)に、智微の従弟の奉珍が朝廷に申告し、賜額を獲得した⁶⁴⁾。

以上のように、発運使など広域の地方を管轄する地方官は、「民を治め、神に仕える」という二大職責を果たす立場から、寺院の修繕やその記録を主導し、泗州大聖の伝記を編纂し、泗州大聖に対する封号・賜額を朝廷に申請するなどの活動を行った。また、彼ら自身も信仰者として多くの記録を残しており、泗州大聖

信仰が泗州以外の地域に広まる上で、最も直接的な推進者であったと言える。

2、南宋の地方士人

北宋では地方官が主に職務遂行の一環として泗州大聖を祭祀していたのに対し、南宋では地方の士人は、より多様な祭祀の傾向を示し、泗州大聖信仰が泗州以外の地域社会に与える効果や意義の宣伝に重きを置くようになった。

孝宗朝の淳熙8年(1181)、楼鑰が起居郎の職を辞し、宰相韓侂胄との政治的見解の違いから官を離れて明州に帰郷した。この時、陳瓘の孫であり、陳正匯の子である陳子充が、浙江嘉興の魏塘大聖院(分布表-37)に安置された泗州大聖像の靈驗を記録して欲しいと書簡で楼鑰に依頼してきた。陳氏一族はかつて魏塘大聖院に寓居しており、また楼鑰自身も幼少期に、祖父であり大觀元年から四年(1107~1110)に泗州知州を務めた楼異から泗州大聖の靈驗をよく聞かされていた。さらに楼異は、陳子充の従兄・陳淵が所蔵していた泗州大聖像の図に賛を添えたという。このように、家族および旧知の間における泗州大聖信仰の深い繋がりがあったため、楼鑰は記文の執筆を快く引き受けたのである⁶⁵⁾。

南宋の士人たちが泗州大聖信仰を広めた動機には、地域の仏教の宣揚、家族の仏教信仰の継承、仏教および泗州大聖信仰の発展などがあり、より主体的・積極的な姿勢がられる。こうした事例からは、泗州大聖が仏教の偶像として信仰される側面が強調されており、国家的・制度的な礼儀祭祀の対象・地方保護神としての側面はあまり見られないことが窺える。

3、その他のもの

泗州大聖を信仰していたその他の宋代の人々としては、移動性の高い客商・舟人・科挙受験者、そして一般民衆が挙げられる。

とりわけ移動性の高い客商は、商売繁盛を願って泗州大聖を信仰する傾向が強く、『夷堅志』にはそれを示す事例が記録されている。

麗水商人王七六、毎以布帛販買於衢婺間……王常日奉事僧伽大聖甚謹、雖出行亦以画像自隨、旦暮香火瞻敬。⁶⁶⁾

客商王七六は普段は仏教の神の泗州大聖の信者で、商いに出る時、必ず彼の画像を持っていることを言っている。彼の活動は「衢州一婺州」という信安江(現在の衢江)沿岸の交易路に及び、交易の安全・商売繁盛・旅の無事を祈る「水神」として機能していたことも考えられる。信安江は錢塘江の上流に属し、最大の支流の一つであり、泗州大聖信仰が水路を通じて広まったことを裏付ける。

客商はしばしば舟人(船頭・船員)とともに登場し、彼らは水路を移動手段として用いていた。航行の過程で、泗州大聖信仰を通過地へと伝播させていった。陆游はこのことについて下記のように記している。

宣和末、有巨商舍三万緡内飾泗州普照塔、煥然一新。建炎中、商婦湖南、至池州大江中。一日晨興、忽見一塔十三級浮水上南來、金碧照耀、而隨波傾颯若欲倒者。商举家及舟師人人見之、皆驚怖誦仏。及漸近、有僧出塔下、举手揖曰、「元是装塔施主船。淮上方大災、大師將塔往海東行化去」。語未竟、忽大風作、塔去如飛、遂不見。未幾、酒聞塔廢於火。舒州僧広勤与商船同行、親視之。⁶⁷⁾

有力な客商が、かつて泗州普照塔を一新した功德により、寄進への応報(加護・神驗)が示された。商船・舟師など移動民は、水上に塔が近づいてくるのを見て、まずこの奇妙な光景に驚きを覚え、その後、何か良くないことが起こるのではないかという恐れを抱いた。さらに、その恐怖心を払拭するために仏号を唱え始めたのである。興味深いところは、泗州大聖が長江水域を支配し航行を守護する神力を持つと信じられ、目

撃された泗州普照寺の僧と泗州大聖はその客商というより、施物を載せた商船に見覚えがあるということである。以上のことから、彼らにとって、航行安全の守護神、「水神」「海神」として泗州大聖が信仰されたことは分かる。さらに舒州の僧侶の広勤の発言から、そのように変容された泗州大聖信仰は仏教界でも受け入れた様相も読み取れる。

この点に関して、蘇軾もかつて泗州大聖を祀る塔に対して以下の『泗州僧伽塔』という詩を作ったことがあり、

我昔南行舟擊汴、逆風三日沙吹面、舟人共勸禱灵塔、香火未收旗脚轉。⁶⁸⁾

蘇軾の弟蘇轍もまた、この詩に対して唱和を行った⁶⁹⁾。詩の内容の「千艘銜尾誰複惜、万人兩泣哀將窮、蛟龍百怪不敢近、回風倒浪歸无踪。越商胡賈豈知道、脫身獻寶酬元功、胡為尚与水族較、時出變怪驚愚聾」等から、蘇軾兄弟が活躍する北宋中期から北宋末の宣和年間にかけて、泗州大聖が水神としての神格を帯びている一面が表れている。航行中の人々や商人たちは、航路の安全や旅の災厄回避を願い、仏教の神である泗州大聖に対して供養を捧げていた。これは、商人や舟人が泗州大聖を信仰することの普遍性と広がりを見事に示しており、泗州大聖自身も、客商を通して靈験を顕し、自らが供養されたいという願いを示すことを好んでいたことが窺える⁷⁰⁾。

宋代の科挙受験生が泗州大聖を信仰し、泗州大聖の画像・仏像を礼拝し、試験の吉凶に関する予言と靈験を求めることもあった。

遇事有疑慮、則以錢占之吉凶、無不応兆。太平興国四年赴挙、果下第。因遊相国寺之石殿、頗動婦歎之思、復有投筆之謀、忽不決。見一梵僧疎眉大目、謂曰、「子前程極遠、何妄想耶」。公愕眙拱立、命於泗州院烹茗一啜、復曰、「他日當相見」。言讎修之柱中。公徐思曰、「吾聞西來有神異高僧、秘靈骨於泗濱者、斯之謂乎」。乃繪其像而礼奉之。至太平興国五年閏三月、及第。⁷¹⁾

総じて言えば、泗州大聖に対して「商売の繁栄」「航行の安全」「科挙の合格」「福運の獲得」など、世俗的な願望を広く求めていた。

以上のように、北宋時代において泗州大聖信仰の推進者は、発運使・転運使・泗州知州などの地方官僚が主であったが、南宋になると推進者は地方の士人へと変化した。一方、一般民衆、特に移動性の高い人々は、北宋から南宋を通じて継続的に信仰を支えていた。

結語

本論では、宋代における泗州大聖信仰の展開状況について考察した。まず、祭祀場所の地理的・時代的分布を数量的に整理した結果、特に真宗・徽宗・高宗期の江蘇、福建、浙江、河南の開封周辺地域において信仰が拡大し、祖廟の泗州と鎮江地域を越えて広がる傾向性が見えた。北宋時代には、泗州大聖信仰は、朝廷の認証のもとに成立し、泗州および開封が信仰の中心地であり、朝廷は内侍を派遣して泗州普照王寺を管理させ、また祈雨・祈晴・祝寿などの祭祀を朝廷官員に命じて実施させていた。祈雨や祈晴、明堂祭祀など祭祀の機能を帯びていた。北宋中後期には、泗州大聖への冊封、寺院への賜額、地方官の信仰と推進活動を通じて、信仰は江浙・福建・江西などの地域にまで広がり、都市の守護神、水神や吉凶予言などの民間信仰的機能が現れた。

しかし南宋になると、戦乱と交通の遮断により南北間の人的往来が減少し、信仰は徐々に衰退した。泗州大聖の多様な機能も次第に見られなくなったが、それでも地方の士人、一般民衆は、地域や家族に根ざした仏教信仰活動を多様なかたちで展開し続けた。

以上のことから、宋代における泗州大聖信仰の民俗仏教信仰としてのあり方について、以下の二つの点が提示できる。

第一に、朝廷と皇帝が賜額することで、泗州大聖信仰に対する公認を示すことが信仰の発展していく最も大きな前提と言える。それに伴って、宋代において泗州大聖を信仰する人々は幅広く、中央官僚、地方官、地方の士人、商人、舟人、科挙受験者、職人など多岐にわたり、なおかつ江淮、江西地域の発運使や転運使、泗州の地方官が最も重要な推進者となったからである。こうした広域地域の地方官の活動が、泗州大聖を国家祭祀の対象から民衆信仰へと転換させた。これこそが北宋における泗州大聖信仰の機能と形態の変化をもたらした要因である。

第二に、この信仰の伝播は水運ネットワークの整備と切り離せず、前述の諸階層・集団はいずれもその影響を受けて強い移動性を示していた。こうした人々の越境活動によって江淮地域、福建沿海区域、北宋首都の開封周辺、北方の石窟地域にまで広がり、「多地域性信仰」⁷²⁾に発展してきた。宋代において、こうした区域は水運より活発に発展を遂げ、信仰の変容と伝播にも影響を与えたと言えるだろう。

注

- 1) 竺沙雅章 1982『中国仏教社会史研究』序言、同朋舎出版。
- 2) 張麗麗 2021「10～13世紀江南泗州大聖信仰研究的現状与課題」『人文研究』72号。
- 3) Valerie Hansen、皮慶生両氏はいずれも多地域性信仰と多様な信仰の担い手に着目している。
(Valerie Hansen 著、包偉民訳 1999『変遷之神 南宋時期的民間信仰』(Changing Gods in Medieval China, 1127-1276. Princeton University Press. 1990)、浙江人民出版社。皮慶生 2008『宋代民衆祠神信仰研究』、上海古籍出版社)。
- 4) 「民俗仏教」は、牧田諦亮が最初に使い、神異の高僧「泗州大聖」「宝志和尚」に対する信仰の実態、中国人の実践的な仏教受容の問題を解明する概念である。一般の民間信仰や従来の仏教信仰、仏教宗派・教団・教理とは異なる独自の特質を有していることを提示した(「中国に於ける民俗仏教成立の一過程—泗州大聖僧伽和尚について—」『牧田諦亮著作集』第四卷、臨川書店、2005年(初出は1954、1955年)に収録される)。類似した用語としては、「民間仏教」「民衆仏教」「大衆仏教」「通俗仏教」などが挙げられ、現在、一般に認められた定義は存在せず、その特徴についても未だ定説はない。詳しくは拙論「10～13世紀江南泗州大聖信仰研究的現状与課題」(『人文研究』第72巻、2021年)で述べた。
- 5) 贊寧『宋高僧伝』巻第18感通篇第6之1「唐泗州普光王寺僧伽伝」。
- 6) 前掲注5の史料と『統資治通鑑長編』巻66景德四年八月丁酉の条。
- 7) 『宋会要輯稿』礼14群祀1、真宗天禧五年正月十三日。
- 8) 『宋会要輯稿』礼18祈雨、真宗大中祥符二年二月二十六日。
- 9) 王珪『華陽集』巻15「制詞道場文疏 明堂予告泗州普照明覺大師道場疏」、巻16「制詞道場文疏西京竺法三藏泗州普照明覺大師前開啓祈雨道場齋文」、歐陽脩『歐陽文忠公集』内制集巻7「泗州塔下并峨眉山開啓謝禱享禮畢道場齋文」、王安石『臨川集』巻46「泗州塔謝晴齋文」、胡宿『文恭集』巻34「泗州普照明覺大師等處祈福祝文」、蘇軾『東坡七集後集』巻16「祈雨僧伽塔祝文」(『蘇東坡全集』(北京燕山出版社2009年第9巻、頁4953)巻88)、『東坡七集 続集』巻12祝文19首「祭泗州塔文」(明成化四年程宗刻本)。
- 10) 汪聖鐸 2010『宋代政教關係研究』、人民出版社、第五章「崇道抑仏-宋徽宗的合一三教」。
- 11) 趙彥衛『雲麓漫鈔』巻14。
- 12) 李綱『梁溪集』巻179「建炎時政記、中」(建炎元年六月十三日内降敕書一道)江寧府神霄宮元係保寧寺、鎮江府元係龍遊寺、泗州元係普照寺、洪州元係上藍寺、并舒州如元係投子山寺院、並先次給還、其餘州軍内有原係古寺改建者、令本州開具申尚書省翔建去處、依敕施行、所有正殿聖像如元係佛像改塑、即行改正、若是朔塑即迎赴大慶觀勘會合拘收舍屋等、並謂旧有者其後來因縁、取降特旨并增置到者、並令轉運司拘收、應副省計及古寺係、謂李唐以前古跡如泗州普照寺、舒州投子山、大名府大安寺之類、仰州郡疾速遵依已降指揮施行、無致違戾。
- 13) 洪邁『夷堅三志』巳巻第9、泗州普照像。
- 14) 莊綽『雞肋編』巻上、『元一統志』、中華書局、1966年、22頁。
- 15) 『宋史』巻88志41地理(四)、淮南東路、泗州、李之亮『宋兩淮大郡守臣易替考』(巴蜀書社、2001年)167頁には、「自開禧二年至德祐元年有守臣在焉」とある。

- 16) 轟順新によると、「官寺」は元々日本史研究において使われる概念で、朝廷との関係に近い仏教寺院、政治的あるいは「公」的機能の働く寺院のことを指していた。中国における官寺は、大雲寺、開元寺、龍興寺などと称される隋唐朝廷が勅額し、兩京及び各州において設立した寺院に由来し、北宋時代の年号寺院など形態を経て、南宋時代の禪寺における五山十刹へと発展していく寺院を指している。いずれも、外国人僧侶などの接待、地方仏教事務の管轄、国家のための祈祷など、特別な機能を働いていた（『唐代仏教官寺制度研究』中国社会科学出版社、2020年、第一章緒論、2～5頁）。なお、宋代における官寺の実態に関してはまだ未解明なところが多い。
- 17) 『(至順) 鎮江志』巻9、僧寺、本府、普照寺。
- 18) 李曾伯『可齋統稿』前巻5「泗州普照寺重修大聖殿記」。
- 19) 轟順新によると、龍興寺は唐の中宗・神龍三年（707年）に、開元寺は唐の玄宗・開元年間に創建され、元の名称は「大雲寺」であった。長安の開元寺は、主に地方の僧官が上京した際の宿泊施設や、日本の遣唐使の宿泊先としての機能を果たしていた。長安以外では、各州にそれぞれ一つの開元寺が設置されていた（前掲注16轟〔2020〕第一章緒論、3頁）。
- 20) 朝日道雄1940『京都知恩院藏福州版大藏經刊記列目』、『密教研究』72号。中村菊之助1986『宋福州版大藏經考（三）』、『密教文化』154号。
- 21) 王洋『東牟集』巻13「泗州院記」。
- 22) 『(至大) 金陵新志』巻11下、祠寺志、寺院「浄相院」条。
- 23) 『仏祖統紀』巻44法運通塞「太宗太平興国五年」条。
- 24) 『大中祥符法宝録』巻14六十頌如理論一部一卷。
- 25) 『宋会要輯稿』礼13神御殿「太平興国寺開先殿、天聖八年九月、建太祖神御殿于寺之後廷、以開先爲名」。
- 26) 成尋『參天台五台山記』巻4延久四年（宋熙寧五年）十月十一日～十月卅日、「二十四日戊戌」条。成尋・開封滞在期の泗州大師関連信仰への言及について、齊藤論文には詳しい（齊藤圓眞「成尋の見た中国の庶民信仰：泗州大師僧伽信仰」（『天台学報』47、2004、のち『天台入唐入宋僧の事跡研究』（山喜房佛書林、2006年）第1章に収録。さらに、塚本磨充の研究によれば、この時期、開封城内の多くの文物や美術品、特に仏教関連の文物や絵画などは、かつての呉越国・後蜀・南唐などの諸国から収集され、宮廷や城内各地の寺院などに分散して安置されたという（『皇帝の文物と北宋初期の開封（下）』、『美術研究』406、2012年）。
- 27) 『事物紀原』巻7、真壇浄社部36。
- 28) 成尋『參天台五台山記』巻4延久四年（宋熙寧五年）十月十一日～十月卅日「二十四日」条。
- 29) 『統資治通鑑長編』巻80大中祥符六年六月戊辰の條、龐元英『文昌雜録』巻4。
- 30) 前掲注8。
- 31) 『宋大詔令集』巻223、政事76、道積上、大中祥符六年六月壬子「泗州僧伽大師加號普照明覺大師伽字公私文字不得指斥詔」。
- 32) 『(宝慶) 四明志』巻11、叙祠、寺院、十方律院6「太平興国寺」条。
- 33) 汪聖鐸2010『宋代政教關係研究』、人民出版社、518頁。
- 34) 前掲注33汪〔2010〕569頁。
- 35) 成尋『參天台五台山記』巻4延久四年（宋熙寧五年）十月十一日～十月卅日「二十三日丁酉」条。
- 36) 『(嘉泰) 会稽志』巻7寺院、府城「広福院」条。
- 37) 崇寧年間においては、宰相蔡京が徽宗の長寿祈願のために仏寺や道觀に「崇寧」の額を授けるよう上奏を行い、徽宗はこれを受け入れた（『宋会要輯稿』礼5、祠宮觀、崇寧寺觀）。
- 38) 『(民国) 高邑県志』巻9、金石志、趙复圭「大宋趙州高邑県乾明院建塔記」。
- 39) 前掲注33汪〔2010〕531～532頁。
- 40) 竺沙雅章2000『宋元仏教文化史研究』、汲古書院、第3部「宋元の社会と宗教」第2章「宋元仏教における庵堂」。
- 41) 洪邁『夷堅支乙』巻7「勸善大師」。
- 42) 張舜民『画墁集』巻7「郴行録」巻下「丙申、陰晦欲雪」条。
- 43) 『(雍正) 江西通志』巻124、芸文記3、張商英「仰山廟記」。
- 44) 『仏祖統紀』巻47法運通塞志第17之13、哲宗「(元符) 二年」条、巻54歴代会要志第19之3瑞祥応世「宋哲宗」条。
- 45) 王象之『輿地紀勝』巻28、江南西路、袁州、景物下「洪陽洞」条。
- 46) 洪邁『夷堅支乙』巻1「馬軍將田俊」。
- 47) 張勇2019『宋代淮南地区經濟開發若干問題研究』、中国社会科学出版社、44頁と100頁。
- 48) 『建炎以來繫年要録』巻7、建炎元年秋七月、丙午「同知樞密院事張愨言、戸部財用、惟東南歲月運、最為大計。自

- 治平、嘉祐歲以前、輸發運使一員在真州催督江浙等路糧運、一員在泗州催促自真州至京糧運」とある。
- 49) 黄純艶 2003 「論宋代發運使の演變」『廈門大學學報（哲學社會科學版）』2 期。
 - 50) 曾芷倩 2023 「蔣之奇年譜」、華中師範大學修士論文。
 - 51) 天津圖書館編 1999 『泗州大聖明覺普照國師伝』、『孤本秘籍叢書 9・子部』、中華全國圖書館文獻縮微複製中心。
 - 52) 同上。
 - 53) 余蔚 2007 「論南宋宣撫使和制置使制度」、『中華文史論叢』第 1 期。
 - 54) 袁一堂 1995 「南宋的供漕体制与總領所制度」、『中州學刊』第 4 期。
 - 55) 孟沢衆 2022 「南宋經濟命脈的重建：從發運司到總領所」、『中州學刊』12 期。
 - 56) 図 1～図 3 のいずれも青山定雄の『唐宋時代の交通と地誌地図の研究（第二版）』（吉川弘文館）（青山 1969, p. 50）に収録された「北宋時代交通路線図」を底本とし、加筆している。唐代から南宋にかけての信仰分布の変化を、より簡潔で直感的に示すために、唐・五代・北宋・南宋の四つの時代すべてにおいて、北宋時代の地図を使用した。
 - 57) 黄啓江 2004 「泗州大聖僧伽伝奇新論」、『（台北）仏学研究中心學報』第 9 期。
 - 58) 蘇軾『東坡七集 後集』卷 16 「祈雨僧伽塔祝文」、『蘇東坡全集』（北京燕山出版社 2009 年第 9 卷、頁 4953）卷 88。
 - 59) 蘇軾『東坡七集 続集』卷 12 祝文 19 首「祭泗州塔文」（明成化四年程宗刻本）。
 - 60) 前掲注 9。
 - 61) 張舜民『画墁集』卷 7 卷上「丁酉、早霽」条。
 - 62) 前掲注 61 「丙申、見發運副使蔣之奇」条。
 - 63) （明）宋濂『宋學士文集』卷 23、瀚苑統集卷之 3 「重建繩金宝塔院碑」。
 - 64) 『（至元）嘉禾誌』卷 11、寺院、嘉興興「泗州大聖院」条。
 - 65) 楼鑰『攻愧集』卷 57、魏塘大聖塔記。
 - 66) 洪邁『夷堅志支丁』卷第 8 「王七六僧伽」。
 - 67) 陸遊『老學庵筆記』卷 8。
 - 68) 蘇軾『泗州僧伽塔』（『東坡七集』卷 3 詩七十六首、『蘇東坡全集』（北京燕山出版社 2009 年第 2 卷、569 頁）卷 10）。
 - 69) 蘇轍『樂城集』卷 3 詩七十五首「和子瞻泗州僧伽塔」。
 - 70) 洪邁『夷堅志支乙』卷 7 「潘璋家僧」。
 - 71) 江少虞輯『新雕皇朝事實類苑』卷 69 「魏大諫」条。
 - 72) 前掲注 3 Valerie Hansen (1999) 皮慶生 (2008) は、宋代の宗教信仰・民間信仰・祠廟信仰のあり方を「multi-local cults (多地域性信仰)」として論じ、ある神の信仰が一箇所に限定されず、各地の人々の需要に応じて、交通・経済・都市構造に依拠して広域的に展開するダイナミズムを指摘している一方で、こうした信仰は宋代の士大夫・僧侶・道士・地方官・商人・手工業者など多様な主体の活動によって促進され、国家より認められるようになることを提示している。泗州大聖は仏教の神とされてきたが、まさに宋代においてこうした多地域性信仰のように、「多地域」にわたり展開できた。
 - 73) 濂頰子 2004 年 「江陰發現泗州大聖舍利子」、『江蘇地方志』3 期。発掘調査に関する紹介文である。
 - 74) 林曉君 2007 年 「泗州仏信仰研究」、福建師範大學修士論文。林曉君の現地調査によるものである。以下同。
 - 75) 王虎 2014 年 「宋代僧伽信仰研究」、上海師範大學修士論文。『全宋文』の記載によるものである。以下同。
 - 76) 牧田諦亮 1954 「中国に於ける民俗仏教成立の一過程－泗州大聖僧伽和尚について－」、『東方學報』第 25 冊。『牧田諦亮著作集』第 4 卷、臨川書店、2005 年、219 頁。
 - 77) 林斌 2005 年 「泗州大聖信仰对中国文化的影响－兼对岑港出土石像考証」、『舟山社会科学』3 期。出土資料に関する考証によるものである。
 - 78) 前掲注 76 (2005) 220 頁。

唐宋時期における泗州大聖信仰の分布状況表

番号	祭祀場所	所在地	建設(修繕)時期	賜額	祭祀状況	出典
1	泗州普照寺	江蘇淮安盱眙縣	唐	有	僧伽道場	円仁『入唐求法巡礼行記』巻3と巻4、贊寧『宋高僧伝』巻18
2	龍興寺	江蘇淮安	唐則天万歳通天間(696~697)			『泗州大聖明覚普照国師伝』
3	雲龍山第3龕	江蘇徐州	唐代後期			馬世長2009『泗州和尚、三聖像与僧伽三十二化変相図』、『芸術史研究』、中山大学出版社
4	国祥寺	江蘇常州	唐		僧伽留衣処	『(咸淳)重修毗陵志』巻25
5	報恩光孝禪寺	同上	唐、南唐保大(943~957)、紹興中(1131~1162)	有	普照王塔、僧伽像、僧伽が残った国祥寺衲衣あり、崇寧間、塔に慈雲の名を賜った	同上
6	崇法禪院	同上	南唐(937~975)	有	原名大聖院、大中祥符三年(1010)僧伽院に改め、宣和七年(1125)崇法禪院の名を賜った	同上
7	福聖禪院(南禪寺)	江蘇無錫	雍熙年間(984~987)	有	僧伽像、僧伽留錫処、崇寧年間、妙光の名を賜った	同上
8	普寧禪院	同上	咸淳(1265~1274)前	有	僧伽留笠処	同上
9	塔院	江蘇常州	元豊(1078~1085)前		僧伽造塔	周必大『文忠集』巻171
10	泗州寺	江蘇無錫	嘉定年間(1208~1224)		僧伽留錫処	『(乾隆)江南通志』巻45
11	悟空院	江蘇江陰	景德三年(1006)前		僧伽舍利	[篠垣子2004] ⁽⁷³⁾
12	天寧寺	江蘇揚州儀征	靖康(1126~1127)初		僧伽塔、住持賜号	孫觀『鴻慶居士集』巻32
13	普慧塔	江蘇揚州	崇寧三年(1104)前		泗州大聖靈験	志磐『仏祖統紀』巻47
14	狼山広教院	江蘇南通	太平興国(976~984)間		僧伽塔、大聖殿に僧伽坐像あり	王象之『輿地紀勝』巻41
15	香光寺	同上			三聖殿に僧伽像あり	[林2007] ⁽⁷⁴⁾
16	慈雲因勝院	江蘇鎮江	南唐(937~975)		僧伽塔	『(至順)鎮江志』巻8巻9
17	普照寺、普照塔院	同上	紹興年間(1131~1162)	有	僧伽道場を新たに設置し、僧伽塔、僧伽像あり	同上巻9
18	向善寺	同上	唐	有	咸通中(860~874)復曰僧伽禪院、元代今名に改め	同上
19	甘露寺	同上	唐	有	李徳裕建、元祐(1086~1094)末再建、大中祥符1008~1016)間賜額	同上
20	普寧寺	江蘇鎮江丹陽	唐	有	僧伽塔、祥符年間(1008~1016)賜額	同上
21	正覚禪寺	江蘇南京	景祐元年(1034)	有	磚塔、熙寧年間(1068~1077)賜額	『仏祖統紀』巻46、『(景定)建康志』巻46、『(至大)金陵新志』巻11
22	泗州塔院	同上	唐	有	崇寧間、泗州院を浄相院に改め	『(至大)金陵新志』巻11
23	三塔大聖院	江蘇南京溧陽	治平中(1064~1067)		伝説上僧伽大聖行化地、三塔あり、治平中僧奉琳建	同上
24	五里塔	江蘇南京	紹興七年(1137)		僧伽像	[林2007]

25	灵居寺	江蘇南京六合	唐元和八年(813)	有	僧伽大師眞身を迎えたことがある	董誥『全唐文』卷745
26	泗州教寺	江蘇蘇州	唐		泗州大聖過化の地、嘉熙、紹定中再修繕	『(道光)蘇州府志』卷43
27	無量寿寺	同上			僧伽像	[王2014] ⁽⁷⁵⁾
28	報恩寺	同上	呉越(907~978)	有	文殊、法華、泗州、水陸、普賢五つの子院あり	范成大『(紹定)呉郡志』卷31
29	泗州院(報恩寺子院)	同上	景定(1260~1264)前	有	泗州禪寺の額を賜った	『(乾隆)江南通志』卷44
30	能仁寺	同上			泗州池に僧伽塔影が現れた	同上
31	瑞光寺塔	同上	大中祥符六年~天禧元年(1013~1017)		木彫描金僧伽坐像	蘇州文管会等1979「蘇州市瑞光寺塔発現一批五代、北宋文物」『文物』11期
32	昆山塔院	江蘇昆山	乾道元年(1165~1173)		僧伽塔	『(乾隆)江南通志』卷45
33	泗州塔院	江蘇常熟	隆興年間(1163~1164)	有	隆興元年(1163)移額	『(宝祐)重修琴川志』卷10
34	宝巖院	同上	宝祐年間(1253~1258)前	有	泗州院あり、天禧中(1017~1021)賜額	同上
35	泗州殿	同上	嘉祐八年(1063)			同上
36	普照教寺	浙江嘉興平湖	嘉定年間(1208~1224)	有	旧僧伽院、治平元年(1064)普照院に改め	『(雍正)浙江通志』卷228
37	(魏塘)大聖院	浙江嘉興	治平年間(1064~1067)前	有	僧伽塔、僧伽像	『玫瑰集』卷57、『(至元)嘉禾志』卷11
38	泗州庵	浙江嘉興海寧	嘉定元年(1208)			[牧田1954] ⁽⁷⁶⁾
39	慶善寺	同上	建中靖国初(1101)	有		『(道光)海昌備志』卷12、『(成化)杭州府志』卷52
40	普明寺	浙江嘉興海鹽	治平元年(1064)	有	僧伽院、普明寺に改め	『(至元)嘉禾志』卷11
41	普照院	同上	治平元年(1064)	有	僧伽院、普照院に改め	同上
42	泗州大聖院	浙江嘉興	隆興二年(1164)	有	僧伽像	同上
43	真如院	同上	嘉祐七年(1062)		大聖塔	洪邁『夷堅三志巳』卷7真如院塔
44	昭感院	浙江湖州	呉越年間(907~978)	有	呉越王は僧伽の夢を見て建立	『(嘉泰)呉興志』卷13
45	飛英寺	同上	唐	有	僧伽は舍利を授かったことで塔を建立	同上
46	国清寺	浙江台州	建炎二年(1128)	有	泗州和尚影	成尋『參天台五台山記』卷1、『(嘉定)赤城志』卷28
47	開岩寺	同上	後周顯德六年(959)	有	泗州禪院に改め	『天台山方外志』卷4
48	九峰寺	浙江杭州建德	宝元二年(1039)	有	僧伽殿、宝元二年(1039)建設、政和五年(1115)増設、紹定二年(1229)法善寺の廢額を起用	『巖陵集』卷8、『(淳熙)巖州図経』卷2、方回『桐江集』卷8
49	興福院	同上	政和(1111~1118)初	有	僧伽像、大中祥符年間(1008~1016)賜額	同上
50	泗州戒壇院	浙江杭州	端平三年(1236)	有	今額に改め	『(咸淳)臨安志』卷81

51	臨安歩軍司錢糧官公廨所在寨内	同上			僧伽塔、像あり	『夷堅支乙卷』卷1馬軍將田俊
52	下天竺寺	同上	天聖年間(1023～1032)、開禧三至四年(1207)		僧伽殿、僧伽像	契嵩『鐙津文集』卷12
53	天封院	浙江寧波	紹興年(1131～1162)前	有	僧伽塔、祥符三年(1010)賜額、紹興十四年(1144)太守莫將再建、涂金石雕坐像出土	『(寶慶)四明志』卷11、『延祐四明志』卷16、『(雍正)寧波府志』卷33卷34
54	方広院	同上	治平年間(1064～1067)	有	泗州院、治平二年(1065)賜額	『(寶慶)四明志』卷13、『(延祐)四明志』卷17
55	太平興国寺	同上	嘉定(1208～1224)前	有	泗州像、太平興国八年(983)今額に改め	『(寶慶)四明志』卷11、『(延祐)四明志』卷16
56	普明院	浙江舟山	大中祥符間(1008～1016)	有	僧伽木像、古くは泗州大師堂あり、大中祥符年賜額	『(寶慶)昌国県志』卷下、成尋『參天台五台山記』卷1
57	泗州院	浙江衢州常山	后唐(923～937)	有	泗州石仏像	王洋『東牟集』卷13
58	慧光塔(仙岩寺塔)	浙江温州瑞安	慶曆三年(1043)		木雕塗金泗州大聖坐像	浙江省博物1973「浙江瑞安北宋惠光塔出土文物」、『文物』1期
59	白象寺	浙江温州	政和五年(1115)		白象塔、僧伽磚雕坐像	温州市文物処等1987「温州市北宋白象塔清理報告」、『文物』5期
60	白鶴寺	浙江温州樂清	唐宣宗大中年間(847～860)		僧伽殿	『(永樂)温州府樂清県志』卷5、『(光緒)樂清県志』卷12
61	宝積禪寺	江西萍鄉	後周(951～960)		僧伽像は放光した	黃庭堅『山谷別集』卷4
62	仰山塔	江西宜春	元符二年(1099)		泗州大士はこの塔に現れたことがある。	『仏祖統紀』卷47、卷54
63	太平泗州院	江西宜春市高安	北宋末		泗州院	惠洪『石門文字禪』卷18
64	華嚴院	江西宜春市豊城	唐	有	僧伽像、唐光化之元年(898)報恩と名付けられ、治平三年(1066)今額に改め	同上卷22
65	僧伽院	江西九江市永修	紹定中(1228～1233)		宋僧法遠建	『(同治)南康府志』卷7
66	泗州寺	同上	紹定中(1228～1233)		宋僧宗道建	同上
67	僧伽院	同上	宣和中(1119～1125)		宋僧法因建、元致和中僧無量は再建、兵燹址はあり	同上
68	景德寺	江西上饒	景德中(1004～1007)		泗州院	『古今圖書集成』卷110
69	永寧寺	江西上饒市鄱陽			泗州院	洪邁『夷堅丙志』卷11華嚴井鬼
70	東岳行宮	同上	紹熙五年(1194)前		外舎小室に勸善大師像あり	同上卷7勸善大師
71	泗州菩薩堂	江西景德鎮市樂平市				同上卷7潘璋家僧
72	繩金宝塔院	江西南昌	唐		僧伽塔、北宋治平二年、紹興中再建	『(雍正)江西通志』卷121
73	大聖寺塔	江西贛州市信豊県	治平(1064～1067)		僧伽塔	[林斌2005] (77)
74	妙淨寺明覚院	江西省贛州市於都県	大中祥符二年(1009)前		別称僧伽院	洪邁『夷堅丁志』卷8呉僧伽

75	建昌景德寺	江西省撫州市南城县	紹興十五年(1045)前	有	塔中に泗州僧伽像は置かれた	洪邁『夷堅支志』壬卷3建昌大寺塔
76	僧伽院	福建福州	元祐二年(1087)			『(弘治)八閩通志』卷76
77	華嚴寺	同上	元豊六年(1083)前		僧伽塔	『(弘治)重刊興化府志』卷29
78	開元寺	同上	唐			[朝日1940]
79	泗州院	福建福州市閩侯	開宝七年(974)			『(弘治)八閩通志』卷75
80	感心院	福建福州市閩清	天禧三年(1019)			『(弘治)八閩通志』卷76
81	泗州院	同上	唐			同上
82	泗水庵	同上	景德四年(1007)			同上
83	泗州院	同上	宋時建		上二院、臨濟里にあり	同上
84	泗州院	同上			上八院、賀恩里にあり	同上
85	龜石泗州院	福建福州市倉山	太平興国元年(976)		僧伽像	『(弘治)八閩通志』卷75
86	泗州院	同上	唐大中六年(852)建			同上
87	泗州院	同上			府城西一都にあり、又五六都十一都に泗州院1箇所ずつあり	同上
88	竹林寺	福建福州市長樂	唐大中十一年(857)建		泗州庵	同上
89	泗州寺	福建福州市福清	嘉祐二年(1057)			同上
90	龍泉泗州寺	同上	慶曆二年(1042)			同上
91	泗州堂	同上			県南南厝里にあり	同上
92	泗州庵	同上			県南南厝里にあり	同上
93	泗州院	福建福州市羅源	淳化三年(992)			[林2007]
94	泗州庵	同上	宋時建		県東南旧安金里にあり	『(弘治)八閩通志』卷76
95	泗州院	同上	宋時建		上二院、臨濟里にあり	同上
96	泗州寺	福建南平市	咸淳二年(1266)			同上
97	泗州寺	同上	五代周顯德五年(958)			同上
98	華岩寺	福建莆田	大中祥符六年(1013)		泗州像	『(弘治)八閩通志』卷79
99	泗州庵	同上	紹興二年(1032)			同上
100	内泗州庵	同上				同上
101	下泗州庵	同上				同上
102	上泗州庵	同上				同上
103	泗州院	福建莆田仙遊				同上
104	泗州庵	同上				同上
105	僧伽庵	同上				同上
106	泗州院	福建寧徳市古田	皇祐元年(1049)			『(弘治)八閩通志』卷76
107	泗州塔院	福建漳州市漳浦	元祐年間(1086~1094)			[牧田1954] ⁽⁷⁸⁾
108	南普陀寺	福建廈門	唐	有	治平年間普照寺に改め、唐敕明覺院、宋封天乙仙姑、宋淳祐中賜額	『(康熙)同安県志』卷10
109	圣果院	同上	唐		原名僧伽堂	

110	泗州亭	福建泉州晋江	嘉定(1208～1224)			[林 2007]
111	舍利塔	四川宜賓	北宋	僧伽舍利塔		黃庭堅『山谷集』卷 13
112	大仏陀石窟	四川宜賓市自貢市	天聖六年(1028)	僧伽像		丁天錫 1996「宜賓大仏陀唐末摩崖造像」、『四川文物』4 期
113	北山院石窟第 10 号龕	四川綿陽市魏城鎮	唐中和元年(881)	三聖僧像		[馬 2009]
114	大聖慈寺(興善寺)	四川成都	淳熙(1174～1189)前	僧伽像		『全蜀芸文志』卷 42
115	僧伽和尚堂	同上	唐建中元年(780)	僧伽像		黃休復『益州名画録』卷上
116	慧日院	同上	淳熙(1174～1189)前	僧伽壁画		同上
117	華嚴閣	同上	淳熙一年～四年(1174～1177)	僧伽壁画		同上
118	西禪寺	四川資陽市安岳	唐元和十三年(818)	僧伽和尚三十二化因縁变相龕		安岳県文化館等 2008「四川省安岳県西禪寺石窟調査簡報」、『芸術史研究』第 10 輯
119	臥仏院石窟	同上	北宋	第 55 号龕外僧伽像		[馬 2009]
120	玉虚觀	四川広元	至和三年(1056)	建中靖国増設僧伽像		『蜀藻幽勝録』卷 2
121	泗州堂	四川眉州市仁寿	後蜀(934～966)			李新『跨鰲集』卷 16
122	挾江千仏洞第 91 号窟	四川樂山市	唐末			[馬 2009]
123	大足北山 176 号窟	重慶大足	靖康元年(1126)	僧伽坐像		馬世長 2007「大足北山仏湾 176 与 177 窟 一个奇特題材組合的案例」、『2005 年重慶大足石刻国際學術研討会論文集』、文物出版社
124	大鐘寺	同上	元和十三年～咸平三年(818～1000)	僧伽像		鄧之金 1989「大足県大鐘寺宋代円雕石刻遺跡調査」、『四川文物』5 期
125	大足北山多宝塔	同上	紹興十七年(1147)	僧伽浮彫		陳明光 2007「大足多宝塔外部造像勘察簡報」、『2005 年重慶大足石刻国際學術研討会論文集』、文物出版社
126	石仏寺	重慶江津	紹興二十二年(1152)	泗州大聖龕		重慶市文化遺産研究院、江津区文物管理所 2018「重慶市江津区石仏寺遺址 2016 年度考古調査和試掘簡報」、『南方民族考古』2 期
127	莫高窟第 72 窟	甘肅敦煌	晚唐	僧伽画像		孫修身 1992「莫高窟仏教史跡故事画紹介(一)」、『敦煌研究文集』、甘肅人民出版社
128	仙人崖石窟	甘肅天水	宋代			[馬 2009]
129	王家河摩崖造像第 3 龕	陝西渭南市合陽県	元符三年～政和二年(1100～1112)			同上
130	鐘山石窟第 3 窟	陝西延安市子長市	治平四年(1067)、熙寧(1068～1077)、元豊(1078～1085)、靖康(1126～1127)			同上

131	石泓寺第2窟	陝西延安富縣	唐貞元二年(786)、金皇統元年~八年(1141~1149)			同上
132	清涼山石窟	陝西延安宝塔區	宋代			同上
133	石空寺石窟	陝西延安黃陵縣雙龍鎮	紹聖三年(1096)、元符三年(1100)、政和三年(1113)			同上
134	招福寺	陝西西安	唐會昌三年(843)前		僧伽像	段成式『統西陽雜俎』卷6
135	荐福寺	同上	唐景龍四年(710)前		僧伽漆身塔	贊寧『宋高僧傳』卷18
136	終南山雲居寺	同上	唐乾封二年(667)前		僧伽駐錫地	『大正新修大藏經』諸宗部卷45第1892号道宣『閔中創立戒壇區經(并序)』
137	護國禪院	河南開封	明道二年(1033)	有	大安塔、僧伽像、僧伽殿	夏竦『文莊集』卷27
138	大相國寺	同上	明道二年(1033)		泗州院	『宋會要輯稿』職官25、『新雕皇朝事實類苑』卷69
139	醜池寺	同上	熙寧(1068~1077)前		僧伽浮圖	黃魯『山谷年譜』卷26
140	啓聖禪院	同上	雍熙二年(985)		泗州大師堂、泗州塔	成尋『參天台五台山記』卷4
141	福聖禪院	同上	端拱二年(989)		東堂泗州大師像、羅漢殿立像	同上
142	太平興國寺	同上	熙寧(1068~1077)前		僧伽繡像、泗州大師堂	同上
143	開寶寺	同上	太宗朝		泗州大師真身塔	同上
144	泗州尼院	河南洛陽市偃師	天聖六年(1028)前		僧伽像	『偃師金石遺文補錄』卷9
145	閔林石刻藝術館	河南洛陽	元祐七年(1092)		石雕泗州大聖坐像	陳長安1997「洛陽出土泗州大聖石雕像」、『中原文物』2期
146	香山寺	同上	唐代元和年(806~820)後		僧伽和尚欄楯	王定保『唐摭言』卷四節操、裴晉公條
147	菩提寺	河南南陽市唐河	紹聖二年(1095)		泗州塔	『肇域志』卷30、(清)『(康熙)唐縣志』卷1、『(乾隆)統河南通志』卷20
148	僧伽壁畫	河南鄭州市新密	大觀二年(1108)		墓壁畫は出土したことあり	〔鄭州市文物考古研究所1998〕
149	開元寺泗州院	河南鄭州	宣和七年(1125)前	有		王庭珪『盧溪集』卷47
150	口興寺	河南許昌	唐咸通六年(865)		僧伽和尚靈塔一所、和尚真身儀一體	『八瓊室金石補正』卷48
151	青草廟	湖南岳陽市汨羅	元豐(1078~1085)前		僧伽像	張舜民『畫墁集』卷7
152	泗州寺	湖南株洲市醴陵	唐			『(嘉靖)湖廣通志』卷15、『(同治)醴陵志』卷14
153	武岡東塔寺	湖南邵陽	元豐元年(1078)		僧伽塔	『(隆慶)寶慶府志』卷5、『(道光)寶慶府志』卷98、『(同治)武岡州志』卷31
154	開元寺泗州院	山西晉城市沢州	元祐(1086~1094)前	有		『山右石刻叢編』卷15

155	寿聖寺泗州院	山西晋城市 沢州陽城	後唐(923～ 937)	有	宋初泗州院と称し、天禧二 年賜額、治平四年賜額	『山右石刻叢編』卷15、『(嘉慶) 大清一統志』卷145
156	登州開元寺	山東省煙台 市蓬萊区	唐開成五年 (840)前		僧伽和尚堂	円仁『入唐求法巡礼記』卷2
157	大寧院	安徽宣城市 涇県	宝元元年～ 慶曆四年 (1038～ 1044)		僧伽塔	『(嘉慶)涇県志』卷11
158	僧伽庵	安徽宣城市 寧国	靖康年間 (1126～ 1127)	有	定業寺に改め	『(光緒)重修安徽通志』卷57
159	天寿寺	安徽宣城市 広徳	太平興国四 年(979)		大聖宝塔	[王2014]
160	乾明院	河北石家 市趙県	建中靖国元 年～政和三 年(1101～ 1113)		僧伽塔	『(民国)高邑県志』卷9
161	興教寺塔	上海松江	熙寧元祐年 間(1086～ 1094)、一説 隆興二年 (1164)		銅製造僧伽坐像、僧伽像	張明華、孫維昌、上海博物館1983『上 海市松江県興聖教寺塔地官発掘簡 報』、『考古』12期
162	大慶寿寺	北京西城	金		僧伽像及び宝公真身像	『永楽大典本順天府志残本』順天府 志卷7
163	奉国寺	遼寧錦州義 県	遼代			[馬2009]
164	西湖西山	広東惠州	唐末		泗州大聖塔	釈惠洪『冷齋夜話』卷1「東城南遷」 条
165	僧伽院	雲南玉溪	唐			『輿地紀勝』卷187
166	承天禅院	湖北荊州市 江陵	紹聖二年～ 崇寧元年 (1095～ 1102)		僧伽浮図、僧伽塔	黄庭堅『山谷別集』卷4
167	泗州寺	湖北孝感市 雲夢	唐			『(道光)雲夢県志略』卷1
168	泗州禅寺	湖北黄石市 陽新	唐			[林2007]
169	泗州寺	台湾鳳凰堂 山県			旧治西門外にあり	『(光緒)鳳山県採訪冊』丁部下
170	僧伽寺	韓国ソウル 北漢山	遼太平四年 (1024)		僧伽像	[馬2009]
171	薬師寺	日本奈良	11世紀初		僧伽和尚影	王海燕2012「唐宋時代における泗州 大聖僧伽信仰の一考察」、鈴木靖民 編『日本古代の王権と東アジア』、吉 川弘文館
172	安祥寺	日本京都	唐貞観九年 (635)前		僧伽和尚像一体	伊東史郎1978「聖僧像に関する考察 観心寺像を中心に」、『国華』1018号

The Development of the Sizhou Great Sage Belief in the Song Dynasty

ZHANG Lili

Abstract

Buddhist belief in the Song dynasty expanded in tandem with the rise of the shidafu(士大夫)elite and the growth of commerce and industry, developing in unique ways while merging with popular religion(民間信仰). This paper analyzes the development of the cult of the Sizhou Great Saint(泗州大聖)during the Song period-an aspect that has not been sufficiently discussed in previous scholarship-based on local gazetteers, inscriptions, anecdotal records, and other textual sources. This paper clarifies the following points:(1) A quantitative survey of the geographical and chronological distribution of ritual sites shows that the cult spread particularly in Jiangsu(江蘇), Fujian(福建), Zhejiang(浙江), and the Kaifeng(開封)region of Henan during the reigns of Emperor Zhenzong(真宗), Emperor Huizong(徽宗), and Emperor Gaozong(高宗). (2) Through the relocation of the ancestral temple from Sizhou(泗州)in the Northern Song to Zhenjiang(鎮江)in the Southern Song, as well as the establishment of diverse ritual spaces including Buddhist temples, Daoist monasteries, and popular shrines, the cult developed across “multiple regions” in connection with waterways and urban structures. (3) The activities of local officials, literati, monks, and commoners contributed to the transformation of the Sizhou Great Saint from an object of state ritual into a focus of popular belief, a process that also altered the image of the deity in the Northern Song. In conclusion, this paper demonstrates that the Sizhou Great Saint cult in the Song dynasty functioned as a form of popular Buddhist(民俗佛教) belief.

Keywords: Song dynasty Buddhism, Sizhou Great Sage, Commander-in-Chief(fayunshi), Multi-regional Belief, Waterway Network

宋元時代における驅蝗神信仰の変容

梁 躍 雲

要旨

本稿は、宋元時代における驅蝗神信仰の変容過程を、国家祭祀と民間信仰の双方から考察したものである。宋代では頻発する蝗害に対し、朝廷は古代に由来する「蜡祭」や「醮祭」といった国家的な祭祀儀礼を継承・再編し対応を図った。特に蜡祭は「八蜡」から「蜡百神」へと対象を拡大し、南宋期には方位別に分祀する「四郊分壇」へと発展した。一方、醮祭は蝗害専用の儀礼として特化するも、臨時的性格が強く、民間への浸透は限定的であった。

こうした国家的祭祀の形式化を背景に、南宋末以降、より実効的で即応性の高い人格神を中心とする驅蝗神信仰が地方社会で形成されていく。特に劉猛将信仰は、靈驗譚と朝廷からの封号授与により正統性を獲得し、江南地域を中心に広く受容された。元代には、国家祭祀としての蜡祭は後退する一方で、八蜡廟が地方官主導で建立され、実践的な災害対応の八蜡信仰として再編されていった。

本稿は、驅蝗神信仰が、国家的儀礼から地域社会の実践的信仰へ、さらに自然神から人格神へと重層的に変容した過程を明らかにし、それが頻発する蝗害という社会的危機への対応として、国家と地方の相互作用により形成されたことを示す。

キーワード：驅蝗神、八蜡、劉猛将、信仰、国家と地方社会

はじめに

宋代は政治・経済・社会・文化の諸分野において高度な発展を遂げた時代であった。しかしその一方で、水害・旱魃・蝗害・疫病といった自然災害が頻発し、とりわけ蝗害は農業社会に深刻な打撃を与えた。伝統的には「江南無蝗（江南に蝗なし）」との俗説が流布していたが、宋代には度重なる蝗害の発生によってこの通念は覆され、人々は各階層において宗教的な対応を模索せざるを得なかった。

こうした状況の中で形成されたのが「驅蝗神」への信仰である。驅蝗神信仰とは、蝗害を駆除し得るとされた神に対する信仰を指す。宋元時代においてその形態は多様化し、中央政府が主導した蜡祭や醮祭のほか、地方官や民間の主導によって展開した劉猛将信仰・金姑娘娘信仰など、複数の体系が並存していた。

20世紀後半以降、この驅蝗神信仰に対する学術的関心は高まりを見せた。その端緒となったのは沢田瑞穂の「驅蝗神」であり、沢田は各時代の驅蝗神を紹介するとともに、劉猛将を中心として精緻な考察を行い、その実像を諸史料から追究した。沢田は、驅蝗神の源流を古代の田の神に求めつつ、淫祀が正神へ昇格する過程において史上人物を取り込む仕組みが存在したと論じた¹⁾。これに対して濱島敦俊は、沢田説をおおむね承認しながらも、華北の劉姓神が江南の「猛将」という称号と結合し、清朝によるいわば官製の驅蝗神として仕立てられ、祭祀の強制を通じて驅蝗説話が浸透していったとする異なる見解を提示した²⁾。両氏はともに劉猛将信仰の原型に言及したが、定説には至らずに諸説が併存しているのが現状である³⁾。

また、劉猛将信仰の伝播に関する研究は、主に明清時代を対象とし、山東・山西・蘇北・皖北などの地域的広がりを論じてきた⁴⁾。これらは驅蝗神信仰の展開を明清期に限定しており、宋元期については関心が薄

い。宋代における劉猛将信仰の展開を扱った研究としては、臧俊改がその成立背景と社会的要因を検討し、南宋江南地域に起源を求めた⁵⁾。蔡静函は両浙路における驅蝗神信仰を分析し、宋代には驅蝗を専らに行う神が存在しなかったと結論づけた⁶⁾。

さらに、醮祭に関する研究も成果があり、とりわけその儀礼的変遷に焦点が当てられてきた。醮祭が驅蝗に特化した祭祀へと変容したのは仁宗朝以降とされ⁷⁾、また醮神信仰が地方社会には定着しなかった点も指摘されている⁸⁾。しかし、醮神が驅蝗神信仰体系の中で果たした役割については、なお十分な検討が行われていない。

近年では劉猛将信仰に加え、八蜡信仰の特質やその伝播に関する研究も進展し、明清期の八蜡廟の文化的内実や地理的分布が論じられてきた⁹⁾。とはいえ、八蜡信仰が劉猛将信仰との競合の中で衰退したのか、あるいは逆に発展したのかについては、依然として明確な結論は得られていない。

以上の先行研究を総合すると、宋代の驅蝗神信仰に関する議論は、主として醮祭または劉猛将信仰に集中し、八蜡信仰に直接触れるものは乏しい。劉猛将信仰についても宋元期の様相は十分に解明されておらず、また八蜡信仰・劉猛将信仰・金姑娘娘信仰¹⁰⁾など複数の驅蝗神信仰の相互関係を体系的に検討した研究は存在しない。特に、多くの研究が明清期に焦点を当てているのに対し、宋元期における驅蝗神信仰の実態把握は極めて限定的であると言わざるを得ない。

そこで、本稿は宋元時代における驅蝗神信仰の変容過程を明らかにすることを、目的とする。具体的には、国家主導の祭祀から地方社会における信仰への移行、さらには驅蝗を目的とする人格神信仰への展開を跡づけ、国家と地方における祭祀の実像と信仰の展開を解明する。

一、蜡祭の起源と制度化の過程

(1) 蜡祭の起源

八蜡とは、もともと中国古代における重要な農業祭祀の一つである。まず、時代の流れから蜡祭を見てみよう。蔡邕『独断』巻上に、

四代蜡之别名：夏曰嘉平，殷曰清祀，周曰大蜡，漢曰腊。五帝蜡祖之别名：青帝以未腊卯祖，赤帝以戌腊午祖，白帝以丑腊酉祖，黑帝以辰腊子祖，黄帝以辰腊未祖¹¹⁾。

とあるように、蜡祭は夏では「嘉平」、殷では「清祀」、周では「大蜡」と呼ばれた。しかし、注意すべきなのは漢代では「腊」と呼ばれたことである。魏・張揖『廣雅』巻九、「釈天」に「腊，索也，夏曰清祀，殷曰嘉平，周曰大蜡，秦曰腊」とあり、秦代の時からすでに腊という名前に戻っていった。したがって、漢代の「腊」の名称は秦代のもを受け継がれたものである。秦漢以降、「蜡」の字は「腊」に改められ、祭祀の名称も「腊祭」と称されるようになった。なお、この祭祀は魏の時代に国家の礼制として明確に位置づけられていく¹²⁾。

蜡祭は毎年十二月に農事の終わりを迎えると、来年の豊作を祈って八種類の神々に対して行われた。「八蜡」と呼ぶのは八種の神が存在するからである¹³⁾。その八種の神について以下のような記載がある。張載『張載集』經學理窟、祭祀に、

八蜡：先嗇，一也，始治稼穡者，據易則神農是也；司嗇是修此職者，二也；農，三也；郵表暵，四也；

猫虎，五也；坊，六也；水庸，七也；百種，八也。百種，百穀之種。舊説以昆蟲爲八，昆蟲是爲害者，不當祭。此歲終大報也¹⁴⁾。

つまり、その祭祀は先嗇、司嗇、神農、郵表啜、猫虎、坊、水庸、百種という八つの神を祀ることであった。そして、以前の人々は昆虫を第八種の神と考えた。つまり、最初の驅蝗神は蜡祭で祭祀された昆虫の神であることが伺える。次は宋代の状況を見てみよう。

(2) 宋代における蜡祭の制度化の過程

宋代の蜡祭の制度化に関する研究については、すでに一定の蓄積がある。夏日新や荆亜玲などは、蜡と腊の源流および両者の関係に着目し、先秦において両者は本来別個の祭祀であったが、秦漢以降しだいに並行して行われ、唐宋時代には合一へと向かったことを指摘している¹⁵⁾。朱紅は唐代宮廷の腊日賜物を研究する中で、蜡・腊が礼制の中で並行または混用される現象に注目した¹⁶⁾。また徐立平は、蜡祭が先秦の「蜡八」から唐宋時代の「蜡百神」へと発展し、国家の大祀体系に組み込まれたことを論証し、その礼制化の過程を明らかにした¹⁷⁾。

しかしながら、これらの研究は蜡腊関係の源流考証やマクロ的な展開に重点を置く傾向が強く、宋代の礼制化の具体的な諸段階——すなわち、宋初における蜡腊合祭の制度確立、神位体系の拡充、さらには南宋中期に見られる「四郊分壇」の分祀化傾向という一連の段階——については、いまだ体系的な整理を欠いている。そこで本報告は、従来の研究成果を踏まえつつ、宋代の蜡祭の制度化の具体的な進展とその段階的特徴をさらに明らかにする。まず、宋代建国の初期から整理していこう。

宋が建国されると、建隆元年（960年）三月には、国家の五徳を「火徳」とし、腊祭を行う日を「戌の日」と定めた¹⁸⁾。これは、宋朝が前代までの礼制を継承しつつ、新たな王朝としての祭祀体系を確立しようとしたことを示している。

しかし、宋初における蜡祭・腊祭の運用は、必ずしも整理されたものではなかった。当時の状況とそれに対する改革の動きを具体的に示すのが、太常博士であった和峴の上奏である。彼の上奏内容は、建隆四年（964年）に議論されたものであり¹⁹⁾、その詳細は以下の通りである。『宋會要輯稿』禮一九、蜡臘、太祖建隆四年六月二十三日の条に、

四年六月二十三日，太常博士和峴上言：「伏惟去歲腊在十二月十四日，據《書》曰『以七日辛卯蜡百神』，謹按蜡始于伊耆氏，夏日嘉平，商曰清祀，周曰蜡，漢曰腊。是知蜡者，腊之別名。漢以火行，戌日為腊。腊者接也，新故相接，田腊禽獸以饗百神，報終成之功也。王者因行腊蜡，上饗宗廟，旁及五祀，展其孝心，盡物示恭也。魏晉以降，沿襲為常。至于唐朝，實土徳，貞觀之際，尚以前寅蜡百神，卯日祭社宮，辰日腊饗宗廟。開元定禮，三祭皆以腊辰，以應土徳也，當時議者以為得宜。聖朝火徳，宜以戌日為腊，而以前七日辛卯便行蜡禮，恐未為宜。況今宗廟、社稷並遵腊享，而獨蜡不以腊，於理不通。」事下太常禮院議²⁰⁾。

とある。和峴の奏議をまとめていくと、以下の通りである。

まず和峴は、祭祀の歴史的連続性を強調する。すなわち、蜡祭は古代の伊耆氏に始まり、夏・商・周の三代を経て、漢代に「腊」と改称されたものであり、「是知蜡者，腊之別名」と述べ、両者が本質的に同一の祭祀であることを論じた。そして、漢が火徳であったことから戌の日を腊祭の日としたこと、魏晉以降もこ

の制度がおおむね踏襲されてきたことを指摘する。

次に、唐代の礼制との比較を通じて、宋初の現状の問題点を明らかにする。唐は土徳であったため、当初（貞観年間 627 年～649 年）は、以前と同じく寅の日に「蜡百神」、卯の日に社稷を祭り、腊祭（辰の日）に宗廟を祀るという段階的な祭祀を行っていた。しかし、開元年間（713-741）に礼制が改定されると、「蜡百神」・祭社稷・享宗廟の三つすべてを腊祭（辰の日）に準じて行うようになり、これが唐代において合理的かつ完成された礼制と見なされていた、と和峴は理解していた。

この唐の開元礼を理想とした上で、和峴は宋の現状を批判する。宋は火徳なのだから、漢代の例に倣い戌の日を腊祭と定めたこと自体は正しい。しかし、それにもかかわらず、その 7 日前の辛卯の日に蜡祭を行っているのは、礼官の誤りであると断じた。さらに、「況今宗廟、社稷並遵腊享、而獨蜡不以腊、於理不通」と述べ、享宗廟と祭社稷がすでに腊祭に準じたにもかかわらず、本質的に同一であるはずの蜡祭だけが腊祭に準じなかったという礼制上の矛盾を突き、これを不合理であると論じたのである。

以上の問題認識に基づき、和峴は「請準唐禮、蜡百神、祀社稷、享宗廟、皆同用腊日²¹⁾」と提案した。すなわち、唐の開元礼に倣い、「蜡百神」を行う蜡祭、祭社稷、そして宗廟への祭享を、すべて腊祭の日に行うと建言したのである。この奏議は太常礼院で議論された結果、全面的に受け入れられた²²⁾。

この一連の経緯は、宋代における蜡祭制度の形成過程について、いくつかの重要な点を示唆している。第一に、和峴の奏議は、建隆四年以前の宋初において、蜡祭と腊祭が別々のものとして扱った可能性が高い。このことは、宋建国初期の礼制が未だ過渡期にあり、制度的な混乱や未整備な側面を抱えていたことを物語る。

第二に、和峴の改革案が採用されたことで、「蜡」と「腊」はまた完全に一体化され、唐の開元礼をモデルとした祭祀体系へと再編された。これは宋朝が過去の礼制をどのように解釈し、自らの王朝の祭祀を体系化しようとしたことも示す。

第三に、改革を唱えた和峴自身の背景も、この決定に大きく影響している。和峴は開封浚儀の人で、その九代前の祖先は唐の高宗に仕えた監察御史²³⁾、父の和凝は唐後期・後晋で宰相を務めるなど、代々官僚を輩出した名家の出身であった²⁴⁾。彼自身も幼少期から後漢に仕え、宋の建隆年間に太常博士に任じられている。このような家系と経歴を持つ和峴が、唐代、特に盛唐の文化や礼制の影響を色濃く受けていたことは想像に難くない。彼が唐の開元礼を理想として掲げた背景には、宋朝が盛唐のような安定した文化国家を再興することへの期待も含まれていたと推察される。宋は建国当初、五代の混乱を收拾し、唐の正統な後継者であることを内外に示す必要があった。そうした時代的要請の中で、唐の完成された礼制に準拠しようとする和峴の提案は、朝廷上層部にも受け入れられやすかったのであろう。

また、注目すべきは、当初八神を対象としていた蜡祭が、唐代から宋代までに次第に「蜡百神」へと発展した点である。これは祭祀体系の拡大と神格機能の多様化を象徴している。

宋初は唐代までない変化が見られるが、宋代全体を俯瞰すれば、変化はそれだけにとどまらない。例えば、宋代中期における実際の祭祀対象数については、以下のような記録も残されている。『宋會要輯稿』禮一九、蜡臈、仁宗天聖三年十一月二十二日の条に、

仁宗天聖三年十一月二十二日、太常博士、祕閣校理、同知禮院陳詒上言：「伏見每年季冬蜡百神於南郊，祠壇設五方田畷、郵表啜之位各于其方。今詳蜡祭一百九十二位，祝文內載一百八十二位，畷五方田畷、五方郵表啜一十位不載祝文。深慮開元以來，歷年寢遠，或前編之缺載，致有司之失傳。²⁵⁾」

とあり、天聖三年（1035年）の時点で、蜡祭はすでに192柱の神祇を祀っており、そのうち182柱が祝文に記載されていた。これは蜡祭が農耕守護神に限らず、方位や自然を司る多様な神々を含む体系的な祭祀へと展開していたことを示す。

これらは北宋から南宋初期まで維持された。その後、南宋中期になると、蜡祭の方式にも変化が見られるようになる。『宋會要輯稿』禮一四、羣祀三、高宗、紹興二十七年の条には以下のようにある。

二十七年五月二十七日、禮部、太常寺言：「奉詔舉行大祀一十三祭。其四郊方位，緣今來壇壝齋宮未備，欲乞立春日祀青帝、春分朝日、季春出火祀大辰、腊前一日、蜡祭東方百神，權於青東門外長生院齋宮行事。立夏日祀赤帝、季夏土王日祀黃帝，於利涉門外淨明寺齋宮行事。立秋日祀白帝、秋分夕月、季秋内火祀大辰、腊前一日蜡祭西方百神，於錢湖門外惠照院齋宮行事²⁶⁾。

紹興二十七年（1157年）には、蜡祭が方位別に細分化され、東方・西方の百神に分けて行われていたことがわかる。

南宋中期になると、蜡祭の祭壇はさらに分化し、乾道四年（1168年）には、太常少卿王淪の建議により、東西南北四郊それぞれに専用の祭壇を設け、該当方位の神祇を分祀する「四郊分壇」の形式が確立された²⁷⁾。

以上の分析から明らかになるのは、まず蜡祭が夏・殷・周代に起源を有し、秦漢時代に「腊」と名を変えて制度化され、魏晋から隋唐を通じてその礼制が継承されたという一連の流れである。宋代に入ると、建隆四年以前には腊祭と蜡祭が別々なものとして扱ったが、和峴の奏議によって唐の開元の治に倣い、腊祭と蜡祭はまた一体化されて、その対象神数も「八蜡」から「蜡百神」へと拡張されていった²⁸⁾。さらに、南宋中期にはその制度が「四郊分壇」へと再編され、祭祀の分散化が進んだことが確認できた。

(3) 蜡祭と酺祭の機能比較

蜡祭に加えて、宋代の中央政府は「酺祭」と呼ばれる別の祭祀によっても蝗害への対処を試みていた。酺祭が史料上に確定できるものは、戦国時代末期において初めて見られる。そして、昔の酺祭は、朝廷が人民に対し、一定の日数の間は自由に宴楽することを許可するものであり、人々は飲酒の禁令などを気にすることなく、天下が共に祝うという意味を示すものであった²⁹⁾。つまり、酺祭は、宋代に特有の制度ではないことがうかがえる。

しかし、宋代にはその展開には独自の特色が見られる³⁰⁾。慶暦年間以前においては、酺神への祭祀は蝗蝻の災害に限らず、さまざまな異変への対処として実施されていた³¹⁾。しかし、宋仁宗の治世以降、酺神は蝗害発生時の主要な祭祀対象として特化されるようになった³²⁾。すなわち、酺祭は当初こそ祈年祭の一部であったが、後に災異祈禳のための儀礼へと変容し、特に蝗害時における専用の祭祀となった。

とはいえ、酺神はその特殊性ゆえに、宋代において全国的に広く浸透することはなかった。その理由として、以下の諸点が挙げられる。

- (1) 酺祭は常設の国家祭祀ではなく、臨時的な祭祀であったこと³³⁾
- (2) 酺祭は唐代以降に徐々に衰退したこと³⁴⁾、また酺祭は広範には広まらず、国家祭祀の範囲にとどまったこと。

こうした状況のもとで、酺神が広範な民衆の信仰を獲得することは困難であった。しかし注目すべきは、宋代の酺神は、蝗害という自然の災厄を司る自然的神の性格と、人間の祈りに応える性格を持ち始める、過渡的な存在であったことである。陳淵も指摘するように³⁵⁾、この酺神の新たな兆候こそが、後の時代に劉

猛将に代表されるような、より明確な人格神的驅蝗神が広く受け入れられていくための、重要な思想的・宗教的な前提となったと考えられる。

これに対して、蜡祭は宋代を通じて国家主導の公式儀礼として継続されており、必ずしも蝗災に特化した祭祀ではなかったにもかかわらず、長年にわたる祭典としての伝統と、多機能的な神格構造を備えていたため、民間においても受容され、継承されていった。

二、元代における八蜡信仰の伝播

(1) 驅蝗に対する宗教的实践

酺祭が衰退して、民間での社会的浸透を果たせなかった一方で、蜡祭は全く異なる展開を見せた。宋代以降、中央の礼制からは次第に姿を消したものの³⁶⁾、元・明・清代に至るまで、地方社会においては八蜡信仰が新たな形で継承・再構築されていったのである。

統治者は政教関係の再編と王朝の正統性を意識し、蜡祭に仏教的要素——すなわち「腊八節」——を取り入れ、儀式を民俗行事へと変質させていった³⁷⁾。唐宋期における仏教の興隆は蜡祭衰退の一因となる。こうして蜡祭は年中行事としての性格を帯びるようになり、その宗教的意義は制度的には後退することとなった。

しかし一方で、南宋末期には江南地域を中心として、蝗害が激甚化し³⁸⁾、従来の祭祀では対応しきれない現実的危機に直面する³⁹⁾。これにより、蜡祭は「災異対応」の信仰装置として、地方官や民間によって再び重視されるに至った。

こうした中、元代になると、八蜡を祀る祠廟（八蜡廟）が地方で建立され始め、信仰の場が国家祭祀の空間から地方信仰の空間へと移行する現象が確認される。元代においては、中央政府が八蜡信仰を積極的に保護・推進したわけではなく、むしろ地方官の裁量と信仰実践が重要な役割を果たしたのである。

元代の地方官は、蝗害の予兆や災害時において、八蜡神に対して直接的な祈祷や祭文を奉じるなど、実践的信仰を展開していたことが、多くの記録から読み取れる。馬端臨『文獻通考』卷八十五、郊社考十八、八蜡に、

劉秉直字清臣，大都武清人。至正八年，來爲衛輝路總管，平徭役，興教化，敦四民之業，崇五土之利，養鰥寡，恤孤獨。賊劫汲縣民張聚鈔一千二百錠而殺之，賊不獲，秉直具詞致禱城隍祠，而使人伺于死所，忽有村民阿蓮者，戰怖仆地，具言賊之姓名及所在，乃命尉襲之，果得賊于汴，遂正其罪。秋七月，蟲螟生，民患之，秉直禱于八蜡祠，蟲皆自死。歲大饑，人相食，死者過半，秉直出俸米，倡富民分粟，餒者食之，病者與藥，死者與棺以葬。天不雨，禾且槁，秉直詣城北太行之蒼峪神祠，具詞祈祝，有青蛇蜿蜒而出，觀者異之，辭神而還，行及數里，雷雨大至。秩滿，以親老，去官侍養⁴⁰⁾。

とあるように、至正八年（1348年）、衛輝路総管であった劉秉直は、秋七月に蝗害が発生すると「八蜡祠」において祈祷を行い、その結果「蟲皆自死」という靈験を得て災害を収束させている。これは、地方官が八蜡神の効力を信じ、蝗害対策という実務的な災害対応として、その信仰を実践していたことを明確に示している。

さらに注目すべきは、劉秉直がこれに先立ち、汲県で発生した強盗殺人事件という全く異なる難題に直面した際も、同様に宗教的手段に頼っている点である。彼は賊が捕まらない状況下で「城隍祠」に祈祷し、そ

の結果、犯人の情報が不可思議な形で（村人が恐怖で自白する）もたらされ、事件解決に至っている。

これらの記述は単なる劉秉直個人の事績紹介に留まらない。蝗害という「災害」に対しては八蜡祠を、盗賊という「人災」あるいは「治安問題」に対しては城隍祠をと、地方官が直面する現実的な統治課題の解決手段として、対象に応じた神祇への祈祷というように、その「靈験」を真剣に用いていた実態を物語っている。劉秉直が神祇の力を借りて問題を解決するという手法は、多様な宗教に対して寛容であった元代の信仰環境とも無関係ではないだろう。そして、このような信仰的土壌こそが、本来は国家祭祀であった蜡祭を、地方社会における八蜡信仰という、より実践的かつ靈験を重視する信仰形態へと徐々に変容させていく重要な背景となったと考えられる。

劉秉直の事例以外に、元代では、蝗害を遭遇したとき、蝗を駆除するにはさまざまな宗教的实践が見られる。『元史』卷一百九十二列傳第七十九、良吏二、観音奴に、

亳州有蝗食民禾，観音奴以事至亳，民以蝗訴，立取蝗向天祝之，以水研碎而飲，是歳蝗不爲災。後陞爲都水監官⁴¹⁾。

とあり、観音奴が公務のため亳州に到着した際、住民は蝗虫が稲作を食い荒らしていることを訴え出た。これを受けて観音奴はただちに蝗虫を捕らえ、天に向かって祈願した。その後、蝗虫をすり潰して水に混ぜ、自らそれを飲んだという。この年、亳州では蝗害は発生しなかったと記録されている。

観音奴は泰定三年（1326年）の進士であり、その卓越した裁断力から「發擲如神」と称された人物である⁴²⁾。彼は、蝗虫を捕え、砕いて水に混ぜて飲むという行為を通じて、蝗害を鎮めようとする儀式的行動を行った。これは呪術的要素を含む信仰実践であり、八蜡祠に祈りを行うこととは異なる形式である。

蝗を殺す以外に、元代の地方官は雨を乞うことで蝗害を防ごうとした。『元史』卷一百九十二列傳第七十九、良吏二に、

林興祖字宗起，福州羅源人……至正八年，特旨遷爲道州路總管……春旱，蟲食麥苗，興祖爲文禱之，大雨三日，蟲死而麥稔。已而罷興作，賑貧乏，輕徭薄斂，郡中大治，憲司考課，以道州爲最⁴³⁾。

とあり、至正八年（1348年）、林興祖は道州路の総管として着任した。その年の春には干ばつが続き、さらに蝗虫が麦の苗を食い荒らす被害が発生した。林興祖はこれに際し、祝文を作成して祈祷を行ったところ、三日間にわたって大雨が降り続き、結果として虫は死滅し、麦もよく実ったという。

この記録で注目すべきは、林興祖が祈祷を実施したものの、その対象として八蜡神や特定の神祇が記されていない点である。これは、当時の地方官において、災害に対する宗教的対応が一律ではなく、個々の裁量や地域習慣によって多様な形式がとられていたことを示している。

以上の三例（劉秉直・観音奴・林興祖）を通して、元代中後期における地方官が蝗害対策として実施した信仰的実践は以下のように整理できる。

- (1) 劉秉直：八蜡祠への直接的な祈祷
- (2) 観音奴：蝗虫の捕獲・砕解・飲用という呪術的儀式
- (3) 林興祖：神祇を明示せずに祭文を捧げる形式的祈願

これら三例から見ても、元代の地方官は蝗害に対して複数の信仰的手段を用いて対応していたことが明らかである。必ずしも八蜡祠が唯一の手段であったわけではなく、祈雨・呪術行為などが併用されていたこと

から、当時の蝗を駆除する信仰実践が極めて多様であったことがわかる。八蜡信仰の流布はある程度進んでいたが、全国的な祠廟の建設をみるには至っていなかった。そして、その展開は主に地方官の主導によるもので、国家レベルでの一元的布教政策によるものではない。すなわち、元代の八蜡信仰は地域神信仰としての性格が強く、かつ実用的な災害対応信仰として民間に根付いていった可能性が高い。

三、劉猛将信仰の展開

(1) 人格神信仰の登場

宋代の駆蝗思想は多元的な様相を示していた。その思想的基盤には、前代から継承された「天譴説」や「天人感應論」、さらには「以政驅蝗（政によって蝗を駆る）」という観念が存在した⁴⁴⁾。また、国家は法令を制定して捕蝗を厳格に実施させたが⁴⁵⁾、それは地方官や民衆に大きな負担を強いたため、しばしば民生問題を引き起こした⁴⁶⁾。こうした実践的な駆蝗策と並行して、蝗害を鎮めるために祭祀を行うという信仰的方策も盛んに実施された⁴⁷⁾。すなわち、宋代には「実践的な駆蝗」と「祭祀的な駆蝗」という二つの体系が併存していたといえる。

このような複雑な駆蝗思想のもと、蜡祭や醮祭といった制度化された礼制的神祇に加え、南宋末以降には人格神を中心とする新たな駆蝗神信仰が地方社会に広く浸透した。その代表例が劉猛将信仰と金姑娘娘信仰である。宋代にすでに蜡祭や醮祭、さらには城隍廟・孚応廟など、蝗害に対応する祭祀体系が存在したにもかかわらず、宋元時代に新たな人格神信仰が次々と出現したのは注目すべき現象である。

その要因としては、以下の三点を挙げることができる。第一に、中央祭祀の形式化と民間での実効性の追求である。蜡祭や醮祭は礼制的性格が強く、突発的かつ具体的な蝗害に迅速に対応することは困難であった⁴⁸⁾。その結果、地方社会では即効的で靈験を重んじる信仰対象が求められるようになった。第二に、駆蝗を職能とする人々の専門家の需要である。蜡祭は本来農耕全般を司る多神的構造を有していたが⁴⁹⁾、劉猛将や金姑娘娘といった人格神は駆蝗に特化した存在として民間の要求に応えた。第三に、賜額・封号制度による正統性の付与である。南宋期には地方官や士人による上奏や建廟が盛んとなり、朝廷が人格神に封号を授与する制度が整備され⁵⁰⁾、信仰の拡大を制度的に支えた。そこで地方官や民衆が主体となって信仰を構築し、その過程で劉猛将信仰が蜡祭と競合しつつ、最終的には蜡祭に代わる駆蝗神信仰として確立していった。もっとも蜡祭の衰退後も、元代では八蜡信仰として復興することとなる。

(2) 人格神的駆蝗神の実態

劉猛将信仰の構造は二層的である。第一は、武勇に優れた人物を神格化する層であり、第二は、自然神的な職能が人格神へと転化する層である。この二重性は、『夷堅志』に記録された事例において傍証される。『夷堅志』支甲卷第一護國大將軍に、

紹興二十六年，淮、宋之地將秋收，粟稼如雲，而蝗蟲大起，翾飛蔽天，所過田畝，一掃而盡。未幾，有水鳥名曰鷺，形如野鷺，而高且大，脰有長喙，可貯數斗物，千百爲羣，更相呼應，共啄蝗，盈其喙，不食而吐之，既吐復啄，連城數十邑皆若是。才旬日，蝗無子遺，歲以大熟。徐、泗上其事於虜廷，下制封鷺爲護國大將軍⁵¹⁾。

とあり、紹興二十六年（1156年）、淮宋地域では秋の収穫を目前に突如として蝗害が発生した。しかし、鷺

と呼ばれる水鳥の大群が飛来し、蝗を捕食して被害は収束した。徐州・泗州の地方官はこの功績を金廷に上奏し、鷺鳥は「護国大將軍」として封じられたという。この事例は、蝗を駆逐する動物が「護国大將軍」という軍事的称号を付与されることで擬人化され、守護神的存在へと位置づけられることを示している。すなわち、蝗を駆逐した動物（鷺鳥）そのものが、人格神的な武神の職能として再解釈されうることが物語っている。これは、劉猛将が駆蝗の機能を担う武神として成立する思想的基盤であったと考えられる。

一般的に神格形成のプロセスは、第一に自然界の動物が靈験を示すことによって神格化され、次にその神格が功績ある人物に付会されることで、自然神が人格神へと転化する。劉猛将信仰はこのプロセスを内包しているため、劉猛将信仰の原型をめぐって複数の説が併存するのは偶然ではなく、もともとその信仰が自然神的性格と人格神的性格を色濃く有していたと理解できる。

一方、同じく人格神的駆蝗神として成立したのが金姑娘娘信仰である。『(光緒)寧海縣志』卷四、建置志二、廟に、

建雄古廟在南七十里任家莊天鵝山麓、正屋三楹祀南宋尚書金殿公第四女、廟旁墓題曰：金四姑娘之墓。按廟碑、四娘、太平人、宋恭宗朝尚書金殿公女也。祥興元年、公與簽書樞密院事陸秀夫、越國公張世傑及東勝趙總戎、沙篋馬將軍等輔駕幸南。當日四娘亦挈以偕來託迹本邑南鄉祝治民家、繼而婁義民助餉、旋駐足臨邑仙巖洞。越明年、帝如海、文武海死者十餘萬人、金殿公亦與焉。時四娘聞君父沒、遂與胞妹七娘激烈自盡。祝治民等、停柩湖心田。後、至元十九年夏五月、疾風迅雷忽遷柩於福心田。里人異之、爰封土作墓、且立廟以祀。顏曰：建雄厥後年湮廟毀有任氏些春子者起而修之、迄今五百餘年矣、赫濯聲靈、有求必應。娘娘行四、四娘、父之喚。呼娘娘、俗之尊稱云⁵²⁾。

とあり、金殿公の第四女・金四娘は父の忠節に殉じて自害したと伝えられ、その義烈の行為が靈験として顕現したことで地方社会に祀られるようになった。至元十九年（1282）には神格化され、明清期には江南で旱魃や蝗害に際して「駆蝗使者」として祭祀されるに至った⁵³⁾。すなわち、金姑娘娘信仰は忠烈の女性像に基づきながら、同時に駆蝗神としての職能を担った点で、劉猛将信仰と並ぶ代表的事例である。

(3) 江南地域における劉猛将信仰の伝播

劉猛将信仰は南宋末期にすでに成立していたが、特に江南地域で広がりを見せた⁵⁴⁾。その背景を明らかにする史料として、繆荃孫『江蘇金石記』には、景定四年（1263）の勅命碑文が載せられている。『江蘇金石記』南宋封天曹猛将敕に、

拓本、高一尺四寸五分、廣二尺二寸、行書十四行、行十六字、字徑六分。

皇帝敕曰：國以民爲本，民實比於干城。民以食爲天，食猶重於金玉。是以后稷教之稼穡，周人盡之井田，民命之所由生也。自我皇祖神宗列聖相承，迫茲數葉，朕嗣鴻基，夙夜惕若。邇年以來，飛蝗犯境，漸食嘉禾，宵旰懷憂，無以爲也。黎元恚怨，未如之何？民不能祛，吏不能捕。賴爾神力，掃蕩無餘，上感其恩，下懷其惠。爾故提舉江州太平興國宮淮南江東西浙四制置使劉錡，今特敕封爲揚武侯天曹猛將之神，爾其甸同群庶，血食一方，故敕。景定四年三月八日。

按劉錡，『宋史』有傳，字信叔，德順軍人。『五行志』：淳祐二年五月，兩淮蝗；景定三年八月，兩浙蝗，文所謂“邇年以來，飛蝗犯境”也⁵⁵⁾。

とあり、宋理宗景定四年（1263）の勅命によれば、近年しばしば蝗害が国土を侵し、農作物を食い荒らして民生を大きく脅かしていた。皇帝自身も日夜憂慮したが、民も役人もこれを防ぐことができず、広く怨嗟の聲が満ちていた。ところが劉錡の神力によって蝗害は一掃され、その恩恵により百姓は救われた。そこで皇帝は、その功績を称え、劉錡を「揚武侯天曹猛将之神」に封じ、一方を守護する神として祀らせることを命じたという。

劉錡は実在の將軍であり、『宋史』にも伝があるが⁵⁶⁾、碑文では官職名に実際と異同がある。敕によると、劉錡は提舉江州太平興國宮、淮南江東西浙四制置使という官職である。しかし、実際に『宋史』に記載される官職名は提舉江州太平觀と江・淮・浙西制置使である⁵⁷⁾。碑文と『宋史』に記載された官職名は完全に一致するとは言えない。

靈驗譚のみを根拠として劉錡を劉猛将信仰に結びつけるのは困難である。むしろ、劉錡が朝廷から「揚武侯天曹猛将之神」の封号を賜ったことこそが決定的に重要であったと考えられる。おそらく、後世に語られた靈驗譚は、劉猛将信仰の拡大を正当化するために信仰者たちによって創出されたものであろう。これに対して、劉錡が「揚武侯天曹猛将之神」に封じられたことは史実である。その傍証として、各地の地方志には劉錡を祀る祠廟の存在が多数記録されている。『(嘉靖)常熟縣志』卷之四、祠祀志に、

劉太尉廟，太尉宋江淮制置使武穆劉公錡也，廟在虞山南麓嶽祠之傍，俗稱節使永定公劉真君廟，建于宋紹熙中，元至正三年（修）⁵⁸⁾，明嘉靖十六年邑人王環繼修⁵⁹⁾。

とあり、劉太尉廟はすでに宋の紹熙年間に創建されており、元の至正三年（1343年）には新たに修繕が行われている。そして、この劉太尉廟の沿革をたどると、元代に至って廟名が変化していくことが確認できる。また、『(正徳)姑蘇志』卷二十八壇廟下に、

中山永定公廟、祀宋名將劉錡、元至正三年建⁶⁰⁾。

とあり、元の至正三年、蘇州には中山永定公廟が建立され、宋の名将である劉錡が祀られていることが確認できる。すなわち、劉太尉廟は元代に至り、中山永定公廟へと転化していったのである。

注目すべきは封号の変遷である。紹熙年間（1190～1194）に建立された劉太尉廟は、元の至正三年には「中山永定公廟」として祀られるようになった。すなわち、宋代に与えられた「揚武侯天曹猛将之神」という封号を基盤に、元代には「公」へと昇格し、信仰が拡大していったことがうかがえる。実際、地方志には劉錡を祀る祠廟が多く記録されており、その伝播を裏付ける。

この流行の背景には、南宋末から元代にかけて江南で頻発した蝗害があった。淳祐二年（1242年）には両淮で、景定三年（1262年）には両浙で蝗害が発生しており⁶¹⁾、実際に南宋から元代までの間に江南地域には蝗害の被害が大きかったと言われている⁶²⁾。このような現実的な災害が劉猛将信仰の成立と拡散を促進したと考えられる。すなわち、劉太尉廟を基盤とする南宋中期以降の信仰の蓄積、劉錡への付会と朝廷による封号授与、そして江南地域における蝗害の頻発という条件が重なり合うことで、劉猛将信仰は江南社会に広範に浸透していったのである。

本章の考察により、劉猛将信仰の特徴は以下の三点に要約される。第一に、その成立は「自然神から人格神への転化」という二重構造に基づいていた。『夷堅志』に見られる駆蝗現象が軍事的称号を付与されることで人格神的武神へと再解釈され、信仰の思想的基盤を形成した。第二に、南宋末から元代にかけての江南

地域における広範な浸透は、靈驗譚そのものではなく、朝廷による封号授与という制度的承認に支えられていた。第三に、劉太尉廟が「中山永定公廟」へと改称される過程は、封号昇格が信仰の拡大を後押しし、江南社会において蝗害対策の救済神として受容されたことを示している。

総じて、劉猛将信仰は自然神的要素と人格神的要素を兼ね備えつつ、国家の制度的承認と蝗害多発という社会的背景を契機として、江南社会に定着した驅蝗神信仰であったと結論づけられる。

おわりに

本稿は、宋元時代における驅蝗神信仰の展開を、国家主導の祭祀と地方社会の信仰という二つの側面から検討した。その結果、蜡祭・酺祭といった国家儀礼から、八蜡信仰や劉猛将信仰を中心とする地方信仰への重心の移行、さらに自然神から人格神への神格機能の変容という二重のプロセスが確認された。この変遷は、頻発する蝗害という社会的背景に対応しつつ、形式化した国家祭祀に代わって、地方社会がより実効的な信仰を追求したことに起因する。

特に劉猛将信仰の成立と展開は、自然神的要素と人格神的要素を併せ持ち、国家的承認を経て地方社会に深く浸透する過程を示している。これにより、驅蝗神信仰は単なる民衆の自発的信仰ではなく、国家権力との相互作用の中で形成・変容する多層的な歴史のプロセスを有していたことが明らかとなった。

それは王元林氏が提示する、国家と地方の信仰が織りなす複雑な相互作用という理論を実証的に補完するものであると見られる⁶³⁾。驅蝗神信仰の変遷は、宋代以降の民間信仰が人格神を生み出し、民俗化していく歴史的過程と密接に連動しているだけではなく、驅蝗神信仰が民衆の間に広まった物語や風俗を伴う「人格神」として確立されていくプロセスを描くことは、宋元変革期における民間信仰の在地化という時代特色を鮮明に浮き彫りにする⁶⁴⁾。

注

- 1) 澤田瑞穂「驅蝗神」(『東方宗教』第51号、1978年)。
- 2) 濱島敦俊「江南劉姓神雑考」(『待兼山論叢』第24号、1990年)。
- 3) 劉猛将の原型に関する研究は数多く存在する。前注澤田、濱島、車錫倫、周正良「驅蝗神劉猛将の来歴和流変」(『中国民間文化—稲作文化与民間信仰調査』学林出版社、1992年)、代洪亮「民間記憶の重塑：清代山東の驅蝗神信仰」(『済南大学学報』第12巻第3期、2002年)、張志強「宋代对蝗災的認識与回应」(淡江大学碩士學位論文、2007年)、鄭土有著・高倉健一訳「中国江南吳語地区の劉猛将信仰と贊神歌」(『比較民俗研究』第28号、2013年)、張文、盧淪寧「刘宰賑飢与蝗神信仰」(『史学集刊』第6期、2019年)、王重陽、左中儀「南京八蜡廟驅蝗神与刘猛将軍信仰」(『遺產』第10輯、2024年)などは、劉猛将の原型を漢代の劉章、三国時代の劉備の子・劉禪、南唐の劉仁贍、宋代の劉錡・劉鋭・劉宰・劉翰、南宋の抗金将・劉光世の弟、元代の劉承忠、あるいは吳地に伝わる牧童(牛飼いの少年)とするなど、さまざまな説が存在する。
- 4) 以下の先行研究による。陳正祥『中国文化地理』(生活・読書・新知三聯書店、1983年)、周中建「劉猛将信仰与吳中稲作文化」(『農業考古』第1期、1998年)、趙世瑜『狂歡与日常：明清以来的廟会与民間社会』(生活・読書・新知三聯書店、2002年)、代洪亮「民間記憶の重塑：清代山東の驅蝗神信仰」(『済南大学学報』第12巻第3期、2002年)胡夢飛「自然灾害与神靈崇拜—明清時期蘇北地区灾害信仰的歷史考察」(『防災科技学院学報』第16巻第4期、2014年)、李天網『金澤：江南民間祭祀探源』(生活・読書・新知三聯書店、2017年)、凌富亞、李瓊「清代皖北蝗神信仰興衰探析」(『淮海工学院学報(人文社会科学版)』第16巻第7期、2018年)、張軍龍「清代民間金姑娘娘信仰研究」(『宗教学研究』第3期、2021年)、劉嘯虎、黃燕「明清時期刘猛将軍信仰的變遷研究」(『淮南師範学院学報』23巻第1期、2021年)、胡夢飛、甄思辰「国家正祀与地方傳統：明清時期魯西驅蝗神信仰的歷史考察」(『運城学院学報』第42巻第1期、2024年)、王重陽、左中儀「南京八蜡廟驅蝗神与刘猛将軍信仰」(『遺產』第10輯、2024年)。
- 5) 臧俊改「南宋以降(1840年之前)驅蝗神劉猛将軍信仰研究」(暨南大学修士論文、2011年)。

- 6) 蔡静函「宋代兩浙路蝗神信仰研究」(温州大学修士論文、2020年)。
- 7) 李華瑞「宋代的捕蝗与祭蝗」(『山西大学学报(哲学社会科学版)』第6期、2011年)。
- 8) 陳淵「宋代祭舖礼探析」(『民俗典籍文字研究』第1期、2022年)。
- 9) 劉宇・鄭明德「農神崇拜与社会信仰：以明清時期的八蜡廟為对象的歷史考察」(『農業考古』第1期、2014年)、王雅琨「“蜡”与“腊”：中原八蜡文化述略」(『漢字文化』第24期、2023年)、胡夢飛・甄思辰「国家正祀与地方傳統：明清時期魯西驅蝗神信仰的歷史考察」(『運城学院学报』第42卷第1期、2024年)、姚宇舟「清代山西蝗神信仰內涵及其流變—兼論武雅士“神、祖先和鬼”的象征体系」(『古今農業』第3期、2022年)、王重陽・左中儀「南京八蜡廟驅蝗神与劉猛將軍信仰」(『遺產』第十輯、2024年)らは、主に明清時代における八蜡廟の文化的内実およびその地理的広がりに関して論じている。
- 10) 金姑娘娘信仰について、代洪亮「民間記憶的重塑：清代山東の驅蝗神信仰」(『済南大学学报』第12卷第3期、2002年)、張軍龍「清代民間金姑娘娘信仰研究」(『宗教学研究』第3期、2021年)らは、金姑娘娘信仰が明清期においてどのように発展・衰退していったのかについて言及している。張氏は代氏の研究を踏まえ、金姑娘娘廟の地域分布を詳細に検討しているが、史料の制約のため、明清以前の金姑娘娘信仰については分析が十分ではない。
- 11) 漢・蔡邕『独断』二卷、清乾隆嘉慶間嘉善謝氏刻抱經堂叢書影印本。
- 12) 『宋史』卷一百三、志第五十六、吉禮六、蜡に「大蜡之禮，自魏以來始定議。」とあり、つまり、蜡祭の礼儀は魏において国家礼制として成立するようになった。以降、隋唐に至るまでその基本的な枠組みは継承されたとされる。
- 13) 漢・鄭玄、唐・孔穎達疏『禮記正義』卷十七、月令に「天子大蜡八，伊耆氏始為蜡。蜡也者，索也。歲十二月，合聚萬物而索饗之也。蜡之祭也，主先嗇而祭司嗇也。祭百種，以報嗇也。饗農，及郵表畷、禽獸，仁之至、義之盡也。古之君子，使之必報之。迎貓，為其食田鼠也；迎虎，為其食田豕也，迎而祭之也。祭坊與水庸，事也。」とあり、十二月に蜡祭を行うことが恒例であり、その祭祀対象は先嗇、司嗇、百種、神農、郵表畷、貓虎、坊、水庸という八つの神を祀る。
- 14) 宋・張載著、章錫琛點校『張載集』中華書局、1978年。
- 15) 夏日新「腊日的祭祀」(『集刊東洋学』73号、1995年)。荊亞玲「“蜡祭”考溯」(『上海交通大学学报(哲学社会科学版)』第15卷第2期、2007年)。
- 16) 朱紅「紅雪与唐代宫廷腊日賜物習俗」(『中国学研究』第5輯、2002年)。
- 17) 徐立平「唐宋時期腊日節研究」(陝西師範大学修士論文、2010年)。
- 18) 『宋史』卷一、本紀第一、太祖一に「(建隆元年三月)壬戌，定國運以火德王，色尚赤，腊用戌。」とあり、宋代の国運は火徳であり、色を赤と定め、腊祭は戌の日に行う。その由緒は注11所引『独断』に「五帝腊祖之別名：青帝以未腊卯祖，赤帝以戌腊午祖，白帝以丑腊酉祖，黒帝以辰腊子祖，黄帝以辰腊未祖」とあるように、五帝の赤帝と漢代を代表する五行も火徳であり、同じく「戌」に腊祭を行うのに由来すると考えられる。漢代の五行の属性については、馬端臨『文獻通考』卷八十五、郊社考十八に「漢火行，用戌腊」とあることから窺える。
- 19) 和峴の上奏の時期については史料によって異同が見られる。『宋史』卷一百三、志第五十六、禮六は乾徳三年(965年)、『文獻通考』卷八十五、郊社考十八は建隆三年(962年)とするが、本稿では『宋會要輯稿』の記述に基づき建隆四年(964年)説を採る。
- 20) 『宋會要輯稿』禮一九、蜡臘、太祖建隆四年六月二十三日の条参照。
- 21) 馬端臨撰『文獻通考』上海師範大學古籍研究所、華東師範大学古籍研究所點校、中華書局、2011年9月、第1版、第2625頁。
- 22) 『宋史』卷一百三、志第五十六、禮六、蜡に「議如峴言，今後蜡百神、祀社稷、享宗廟皆用戌腊一日」とあり、和峴の提案に同意したことがわかる。
- 23) 『宋史』卷四百三十九、列伝第百九十八、文苑一、和峴。
- 24) 『舊五代史』卷一百二十七、周書十八、列伝第七、和凝。
- 25) 『宋會要輯稿』禮一九、蜡臘、仁宗天聖三年十一月二十二日の条参照。
- 26) 『宋會要輯稿』禮一四、羣祀三、高宗の紹興二十七年度の条参照。
- 27) 『宋史』卷一百三、志第五十六、吉禮六、蜡、乾道四年の条に「乾道四年，太常少卿王淪又請於四郊各為一壇，以祀其方之神，東西以日月為主，各以神農、后稷配；南北皆以神農為主，以后稷配。自五帝、星辰、嶽鎮、海瀆以至猫虎、昆蟲，各隨其方，分為從祀。其後南蜡仍於圓壇望祭殿，北蜡於餘杭門外精進寺行禮。」とある。
- 28) 『舊唐書』卷二十四、志第四、禮儀四に「蜡祭凡一百八十七座。」とあり、「蜡百神(蜡祭に百神を祀る)」自体は唐代から存在していただけではなく、既に祭祀対象が187座という具体的な実数で定められていたことがわかる。したがって、古代の八神から具体的な多数の神々を祀る百神への発展は、唐代においてすでに完成していたと見るべきである。これを踏まえると、注25所引の史料で示したように、宋代に祭祀対象が192柱と計数されている点は、唐代の制度を

- 継承した上で、さらに神格を追加・拡充したことを示している。唐から宋へのこの継承と微増は、蜡祭が単なる象徴的な儀礼ではなく、祭祀対象を明確に特定し、その実質的な効能を追求する実務的な国家祭祀として重視され続けていたことを示唆している。
- 29) 葉国良「古代東亞各国所見の大酺活動」(『嶺南学報』復刊第13輯、2020年)。
- 30) 『五礼通考』卷五十七、吉礼五十七酺に「紹興三十二年八月、禮部太常寺言：看詳酺祭事、欲依紹興祀令、蟲蝗爲災則祭之。」とあり、蝗害があれば酺祭を行う。それは昔の娯楽のような酺祭とはかなり性質が違っていた。
- 31) 張志強「宋代的祈神禳災」(国立中正大学博士論文、2020年)。
- 32) 李華瑞「宋代的捕蝗与祭蝗」(『山西大学学报(哲学社会科学版)』第34卷第6期、2011年11月)。
- 33) 『楼鑰集』卷八十三祝文、祭酺神祝文に「惟『周禮』族師之職、春秋祭酺。鄭康成云：『蠲螟之酺。』慶曆之制、有蝗蟲則祭。熙寧議臣欲每歲春秋行禮、終不果行。乃閏五月丙戌以蟲螟爲害、祭以致禱。賴神之賜、隨即衰息。茲當晚禾秀茂之際、又有食其心者。士民以前日之靈異來請、不憚再瀆、復舉斯典。」とあり、酺神の祭祀は北宋の時代に十分に実行されなかっただけではなく、南宋の時代、蝗害が生じる時だけに祭祀が行われていた。
- 34) 葉国良「古代東亞各国所見の大酺活動」(『嶺南学報』復刊第13輯、2020年)。
- 35) 陳淵「宋代祭酺礼探析」(『民俗典籍文字研究』第26輯、2022年)。
- 36) 代洪亮「民間記憶的重塑：清代山東の驅蝗神信仰」(『濟南大学学报』第12卷第3期、2002年)。
- 37) 王雅琨「“蜡”与“腊”：中原八蜡文化述略」(『漢字文化』第24期、2023年)。
- 38) 李華瑞『宋代救荒史稿』(天津古籍出版社、2014年)。
- 39) 鄭鐸『郎溪集』卷二十六捕蝗に「翁媪婦子相催行、官遣捕蝗赤日裏。蝗滿田中不見田、穗頭櫛櫛如排指。鑿坑篝火齊聲驅、腹飽翅短飛不起。囊提籩負輸入官、換官倉粟能得幾。雖然捕得一斗蝗、又生百斗新蝗子。只應食盡田中禾、餓殺農夫方始死。」とあり、役人をはじめ、老人や婦人などの一般の人々も蝗の駆除活動に取り組んでおり、人々が蝗害に直面していたことがうかがえる。
- 40) 馬端臨『文獻通考』卷八十五、郊社考十八参照。
- 41) 『元史』卷一百九十二、列傳第七十九、良吏二、觀音奴参照。
- 42) 『元史』卷一百九十二、列傳第七十九、良吏二、觀音奴に「觀音奴、字志能、唐兀人氏、居新州。登泰定四年進士第。由戸部主事、再轉而知歸德府。廉明剛斷、發擿如神。民有銜冤不直者、雖數十年前事、皆千里奔走來訴、觀音奴立爲剖決、旬日悉清。」とあり、觀音奴の官職や事績を記している。
- 43) 『元史』卷一百九十二、列傳第七十九、良吏二参照。
- 44) 陳淵「災害の文化反応：宋代禳災活動研究」(西南大学博士論文、2023年)。
- 45) 董焯『救荒活民書』卷三拾遺に「烟窃惟宋朝捕蝗之法甚嚴、然蝗虫初生、最易捕打。往往村落之民、惑于祭拜、不敢打扑、以故遺患未已。」とあり、宋朝における捕蝗の法はきわめて厳格なものであった。
- 46) 汪炎昶『古逸民先生集』卷一記蝗并序に「至大己酉、江浙大飢、疫死者衆。自徽衢以南則稍安、然多艱食。明年夏六月、有蝗自東北蔽天而南、其稍遲回于此者、惟食野草及竹葉粟苗而已、禾黍無大傷也。飢疫災方息、飛蝗又作群。攬空吹密雪、障日度輕雲。瀕死欣纔脫、偷生駭乍聞。分官嚴捕瘞、吏卒日紛紛。」とあり、政府は官吏を派遣し、蝗を打ち払うあるいは埋めることで駆除するよう命じた。その結果、官僚も胥吏もその法令によって疲弊の日々を送った。
- 47) 羅願『淳熙新安志』卷十神異に「孚應廟、在邵武軍泰寧縣東二里、五代正明中建廟、有二神。相傳一姓陳、閩人；一姓汪、歙人。…水旱疾疫、有求必禱、螟蝗、盜賊不及其境。」とあり、蝗が県内に侵入しないよう、孚應廟において祈祷が行われた。
- 48) 『宋史』卷九十八志第五十一吉禮一に「凡常祀、天地宗廟、皆內降御封香、仍製漆匱、付光祿、司農寺；每祠祭、命判寺官緘署禮料送祀所；凡祈告、亦內出香。遂爲定制。嘉祐中、裴煜請：大祠悉降御封香、中小祠供太府香、中祠減大祠之半、小祠減中祠之半。東、西太一宮係大祠、歲太府供香、非時祈請、降御封香準大祠例。及皇地祇、五方帝、百神、文宣、武成從配神位、牲牢寡薄。」とあり、国家的祭祀は儀礼が煩雑であり、すでに儀礼の形式が定まっている。そのため、迅速な対応が困難であった。
- 49) 范如蘋「『礼記』蜡祭蠶探-兼論其社會功能」(『道南論衡』第12期、2002年)。
- 50) 須江隆「唐宋期における祠廟の廟額、封号の下賜について」(『中国-社会と文化』第9号、1994年)。
- 51) 洪邁撰、李昌憲整理『夷堅志』大象出版社、2019年5月、第1版、第18頁。
- 52) 清王瑞成修、張濬著『(光緒)寧海縣志』24卷、清光緒二十八年刊本影印本。
- 53) 褚人穫『堅瓠集』余集卷四、金姑娘娘に「康熙癸未夏、吳中乏雨、有人自江北來、傳有一婦趁柴船行數里即欲去、云：我非人、乃驅蝗使者、即俗所稱金姑娘娘。今年江南該有蝗災、上帝不忍小民乏食、命吾渡江收取麻雀等鳥以驅蝻蝗、汝傳諭鄉農、凡有蝗來稱我名即可、除船錢百文在汝家門首、可歸取之、俄不見、已而常州一帶果有蝗從北來、鄉農書：金姑娘娘位號、揭竿祭賽、蝗即去。後聞人言：崇禎庚辰辛巳間、向有金姑娘娘紙馬、六十年來、並不刷印、至今歲復興、

- 大獲其利予、家庭中秋間果無鳥雀、至冬復集。」とあり、金姑娘娘信仰は明の終わり頃に広がったことがわかる。
- 54) 趙世瑜『狂歡与日常：明清以来的廟会与民間社会』北京：生活・読書・新知三聯書店、2002年、92-93頁。
- 55) 繆荃孫著、張廷銀、朱玉麒主編『繆荃孫全集』鳳凰出版社、2014年8月、第1版、第593-594頁。
- 56) 『宋史』卷三百六十六、列傳第一百二十五、劉錡。
- 57) 『宋史』卷三百六十六、列傳第一百二十五、劉錡。
- 58) 「修」の字は、以下により筆者が補った。(明)龔立本纂修『(崇禎)常熟縣志』卷之三、祀典志、祠廟附録に「中山永定公廟、在孚応廟右、東向。元至正三年建、或云建于紹熙、修于至正、或云乾道末按察使胡榮建、俱未詳。祀者宋太尉劉錡也。嘉靖十六年邑人王環重修、鄧拔有記：祠在山西麓岳祠右。高爽軒杰、依山而起、有石識云乾道末按察胡榮建。考之南渡官、无按察、軫運使判其任、豈胡嘗為之欤？祠至元而敝。当其時、相傳有白馬自外境入祠中不去、修祠者因導之以哀众財、事頗异……」とあり、鄧拔の記から至元時期に靈驗説によって新たに中山永定公廟を修繕したことがわかる。
- 59) (明)馮汝弼修、鄧拔纂『(嘉靖)常熟縣志』卷之四、祠祀志、明嘉靖十八年刻本影印本。この史料は劉太尉廟を中山永定公廟と同一視したが、両者の間には時間的なずれが存在する可能性があると考えられる。
- 60) (明)林世遠修、王鑿纂『(正徳)姑蘇志』明正徳刻嘉靖續修本影印本。
- 61) 『宋会用輯稿』瑞異三、蝗災、理宗淳祐二年と景定三年の条に「淳祐二年五月、兩淮蝗。」と「景定三年八月、兩浙蝗」とあり、兩淮と兩浙の地域に蝗害が発生したことが伺える。
- 62) 宋の時代に発生した168回の虫害は、河南、陝西、山東、河北、山西、甘肅、江蘇、安徽、北京、浙江、湖南、江西、広西、福建の14省に及び、そのうち江蘇地区の蝗害発生頻度は第3位であった(邱雲飛著、袁祖亮編『中国災害通史・宋代卷』鄭州大學出版社、2008年、145-147頁)。また、宋代以降、湖沼の干拓や長江沿岸の圩田開発が広く行われるにつれて、自然環境は徐々に変化し、蝗害は長江南岸、特に長江下流の三呉地域にまで及ぶようになった。また、データから見ると、元朝では蝗害が発生した年は81年で、109年間の73.4%を占める。世祖の在位35年の間に蝗害のなかった年はわずか8年で、蝗害発生年は在位年数の77.1%を占める。省単位での蝗害分布を見ると、中書省が最も多く、次いで河南省、陝西は少なく、遼陽が最も少なかった(章義和著『中国蝗災史』合肥：安徽人民出版社、2007年、32と204頁。)江蘇と中書省は蝗害の重点被害地域であることが伺える。劉猛将信仰が流行した江蘇と八蜡信仰が盛んになった中書省、その二つの地域に驅蝗神信仰が広がったのは実際の蝗害が頻発したからとみて疑いない。
- 63) 王氏の理論は、国家が社会秩序の維持と統治の正当性を確保するため、地方で靈驗の顕著な神々を公認し、祭祀体系に組み込んでいく「国家化」のプロセスを解明した。このプロセスは、信仰の神格や教義を儒教的な価値観や国家の統治理念に合致するよう再解釈する「儒家化」も伴う。(王元林『国家正祀与地方民間信仰互動研究：宋以後海洋神靈的地域分布与社会空間』中国社会科学出版社、2016年)
- 64) 驅蝗神信仰の在地化は張振康氏が言及した南海神信仰の「地方保護神化」と「民間信仰化」に類似した特徴が見られる。そのため、「地方保護神化」と「民間信仰化」の現象は南海神信仰のみにいえるのではなく、他の民間信仰にもいえることであると考えられる。南海神信仰の「地方保護神化」と「民間信仰化」の論述は張振康氏の博士論文で指摘されている。張振康『10-13世紀における広東珠江デルタの南海神信仰の研究』(大阪市立大学博士論文、2023年。)

The Evolution of Locust-Exorcising Cults during the Song and Yuan Dynasties

LIANG YUEYUN

Abstract :

This study investigates the evolution of locust-exorcising cults during the Song and Yuan dynasties, with attention to both state ritual and local religious practice. In the Song, repeated locust infestations prompted the court to inherit and restructure ancient ceremonies such as the Là (蜡祭) and Pú (酺祭). The Là sacrifice expanded its scope from the “Eight Là” (八蜡) to the “Hundred Là” (蜡百神), and by the Southern Song developed into the “four suburban altars” (sìjiāo fēntán 四郊分壇), in which offerings were organized according to the cardinal directions. By contrast, the Pú sacrifice became a specialized rite against locusts, yet its ad hoc nature limited its resonance beyond the imperial sphere.

As these state rites grew increasingly formalized, local communities from the late Southern Song onward began to cultivate more immediate and efficacious forms of worship centered on anthropomorphic protective deities. The cult of General Liu (Liu Mengjiang 劉猛將), in particular, gained legitimacy through miracle narratives and imperial investiture, and came to be widely embraced in Jiangnan. Under the Yuan, the Là sacrifice declined as a state ritual, but Eight Là temples (八蜡廟) were established under local official patronage, especially in Shandong, Henan, and Hebei, where the cult was reconfigured as a practical religious response to natural disasters.

The study argues that the cult of locust-exorcising deities underwent a layered transformation: from state ritual to local religious practice, and from the veneration of natural powers to the worship of personified gods. This process was not linear but constituted through the dynamic interplay of imperial authority and local society in their efforts to manage the recurring crisis of locust plagues.

Keywords: locust-exorcising cults, Eight Là, Liu Mengjiang, religious practice, state and local society

宋代湖州新市鎮の空間・社会構造

董 媛

北宋で設置された湖州徳清県の新市鎮は、南宋になると臨安を中心とする首都圏のなかに位置することにより、数多くの高官や文人などを引き寄せた。これまでの新市鎮に関する研究は、主に「建築と都市空間」・「保護と開発」・「文化」・「遺跡文物と名人」・「伝説と物語」などの方面から行われてきたが、宋代新市鎮の空間と社会の構造については十分に考察されていない。本稿は、この点を補うため、地方志や碑刻、筆記などの史料を活用し、宋代新市鎮における施設を復元し、鎮内空間における宗教・生活・娯楽・経済・文化交流などの機能が共存していることを解明した。また、鎮内における監鎮官・官僚身分を有する移住者・進士・新市鎮出身の官僚など様々な人物の存在を明らかにした。彼らの中には同郷関係、婚姻関係、朱熹並びに朱子学を中心とした関係が存在した。彼らは新市鎮で士人ネットワークを構築し、鎮民と共に、鎮内の朱泗神信仰の永霊廟と東岳大帝信仰の東岳行宮などの宗教施設の建設に参加した。以上に見られる諸特徴は宋代の江南市鎮の空間・社会構造の特質を明瞭に示している。

キーワード：鎮志、空間・社会構造、ネットワーク、朱泗神、東岳行宮

一. はじめに

傅衣凌（1964）は、商品生産・人口構成・社会階層の構成という三つの方向から江南市鎮を考察し、「専業市鎮」という概念を提出した¹⁾。これを嚆矢として、数多くの研究者が明清時代の江南市鎮に着目し、研究を行ったが、江南市鎮の前駆的な存在である宋代の市鎮の考察は十分とはいえない。筆者は、傅宗文（1989）、王旭（2017）²⁾を踏まえ、史料の整理とデータの再統計により、宋代江南地域³⁾において300を超える市鎮があったと見出した。これまでの宋代における江南市鎮の研究は、マクロの視点により、「人口規模と商税」・「官僚」・「流通と経済」という三つの方面⁴⁾から考察されてきたが、個別事例の考察というミクロな視点による江南市鎮の検討は不十分である。そのため、本稿は湖州徳清県の新市鎮を研究対象として、江南市鎮の空間・社会構造の更なる考察を目指す。

中国におけるこれまでの新市鎮に関する研究は、主に「景観建築と都市空間」・「保護と開発」・「文化」・「遺跡文物と名人」・「伝説と物語」という五つの要素に焦点を当ててきた。代表的な研究成果を挙げると、新市鎮は、施設の分布などが道教の影響を受け、商業・住宅・宗教などの建築が混在し、空間構造は明確な区分がないという。大運河の文化・貿易港の文化・宗教信仰・養蚕・民俗などの研究、または、水質汚染などの一連の問題にも絡み、鎮の保護方法に関する研究もある⁵⁾。

他方、日本と欧米の新市鎮に関する研究では、主に「信仰」と「書院」を取り上げた。代表的な研究成果を挙げると、新市鎮の土地神である朱泗神の霊験が現実の災害と符合するということを指摘する。宋代江南市鎮における東岳神祭祀の原因の探究に関する研究もある。また、新市鎮にある履斎書院などの宋代の書院は、蔵書事業と密接な関係性があったと指摘する⁶⁾。

以上のように、これまでの研究は内部の解明につとめてきた。しかしながら、空間と社会を把握した総合

的な宋代の新市鎮に関する研究は存在しない。そこで、本稿では、宋代新市鎮の内部空間に着目し、施設の分布や地方における著名人物などを切り口として、鎮内の空間・社会構造を検討していく。

一方、宋代新市鎮に関する史料を系統に整理すると、主に次のような四種類から構成されている。①『嘉泰吳興志』、明清時代の、新市鎮の鎮志、徳清県の県志、湖州府志などの地方志。②『宋史』・『宋会要輯稿』などの官撰史料。③文人の文集、『昨夢録』・『夷堅志』などの筆記史料。④族譜・墓誌銘などの個人に関する史料。

そのうち、新市鎮の鎮志は、基本的に明清時代に編纂された⁷⁾が、そこには宋代の内容も記録され、宋代の新市鎮の空間と社会を再構築するためにも重要な史料として無視できない。新市鎮の鎮志の数量について、巴兆祥(2018)は、新市鎮の鎮志の数量は、全国でトップクラスであると指摘する⁸⁾。鎮志の現存状況を考証するために、筆者は、2025年3月に浙江図書館・湖州市図書館・徳清県図書館において、新市鎮の資料調査を実施した。それにより、多くの鎮志は既に散逸しているが、現存している明清時代の新市鎮の鎮志は、①正徳11年(1516)の陳霆『仙潭志』、②順治4年(1647)に編纂が完了した沈戩谷『仙潭後志』、③康熙30年(1691)の程之彭『仙潭文献』、④嘉慶17年(1812)の沈赤然『新市鎮統志』、⑤光緒28年(1902)の費梧『新市鎮再統志』の五編である。

これまでの新市鎮の鎮志に関する研究では、徐鵬(2017)と巴兆祥(2018)が、既存の研究であまり触れられていない東京大学東洋文化研究所に収蔵された孤本である『(光緒)新市鎮再統志』に着目し、深く考証を行った。両氏はこの孤本の筆者や日本に伝来されたルートを解明しながら、鎮の地図が保存されていることを指摘する。さらに、この鎮志には、地元の産業・橋梁・郷約などの社会経済面、災害状況・慈善事業などの民生面、及び礼儀・祝日などの風俗が緻密に描写されていると指摘する⁹⁾。

それゆえに、本稿では、現存の五つの鎮志を核として、徳清県の県志・湖州府の府志・『嘉泰吳興志』・『吳興掌故集』・『吳興備志』などの地方志を補助史料として、さらに『宋史』・『宋会要輯稿』・『昨夢録』・『夷堅志』などの史料で補充しながら、宋代新市鎮の空間と社会の構造を系統的考察する。

二、新市鎮の概況と宋代における交通

新市鎮の所在について、【図1】によると、湖州徳清県における新市鎮は、州の東南部、県の東北部に位置し、湖州と秀州の境界に近い場所にある。北は湖州・太湖・蘇州などに行くことができ、南は杭州・紹興などに、西は秀州・松江などに到達することができる。

また、新市鎮の気候と地理状況について、陳月萍は、この地域は亜熱帯モンスーン気候で、夏は高温で多雨であり、4-5月には梅雨が発生し、7-8月には酷暑であり、冬に温和で少雨であるという。杭嘉湖平原に位置し、四方には山地がなく、地勢は平坦だったと述べる¹⁰⁾。

一方、風俗について、『仙潭志』巻1 風俗には、

僊潭之俗，自宋人誌餘不知者，謂宋初脫五代之亂，人樂更生，重本力穡。祥符以來，士知向學有登巍科，躋膺仕者。建炎南渡，密邇行都，衣冠鱗集，而賦役亦簡，井閭田野之毗，大抵知尚禮義而賤勇力，此風俗之在，昔通一邑而言者也。僊潭之俗大約如是。然自我朝而論，則順化以前，謀饗殮者以興販為能養子弟者，以讀書為諱，婦女裾襦尚。

とあり、宋初は、農業を重んじたが、大中祥符年間以降、士人は学問を志し、科挙に合格し官僚になる者も現れた。建炎年間の南渡により、新市鎮は臨安に近いと、多くの士大夫や官僚が集まった。賦税と徭役は軽く、市井や村落の人々は、礼義を尊び、武力を軽んずるようになったという。

【図1】



引用元：譚其驤主編『中国歴史地図集』第六冊（中国地図出版社、1982年）より改図

新市鎮の由来・別称・設置などについて、『(康熙) 仙潭文献』巻上地理志・沿革には、

仙潭新市為清邑東鄙，東南十五里有陸市，晋永嘉三年夏，遥雨一月，洪水暴發，市一夕沉陷，居人徙而東，有陳霆肅者，來鎮相地，以其水陸環繞，舟楫通利，遂率众居，於是歲久漸集成市，以新為市。地有三潭，相傳晋陸脩静簡寂真人嘗沒於潭中，數日始出。潭底有琴聲，弈叟對弈局以其上，丹光常見水面。里人葉申作賦記其事。狀元吳潛遂榜二字曰仙潭，額於潭北。按鎮始於晋永嘉……至天寶元年，改臨溪為德清，隸屬湖州。五代時，屬吳越。宋太平興國二年，吳越納土，簽書樞密院石熙載等檢閱地圖，奏請立名新市鎮。……陳水南先生曰：「仙潭之說，疑於恠誕不經。然里俗相傳，其所以由來遠矣。安得而倒之？然吾志新市事而曰仙潭，固以其名称之雅，非曰好恠而信异也。」¹¹⁾

とある。湖州徳清県に属する新市鎮の前身となる陸市は、徳清県の東南15里にあり、晋の永嘉三年(309)に、一か月間の雨で、洪水によって水没したため、陸市を捨てて、市の東側の新たなところへ移住したことに伴い、「新」と名付けられたという。一方、新市鎮の別称は「仙潭」であり、この由来は、晋代の陸脩静が、嘗てこの潭で没し、数日後¹²⁾に潭から出現したという故事にもとづくものである。鎮人である葉申はこのことを記録し、新市鎮の状元である吳潜は「仙潭」という二文字を書して、扁額を潭の北に置いたという。これによって「仙潭」が新市鎮の代表的な名称になった。新市が鎮として正式設置された経緯について、太平興國三年(978)には、吳越国が北宋に帰属することに伴い、五代から吳越国に属した徳清県も、北宋の支配下となったという。この背景のもとで、当時の簽書樞密院事である石熙載は、徳清県における新市鎮の設置を求め上奏している。

加えて、鎮として設置の理由について、『(正徳) 仙潭志』巻1公署には、

仙潭去邑遠而地大物蕃。風火盜賊之虞，市塵川澤之征，是故為方隅之慮、公帑之計，不可無建置也。宋嘗設監鎮以督課稅，任將領以司防遏，其所從來遠矣。

とあり、土地が広く、物産が豊富な仙潭では、火事と盗賊を憂い、商税と水運に関する税の徴収で、鎮の設

置をしなければならなくなった。それゆえに、宋代になって、新市鎮に課税を徴収する監鎮官と、治安を司る將領が設けられたという。

宋代における発展に伴って、明代になると、新市鎮が巨大な鎮になった。『(嘉靖) 徳清県志』巻1 輿地考・市鎮には、

新市鎮，在縣東北四十五里十一都境也。……地有三潭九井，街衢市巷之整，人物屋居之繁，琳宮梵宇之壯，繭絲粟米貨物之盛，視塘棲較勝，蓋儼然一大邑也。

とあり、街路が整って、定住者と住居が密集しており、壮麗な道院と寺廟があり、蚕糸・粟米・貨物が盛んであったという。

他方、新市鎮の交通について、陳月萍は、『浙江水利備考』を利用し、新市鎮に関わる水系ルートを解明し、市河（都市河川）の水源は東天目山の茗溪と杭州の下塘河であるという。各ルートは新市鎮の西柵・西柵北路・東柵に至って合流し、状元橋を通じて新市鎮の北柵から出て、帰安県に達し、湖州を経て震澤に入ったことを明らかにした。また、明代に至り、「小西門」は重要な陸上交通の拠点であり、徳清県と杭州に到達する交通の要衝である。市河について、南は大運河、北は状元橋、西は西柵漾、東は花園港に至り、1万メートル以上の長さであった。京杭大運河のうち、主として江南運河を利用した。元末の張士誠は江南運河の一つのルートを変更し、塘棲鎮を貫いたため、運河は南柵より新市鎮を貫いて、市河と合流した。それにより、新市鎮は明清時代では大運河沿岸の重要な商埠地として巨鎮になったと指摘する¹³⁾。

先行研究によると、宋代では新市鎮の交通については、運河の影響はまだないとしている。そのため、宋代における交通ルートについては改めて検討する必要がある。

鎮内における重要な河川は、「洋溪」であり、『(同治) 湖州府志』巻53 金石略八・徳清県に収録された太史章の「(宋) 朱將軍廟」には、

將軍姓朱，諱泗，號新公，湖州新市人。……自吳主赤烏二年，歲大旱，……將軍猶慮荐燠，至十年間，開洋溪一路，凡值凶歲，自然西北風駕大溪水入鎮，以通舟楫之利，泊蔭四被苗稼，民到於今受其賜。

とあり、赤烏2年(239)の干ばつをきっかけとして、朱泗は十年間をかけて「洋溪」を開いて、水源を確保した。それと同時に、水運の利便性を提供し、宋代に至っても百姓は朱泗の恩を受け続けたという。

具体的なルートについて、『(嘉靖) 徳清県志』巻1 山川・形勝附見には、

邑之諸水，導其上流，則臨安、餘杭均受源于天目，流北下至安溪、奉口，經縣之西南，與武康前溪之水會，其分派而東逝者，曰餘不溪。徑阜安橋又注而東者，曰龜溪，以孔愉於此放龜也。龜溪分流，經縣治之前而西，以北者爲北流水，至縣城之西，會前溪之水，紆徐委餘，將九十里而貫府城入太湖。其由龜溪越虹橋折而東北，則爲龍溪，會五林北注之水，經菱湖而北至碧瀾湖之南，合北流水爲一，斯正派也。其別派正流，則錢塘諸水自北新橋而北流至五林關，而支派分入，又北而直下與龍溪之北合。若其分派，則自五林折而東行，經塘棲而北，又折而東，約去縣四十里者，爲橫溪。橫溪之北至新市鎮之西，爲洋溪。洋溪合諸蕩漾之水，折而東北，亦至湖城之南，與北流等諸水會而合一，大抵以太湖爲歸。

とある。【図2】は、前述した史料、及び筆者が復元した宋代南潯鎮の交通ルート図¹⁴⁾に基づいて、作成した「宋代新市鎮の交通ルート図」である。【図2】の交通ルートの復元から、宋代の新市鎮は杭州(臨安)・湖州・南潯鎮・嘉興・平望の官河・松江・蘇州などに到達することが明らかになった。

それ以外に、鎮内には、拠点と深く関わる三つの潭も存在した。『新市鎮再統志』巻1 川沢・照録『仙潭文献考』には、

三潭。舊傳通仙橋下為一潭，名東潭。米漾橋下為一潭，名南潭。通濟橋下為一潭，名西潭。皆清冷淵靜，為神仙所游泳，歲久多淤。南潭為陳氏世居，今名陳家潭。

とあり、三潭は、通仙橋下の「東潭」、米漾橋下の「南潭」、通濟橋下の「西潭」であり、陳氏一族は代々「南潭」あたりに住んだことが分かる。

三、宋代新市鎮の空間構造

一方で、宋代における鎮の空間構造がどのようなものであったのかについては、検討の余地がある。本稿では、現存の宋代新市鎮に関する史料を系統的に整理・分析しながら、宋代における新市鎮の空間構造を明らかにする。

【表 1】宋代新市鎮における施設

類型	名称	建造年代	位置	備考	
築山	游丞相山	唐天宝 10 年 (751) 以後	游似宅の南	游似が宰相を罷免されてから探した隠居所。	
	果山	唐代	游丞相山の前	唐代の小李將軍によって建築されたという。	
	東山	?	洗墨池の東		
	馬跡山	?	西園の中、西成橋の東	劉光祖宅の物という。	
池	洗墨池	?	果山の東南		
橋梁	菩薩橋	?	積善橋の北、覺海寺の東		
学校等	履齋書院	南宋淳祐年間	吳潛宅	吳潛によって建築。	
	御書樓	南宋	吳潛宅の向こう	/	
官署	塩税署	宋代	?	/	
	戸部瞻軍激賞酒庫	南宋紹興 31 年 (1161) 以後	?	前身は新市鎮坊と子坊。	
寺廟と道院	西永靈廟	東晋太寧 3 年 (325) 以後	陳靈祖宅の南、施氏巷の東	紹興 5 年 (1135) に「永靈」を賜額。	
	東永靈廟	北宋元祐元年 (1086)	東清風橋の東、佑聖祠の西	咸淳中に拡張された。	
	東岳行宮	北宋崇寧年間	保寧橋北	建炎年間に続修。	
	佑聖祠堂	南宋建炎中	東永靈廟の東	敷地は南宋の張俊の別業。	
	慧通寺	後晋天福年間	西柵、明代巡檢司・常平倉の所在	吳越国銭氏によって建築。熙寧元年 (1068) に法華院と賜名され、政和 7 年 (1117) に慧通寺と改名した。	
	覺海寺	唐元和 10 年 (815)	迎聖橋の北	旧名は興善寺。治平 2 年 (1065) に改名。	
	宣梵尼院	唐咸通 5 年 (864)	師姑塘	治平 2 年 (1065) に今の額を賜う。	
	明因寺	後周顯德 3 年 (956)	游丞相山の西北	吳越の章靖 (餘杭県令) の敷地に建築。熙寧元年 (1068) に賜額。	
	海会禪院	北宋雍熙の初め	覺海寺の西北、塔院の右	大中祥符 5 年 (1012) に賜額。	
	弥陀閣	北宋元祐中	覺海寺の中	北宋の若愚 (詩僧) によって建築。	
	沈秘教墳庵	南宋紹熙 2 年 (1191) 以前	?	紹熙 2 年 (1191) 覺深 (覺海寺の住持) は「海会禪院」の勅額をここに移す。	
	園林	張俊別業	南宋	東永靈廟の東	建炎中、佑聖祠堂を建てた。
		吳家園	南宋	衆安橋の東、状元橋の南	吳潛の遊樂地。

	游相園	南宋淳祐 7 年 (1247)	長寿橋の南	游似の養老地。
	西園	?	西成橋の東南	劉光祖宅の園池。
亭	墨妙亭	北宋	覚海寺の中	若愚(僧侶)によって建設。
倉庫	楊家倉	南宋	明因院の東北	楊存中の倉庫。
屯所	屠家堡	?	朱雀橋あたり	宋元時代に、鎮将が駐屯した場所。
墓	齊大中大夫 朱安期墓	?	覚海寺の所在	覚海寺の敷地。
	晋鎮国大将 軍朱泗墓	?	鎮の東北の 2 里あたり、明代の朱墓村の所在	朱泗は東晋永昌元年(322)に死亡。
	提刑游汶墓	?	游丞相山・果山の 前	
	沈秘教墓	?	?	
住宅	呉潛宅	南宋	北柵、菩薩橋・狀元橋の南、積善橋の北	
	游似宅	南宋	游丞相山の北、明因寺の東	
	劉光祖宅	南宋	西園小河の北	
	楊存中宅	南宋	明因院の東北	
	陳錢宅	南宋	西永靈廟の後ろ	
	姚瑄宅	南宋	東永靈廟の西	

以上は、前掲の明清時代の鎮志・府志・県志などの史料を典拠とする。

史料分析を通して、鎮内の施設分布をまとめると、【表 1】の通りとなる。【表 1】から、宋代の新市鎮には、築山四、池一、橋梁一、学校等二、官署二、寺廟と道院十一、園林四、亭一、倉庫一、屯所一、墓四、住宅六があったと確認できる。

一方、政府や研究者の編纂した資料には建造年代を宋代、及び宋以前の時代と表記した橋梁もある。例えば、徳清県新市鎮人民政府(2009、pp. 105-165)は、太平橋が晋代に建てられ、会仙橋・駕仙橋・迎聖橋が唐代以前に建てられ、玄武橋・菩薩橋が唐代に建てられ、龍帯橋が唐宋時代に建てられ、広福橋・望仙橋・虹橋・熙春橋・通濟橋・保寧橋・順濟橋・永寧長橋が宋代以前に建てられ、通仙橋・長髮橋が宋代に建てられ、接凡橋が南宋に建てられたと指摘する¹⁵⁾。しかし、史料では、明確な建造年代は確認できない。唯一明らかになるのは、「菩薩橋」が宋代に存在したことである。

さらに、宋代が建造年代とは明らかにできない施設もある。例えば、『(康熙)仙潭文献』巻中宮室志・寺廟「南永靈廟」には、「南濠上，相傳宋時，漕艘上下俱於永靈廟祭賽，鎮人慮其入市繹騷，故立廟於此。」とあり、伝説により、宋代の新市鎮には、漕運の人々は祭祀・酬神(神様に感謝をする行為)を行う際に、船で永靈廟に至るが、鎮内の人々はそれらの到来に伴い、騒ぎ出すことを心配するので、南永靈廟を建てられたという¹⁶⁾。

上記の考察により、【図 3】「宋代新市鎮の地図」を作成し、宋代新市鎮を復元した。現存する新市鎮の地図は四つある。すなわち『仙潭後志』と『新市鎮新志(上)』¹⁷⁾に収められた明末の仙潭地図(以下「明図」と略記、以下同)、『新市鎮新志(上)』に収められた同治 10 年(1871)の新市鎮地図(「清同治図」)および新市鎮民国年間全図(「民国図」)、『新市鎮再統志』所収の仙潭地図(「清光緒図」)である。今回の復元図は、より広い範囲を含む「民国図」を底本として、「明図」と二つの「清図」を参照し、【表 1】により復元図に施設を表記した。ただし、塩税署、戸部瞻軍激賞酒庫、宣梵尼院、沈秘教墳庵、沈秘教墓などの施設について、具体的な場所を確認できないので、地図上に表記しなかった。

【図3】より、宋代新市鎮には、住宅・宗教・観光・教育などの空間があったことが明らかになる。すなわち、一つの空間が複数の機能を融合し、複合型空間を形成していたのである。例えば、宋代新市鎮の重要な複合的空間としての寺廟「覚海寺」について、『(正徳) 仙潭志』巻2 寺観「覚海寺」は、南宋の筆記史料である『昨夢録』に記録されたある僧侶の事件を引用する。そこで、「建炎初、中州有仕宦者踉蹌至新市暫為寺居。」とあるので、「覚海寺」は、流浪した官僚に臨時的の居住場所を提供した機能を有していた¹⁸⁾。加えて、『(正徳) 仙潭志』巻4 寓貴には、「(宋以前無考) 沈濬，字道元，任正言，出為常州通判，寓居覺海寺。……何剡，任侍郎，居覺海寺。【割注：以上俱出《餘不誌》。】」とある。宋代における常州通判となった沈濬、及び侍郎となった何剡は「覚海寺」に身を寄せたことがある。覚海寺は官僚に宿泊を提供した生活空間でもあった。

寺の中には「墨妙亭」が建てられた。『(正徳) 仙潭志』巻2 亭館「墨妙亭」には、「在覺海寺中，宋僧若愚建。當時名賢之游新市者，如葛清孝公、張敏叔輩，凡有題詠文翰皆藏此中。」とあり、「墨妙亭」には、新市鎮を観光した名賢が題詠した詩文を収蔵しているという。これより、宋代には、「墨妙亭」も文人が交遊する重要な空間であったと窺える。

さらに、新市鎮における宗教空間である寺廟と道院では、廟会も行われ、商業・娯楽の機能も有した。『(正徳) 仙潭志』巻5 紀載の姚穀「大宋湖州府徳清縣新市鎮新建東嶽行宮記」には、「而每歲孟春之節，數百里之内，賚金帛而朝獻者，肩相摩也。嗚呼！盛哉！」とあり、宋代では、毎年初春、鎮を中心とする数百里内外から東岳行宮で祭祀を行ったことが描写される。

加えて、【図3】より、次のような宋代新市鎮の空間分布の特徴を捉えることができる。施設は、基本的に川に沿って発展している。鎮の西北の「洋溪」に沿って、覚海寺・西永靈廟・東岳行宮などを中心とした地域と、鎮の東の東永靈廟・佑聖祠堂などを中心とした地域が、鎮の中心地域であったと推測される¹⁹⁾。

四、宋代新市鎮における社会構造とネットワーク

宋代新市鎮では、様々な身分の人物が存在した。鎮内の官僚について、『呉興備志』巻6 官師徴第四之五「曹幕監鎮官」には、

張弼，初名駕，字安時，劍州人。熙寧九年進士，歷監湖州新市鎮，終知廣濟軍。【割注：『楊龜山集』、『八閩通志』】……葛書思，江陰人，嘗監湖州新市鎮，有『仙潭雜詠』，刻石墨妙亭。歷朝奉郎贈太師，諡清孝，及丞相邠之曾祖也。【割注：見『勞志』叅陳『止齋集』】……朱埜，字文之。文公次子，用蔭補官，歷監徳清縣新市鎮。【割注：考『亭淵源録』】……黃童，紹興八年進士，監湖州新市鎮。【割注：『興化志』】

とあり、熙寧9年(1076)の進士である張弼、葛書思、朱熹の次男である朱埜、紹興8年(1138)の進士である黄童はかつて新市鎮で監鎮官²⁰⁾を担ったことが分かる。

上記の監鎮官のうち、朱埜の肩書について、ほかの史料には異なる記録がある。『亭淵源録』巻16「朱埜」には、「朱埜，字文之。文公仲子，以蔭補官，差監湖州徳清縣新市鎮戸部激賞酒庫，贈朝奉郎。」とあり、『閩中理學淵源考』巻95「朝奉朱文之先生埜」には、「朱埜，字文之。文公仲子，淳祐間以蔭補迪功郎，監湖州徳清縣戸部瞻軍酒庫。」とあり、朱埜の肩書の正式な名称は「差監湖州徳清縣新市鎮戸部瞻軍激賞酒庫」であったことが分かる²¹⁾。

新市鎮における戸部瞻軍激賞酒庫の設置は、楊存中と緊密な関係があった。『宋会要輯稿』食貨二一之一・酒麴雜録三によると、紹興31年(1161)、楊存中の自家の新市鎮坊と子坊を含む買撲酒坊を、すべて朝廷に献納した。その後、戸部は徳清などの坊を瞻軍激賞酒庫と変えて、戸部から差監官を派遣し、酒の販売を司

ることを求め、朝廷は許可した²²⁾。これをきっかけとして、新市鎮に戸部贍軍激賞酒庫が設置された。上記の分析により、差監官として朱埜は戸部から派遣されたと考えられ、皇帝と中央朝廷は、戸部贍軍激賞酒庫を通して宋代市鎮の酒税収入を統制していたことが推測される。

そのほか、宋代新市鎮には、多くの官僚身分を持っている人も移住してきた。前章で述べた「覚海寺」に定住した官僚身分者である沈濬と何刻以外に、『呉興備志』巻13 寓公徴第七と『(正徳) 仙潭志』巻4 寓貴などの史料²³⁾によれば、宋代の新市鎮には、李迎・李元綱・薛昂・李獻・王復・呉綱・徐天民・劉粲民・張子正・姚愈・王尚之・呉柔勝・劉光祖・游似・劉国礼のような官僚身分を持っている移住者がいたことが分かる。さらに、『(正徳) 仙潭志』巻3 禄仕²⁴⁾によれば、陳籛は高宗の南渡と共に、北方の河南から新市鎮に移住してきた。これらの移住者は様々な原因で新市鎮に定住した。例えば、游似是呉興の山水と風景に楽しむために新市鎮に移住したが、游似と同じ四川出身の劉光祖は、四川は遠いので新市鎮へ移住した。これらより、新市鎮への移住は、臨安の首都圏に位置するという地理的条件の影響を受けた可能性がある。

そして、地元にも宗教関係者が存在した。前章で述べた僧侶である覚深・海墨・若愚以外に、佑聖祠に道人である汪道人、東岳行宮に道人である鄧子文が(以上は『(正徳) 仙潭志』巻4 方術道釈附)、慧通寺に法師である彦倫・中榮・牧菴有朋が居住した(以上は『(正徳) 仙潭志』巻6 「重建慧通講寺記」)。

さらに、『(正徳) 仙潭志』巻7 題詠には「遊覚海寺 張敏叔」には、

僊潭覺海唐興善，像設瑰奇古至今。殿柱倒書雷部火，市橋橫渡木觀音。檻前竹影搖金碎，池面荷香散綠光沉。況是彌陀新建閣，動人多少往來心。

とあり、詩人である張敏叔がかつて「覚海寺」へ観光したことが分かる。それ以外に、岳珂『宝真齋法書贊』巻23 呉伝朋四体書帖には、「紹興甲子重陽前一日，書於新市海會禪寺。傳朋。」とあり、来訪者には、呉伝朋のような書家もいた。

それ以外に、新市鎮の出身者について、『(正徳) 仙潭志』巻3 禄仕には、

朱義，建炎間汝守揚州助教。孫與進，建炎間入右廸功郎江州司理參軍。……姚瑄，號益齋，咸淳中入仕為南康縣知縣。

とあり、朱義・孫與進・姚瑄は新市鎮出身の官僚であることが分かる。さらに、『(正徳) 仙潭志』巻3 甲榜には、

宋元豐八年焦蹈榜 太史章。政和五年何桌榜 姚穀。嘉定七年袁甫榜 吳淵。嘉定十年吳潛榜 吳潛狀元。嘉定以後附載 游汶，按游氏譜載公由進士入官，當在嘉定十年之後，但不詳何榜人也，姑附于此。とあり、新市鎮の「甲榜」(進士及第者)は、太史章・姚穀・吳淵・吳潛・游汶という5人であり、そのうち、吳潛は状元であったとする。

これらの人々の間に、様々なネットワークが存在し、新市鎮の有力な氏族として呉氏・沈氏・游氏・陳氏などを出現させた。『(正徳) 仙潭志』巻4 墨跡には、「地券，紹熙三年，海惠院僧海墨與本鎮陳鈴轄家兌換園地，故立契圖。陳僉事祖家物也，今藏其處。」とあり、新市鎮の海会禪院の僧侶である海墨の書いた地券から、海墨が陳籛の家と園地を交換している。陳氏一族が地元の寺廟の僧侶と土地の交換を行ったことから、陳籛一族の財力が窺える。

それ以外に、前述した5人の「甲榜」のうち、2人が呉氏出身である以外に、『呉興備志』巻12 人物徴五之五「呉璞，字禹瑁，號覺軒，許國公長子。登淳祐四年進士第」とあり、吳淵の息子である呉璞も進士及第であった。つまり、呉氏一族は教育を重視し、高い知識を有する一族であり、さらに履齋書院と御書楼²⁵⁾を建設している。

また、劉光祖と游似是、四川出身であり、両者には同郷関係による交際があったと思われる。

『呉興備志』巻13 寓公徴第七「呉柔勝」には、「柔勝、紹興初占籍新市，繼娶右正言沈濬女，生淵、潛。沈應升云。」とあり、宋代新市鎮に移住してきた呉柔勝は、沈濬の娘と結婚し、呉淵と呉潜を生んでおり、鎮内の呉氏一族と沈氏一族の間には婚姻関係があった。

『宋史』巻400「呉柔勝伝」によると、呉柔勝は子供の頃より伊洛学を学び、その後朱子学に傾倒し、弾劾を受けたのちの再任用された際には、太学生と共に朱熹の『四書集注』に学んでいる。『宋史』巻397「劉光祖伝」によると、劉光祖が起居郎に就任した際、朱熹が罷免され祠禄官になることに対して、皇帝に朱熹の重要さを進言したが、採用されなかった²⁶⁾。つまり、呉柔勝と劉光祖には、朱子学と緊密な関係があった。加えて、朱熹の次男である朱塾が新市鎮の監鎮官となっており、宋代新市鎮には、朱熹並びに朱子学を中心とした関係が存在している。

【図3】を踏まえて、各氏族が活躍した地域を見ると、陳氏・姚氏の一族は、劉氏・游氏より早く新市鎮に移住したため、鎮の中心地域に近い。呉氏は地元の沈氏一族との婚姻関係を通じて、中心地域の近いところに居住した。逆に、劉氏・游氏は、当初鎮の周辺地域に移住し、施設の建築などを通じて、徐々に鎮の中心に移動していると分かる。

さらに、新市鎮における寺廟の関連記録より、鎮人は祠廟・寺院を中心とした活動を行っていた。例えば、宋代新市鎮の土地神である朱泗、及び朱泗神の祠廟である永靈廟に関する記載²⁷⁾より、生前干ばつから百姓を救う東晋の朱泗は、死後鎮国大將軍に追封され、東晋以降、地元の地方神になった。宋代では、朱泗神の祠廟は西永靈廟であり、鎮人である朱道、謝清、錢詠、沈芝哀は永靈廟を修繕している。また、東の鎮人は祭祀が不便なので、北宋元祐元年(1086)に東永靈廟を建てている。さらに、咸淳年間、鎮人である姚瑄は祠廟へ土地の寄付を行い、東永靈廟を修繕している。宋代においては、新市鎮における父老の陳修や、新市鎮出身の修武郎である朱復に代表される鎮人が靈験を述べながら地方から中央へ賜号・加封を申請した。それに対して、転運司・礼部・吏部などの機関による審査を経て、皇帝の裁可を受け、朱泗神と朱泗神の妻への加封がなされ、その文書が地方に下され、地元で碑刻されることになった。これにより、新市鎮と中央とのやりとりが窺える。当時、周辺地域から永靈廟を訪れ、朱泗神に祈祷し祭祀する人が増加したのに伴い、鎮は廟の規模を拡大した²⁸⁾。

その中で、先行研究では、Hansen (1999, p. 118) は「永靈廟加封勅牒碑」の分析より、その時期に至り、土地神朱泗は新市鎮の神から朱氏家族の神になったと指摘している²⁹⁾。しかし、史料によれば、「西永靈廟」の西にある施家巷は、施氏一族が住んだ地域であり、「西永靈廟」は朱泗神の旧宅であり、施氏一族と深お関わりを有していたという³⁰⁾。『(同治)湖州府志』巻53 金石略八・徳清県「永靈廟加封勅牒碑」には、

勅湖州徳清縣新市鎮永靈廟顯佑侯……特封顯佑通應侯……當鎮西社長屋保朱興邦、男將仕郎佐、次男儀、媳婦、孫、男女家眷等施財立石，命口口口顯佑通應侯并協惠夫人勅告，姪進武副尉成遠篆額。

とある。この史料によれば、鎮西社長屋保の朱興邦、朱氏の長男朱佐、次男朱儀、朱氏の妻、孫などの家族が金銭を出し、その結果、土地神として顯佑通應侯と加封されている。この記事を記録し、「永靈廟加封勅牒碑」が立てられており、朱氏の進武副尉である甥朱成遠が額を書いたという。この史料は、朱泗神に朱氏一族が深く関わっていることを示している。ただ朱氏家族の神となったと言えるかは、不明である。

他方、宋代新市鎮における東岳行宮の建造にあたって、鎮人の参与も見える。先行研究には、Hansen (1999, p. 118) は当時東岳行宮へ祭祀してきた人々は地元の人以外に、遠隔地から来た人もいたので、商人は地域を超えて祠廟に祭祀しながら、交易したと述べる³¹⁾。水越知 (2003, pp. 79-80, p. 97) は、新市鎮や激浦鎮などの県域よりも経済力を上回る市鎮は、東岳廟の規模が県域のそれを凌駕した可能性があるとして指摘する³²⁾。劉雲軍 (2008, p. 71) は、新市鎮における東岳大帝は帝王化の傾向が明確になり、地方保護神

の象徴性を強めた」と指摘する³³⁾。宋代新市鎮における各階層の人々間のやりとりについて、次の東岳行宮に関する史料から捉えることができる。紹興4年(1134)の『(正徳)仙潭志』巻2記載、「大宋湖州府徳清縣新市鎮新建東嶽行宮記 姚穀」によると、鎮人の孫珣(保義郎)・朱義(揚州助教)が東岳行宮の建設経緯を述べながら、東岳大帝信仰が代々伝わるように、鎮出身の進士である姚穀に依頼し、「記」を執筆させた。記文によれば、宋代の新市鎮の住人は富を有し、寄付に熱心であった。熙寧年間には、鎮人である陳佑は一人の財力で東岳行宮の大殿を建てた。しかし、途中で凶作の影響により資金不足が生じ、工事が中止されたが、陳佑の財力を窺うことができる。その上、建炎4年(1130)に、善行をよくする鎮人の孫珣と朱義は、太史丕(進士)のような知識人、薛理(承信郎)と孫彦璋(迪功郎)のような官僚と共に、東岳行宮を建築した。当時、富民は金銭を出し、有力者は力を出し、行宮の隣の人々は土地を寄付し、工匠は工事を担当し、文人は「記」文を執筆するなど、鎮人全員の努力によって紹興4年(1134)に工事を完了した。

宋代新市鎮による地方と中央とのやりとりについて、東岳廟の存在から窺うこともできる。水越知(2003、p. 87、pp. 98-103)は、宋代新市鎮には、東岳廟が建造され、この土地神より最上位の東岳大帝を祭祀するのは、東岳大帝を押し立てると、公権力を持ちながら鎮周辺の農村を支配することができるからだという。加えて、「経済中心地系統の市鎮における東嶽廟が行政中心地系統の州県における城隍神に匹敵する求心力を持つ神として期待され、積極的に勧請された」(p. 719)こと、及び東岳大帝が有した確固とした安全性の影響も無視できないと指摘する³⁴⁾。水越知氏の論点を踏まえれば、宋代新市鎮において、上位神である東岳大帝と土地神である朱泗神の間で上下の関係を有したと推測できる。新市鎮はこの二つの信仰を通じて、周辺の農村に影響を及ぼすことができた。さらに、鎮内の有力者は、祠廟・寺院の寄付に熱心であり、賜額を通じて、鎮に大きな影響力を有したことが分かる。

五、おわりに

本稿は、新市鎮の復元作業を通じて、新市鎮の空間は、宗教・行政・生活・文化交流・経済・娯楽などの複数の機能を兼ね備えていたことを明らかにした。鎮内には、監鎮官、官僚身分の移住者、観光客、進士、新市鎮出身の官僚などの様々な身分を持っている人物が存在した。これらの人々は、同郷関係、婚姻関係・朱熹並びに朱子学を中心とした関係により、新市鎮では、複層的なネットワークが築かれた。一方、地元の父老・富裕層・有力家族は熱心に寄付し、積極的に中央に賜額・加封を請求するとともに、祠廟・寺院の建設に参加し、知識人による記文の編纂を通して朱泗神信仰と東岳大帝信仰を代々伝えていった。一方、中央は、地元の祠廟への賜額・加封、及び戸部瞻軍激賞酒庫のような徴税機関の設置を通して、地方社会の秩序を維持しながら、在地収入の実態を把握した。

他方、臨安の首都圏に位置したことで、南宋時代には多くの知識人・エリート・高官等を引き寄せた。それにより、在地の人物と氏族は教育を重視し、在地の教育環境が向上したと推測できる。

前稿の「南潯鎮」の考察結果³⁵⁾と併せて整理すれば、次のような宋代江南市鎮の特徴が浮かび上がってくる。鎮の空間構造から見ると、分散化しており、まだ明確な機能区分が進んでいない。ただ、鎮内の有力者・氏族は、鎮の様々な建設や寄付の行為を通じて、鎮に貢献し、自らの影響力を誇示した。また、これらの行為には、首都圏に移住する外来者が市鎮を自らに適応したモデルに変えていた可能性が高い。

今後は、本稿で十分に論じられなかった鎮を中心とした流通の様相と経済の実態を考察しながら、江南市鎮の空間・社会構造を再構築することとしたい。

注

- 1) 傅衣凌 1964「明清時代江南市鎮經濟的分析」『歴史教学』第5期, pp. 9-13。
- 2) 傅宗文 1989『宋代草市鎮研究』(福建人民出版社)、王旭 2017「宋代県下基層区劃的『双軌体制』研究——以太湖流域の郷、鎮を中心」(暨南大学博士学位論文)。
- 3) 本稿における宋代江南地域の範囲は、現在江蘇省の南京市・鎮江市・江陰市・常州市・蘇州市、上海市、浙江省の嘉興市・湖州市・杭州市一帯である。詳しくは拙稿「宋代江南市鎮の社会構造—南潯鎮の空間を手掛かりとして—」(『都市文化研究』第26号, 2024年, p. 62)を参照。
- 4) 詳しくは、拙稿「宋代の江南市鎮研究の現状と課題—南潯鎮を手がかりとして—」(『大阪公立大学東洋史論叢』第22号, 2022年, pp. 146-150)を参照。
- 5) 関連する研究成果は多いが、いくつか挙げておく。徳清県新市鎮人民政府編 2001『江南古鎮新市』(湖州市図書館所蔵)、朱仁興・王海宇 2001「新市古鎮的城市空間景観と建築特点浅析」(『小城鎮建設』第5期)、徳清県新市鎮人民政府編 2009『仙潭文史叢書』十冊(徳清県図書館所蔵)、徐伝忠 2012『仙潭古跡図初考』(浙江省徳清県新市鎮仙潭吟館出版、徳清県図書館所蔵)、張野平 2012「浙江新市鎮歴史文化名鎮保護規劃研究」(浙江大学硕士学位论文)、任姍 2014「魚塩互国、野閑桑麻—浙江省徳清県新市古鎮景観調研」(『美与時代(上旬刊)』第4期)、韋秀程 2016『新市雜記』(徳清県図書館所蔵)、陳月萍 2017「徳清県新市古鎮の保護と発展研究」(陝西師範大学硕士学位论文)、孫雅妮 2020「多中心治理下古鎮古建築文化韌性發展研究—以新市古鎮為例」(浙江財経大学硕士学位论文)、陳曉禕 2020「民俗文化振興促進鄉村軟治理研究—以新市古鎮為例」(浙江財経大学硕士学位论文)、朱煒 2023「新市鎮蚕桑史話」(『湖州職業技術学院学报』第3期)、張明兒 2023「兩宋時期, 新市歴史文化の大発展」(徳清県政協文化文史和学习委員会編『徳清宋韻』、西泠印社出版社)、劉撫英・朱文婷 2024「基于空間句法的湖州市新市古鎮歴史街区空間形態研究」(『世界建築』第7期)など。
- 6) 関連する研究成果は以下の通り。Hansen 著、包偉民訳 1999『変遷之神：南宋時期的民間信仰』(浙江人民出版社)、須江隆 2001「祠廟の記録が語る『地域』観」(宋代史研究会編『宋代人の認識——相互性と日常空間』、宋代史研究会研究報告第7集、汲古書院)、水越知 2003「宋元時代の東嶽廟：地域社会の中核的信仰として」(『史林』第86巻第5号)、庄涵淇 2019「宋代的園林と交游—以湖州園林為線索—」(『都市文化研究』第21号)など。
- 7) 先行研究により、明清時代では、次の11種の鎮志を編纂した。①天順年間、胡嗣宗『仙潭事跡』②正徳11年(1516)、陳霆『仙潭志』③明末、胡道伝『仙潭志』④順治4年(1647)編纂完了、沈戩谷『仙潭後志』⑤康熙年間、潘谷『仙潭志略』⑥順治・康熙年間、胡爾嘉『仙潭志補』⑦康熙13年(1674)、陳尚古『仙潭志余』⑧康熙年間、陳尚古『新溪注』⑨康熙30年、程之彭『仙潭文献(考)』⑩嘉慶17年(1812)、沈亦然『新市鎮志』⑪光緒28年(1902)、費梧『(光緒)新市鎮再統志』。具体的には、洪煥椿 1984『浙江方志考』(浙江人民出版社)、中国科学院北京天文台 1985『中国地方志聯合目録』(中華書局)、徳清県図書館 1986『歴代徳清地方志修纂書目』(湖州市図書館所蔵)、陳橋驛 1997『新市鎮志』考録—兼介流落海外的光緒鈔本『新市鎮再統志』(『陳橋驛方志論集』、杭州大学出版社)、沈慧 2013『湖州方志提要』(中国文史出版社)、前掲注5) 陳月萍 2017を参照。
- 8) 巴兆祥 2018「日本蔵孤本光緒『新市鎮再統志』研究」(『中国地方誌』第1期)を参照。
- 9) 徐鵬 2017「光緒『新市鎮再統志』考釈」(「走向世界的中国地方志文化國際學術研討会」會議論文)、前掲注8) 巴兆祥 2018を参照。
- 10) 前掲注5) 陳月萍 2017、p. 15を参照。
- 11) この史料には誤記がある。例えば、『(正徳)仙潭志』・『(嘉靖)徳清県志』・『(康熙)徳清県志』における記載との比較より、この「遙雨」は誤記であり、正しくは「淫雨」=長く雨である。また、前述の三つの地方志には「陳廷肅」を「陳廷肅」と記録し、「弈叟」を「二仙」と記録する。
- 12) 別に、『嘉泰吳興志』巻5 潭・徳清県「仙潭」には、「隋道士陸修靜嘗自此潭沒、數月乃出、故以為名。」とあり、『(康熙)徳清県志』巻1 輿地考・山川・新市「仙潭」には、「晉道士陸修靜嘗沒潭中、經月乃出。」とあり、陸修靜は潭に没してから、再出現するのは、数日後でなく数ヶ月後であるという。
- 13) 前掲注5) 陳月萍 2017、pp. 15-18を参照。
- 14) 詳しくは前掲注3) 拙稿 2024 (p. 58) の【図5】「宋代南潯鎮の交通ルート図二」を参照。
- 15) 前掲注5) 徳清県新市鎮人民政府編 2009『仙潭文史叢書』第四冊『仙潭遺跡』を参照。
- 16) 『(光緒)新市鎮再統志』巻1 祠廟「東岳行宮」によると、宮の外には、宋の高宗の南渡の際にこの地に滞在したことで名付けられた「康王廟」があったかもしれないが、考証できないという。また、宋代新市鎮の鎮人である呉潜が状元になることより、名付けられた「状元坊」と「状元橋」の建造年代は考証できない。さらに、前掲注5) 韋秀程 2016は、すでに壊された寺廟を考察し、東永靈廟の東にある「蓬萊道院」と通仙橋のそばにある「陸仙祠」は南宋に建てられ、覺海寺にある「建道院」は宋代以前に建てられると指摘する。

- 17) 2013年、陳景超を主編として『新市鎮新志(上)』『新市鎮新志(下)』を編纂した。その新志には、明清時代の鎮志に収めた明末の地図以外に、清代と民国時代における新市鎮の地図も収めた。
- 18) 『昨夢録』によると、建炎年間、中州(現在の河南省)にいた官僚が困窮し、新市鎮に流浪し、しばらく覚海寺に住んだという。
- 19) また、鎮空間の機能分化について、官紳区、商業区は確認できないと推測される。さらに、新市鎮における軍事的な色彩もあった可能性がある。鎮内には、鎮を防衛する鎮将が設置され、宋元時代には、鎮将が駐屯した場所である屠家堡がある。韓世忠・劉錡・岳飛と共に南宋初めの名将として知られる循王張俊の別業もあった。
- 20) 宋代市鎮の経済発展や、及び監鎮官の職務について、王旭 2024「宋代大型市鎮的興起与区域空間格局的变化」(『中原文化研究』第3期、p. 101-104)は、南宋薛季宣の『浪語集』の記録により、徳清県新市鎮の繁栄度は県城を超え、大型市鎮として出現したと述べながら、このような大型市鎮における監鎮官は在地の煙火公事・治安維持・商税徴収を司り、南宋にかけて県令のように訴訟と裁判の権力も有し、ほかの行政事務を兼ねることができたと指摘する。
- 21) 戸部贍軍激賞酒庫について、李華瑞 2016「南宋的酒庫与軍費」(『人文雜誌』第3期)は、戸部が設置した贍軍酒庫は、徴収した地方の酒税は直接皇帝と中央朝廷に司られたと指摘する。劉応莎 2021「宋代贍軍酒庫研究—以贍軍酒庫沿革、分類为中心」(『大足學刊』第5輯、pp. 344-348)は、楊存中が自家の酒坊を朝廷に献納し贍軍激賞酒庫と変えてから軍糧の支出を対応したという例を挙げる。
- 22) 楊存中が朝廷に献納したことについて、『宋会要輯稿』食貨二一之一・酒麴雜錄三によると、紹興31年(1161)に、楊存中は自らの買撲酒坊の72万5千余貫に相当する「酒麴餅柴、法物、器具、什物、屋宇」を朝廷に献納したという。
- 23) 『呉興備志』卷13 寓公徵第七には、「李迎，字彦將，河陽人。知湖州歸安縣，以外艱不赴。歷安撫司機宜，寓湖州新市蕭寺中，手抄聖賢治心養性之學，時賦詩自樂，類成百篇。……李元綱，字國紀，錢塘人，號百鍊真隱。乾道間，以上庠英士寄居吳興之新市，力學好古，雖困窮，操履益堅，怡然自得，不為外物異端之所搖奪。」となり、『(正徳)仙潭志』卷4 寓貴には、「(宋以前無考)薛昂，任左丞。……李暉，李經畧之子，任翰林。王復，任監察御史。吳綱，任侍制。徐天民，任鄉曹。劉粲民，任少鄉。張子正，次對官。姚愈，任御史中丞。王尚之，任鄉曹。吳柔勝，任轉運，居獄祠前，本宣州人，淵、潛父也。……【割注：以上俱出《餘不誌》。】劉光祖，字徳修，簡州人。第進士。……寧宗即位，坐留朱文公熹，罷起居郎，主管玉虚觀。……自便歷官顯謨閣學士，以蜀遠不歸，寓居于此。子孫因家焉。鎮中呼曰川劉府。卒諡文節，所著《後溪集》十卷。游侶，字景仁，蜀之南充人。由進士歷官知樞密院事。理宗淳祐五年入相。……七年，致仕。先是喜吳興山水，遂寓居本鎮明因院之東，至是因占籍焉。卒諡清獻。」とあり、『誠齋集』卷117 伝「劉国礼伝」には、「余故人劉琬，字國禮，武臣也。始余為永州零陵丞，國禮監戶部贍軍酒庫，居相近，情相好也。及余在朝列，國禮調臨安府壕寨官，居閑無以自食，家于湖州新市。」とある。
- 24) 『(正徳)仙潭志』卷3 禄仕には、「陳鈐轄，失其名。紹熙間入陳氏，本河南開封府人，高宗南渡，隨駕居此，為土著。今本鎮陳僉事家其后裔也。鈐轄之官在宋為兵馬之職，亦以文職兼帶其官稱，則潯于彼時海惠院僧海墨所立地券内有云，院基與今陳鈐轄府基相近云。陳錢，慶元間入鈐轄，之后仕為從仕郎，監行在編修局。」とあり、陳鈐轄は陳錢であると推測される。
- 25) 宋代新市鎮における「御書樓」に関する詳細な記載はないが、宋代江南地域における「御書閣」の記載から果たした機能が窺える。『呉郡志』卷4 学校には、「御書閣，淳熙十四年郡守秘閣修撰趙彦操，即六經閣舊址為之，以奉高宗皇帝所賜御書、石刻『六經』。先是累政欲作弗，果彦操始克立遂為郡庠壯觀焉。」とあり、「御書閣」は高宗が賜った御書と刻まれた『六經』を収蔵し、府学で有名な施設であると分かる。これより、宋代新市鎮における「御書樓」は「御書閣」と同じように皇帝の御書や書籍などを所蔵したと推測される。
- 26) 卿彦 2014「宋人劉光祖行年考」(『新国学』第1期)は、劉光祖は朱熹と往来があり、慶元元年(1195)には、劉光祖が左遷の途中で、京口に至った際に、朱熹は劉光祖に書簡を送り、慶元4年(1198)に、劉光祖は朱熹の弁護を行った。その後も、二人は書簡の往来が続いていると述べる。
- 27) 『(正徳)仙潭志』卷2 廟祀、「西永靈廟」「東永靈廟」、『(康熙)仙潭文獻』卷中宮室志・寺廟、「永靈廟」「東永靈廟」、『(同治)湖州府志』卷53 金石略八・徳清県、「(宋)朱將軍廟」「永靈廟勅牒碑」「永靈廟加封勅牒碑(紹興9年)」「永靈廟土地頭佑侯碑」「永靈廟加封勅牒碑(嘉定16年)」「永靈廟加封頭佑通應侯勅牒碑」「永靈廟協惠夫人加封昭慶勅牒碑」などを参照。
- 28) 水越知 2002「宋代社会と祠廟信仰の展開：地域核としての祠廟の出現」(『東洋史研究』第60巻第4号、pp. 657-658)は、祠廟は地域社会の中核施設として、賜額・賜号により靈験を証明し、靈験が多くなると、更に人々を引き寄せるため、靈験→封号→集客というサイクルを形成し、それに従い、交易の場になった祠廟の規模が拡大し、莫大な富を築いたと述べており、永靈廟も同様であった可能性がある。
- 29) 前掲注6) Hansen1999を参照。
- 30) 『新市鎮再統志』卷1 祠廟「西永靈廟」には、「按史朱然，朱治姊子。本姓施，今廟西為施家巷，疑神亦施姓，廟或即

其故居。頃見施氏家譜云，神出繼於朱，與史說合。」とある。

31) 前掲注 6) Hansen1999 を参照。

32) 前掲注 6) 水越知 2003 を参照。

33) 劉雲軍 2008 「兩宋時期東岳祭祀与信仰」、北京師範大学博士学位論文を参照。

34) 前掲注 6) 水越知 2003 を参照。

35) 前掲注 3) 拙稿 2024 を参照。

【附記】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2139 の支援を受けたものである。

The Spatial and Social Structure of Xinshi Market Town (新市鎮) in Huzhou during the Song Dynasty

DONG Yuan

The Xinshi Market Town (新市鎮) in Deqing County, Huzhou, established during the Northern Song Dynasty, attracted numerous high-ranking officials and literati due to its location within the Lin'an capital region (臨安首都圈) in the Southern Song Dynasty. Previous studies on Xinshi Market Town (新市鎮) have mainly focused on aspects such as "architecture and urban space," "conservation and development," "culture," "historical relics and celebrities," and "legends and stories." However, the spatial and social structure of Xinshi Market Town (新市鎮) during the Song Dynasty has not been sufficiently examined. To address this gap, this study utilizes historical materials such as local gazetteers, stone inscriptions, and notes (筆記) to reconstruct the facilities of Xinshi Market Town (新市鎮) during the Song Dynasty. It elucidates the coexistence of various functions within the market town's space, including religious, living, entertainment, economic, and cultural exchange activities. Furthermore, this study identifies the presence of diverse individuals in the town, such as supervisory town officials, immigrants with bureaucratic status, jinshi (進士), and local bureaucrats from Xinshi Market Town (新市鎮). Among them, relationships based on fellow townsmen, marriage, and connections centered around Zhu Xi (朱熹) and Neo-Confucianism (朱子学) existed, forming a literati network within Song Dynasty Xinshi Market Town (新市鎮). Together with the townspeople, they participated in religious constructions such as the belief in Lord Zhu Si (朱泗) of the Yongling Temple (永靈廟) and the belief in the Dongyue Emperor (東岳大帝) of the Dongyue Temporary Palace (東岳行宮), as well as interactions between the central government and local authorities. The aforementioned characteristics clearly demonstrate the spatial and social structural features of Jiangnan market towns during the Song Dynasty.

Keywords: Town Gazetteer (鎮志), Spatial and Social Structure, Network, Lord Zhu Si (朱泗神), Dongyue Temporary Palace (東岳行宮)

日本語専攻者の進路選択—イタリアの大学生の語りから

西 田 翔 子

1. はじめに

本稿の目的は、イタリアの大学で日本語・日本研究を専攻する学生（以下、日本語専攻者）が、日本語専攻を選択するに至ったプロセスをいかに意味づけているのかを、とりわけ高校時代の語りに注目しながら明らかにすることである。

イタリアの日本語専攻者は3,886人で世界9位に位置し、ヨーロッパではフランス（6,348人）に次ぐ規模である〔国際交流基金 2023, p. 81〕。イタリアでは6つの国立大学で日本語を専攻することができる〔国際交流基金 2024a〕が、最も規模が大きいのはヴェネツィア・カフォスカリ大学（以下、ヴェネツィア大学）で、学部・修士合わせて約1,000人の在学生在がいる〔Pacini et al. 2024, p. 3〕。

日本語を母語としない人々がなぜ日本語を学ぶのかという学習動機の解明は、日本語教育学において主要な関心領域であり続けてきた〔野畑 2024〕。イタリアの日本語教育学でも同様であり、主にアニメ・マンガなどの文化への興味から日本語専攻が選択されると説明されてきた¹⁾〔トリニーニ 2001, p. 12, Mariotti 2015, p. 235, ルペルティ 2017, p. 125, 国際交流基金 2024b〕。イタリアでのアニメ・マンガ人気の定着〔Pellitteri 2021〕を踏まえれば、この説明には一定の説得力がある。しかし専攻選択は、家族背景、学力、そして他の選択肢との比較など、複数の要因が相互に影響するプロセスで生じる、ライフコース上の重要な決断である。日本語専攻選択の要因を直線的な因果関係の形で問う「なぜ」という問いからは、進路選択に影響を与える複雑な要因やその過程の積み重ねを十分に捉えきれないという課題がある。

この点に関して社会学では、専攻選択とそれに影響を与える種々の社会的要因との関連について研究が蓄積されてきた。そこで明らかにされてきたことの一つは、出身階層によって選択する教育経路が異なるということであり、教育が階層再生産機能を持つということである〔Bourdieu 1979=1990, Willis 1977=1996等〕。このことは、イタリアでも同様に当てはまると指摘されてきた。例えば、高階層出身者は医学・法学など労働市場で有利な専攻を選ぶ傾向にあるとされる〔Triventi et al. 2017〕。

ではイタリアにおける日本語専攻選択も、こうした階層再生産論から説明できるのであろうか。イタリアの大卒者を対象とする統計調査を分析した西田〔2025〕によれば、イタリアの日本語を含む語学の専攻者は、既存の階層再生産論だけでは説明できない存在である。先行研究の指摘どおり、イタリアの大学には高階層出身で高校修了試験の点数が高い学生が分布する専攻（医学や法学など）と、低階層出身で同試験の点数が低い学生が分布する専攻（教育やスポーツなど）という二分化の傾向が確かに存在する。しかし、語学専攻者に関しては、低階層出身者が比較的多い一方で、高校修了試験の点数は平均より高いという特異な傾向が認められた。この結果を参照すると、日本語専攻者もまた、高校で好成績であったにもかかわらず、一般的に労働市場での評価が高い専攻を選択せずに、日本語専攻を選んだ可能性が高い。ここにイタリアにおいて日本語を専攻として選んだ人々が、どのようなプロセスのなかで、それを選択するに至ったのかという問いに、直線的な因果関係とも階層再生産論とも異なる形でアプローチする余地がある。

以上の先行研究の検討に基づき、本稿ではイタリアの日本語専攻者による専攻選択に関する語りを用い、どのようなプロセスのなかでいかに日本語専攻が選択されてきたのかを探る「探索型」〔Hochschild 2016=2018, p. 351〕アプローチを採用する。このアプローチにおいて分析枠組みとして参照したのは、H. S. ベッカーの「キャリア (career)」概念である。ベッカーは、組織や構造を移動する際のシーケンスを意味する「キャリア」概念の理解にあたって、ある集団の一員になることを、特定の要因や本人に内在する動機に還元することなく、集団経験という相互作用を通してその一員に「なっていく」時間的変化として捉えた〔Becker & Carper 1956〕。この変化のなかでも特に専門職集団研究でベッカーが注目したのが「アウトサイダー (outsider)」との関係である。ここでベッカーは、アウトサイダーの語を「逸脱者」の意ではなく『部外者』、『組織外の一』、『集団外の一』〔小高 1989, p. 297〕として使用し、ある集団の一員になることをアウトサイダーから距離をとっていくプロセスとして説明した〔Becker 1963=2011〕。つまり、キャリアはアウトサイダーとの関係性によって規定されるものであり、「他のさまざまな集団に対して占める位置の相関関数」〔Becker 1963=2011, p. 103〕とされる。こうしたキャリア概念の理解を、ベッカーは「継時的モデル (sequential model)」〔Becker 1963=2011, p. 19〕と呼んだ。

これに基づけば、イタリアにおける専攻選択も、人々が相互作用のなかで、複数ある専攻のうち、何かをアウトサイダーとしながら、何かを自分の属する集団とし、その一員に「なっていく」プロセスであると捉えることができる。本稿では、こうしたキャリアの「継時的モデル」に基づき、日本語専攻者が自らの専攻選択を、いかなる相互作用のなかで、何をアウトサイダーとしてきた経緯として語るのかを示す。

2. 調査の概要

イタリアにおける日本語専攻プロセスを明らかにするために、本研究が用いるのはインタビューによって得られた日本語専攻者の語りである。ベッカーによれば、インタビューを通じて得られた語り²⁾は「彼らが自分たちの生活と経験のなかで対象、出来事、人々に対して行う解釈の仕方を発見する」ことを可能にするデータであり、「彼らが対象や出来事に実際に意味を与える状況に近づけば近づくほど、そうした意味の記述はより正確なものとなるだろう」〔Becker 1998=2012, p. 18〕とする。本研究で扱う語りは、大学で日本語を専攻した者が自らの過去を振り返って語る「事後的に構成された物語」〔井上 2019, p. 188〕である。現実には選択過程をその場で観察することは困難であるため、本人が「日本語専攻を選択するまでの道のり」として、どのような出来事をどのようにとり上げ、それをどのように組み立てながら語るのかを聞くことが、選択の意味づけ過程に近づく方法のひとつであると考えられる。

具体的なインタビュー方法と分析の方針は以下の通りである。インタビュー協力者は、イタリアのヴェネツィア大学アジア・北アフリカ研究学部で日本語を専攻した在学学生・卒業生 14 人である。協力者の詳細は表 1 の通りである。協力者は、筆者が同大学に大学院生もしくは日本語講師として在籍している間に知り合った知人・元学生、もしくは同大学教員や既存協力者からの紹介を通じて募った。

インタビューの最初に「日本語専攻を選択するまでのプロセス」について中学・高校時代にさかのぼって語るよう、協力者に依頼した。あわせて出身背景（家族背景、親の学歴・職業、出身高校）と中学・高校時代の様子・居心地について全員に共通の質問を行った。インタビューではイタリア語および日本語を使用し、形式は対面で、1 回あたり 1 時間 30 分～3 時間程度であった。また、必要に応じて複数回実施した。

語りは全員分を文字起こしした。そのうえで、日本語専攻の選択という出来事が「生起するにいたった過程の諸段階」〔Becker 1998=2012, p. 75〕に着目して全員の語りを検討した。そこから、専攻選択過程にお

表1 インタビュー協力者一覧

	仮名	生年	年齢	出身高校	最終学歴	面談日時	形式
1	A	1998	26	普通高校 (科学系)	修士	2024年4月3日	Zoom
2	B	2000	25	普通高校 (古典系)	学士	2025年3月28日	対面
3	C	1994	28	普通高校 (科学系)	修士	2022年11月19日	対面
4	D	1997	27	普通高校 (古典系)	修士	2024年6月3日・11日	Zoom
5	E	1995	27	普通高校 (科学系)	修士	2022年11月25日	Zoom
6	F	1985	39	普通高校 (科学系)	修士	2024年5月31日・6月7日	対面
7	G	1998	25	普通高校 (科学系)	修士	2024年9月18日	対面
8	-	1997	25	技術高校	修士	2022年11月23日	Zoom
9	-	1997	27	普通高校 (人文系)	修士	2024年3月4日	対面
10	-	1998	25	普通高校 (科学系)	修士	2024年4月15日	対面
11	-	1998	25	普通高校 (古典系)	学士	2024年5月21日・28日	Zoom
12	-	1998	26	技術高校	学士	2024年6月1日	対面
13	-	1988	36	普通高校 (人文系)	修士 (在学)	2024年7月11日	対面
14	-	1999	26	普通高校 (語学系)	修士 (在学)	2025年6月8日	対面

いて複数の協力者に共通して見られた典型的なパターンを表す代表的な語り〔Becker 1998=2012, 谷 2008, Hochschild 2016=2018, 野村 2018〕を、本稿で引用した。引用した語りは、A~G (表1) のものである。

引用にあたっては、協力者および調査者が日本語で話した部分はそのまま記し、イタリア語で話した部分は筆者が日本語に翻訳した。協力者のイタリア語を日本語に翻訳する際は、協力者の性格、雰囲気、本人が日本語を使うときの話し方³⁾をできるだけ反映させるという方針で行った。

3. イタリアの教育制度と日本語専攻者の教育背景

インタビュー協力者の出身背景を理解するため、イタリアの高校制度に触れたうえで、語りの分析に入る。イタリアの高校は5年制で、普通高校 (Liceo)、技術高校 (Istituto tecnico)、職業高校 (Istituto professionale) の3種類がある〔MIM 2025d〕。各高校の大学進学率 (高校卒業と同年の大学進学) は、普通高校 73.8%、技術高校 33.1%、職業高校 11.3%と格差がある〔MIUR 2017, p. 14〕。ヴェネツィア大学アジア・北アフリカ研究学部⁴⁾でも全体 (2022年) の84%が普通高校出身であった〔AlmaLaurea 2024〕。普通高校は、カリキュラムの主要科目によってさらに複数の系統に分類される⁵⁾。主なものには、古典外国語 (古代ギリシア語とラテン語) や文学、歴史などを主要科目とする古典系普通高校〔MIM 2025a〕、数学、物理、化学などの理系科目に力を入れる科学系普通高校〔MIM 2025c〕、3つの外国語 (おもに「西洋言語」) の習得を目指す語学系普通高校〔MIM 2025b〕などがある。

4. 日本語専攻選択に関する語り

ここから日本語専攻を選択したプロセスに関する語りを分析する。日本語専攻選択に関する語りに共通しているのは、日本語専攻が選択肢として浮上するまでに、次のような「諸段階」が見られるということである。すなわち、まず、当初希望していた進路を断念するか、進路を決めきれない段階があり、その後に日本語専攻が案として浮上するという順番である。したがって、日本語専攻が意識されるのは高校生活の後半であった。そして、日本語を専攻する案が浮上した後、それを実際に選ぶ段階に関しては複数の語り方が見ら

れた。このことを念頭に置きながら、以下、日本語専攻を選択したプロセスに関する典型的なパターンを検討する。なお代表的な語りを引用するにあたっては、各協力者の出身高校と親の学歴・職業を記載した。

4.1 偶発的な選択

典型的な語りのひとつが、日本語専攻選択の偶発性や非計画性を強調するものである。

A は理系科目が得意だったので科学系普通高校に進んだ。父（高卒・配管工）と母（中卒・市役所勤務）から大学にはぜひ行ってほしいと言われて育ったが、進学先の細かい要望はなかった。A は科学系普通高校からの典型的進路について「医学部とかが多いし。技術系とか工学部とか、そういうのも多いですね」、「なんかもう理系を完全にやめて言語行く人は、そんな多くないかもしれない」と語った。では、A はなぜその典型的な進路を選ばなかったのか。その経緯を次のように語っている。

A：ま、好きじゃなかった。なんかできなかったってわけじゃないんですね。できてたんですよ。頑張っ
て、できてたんですけど、もう全然そういう問題はなかったんですけど。もういいってなったんです。もう、もうやめたい。もう、この、また大学でまたこういう勉強したくないってなったんです。飽きてた
んです。

理系普通高校の典型的進路を選ばなかったのは、物理や数学など主要科目への興味を失ったからであり、成績が悪かったからではないことを A は強調した。また、A は性格の変化にも言及している。中学の時はサッカーをするなど活発であったが、高校では「社交的でも人気者でもない」性格になり、クラスの「ポピュラーではない」グループに属した。そこにはアニメ・マンガ好きの友人が集まっており、「ある意味そこから日本や日本語、そして日本そのものへの興味もどんどん大きくなっていきました」と語っている。ただし、日本語を大学で専攻することは自らの思いつきではなく、友人の誘いがきっかけだったと語った。

A：本当のところ、高校の時、さっき言った通り、もう数学とか理科が好きじゃなくなってる。正直何をしたらいいのか、どうしたらいいのかわからなかったんです。でも、別の選択肢を始めたってわけでもなかったし、大学には行けなかつたから、何かを選ばなくてはいけなかった。そのときに、さっき言った友達のなかのひとりで、H というのがいるんですけど。（中略）彼が、日本語を勉強するっていう考えを言い出したんですよ。彼が「あさ、俺たぶん日本語を勉強してみたい」って。僕はやりたいことがわかってなかったし、「いいじゃん、俺も行くよ」って言ったんです。

—そんな感じで決めたんですか。

A：そう、そう、そうなんです。ほんと偶然なんですよ（molto casuale）。

B（古典系）もこれとよく似た選択経緯を語った。彼女は主要科目の古典ギリシア・ラテン文学、イタリア語などにおもしろさを見出すも、大学で継続したいとは思えなかった。両親は看護師（二人とも中学から看護学校へ進学）で、進路に関する助言はなく、本音で相談できる友人もいなかった。進路に迷っていたところ、同じく古典系普通高校出身の姉が「東洋言語（Lingua orientalis）」⁶⁾を専攻することを B に勧めた。

B：中学、高校のとき、少しマンガを読んだり、アニメを見たりしてて。まあ、それはそれで、特に大事なものは、高校4年のとき、家族と一緒に昼ごはんを食べていたときに「高校を卒業して何をすればいいん

だろう。何を勉強しよう」って思ってたの。(中略) そしたら姉が、「アジア、韓国とか日本が好きなんだから東洋言語をすればいいじゃない」って。それで、ああ、それもありだなんて思ったんだ。

—好きだったんだもんね。

B: うん、とにかく興味はあった。まあ、実際、今振り返ってみると、本当に軽い気持ちで決めた (una scelta presa molto alla leggera) というしかない。一番良いやり方ではなかったのは間違いないけど。でも、そうやって始まったんだ。

A と B に代表的に見られる偶発性を強調する語りは、しばしば高校での主要科目に力を注いだことについての語りから始まる。しかし、その過程で大学でも同じ分野を継続したいとは感じていないことを自覚するに至り、自らが通う高校からの一般的な進学先とは異なる選択肢を模索する段階へと移行した。そこに、友人や家族など他者の関わりを通じて、日本語専攻選択が偶発的に具体化したのだと説明される。その際、アニメ・マンガへの興味に言及されることはあるが、それが日本語専攻の直接的な理由として本人に取り上げられるわけではない。これらの語りには、普通高校の延長線上にある進路の否定という前段階があり、その後何らかの「偶然」によって日本語専攻を検討するに至ったという共通の展開が見出せる。

4.2 選択に伴う摩擦

偶発性に関する語りとともに、日本語専攻選択の過程にあった摩擦を主にする語りも典型的であった。専攻決定の過程にあった摩擦についての語りでは、日本語専攻を選択すること自体は、主体的進路選択として語られ、その選択の基礎には、マンガやアニメ、日本映画などに対する関心があることが多い。しかしその場合でも、そうした主体的進路選択は、普通高校やその延長線上にある進路に対する否定的な解釈と、たいいセットになっている。この点で、日本語専攻選択の偶発性に関する語りとの共通性が見て取れる。

C (科学系) は大手企業勤務の父を持ち、裕福な家庭 (父大卒、母中卒) で育った。宇宙物理学者を夢見て科学系普通高校に進むも、肝心の物理の勉強はうまくいかなかった。それを以下のように語っている。

C: 自分の脳が物理の問題を解くのに向いていないって気づいた。理論は全部理解できたんだけど、実際に問題を目の前にすると、どうやって解けばいいのか分からなかった。それで先生たち、特にその先生の中の1人が、私をバカなんだと思って、ひどい対応をした。実際、一度母親に電話してきて、「お嬢さんはどうしてこの高校を選んだんですか、彼女はこの高校ではやっていけないですよ」と言ったの。他の先生は私に残ってほしいと思っていたけど、この教師は私に退学してほしいと思っていた。

C によると、高校には精神的な問題を抱える学生が多く、彼女も科目や教師との関係に少なからず悩んでいた。しかし、家ではオンライン上のコミュニティでマンガ評を書くことや、日本のマンガを英訳する活動にのめり込んだ。宇宙物理学者の夢をあきらめると同時に、日本語の翻訳家になりたいという考えが徐々に芽生えてきたと語っている。しかし、宗教の授業中に⁷⁾、教師から厳しい言葉をかけられた。

C: 最終学年のときに、この先生が「大学では何を勉強したいの?」と私たちに聞いた。「翻訳家になりたいから、日本語を勉強します」と答えたら、「でも翻訳で生計を立てるのは絶対無理です。給料が少ないんだから。翻訳しながら生活するなんて絶対できないんですよ。他のものを選ぶよう勧めます」と言われて、私は本当に怒った。だから「失礼ですけど、どうして先生にそんなことを言うことが許されるんで

すか。私はお金に興味はありません。橋の下に住んででも、好きなことをしている方がいいです」って、ひどい返事をした。お金のために何かをしなくてはならないという考えには大反対だった。

教師は、翻訳家を目指すこと、そのために大学で日本語を学ぶことを全面的に否定した。Cは、実利的な目的で専攻を選ぶべきだという発想、それを遠慮なく示す教師に対して嫌悪感に近い反応を示している。

D（古典系）は、裁判官（法学修士）の父と、博士号（環境学）取得者の母に、日本語専攻を反対された。本人は高校での勉強に満足していたが、進学先を決めかねていた。当時、アジア映画のなかでも、とりわけ日本映画に惹かれていたことを手がかりに、日本語専攻を検討したが、両親の賛成は得られなかった。

—なんで（両親は日本語専攻に賛成しなかったのか）？

D：仕事のことだよ。変だし、日本語って役に立たないし。

—変な感じがまだありましたか？

D：今もだよ。彼らは、俺のことちょっと狂ってると思ってる、何も変わってない。俺が幸せならよかったとは思ってるけど、変なことしてるとは思ってるよ。

—あなたの将来に何を期待してたんですかね。

D：イタリアではよく、「もし仕事したいなら、法学、医学、経済学とかこんな感じのことをするしかないって」って言われるんだよね。

両親の進路に対する考えは、イタリア社会の一般的な進路観を示している。「仕事をするなら法学か医学、それに経済学かエンジニアリング」という表現は、複数の協力者が決まり文句のように口にした。それに対し、経済的に報われるかどうかという基準でみると、日本語は「変」で「役に立たない」とされる。なかでも高学歴な親は、日本語専攻に難色を示す傾向にある。父の期待をDにたずねると「同じ道（法学部）か、イタリアでもう少し普通の道、もっと簡単なことだよ。ギリシア語とラテン語が好きなら大学で古典文学をやりなさいと言われたよ」と答えた。古典外国語・文学⁸⁾は古典系普通高校の主要科目であり、これを大学の専攻とすることは両親の許容範囲にあった。これに対するDの考えは以下の通りである。

D：俺、ギリシア語とかラテン語は今でもたまにちょっと読んだりするんだよ、好きだからね。でも、人生では別の道を選んだんだ。

—高校生のときは、全然思わなかったんですか？古典ギリシア語、ラテン語続けようって。お父さんとお母さんの言った通りにしようって、思わなかったんですね。

D：最初は、すごくこだわってた。日本語やるって決めてたんだよ。若い人はみんなそうだと思うけど、他の人にこれをしろ、あれをしろって言われたくなかった。

この語りから、親が認める進路、すなわち古典系普通高校の典型的ルートをあえて選択しなかったのだというDのこだわりが読み取れる。日本語専攻選択は不本意でもなければ挫折でもなく、あくまで主体的な進路選択の結果なのだとする語りは、複数の協力者にみられた。ただし、周囲が薦める進路に手が届く位置にある普通高校の学生にとって、「就職したいなら法学部か医学部」という言葉を否定するのにはしばしば大きな葛藤が伴う。以下のE（科学系）の経験はそれをよく表している。当初の希望は語学専攻であったが、親の強い意向に逆らえず、また本人の学力も相応に高かったため、一度は他大学の医学部に進学した。

僕はとても好奇心の強い人でしょう？だから、与えられたことは何でも興味を持てるよ。まあ、例えば数学なんかは、いつも好きというわけではなかったけど。

—情熱が持てなかったってことですかね。

F：うん、あんまり持てなかった。イタリアでは口頭試問が多いのを知ってるでしょ？僕は説明するのがそんなに得意じゃないんだ。だから、内容をわかってなくても、うまく話せる人たちが、僕よりずっと高い点をとってた。

—うまくできる人が、努力しなくても勝てるって感じですか？

F：そうそう。あ、じゃあもういいやって。だから、たぶん、日本語を求めているというのは、自分自身が勉強したいこと、ちゃんと自分自身のなかから出てくるものを探す、ってことでもあったんだよね。それはただの反抗期のあれなんだけどね。

Fは「反抗期」になるまで、父（大卒・高校教員）と母（高卒・銀行勤務）の期待に重圧を感じながらも、応えようとしてきた。しかし、高校生活を通して、その仕組みの中では自分は報われないと気づき、その外に出ることを決めたのである。なお、医学部からの進路転換を、Fも挫折としては語らなかつた。むしろ、おかしいのは学校制度や、そのなかでうまくやろうとするクラスメイトのほうであると考えている。他の協力者と同様に、日本語専攻は不本意な代替案ではなく「自分自身のなかから出てくる」選択だとした。

先に述べたように、日本語専攻決定の過程にあった摩擦を主にする語りは、日本語専攻選択の偶発性に関する語りと対比すれば、主体的進路選択の結果として語られることが多い。ただし、偶発性に関する語りが、普通高校の延長線上にある進路の否定とセットになっているのと同じく、摩擦を主にする語りもまた、普通高校の延長線上の進路から意図的に降りたり、外れたりするため、あるいはそうなることを承知で主体的に選択したと語られる。日本語専攻は、普通高校において一般的とされる進路とは言い難い性質を持っているため、しばしば「偶発的」に選択されるのであり、また、既定路線の外に出ようとするところに、日本語専攻が選択されたり、選択過程で摩擦が経験されたといえる。

4.3 除外された選択肢

協力者は「仕事をするなら法学か医学、それに経済学かエンジニアリング」という普通高校の典型的進路とは異なる専攻を求めていた。しかし、それは何でもよかったわけではない。ここで注目すべきが、普通高校の典型的な進路以外に、選択肢から除外した専攻に関する語りである。その代表例として中国語専攻がある。厳密には、自らの進路選択において日本語と中国語の間で迷ったという語りはなかったが、以下の語りのように、周囲から日本語より中国語のほうが望ましいと「助言」されるという経験が複数あった。

F：たくさんの人に「日本語はやめといた方がいいよ、仕事がありませんから。中国語にしまよって」言われました。その頃は、中国が来てましたね。うん、でもなんだろう、よくわからないけど。自分はもう完全に日本語に気持ちが向いていて、美的、文化的なレベルもすごく好きだったから、私は日本語に気持ちが向いていましたね。

中国語は日本語と同じ「東洋言語」というカテゴリーにあるが、日本語と違ってビジネスや就職など実利的目的を連想されやすい。B（古典系）の場合は、高校の教師から、同じような助言を受けた。

B：少し前まで、自分の人生ではいつも情熱を基準にして「やる・やらない」を決めてきた。将来の予定を基準にしたことはないな。今思えば、とても間違っただけの考え方だと思うけど。でも当時の私はそういう考え方をしていた、自分の情熱だけを考えてた。実際、ある先生に「日本語を勉強します」と言ったとき、「なぜ中国語じゃないの」と言われたんだ。

—どうしてそんなこと言ったんだろう。

B：まあ、中国はとても強い国で、すでに世界を征服している存在だから。歴史的にも、未来に向けても。だからその先生は、中国語の方が日本語よりも役に立つと思ったんじゃないかな。でも、私は好きじゃなかった、興味がなかった。

Bにとって優先すべきは、「情熱」、「好き」、「興味」である。「就職に役に立つ専攻を選ぶべきだ」という考えとは別の観点から日本語を選んでおり、他者の言葉を意に介さなかったことが語りからわかる。

しかし、実際の専攻選択の決定は慎重に行っていたことを示す語りもある。G（科学系）の両親（両親高卒、父・自営業）は日本語専攻進学への考えには「中立的」であったが、文化財保存・修復学進学については「修復はダメ。やめておきなさい」と強く反対した。その理由をGは以下の通り語っている。

G：どうして、うーん、なんか美術系のことだから、例えば、修復の勉強をして、将来失業する、仕事が見つからないという先入観ですかね。修復の分野では仕事がないっていう。

—有名な話ですか？修復には仕事がないと、みんなが言ってるようなことなんですか。

G：はいはい、本当にそうです。一般的に美術に関わること全般、例えば修復、ファッションとかデザインとかもそうです。あまり勉強したくない人がやること、みたくに見られてるところがあって。その分野では仕事が全然みつからないから、結局卒業しても、関係ないことをしなくてはいけない。

協力者はイタリア社会における各専攻のイメージを参照しつつ、自分が「選ばない」専攻を注意深く選別していたといえる。美術系の専攻は、単に就職困難だけでなく、勉学への関心が低く、専攻と関連のない仕事にしか就けないというように、学問からの乖離という明確なイメージも伴っている。普通高校出身者としての自己認識にそぐわないと判断したのだろう。協力者はこのような集団の一員になることは躊躇した。

5. 高校生活と「簡単な非常出口」としての日本語専攻

前項までに見たように、日本語専攻の選択には、高校生活の延長線上にある進路を否定するという意味づけがあった。それでは、協力者たちは高校生活をいかに評価していたのだろうか。例えば、Fは日本語専攻を選択したことを、高校生活やそれに続く道からの「簡単な非常出口」であったと語った。高校生活について語る時、「早く出たかった」、「すべてを捨て去りたくなった」、「飽きた」など、その外に出たいという願望が複数の協力者に共通していた。何が彼ら彼女らをそのように感じさせたのであろうか。

高校生活の語りでもっとも大きなボリュームを占めたのは学業である。とりわけ主要科目にいかに取り組んだかという語りには、その人の高校生活の輪郭がよく表れている。D（古典系）は以下のように述べている。

D：そうだね、たいへんだった。でも、俺は主要科目、つまりラテン語とギリシア語がすごく好きだったから、一生懸命勉強したし、満足してたよ。そう、それからうちの母は本当に厳しくて。友達に「うちの

母は中国人みたいだ」って冗談を言ってたよ。なぜなら、母は俺にもものすごく勉強させたから。

主要科目が好きである者にとってすら普通高校の学業負担は大きい。成績不良に関しては、「負債 (debito)」とよばれ、厳格に管理される仕組みもある。B (古典系) はこれを以下のように説明した。

B: 負債をもらうと、夏の間はその科目の補習授業を受けて、9月に試験を受けないといけないんだ。そうすれば、もう一回他の人と同じ立場に戻って、9月からまた新しい学年を始められる。でも、その試験に落ちたら留年になる。そうしたらすべての科目でもう1年やり直さなければいけない。私も一度、歴史で負債をもらうところだった。歴史なんて単純な科目だけど、あまり勉強してなかったから、高校の最初はちょっと苦労した。それに先生が私のことをちょっと嫌ってるって感じもあったし。

普通高校では留年・退学も特別ではない。30人いたクラスメイト (クラス替えがない) のうち卒業までたどり着いたのは22人程度であったと、G (科学系) は語っている。また、退学した同級生については「ほとんど商業高校とか、いわゆる、もう少しかんたんな学校に行く感じですね。よくあることですよ」と説明した。このように、普通高校はすでに大学進学の実選機能を持っているのである。

こうした学校制度のなかで、学生の負担をさらに重くしているのが教師である。教師は、学生を「侮辱」するような抑圧的存在としてしばしば語られた。D (古典系) は教師について、以下のように言っている。

D: 俺たちが立ち上がって挨拶するんだよ、日本みたいに。立って「こんにちは」と言って、それから席に座る。すごく厳しい。もちろん、いつも〇〇って名字で呼ばれるし。だから、すごくフォーマルな関係だよ。俺が通っていたころの先生たちは怖がることなんかなくて、絶対的な存在で、やりたいことやっていた。結構きつい話もあったな。もし勉強しなければ、侮辱 (umiliare) してくるんだよ。

とりわけ口頭試問 (interrogazioni) は、学生と教師の関係性を象徴的に表すイタリアの伝統的な評価制度である。C (科学系) は、口頭試問へのプレッシャーを以下のように話している。

C: 口頭試問を合格するために本当にたくさん勉強しなきゃいけなかった。先生たちはすごく厳しくて、特に理系科目はレベルがとて高くて難しいことばかりやってた。ラテン語も、5年間ずっとやった。数学も。ラテン語が本当に苦手で、ラテン語からイタリア語の翻訳はすごく難しかった。

口頭試問では、緊張下でうまく話す能力や教師との相性も試された。前項でFは「内容をあまり理解していなくても、話すのが上手な人たちが報われやすい」試験制度であると、これを批判している。またE (科学系) は教師の標的になるという経験をし、高校が「大嫌いになった」ことを以下のように語った。

E: イタリア語とラテン語の先生は、特に私について変なイメージを自分で思いつく、思い込んで。なんか私は勉強しない、頑張らない人。頭いいけど勉強しないっていうイメージ、勝手に作りこんで。何て言うのかな、私を狙ってて。本当に不安でしたし、数学の先生も、学生たちを侮辱するのが好きな人でした。性格も私とあってなかったし。みんなカンニングとかしてる人達がすごく多くて、自分だけが頑張って、自分だけでもなかったんですが、もう20人の中で4人だけぐらい。ちゃんとした勉強とか宿題とかして

て、それが結構頭に来て、なんか自分がバカみたいという環境だったので。

Eはただ「生き残る」ことしか考えられなかったとつけ加えている。クラスメイトには、カンニングをして環境に「順応」してしまうか、同じようにストレスを抱える者しかおらず、周りの人に頼れなかったからである。クラスでの疎外感を感じていたのはB（古典系）も同様で以下のように語っている。

B：私たちのクラスは、団結した素晴らしいクラスだって、先生たちが私たちや外でも言ったりしてた。普通は古典系普通高校のクラスではライバル意識がすごく強い。でも、私たちのクラスは一体感があるって。まあ、実際は、なかには小さなグループがあったし、そんな一体感はないって感じだった。それで宗教の授業のとき、先生とクラス全員が輪になって、先生が「高校生活で何を持ち帰り、何を置いていくのか」って私たちに聞いたんだ。クラスの何人かは、「高校ですでできた友情を持っていく」と言っていて、それを言うのに感極まっている人もいた。私はすごくつらかった。だって彼らが「友情を持っていく」と言ったときに、そこに自分は含まれていないことがわかっていたから。

Bは最終学年時には「本当にもう無理。出て行きたい」と強く願うに至ったが、そこには学業への挫折というよりも、クラスにおける居心地の悪さが根底にあったことがうかがえる。

以上のように、普通高校は主要科目の成績によって大学進学への選抜が日常的に行われる厳しい場所であった。そこにあらわれる学校制度や教師の抑圧性、それに順応するクラスメイトへの違和感は、複数の語りにも共通していた。ただし、そうした否定的感情が、教師や学校制度への激しい反抗や学業放棄などといった形で表出されることはほとんどなかった。それよりも、高校生活の延長線上にあるだろう生活から自ら出て、自分にあった別の道を模索しようとする語りが典型的であった。

こうした高校生活に対する評価に基づけば、日本語専攻選択を「簡単な非常出口」とする語りは、次のように理解できる。

まず、重要なのは、協力者が語る普通高校の生活に日本・日本語が含まれていないという点である。高校生活は、主に主要科目とそれに付随する試験や教師、クラスメイトとの関係性によって構成されており、日本・日本語はその構成要素ではない。日本・日本語が言及される場合、それはマンガやアニメ、空手、日本語の独学など、普通高校の領域の外にある、個人的な選択による活動として語られる。ここから、彼ら彼女らにとって日本語専攻は、高校の評価制度や教師・クラスメイトとの関係性のなかに位置づけられておらず、それが得意か苦手かを他人から評価されていない状態で参入できる学問分野であったことがわかる。高校の世界と断絶した専攻であるため、そこから外に出るための「非常出口」となりえたと考えられる。

くわえて、日本語専攻が実利的な目的を連想させないことも、日本語専攻を、結果的に「簡単な」選択肢にしたといえる。協力者にとって「普通高校の典型的ルートを否定すること」は、しばしば「実利を求めないで好きなことをすること」と、表裏一体のものとして語られる。日本語専攻は、普通高校に不在であるというだけでなく、中国語専攻のように実利性を想起させないものでもあった。日本語専攻が、普通高校の世界と断絶しているだけでなく、実利を求めずに自らの「情熱」、「好き」、「興味」を追求できる進路と見なされるとき、選ばない理由がない、その意味で「簡単な」選択肢として現れてくる。マンガやアニメ、日本映画などに対してもともと抱いていた関心が、日本語という進路選択と結びつくのは、ここである。

最後に、日本語は自己認識を大きく変更せずに選択できる専攻であったことも無視できない。協力者たちは高校制度に対する不満を様々に表現しつつも、自らが学業に奮闘したことを強調し、学業的素質を自負し

ていることが語りからうかがえた。こうした点を考慮すると、例えば「勉強が好きではない人が行く」というイメージが強い美術系専攻を選ばなかったという、先の語りの意味が明らかになる。普通高校の延長線上にある進路は否定したいと感じながらも、学問への志向という点で評価が低い専攻は受け入れがたかった。この点で日本語専攻は、就職に有利ではないとみなされても、学問的関心や能力に乏しいとみなされる選択肢ではなかった。ゆえに、日本語専攻選択に葛藤は伴っても不本意な選択として語られないと考えられる。

以上のような要素が重なり合うところに、高校生活の延長線上にある生活から降りて別の道を模索しようとする人々が、日本語専攻を「簡単な非常出口」として利用する余地があると考えられる。

6. おわりに

本稿では、ベッカーのキャリア概念とインタビューデータを手がかりに、イタリアの社会において日本語専攻者に「なっていく」プロセスを検討した。日本語専攻者は、とりわけその高校生活における種々の相互作用のなかで、高校の延長線上にある専攻、実利的な目的を強く連想させる専攻、そして、高校で形成された自己認識に大きな変更を迫る専攻から距離をとるようになっていく。日本語専攻選択は、これらの専攻集団をアウトサイダーとするとともに、自分の関心や学業に軸足を置く学生の受け皿という性質を日本語専攻に見いだすことで、日本語専攻者になっていく変化のプロセスであった。こうした継時的変化を一つの典型的なパターンとするところに、イタリアの大学に日本語・日本研究を専攻する学生が大学に集まり、日本語専攻者という集団がイタリア社会に定着しているのだと考えられる。

以上の結論を踏まえたうえで、今後の研究課題を以下に示す。

第一に、研究協力者の多様性である。本稿の協力者は普通高校出身者が多かったが、それ以外の種別の高校出身者の語りも増やし、より多様な教育背景を反映させたい。また、本論のデータはヴェネツィア大学出身者に限られていたが、イタリア中部のローマ大学や、南部のナポリ大学も大規模な日本語・日本研究課程がある。今後は、家族や大学進学、若者の就業などの在り方が異なる複数の地域における日本語専攻者の語りを収集したいと考えている。これらにより、進路選択プロセスに関する本論での議論を発展させたい。

第二に、他の語学専攻者との比較である。イタリアの統計調査では、個人情報に関するデータアクセスに制限があり、各言語専攻者別の詳細なデータを把握することができない。先行研究においても「語学専攻」や「人文系」といった大きなカテゴリーに基づいて議論されるため、日本語専攻者の専攻選択プロセスや就職状況が他の語学専攻者と比べてどう異なるのかを把握するのも難しい。それを補うために、他の語学専攻の学生の語りも収集しながら、日本語専攻の位置づけをより明確に描き出すことが、今後の課題である。

第三に、日本語専攻者が大学に進学した後、どのような大学生活を過ごし、いかなる進路をたどるのか、より長期的な変化の様相を検討することである。ベッカーは逸脱的性格を持つ専門職集団であるダンス・ミュージシャンに関する研究において、「逸脱とみなされる行動の当事者たちが抱える主要問題は、その行動に関する自分たちの見解が社会の他の成員に共有されないという問題である」が、「逸脱行動にはしる人びとがたがいに相互作用の機会をもった場合には、彼らは一つの文化を形成するのである」と述べ、これを「サブカルチャー (subculture)」と呼んだ〔Becker 1963=2011, pp. 78-79〕。日本語専攻を選んだ人々にとって、普通高校の典型的進路の否定、就職に有利になる専攻を選ぶことへの抵抗、学校制度への批判的な態度は、高校時代には他人との間に隔たりをもたらす問題であったように思われる。しかし、大学に入学した後は、こうした経験が日本語専攻者の間で共有されることになる。日本語専攻者という集団における相互作用が、いかなるサブカルチャーを形成するのか。これを検討することが、今後の課題である。

【注】

- 1) ただしルベルティ〔2017〕は「日本のマンガ、アニメを通してなんとなく日本文化に興味をもったと答える学生が多い」〔p. 125〕とし、「なんとなく」という語で、文化への興味と日本語専攻選択の間にある隔たりを示唆している。
- 2) 社会学において「語り」の定義やその扱いに関して多くの議論がある〔谷 2008, 野口 2009 等〕。本稿では「語り」、「物語」、「ストーリー」などを厳密には区別せず、ベッカーの議論に即して「語り」を、インタビューで得られた、協力者による生活や経験への意味づけとして緩やかに理解する。
- 3) 例えば、同一の協力者が日本語で話す際に「俺」を用いる場合には、イタリア語で話した部分の翻訳においても、一人称 (io) を「俺」と訳した。敬語やため口などの使い分けについても、同じ方針に従った。
- 4) 日本語専攻の他に、中国語、韓国語などの専攻があり、それらの学生のデータも含まれている。
- 5) 普通高校の系統には、他にも、人文科学系、芸術系、音楽・コーラス系などがある〔西田 2025〕。
- 6) 協力者は、「東洋言語」（日本語、中国語など）や「西洋言語 (lingua occidentale)」という言葉をよく使用した。
- 7) イタリアの公立高校には宗教の授業がある。履修は選択性である。
- 8) 文学・人文学専攻（古典外国語を含む）は法学等と並び、親が高学歴で高階層出身の学生割合が高い〔西田 2025〕。
- 9) 医学部は学部修士 6 年の一貫過程であり、その後に専門研修期間がある。
- 10) イタリアの出版社。語学の参考書を取り扱っている。

【引用・参考文献】

- AlmaLaurea. 2024. *Profilo dei laureati*. <https://www2.almaalaura.it/cgi-php/universita/statistiche/tendine.php?anno=2022&LANG=it&config=profile> (accessed 15 July, 2025).
- Becker, H. S. 1963. *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*. The Free Press, Glencoe (村上直之訳 2011『完訳アウトサイダーズ——ラベリング理論再考』, 現代人文社.)
- . 1998. *Tricks of the Trade: How to Think About Your Research While You're Doing It*. University of Chicago Press, Chicago (遠藤雄三・宝月誠訳 2012『社会学の技法』, 恒星社厚生閣.)
- Becker, H. S. and J. W. Carper. 1956. *The Development of Identification with an Occupation*, *American Journal of Sociology*, 61(4), pp. 289-298. <http://www.jstor.org/stable/2773529>. (accessed August 7, 2025).
- Bourdieu, P. 1979. *La distinction: critique sociale du jugement*. Editions de Minuit, Paris (石井洋二郎訳 1990『ディスタクシオン』, I・II, 藤原書店.)
- Hochschild, A. R. 2016. *Strangers in Their Own Land: Anger and Mourning on the American Right*. The New Press, New York (布施由紀子訳 2018『壁の向こうの住人たち——アメリカの右派を覆う怒りと嘆き』, 岩波書店.)
- 井上俊 2019『文化社会学界限』, 世界思想社
- 国際交流基金 2023『海外の日本語教育の現状——2021年度海外日本語教育機関調査より』
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/dl/survey2021/all.pdf> (2025年7月15日取得)
- . 2024a「イタリア (2023年度)」, 国際交流基金ホームページ
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2023/italy.pdf> (2024年7月18日取得)
- . 2024b「2021年度海外日本語教育機関調査 8-4 高等教育における日本語学習の目的」, 国際交流基金ホームページ
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/dl/survey2021/8-4.xlsx> (2025年7月15日取得)
- Mariotti, M. M. 2015. *Japanese Language Learning through Authentic Materials: Insights from an Italian University Case Study*. In *Contemporary Japan. The Challenge of a World Economic Power during a Period of Transition*, edited by P. Calvetti & M. M. Mariotti. pp. 231-247. Edizioni Ca' Foscari, Venezia
- MIM. 2025a. *Licei, Classico*. <https://unica.istruzione.gov.it/portale/it/orientamento/guida-alla-scelta/dal-sistema-integrato-0-6-anni-al-secondo-ciclo-di-istruzione/scuola-secondaria-di-secondo-grado/licei/classico#topContent> Tabs (accessed 25 August, 2025).
- MIM. 2025b. *Licei, Linguistico*. <https://unica.istruzione.gov.it/portale/it/orientamento/guida-alla-scelta/dal-sistema-integrato-0-6-anni-al-secondo-ciclo-di-istruzione/scuola-secondaria-di-secondo-grado/licei/linguistico> (accessed 25 August, 2025).
- MIM. 2025c. *Licei, Scientifico*. <https://unica.istruzione.gov.it/portale/it/orientamento/guida-alla-scelta/dal-sistema-integrato-0-6-anni-al-secondo-ciclo-di-istruzione/scuola-secondaria-di-secondo-grado/licei/scientifico> (accessed 25 August, 2025).
- MIM. 2025d. *Scuola secondaria di secondo grado* <https://www.mim.gov.it/scuola-secondaria-di-secondo-grado> (accessed 15 July, 2025).
- MIUR. 2017. *Focus “Gli immatricolati nell’a.a. 2016/2017 il passaggio dalla scuola all’università? dei diplomati nel 2016”*. https://www.mim.gov.it/documents/20182/494466/FOCUS+2016-17_immatricolazioni.pdf/_3a1f576c-

- 5498-4942-962c-435a2b791a5e?version=1.0&t=1501844906814 (accessed 15 July, 2025).
- 西田翔子 2025 「イタリアの大学における語学専攻者の出身階層と教育背景に関する分析 —— 日本語専攻の位置づけに向けて」『都市文化研究』第27号, pp. 66-80 doi.org/10.24729/0002003037
- 野口裕二 2009 『ナラティブ・アプローチ』, 勁草書房
- 野畑理佳 2024 「日本語学習動機研究の動向 —— 質的研究を中心に」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』第25巻1号, pp. 85-100 <https://gssc.dld.nihon-u.ac.jp/wp-content/uploads/journal/pdf25/25-085-100-Nohata.pdf> (2025年7月15日取得)
- 野村駿 2018 「なぜ若者は夢を追い続けるのか —— バンドマンの「将来の夢」をめぐる解釈実践とその論理」『教育社会学研究』第103巻, pp. 25-45 doi.org/10.11151/eds.103.25
- 小高良友 1989 「初期H・S・ベッカー論」『社会学評論』第40巻第3号, pp. 295-309 doi.org/10.4057/jsr.40.295
- Pacini, L., M. M. Mariotti and T. Miyake. 2024. *Student Autonomy and Empowerment in Japanese Learning? A Case Study of Tutoring Activities, Proceedings of International Conference on Japanese Studies, Language and Education*, 5(1), pp. 1-11. <https://proceedings.aspbji.id/index.php/icjsle/article/view/79> (accessed 15 July, 2025).
- Pellitteri, M. 2021. *The European Experience with Japanese Animation, and What It Can Reveal about the Transnational Appeal of Anime*, *Asian Journal of Communication*, 31(1), pp. 21-42. doi.org/10.1080/01292986.2020.1862263
- ルベルティ, ボナヴェントゥーラ 2017 「イタリアの日本研究 —— 文化の多様性を生かす」『世界の日本研究2017』, pp. 112-127 https://nichibun.repo.nii.ac.jp/record/6653/files/seni20_all.pdf (2025年7月15日取得)
- 谷富夫 2008 『新版 ライフヒストリーを学ぶ人のために』, 世界思想社
- トリーニ, アルド 2001 「イタリアにおける日本語教育の現状と課題」『世界の日本語教育』第6号, pp. 1-10
- Triventi, M., L. Vergolini and N. Zanini. 2017. *Do Individuals with High Social Background Graduate from More Rewarding Fields of Study? Changing Patterns before and after the 'Bologna process'*, *Research in Social Stratification and Mobility*, 51, pp. 28-40. doi.org/10.1016/j.rssm.2017.07.001
- Willis, P. E. 1977. *Learning to Labour: How Working Class Kids Get Working Class Jobs*. Saxon House, Farnborough. (熊沢誠・山田潤訳 1996 『ハマータウンの野郎ども —— 学校への反抗・労働への順応』, ちくま書房)

Career Choice of Japanese Language Majors: An Analysis through Narratives of University Students in Italy

NISHIDA Shoko

Abstract

This paper aims to examine the process by which high school students in Italy reached a decision to major in Japanese at university through social interactions during high school. To understand the complexity behind the choice of major, qualitative interviews were conducted with graduates of the Japanese language major at an Italian university, and their narratives were analyzed through H. S. Becker's concept of "career." In this framework, the choice of major is understood as the process of determining which group to belong to and of becoming a member of that group. In the process of choosing Japanese, the interviewees excluded majors that represented the conventional path from their high school (liceo) track, majors strongly associated with practical, job-oriented purposes, and majors that required a radical change in self-conception. The analysis indicates the sequence by which they became members of the group of Japanese majors by regarding these other majors as outsiders.

Keywords: Italian universities, Japanese language and Japanese Studies, Career, Major-choice

The Regional Control of the Miyoshi Clan in Kawachi Province during the Sengoku Period —In Comparison with the Hatakeyama Clan—

OKAMOTO Yuki

Abstract

This study focuses on Kawachi Province and the period from 1532 to September 1568. It collects documents related to regional control, categorizing them by clan, content, and region. Through this classification, this study analyzes the number and content of documents issued by the Miyoshi and Hatakeyama clans. Furthermore, this study explores the governance in specific areas and the relationship between local society and each clan.

Such analysis reveals that the Miyoshi clan's rule in Kawachi Province varied by region and period, and differed from that of the Hatakeyama clan.

This study also demonstrates that the Miyoshi clan expands and maintains its authority, not by relying on the position of Shugo but by responding to demands from local society.

The characteristics of the Miyoshi clan contributed to the establishment of a domain spanning the Kinai region. In this respect, the findings of this study also offer valuable insights into the study of the Oda-Toyotomi regime in the Kinai area.

Keywords: Miyoshi clan, Hatakeyama clan, Kawachi Province, regional control, local society

No	発給年月日	西暦	文書名	発給者	発給者の分類	宛先	内容	内容区分	地域	文書種	収録	注記
155	永禄10年11月	1567	三好康長・頼房長男通誓禁前序	山城三好康長・右京進頼房(長男)	三好氏	河内国招提寺	運的狼藉・竹木取採・杖録稲米運搬の禁止。	禁制	交野郡	『關三』1376	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
156	(永禄10年)12月14日	1567	遊佐信教書状	(遊佐)教	政長流	小坂孫三郎殿	壹條次郎の知行分である十七ヶ所、權次庄などを与える。	知行宛行	茨田郡	『小坂家文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
157	(永禄11年)2月5日	1568	権原長房書状	権原長房書状	三好氏	備前赤松御宿所	今回所認分の項について、書状を送付する。	安堵	交野郡	『興福寺文書』	『關三』1381	
158	(永禄11年)2月5日	1568	牛嶋義経書状	牛嶋義経	三好氏	備前備前御宿所	今回所認分の項について、扇と長房の書状を送付する。	安堵	交野郡	『興福寺文書』	『關三』1382	
159	永禄11年4月	1568	権原長房・三好宗清通誓禁前序	権原長房・三好宗清通誓禁(宗清)	三好氏	河州牧師一宮	乱妨狼藉・山竹木取採・毛氈・家取焼/灰の禁止。	禁制	交野郡	『片埜坪抄所藏文書』	『關三』1401	

年未詳文書

160	正月26日	—	畠山私高内乘進書状	遊越守尉(遊越守)・丹波郡清(舟下高清)	政長流	金剛寺三幡	茶寺と不動所の相論につき、礼拝のため旧冬の年預と宿老衆頭員職を連れて登城するよう命じる。	相論	銅部郡	『金剛寺文書』294	『大日本古文書』家わけ第六	
161	3月5日	—	根来寺簡井坊勢書状	根来寺簡井坊勢	政長流	観心寺年預御坊御宿中	御申について、遊越守・長教の御判が無いので迷ってしたが、奉書として作州の判物を取進する。	その他	銅部郡	『観心寺文書』274	『大日本古文書』家わけ第六	
162	3月12日	—	安見助次郎書状	安見助次郎房	政長流	観心寺衆僧御中	臨時課役・關所など、寺内衆中における新儀課役を免除する。	免除	銅部郡	『観心寺文書』275	『大日本古文書』家わけ第六	
163	3月21日	—	中村頼吉書状	頼吉	不明	「ねよよ」	惣持院住僧の件につき、同心してくくするように求める。	その他	銅部郡	『観心寺文書』615	『大日本古文書』家わけ第六	「」は出典上書
164	4月30日	—	磯立長盛書状	磯立神兵衛長盛	義政流	経國院御内衆中	礼儀を受け取り、木沢長政の免状を進上する。	その他	銅部郡	『金剛寺文書』257	『大日本古文書』家わけ第七	
165	5月14日	1550代	松本久書状	松本久	政長流	法隆寺年預御坊御返報	弓削庄について、寺縁が問題ないように縁切へ申し入れた。これまでのように、訴え出ればおはする。	その他	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
166	(天文末-永禄初期)5月17日	1550代	某能久書状	能久	政長流	年預五所まいる御宿中	弓削庄について、寺縁について、国が連れて十分に把握できていないので、配慮を求め、	その他	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
167	(天文末-永禄初期)5月19日	1550代	松本久書状	松本久書状	政長流	法隆寺年預御坊御宿中	在所は申している。そちらが申している内容とはあまりにも相違がある。	その他	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
168	6月6日	—	清為当書状	清為為当	不明	天野山年預御坊御宿中	上様が明日向備子形儀に入様するので、人足などを出すよう求める。	免除	銅部郡	『金剛寺文書』295	『大日本古文書』家わけ第七	
169	6月14日	—	金剛院海□書状	金剛院海	その他	年預御坊御返報	徳政頼母子の契約放棄につき、備山の瀬は寺家は同心することを伝える。	その他	銅部郡	『観心寺文書』612	『大日本古文書』家わけ第六	
170	6月21日	—	畠山尚誠内書	(畠山)尚誠	義政流	観心寺	畠山在氏による観心寺への連乱を停止させる。	違法・并叙停止	銅部郡	『観心寺文書』143	『大日本古文書』家わけ第六	
171	6月21日	—	万代了徳書状	万代了徳	義政流	観心寺年預御中	望みの通り、御書を御進する。	銅部郡	銅部郡	『観心寺文書』144	『大日本古文書』家わけ第六	
172	8月5日	—	西村宗好書状	西村宗好	不明	長久入運脚御宿所	観心寺からの免許状を運び、こちらの免許状もすべてに準備する。	その他	銅部郡	『観心寺文書』148	『大日本古文書』家わけ第六	
173	9月18日	—	芳賀内助書状	延秀(芳賀内助)	政長流	「兼教□房」参申給へ	願所に関する相論について、上様の疑念を持っているため遊佐長教の書状と共に、寺分について自分の考えを申し入れた。今は年輩の輩中なので意見できないが、屋形に内々で寝つこうもりでる。	相論	銅部郡	『観心寺文書』269	『大日本古文書』家わけ第六	「」は出典上書
174	9月21日	—	僧二普書状	二普	その他	定秀御坊御返報	奥坊の件につき、田河親から下知が出たので、奥坊は寺家の管理とするよう命じ、	その他	銅部郡	『観心寺文書』598	『河内長野市史』第四巻	
175	9月29日	—	某吉継書状	某吉継	政長流	観心寺年預御坊御宿中	弓削庄の公用が日増のため留損してしまつたので、補填分の二十疋などを納め、	安堵	銅部郡	『観心寺文書』599	『河内長野市史』第四巻	
176	(天文末-永禄初期)11月18日	1550代	安見宗房書状	安見宗房	政長流	—	弓削庄の公用が無効法となつている件につき、必ず納めるように命令するのと、	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
177	(天文末-永禄初期)11月18日	1550代	某房書状	某房	政長流	法隆寺年預御坊御返報	弓削庄について、ます物置くように命じられたと伝達する。	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
178	(天文末-永禄初期)11月18日	1550代	松本久書状	松本久	政長流	年会所御返報	弓削庄について、近年の通りに命ずる。	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	
179	(天文末-永禄初期)11月21日	1550代	松本久書状	松本久書状	政長流	法隆寺年会所御返報	弓削庄について、近年の通りに命ずる。	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編入彦市史』古代・中世史料編	

注1「種数の出典があるものは、代表的ものを記載した。(「關三」…『關国遺文三好氏編』)

注2「観心寺文書」・「金剛寺文書」は『大日本古文書』をもとに、適宜「河内長野市史」により修正を行った。

注3「三好本宗家・阿波三好家の当主・家臣の発給文書については、その欄を灰色に塗った。

注4「二〇一〇〜二〇一九年度科学研究費補助金(基礎研究(B))」研究成果報告書「中世後期河内近国守護の研究」(清文堂出版、2006年)所収。

注5「年次・発給者などの比定にあたって参照した文献は以下の通り。

- ・【仁木1997】…仁木宏『空閑』・公・共同編(青木書店、1997年)
- ・【小谷2003】…小谷利明『關国期の河内国守護と一向一揆勢力』(関『畿内關国期守護と地域社会(清文堂出版、2003年)所収)
- ・【弓倉2006a】…弓倉弘年『關国期の河内国守護と一向一揆勢力』(関『中世後期河内近国守護の研究』(清文堂出版、2006年)所収)
- ・【弓倉2006b】…弓倉弘年『織田信長と畠山氏家臣』(同上)
- ・【弓倉2006c】…弓倉弘年『宛守通家畠山氏の家督変遷』(同上)
- ・【藤部2017】…藤部隆弘『木沢長政の政治的立場と軍軍構成』(関『關国期細山権力の研究』(吉川弘文館、2018年)所収、初出2017年)

戦国期河内国における三好氏権力の地域支配

No	発給年月日	西暦	文書名	発給者	発給者の の名称	宛先	内容	内容区分	地域	文書群	収録	注記
126	〔永禄6年〕11月22日	1563	野間長久書状	野間長久(野間長入)	三好氏	法隆寺年会御坊御宿中	采月22日に年貢を徴収する。それを渡すため、21日ごろに使者が来ることを承知する。	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 939	
127	〔永禄6年〕12月2日	1563	野間長久書状	野間長久(野間長入)	三好氏	法隆寺年会御坊	公用錢が滞り、催促人を派遣したので、使者の派遣を遅らせるよう伝える。	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 948	
128	〔永禄6年〕12月23日	1563	野間長久書状	野間長久(野間長入)	三好氏	法隆寺年会御坊参御報	野間庄から参附する事について、使者の遣いを遅らせる。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 950	
129	〔永禄6年〕12月27日	1563	野間長久書状	野間長久(野間長入)	三好氏	法隆寺年会御坊参御返報	公用錢について、まず7貫文を渡し、次の3月までに残りを渡すよう伝える。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 954	
130	〔永禄6年後〕12月8日	1563	野間長久書状	野間長久(野間長入)	三好氏	法隆寺年会御坊参御同宿中	連絡のために、27, 28日ごろに使者を派遣するよう求める。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 960	
131	〔永禄6年後〕12月24日	1563	野間長久書状	野間長久(野間長入)	三好氏	法隆寺年会御坊参御返報	公用錢について、まず50貫文を渡し、残金の3月までに残りを渡すよう伝える。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 968	
132	〔永禄7年〕正月5日	1564	長松軒淨世書状	長松軒淨世	三好氏	法隆寺年会御坊御返報	野間庄で久秀の罪状につき、野間長久は書言を言わず、久秀も清算するので不安。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 974	
133	〔永禄7年〕9月29日	1564	遊佐信教判物	〔遊佐新次郎殿〕 教	政長流	観心寺	臨時課役・開所などを従来通りとし、寺内願申において新儀課役を免除する。免除	課役免除・ 免除	淡川郡	『観心寺文書』 270	【大日本古文書】 家わけ第六 【写倉2006a】による 発給者比定。	
134	〔永禄7年〕9月29日	1564	軍部助兵衛書状	軍部助兵衛房	政長流	観心寺御衆僧御中	遊佐信教の進目の御判を却返す。その他	その他	淡川郡	『観心寺文書』 271	【大日本古文書】 家わけ第六	
135	〔永禄7年〕10月2日	1564	根来寺若室坊勢書状	根来寺若室坊勢	その他	観心寺衆僧御中	遊佐信教の進目の御判を却返す。その他	その他	淡川郡	『観心寺文書』 272	【大日本古文書】 家わけ第六	
136	〔永禄7年〕11月20日	1564	根来寺若室坊勢書状	根来寺若室坊勢	その他	観心寺衆僧御中	遊佐信教の進目の御判を却返す。その他	その他	淡川郡	『観心寺文書』 273	【大日本古文書】 家わけ第六	
137	〔永禄8年〕10月22日	1565	畠山秋高内衆連書禁制	山崎守(保田長房)・左衛門大夫(遊佐清)	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『金剛寺文書』 289	【大日本古文書】 家わけ第七 【写倉2006b】による 発給者比定。	
138	〔永禄8年〕10月22日	1565	畠山秋高内衆連書禁制	山崎守(保田長房)・左衛門大夫(遊佐清)	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『金剛寺文書』 290	【大日本古文書】 家わけ第七 【写倉2007b】による 発給者比定。	
139	〔永禄8年〕10月23日	1565	畠山秋高内衆連書禁制	山崎守(保田長房)・左衛門大夫(遊佐清)	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『金剛寺文書』 291	【大日本古文書】 家わけ第七	
140	〔永禄8年〕10月23日	1565	畠山秋高内衆連書禁制	山崎守(保田長房)・左衛門大夫(遊佐清)	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『金剛寺文書』 292	【大日本古文書】 家わけ第七	
141	〔永禄8年〕10月23日	1565	畠山秋高内衆連書禁制	山崎守(保田長房)・左衛門大夫(遊佐清)	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『金剛寺文書』 293	【大日本古文書】 家わけ第七	
142	〔永禄8年〕10月	1565	畠山秋高内衆連書禁制	山崎守(保田長房)・左衛門大夫(遊佐清)	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『観心寺文書』 278	【大日本古文書】 家わけ第六	
143	〔永禄8年〕11月6日	1565	遊佐信教禁制	遊佐信教禁制	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『観心寺文書』 279	【大日本古文書】 家わけ第六	
144	〔永禄8年〕11月	1565	畠山氏河郡代連書禁制	左近大夫・兵衛大夫	政長流	観心寺	乱妨狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『観心寺文書』 277	【大日本古文書】 家わけ第六	
145	〔永禄8年〕12月11日	1565	畠山秋高判物	次郎四兵衛(畠山秋高)	政長流	—	乱入狼藉・竹木切採・開所を荒らす・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	淡川郡	『金剛寺文書』 297	【大日本古文書】 家わけ第七 【写倉2006c】による 発給者比定。	
146	〔永禄9年〕12月7日	1566	三好宗清・同長致連書状	三好宗清	三好氏	三木新介	泉州下村の替地として、下河内中田庄の内松田めを与える。知行宛行	知行宛行	若江郡	『対心文庫所蔵文書』	【戦三】 1312	
147	〔永禄9年〕12月28日	1566	畠山氏家中書	畠山氏家中書	政長流	松海新八郎	十七ヶ所について、こちらが抱える内の半分と三好方が知する分を半庄ずつ与える。知行宛行	知行宛行	茨田郡	『九条家文書』	【戦三】 1315	
148	〔永禄10年〕6月6日	1567カ	三好盛政等連書状	三好盛政等連書状	三好氏	人そくさいそくしゅ(人足確定)	船渡方について切明するため、書状が到着次第、来るように求める。知行宛行	知行宛行	石川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 1354	
149	〔永禄10年〕10月5日	1567	三好盛政書状	三好盛政	三好氏	山崎坊下	野間庄について切明する。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 1367	
150	〔永禄10年〕10月17日	1567	三好盛政書状	三好盛政	三好氏	船渡まいる御宿所(三好宗清)	野間庄について、法隆寺への参附を石成友通の同意しなくしてとを裁断に伝える。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 1370	
151	〔永禄10年〕10月21日	1567	三好康長等連書状	三好康長等連書状	三好氏	石土御所(石成友通)	野間庄について、これまで寺納分を除いて扶持としており、寺納分を御兵大天に渡すよう指示を命ずる。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 1371	
152	〔永禄10年〕10月23日	1567	三好康長等連書状	三好康長等連書状	三好氏	石土御所(石成友通)	野間庄の公用が未だ不足しているとのこと。長慶の代から公用は輸入しなればならないので、今の取えは不当であり、不届きは裁断の上で切明する。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 1372	
153	〔永禄10年〕10月28日	1567	三好康長等連書状	三好康長等連書状	三好氏	石土御所(石成友通)	野間庄の公用に關して、当日損により公用錢を定めないので、嚴重に命令する。未通対処	未通対処	淡川郡	『法隆寺文書』	【戦三】 1373	
154	〔永禄10年〕11月	1567	三好康長等連書状	三好康長等連書状	三好氏	河内招提寺	差妨狼藉・竹木切採・矢銃兵糧米糧運の禁止。禁制	禁制	交野郡	『河内招提寺所蔵文書』	【戦三】 1375	

No	発給年月日	西暦	文書名	発給者	発給者の分類	宛先	内容	内容区分	地域	文書群	収録	注記
100	永禄3年11月3日	1560	三好康慶書状	(三好)長慶	三好氏	銀公(源元)禪師(惟清宗義)	大仙院に關する取柄の確認に対して、疎略が無いようにする。河州表について差が通り申し付けるとは書けしむことである。	その他	—	『大仙院文書』	『觀三』685	内容から河州に傳がかったと推定。
101	永禄3年11月3日	1560	烏養貞長書状	(烏養)貞長	三好氏	旭公(源元)禪師	河州表について望み通りに申し付けるので安心するよう伝える。寺領分について差地が無いようにすることを伝える。	その他	—	『大仙院文書』	『觀三』686	内容から河州に傳がかったと推定。
102	永禄3年11月3日	1560	烏養貞長書状	(烏養)貞長	三好氏	銀公(源元)禪師(惟清宗義)	河州表について望み通りに申し付けることは書けしむことである。また大仙院に關して、折紙を献上した。	その他	—	『大仙院文書』	『觀三』687	内容から河州に傳がかったと推定。
103	永禄4年閏3月16日	1561	室町幕府奉行入道警奉書	前大和守(藤足)康通・丹後守(秋)田原弘	幕府	善法寺雄掌	交野の白面供所につき、以前の通知を破棄し、今後の納所について命ずる。	課役賦課・免除	交野郡	『石清水文書』	『地方市史』第六卷	
104	永禄4年6月	1561	三好康長禁制書	山崎守(三好)康長	三好氏	興正寺末寺富田林	大坂並諸公事免許・國領所領付沙汰・諸商人公事の禁止	禁制	石川郡	『石清水文書』	『觀三』766	
105	永禄4年8月14日	1561	三好実休書下	(三好)沙弥実休	三好氏	—	全明寺領について、西寺内の田山山麓以下の臨時課役・關所・納所などを先期の通りとする。	安堵	錦田郡	『金明寺文書』285	『大日本古文書』家わけ第七	『觀三』772
106	永禄4年8月14日	1561	三好実休書下	(三好)沙弥実休	三好氏	觀心寺衆僧中	觀心寺領の臨時課役・欠所などを先期通りにし、新たに寺中・觀中へ諸公事を課課することを免除する。	課役賦課・免除	錦田郡	『觀心寺文書』265	『大日本古文書』家わけ第六	『觀三』773
107	永禄4年8月14日	1561	加地盛時書状	加地六郎兵衛隆盛時	三好氏	觀心寺衆僧中	觀心寺領について、御書(前)の内容を保證する。	課役賦課・免除	錦田郡	『觀心寺文書』266	『大日本古文書』家わけ第六	『觀三』774
108	永禄4年8月24日	1561	三好義興書下家	義興(三好)義興	三好氏	伊勢加賀守(貞助)殿	山原山麓の内立家分・野崎・北条・米谷分・福寺莊家分、および十七ヶ所の37石を宛行う。	知行宛行	錦田郡・ 諸良郡・ 茶田郡	『雑々書札』	『觀三』778	
109	永禄4年8月24日	1561	三好義興書下家	義興(三好)義興	三好氏	渡辺与左衛門(貞)殿	野崎の六郎分(坂)小次郎名、および十七ヶ所の37石を宛行う。	知行宛行	八上郡・ 丹北郡・ 茶田郡	『私室公家集連綿關所収 渡辺文書』	『觀三』779	
110	永禄4年8月26日	1561	三好実休書状	(三好)実休	三好氏	日蓮野孫七郎殿	国領の内淨福寺領家分、由上内半村分、長原内本井入地重時名、小山の内山所、關領の内10貫文、切替10貫文を宛行う。	知行宛行	八上郡・ 丹北郡・ 茶田郡	『日蓮文書』	『觀三』780	
111	永禄4年8月	1561	畠山高政禁制	「畠山」尾張守・源高政	政長流	河州天野金剛寺	差妨狼藉・山林竹木伐採・矢銃兵糧米鹽課役/火の禁止。	禁制	錦田郡	『金明寺文書』283	『大日本古文書』家わけ第七	「」は折紙
112	永禄4年9月4日	1561	米村正清書状案	米村正清(米村)正清	三好氏	野崎殿中	北条米谷分福寺領分について、伊勢助(貞)宛行ったので、指出・着成妻以下を、伊勢の代官に課すよう命じる。	課役賦課・免除	諸良郡	『雑々書札』	『觀三』785	
113	永禄4年9月4日	1561	米村正清書状案	米村正清	三好氏	高安郡山島殿中	伊勢の代官に課すよう命じる。	課役賦課・免除	高安郡	『雑々書札』	『觀三』786	【「仁1997」】による 発給者比定。
114	永禄4年9月13日	1561	湯川直光禁制	(湯川)直光	政長流	石川林之御坊	差妨狼藉・山林竹木伐採・矢銃兵糧米鹽課役/火の禁止。	禁制	石川郡	『興正寺由緒書板』	『富田林布史』第四卷	【「仁1997」】による 発給者比定。
115	永禄4年9月	1561	畠山高政禁制	畠山高政(畠山)高政	政長流	河州富田中村	差妨狼藉・山林竹木伐採・矢銃兵糧米鹽課役/火の禁止。	禁制	石川郡	『興正寺由緒書板』	『富田林布史』第四卷	【「仁1997」】による 発給者比定。
116	永禄4年10月27日	1561	大伝法院惣分沙汰所粘附禁制	大伝法院惣分沙汰所粘附	その他	觀心寺	差妨狼藉・山林竹木伐採・矢銃兵糧米鹽課役/火の禁止。	禁制	錦田郡	『觀心寺文書』268	『大日本古文書』家わけ第六	
117	永禄4年12月5日	1561	土屋宗善書状案	土屋入道宗善	その他	紀氏宮太輔殿御所	当領内の買得か、散在の加地子を免除する。	課役賦課・免除	茶田郡	『土屋氏文書』49	『地方市史』第六卷	
118	永禄5年以前(1月15日)	1562以前	丹下入道折紙	丹下入道折紙	三好氏	觀心寺年預御坊前宿中	寺領内の知行分について、実体の書出により、収納を命じる。	課役賦課・免除	錦田郡	『觀心寺文書』608	『大日本古文書』家わけ第六	
119	永禄5年3月11日	1562	根桑寺大伝法院惣分若中伏書(伏書禁制)	根桑寺大伝法院惣分若中伏書	その他	真觀寺	差妨狼藉・山林竹木伐採・矢銃兵糧米鹽課役/火の禁止。	禁制	淡川郡	『真觀寺文書』49	『新編八尾市史』古代・中世 史料編	
120	永禄5年3月	1562	安見宗房定書	安見宗房定書	政長流	富田林道場	諸公事免許・徳政免除・諸商人入道公事免許・國領所領付沙汰の禁止・寺中火坂並	課役賦課・免除	淡川郡	『興正寺由緒書板』	『富田林布史』第四卷	【1562003】による 年次比定。
121	永禄5年6月3日	1562	三好山崎守康長	三好山崎守康長	三好氏	真觀寺貴報	杉段米について了承し、その免除を認める。	課役賦課・免除	淡川郡	『真觀寺文書』52	『新編八尾市史』古代・中世 史料編	『觀三』824
122	永禄5年6月8日	1562	三好山崎守康長	三好山崎守康長	三好氏	真觀寺貴報	杉段米について了承し、その免除を認める。	課役賦課・免除	淡川郡	『真觀寺文書』53	『新編八尾市史』古代・中世 史料編	『觀三』826
123	永禄5年8月	1562	三好康長等連進状書	三好康長等連進状書	三好氏	—	諸公事免許・徳政免除・諸商人入道公事免許・國領所領付沙汰の禁止・諸商人入道公事免除・寺法徳國內並	課役賦課・免除	不明	『聞名寺文書』	『觀三』847	
124	永禄5年9月18日	1563	遊佐信教判物	遊佐信教判物	政長流	当寺住侶中	寺領について、先期により、所当官物・国役・臨時雜事を免除し、規程を禁止する。	安堵	錦田郡	『金明寺文書』287	『大日本古文書』家わけ第七 史料編	【1562006a】による 発給者比定。
125	永禄6年(10月)17日	1563	關河直綱書状	關河直綱書状	三好氏	法隆寺年預御坊貴報	寺領について、先期により、所当官物・国役・臨時雜事を免除し、規程を禁止する。	未通知	淡川郡	『法隆寺文書』		

畿内河内国における三好氏権力の地域支配

No	発給年月日	西暦	文書名	発給者	発給者の分類	知先	内容	内容区分	地域	文書群	収録	注記
64	天文20年代前半の7月31日	1506代前半	遊佐元家書状	(遊佐)元家	義政派	法隆寺	宇別庄内の法隆寺領を安堵する。	安堵	羽川郡	『法隆寺文書』	『新版八尾市史』古代・中世史料編	
65	天文20年代前半の7月31日	1506代前半	栗原知書状	栗原知	義政派	法隆寺年会御中	宇別庄内の法隆寺領を安堵する。	安堵	羽川郡	『法隆寺文書』	『新版八尾市史』古代・中世史料編	
66	天文24年9月11日	1555	畠山在氏判物	(畠山)在氏	義政派	真観寺	真観寺領を諸郎徳林へ返還する。	その他	羽川郡	『真観寺文書』41	『新版八尾市史』古代・中世史料編	
67	天文24年9月11日	1555	畠山在氏奉行入道書	(木沢)矩秀、(小物)頼	義政派	真観寺納所判師	真観寺に寺領を安堵する。	安堵	羽川郡	『真観寺文書』42	『新版八尾市史』古代・中世史料編	
68	天文24年9月11日	1555	畠山在氏奉行入道書	木沢修理矩秀、小物七郎右衛門頼	義政派	真観寺納所判師御中	真観寺に寺領を安堵する。	安堵	羽川郡	『真観寺文書』43	『新版八尾市史』古代・中世史料編	
69	弘治3年8月16日	1577	走井盛秀書状	(走井)盛秀	政長派	高向百姓中	上之井田用水に対する高向左衛門尉・同左衛門尉各名の不当な行いを認めず、その取えを却する。	安堵	羽川郡	『阿井庄屋家文書』1	『河内長野市史』第五巻史料編	
70	弘治3年8月16日	1577	碓井定純書状	碓井定純	政長派	—	寺領について、先例により、所当官物・国役・臨時雑事を免除し、救済を禁止する。	安堵	羽川郡	『金剛寺文書』2	『河内長野市史』第五巻	
71	永禄元年4月21日	1558	畠山尚頼判物	次郎(畠山)尚頼	義政派	金剛寺住侶之中	寺領について、先例により、所当官物・国役・臨時雑事を免除し、救済を禁止する。	安堵	羽川郡	『金剛寺文書』270	『大日本古文書』家わけ第七	
72	永禄2年7月	1559	三好長慶禁制書	敬前守(三好)長慶	三好氏	河州一宮	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	交野郡	『片笠神社所蔵文書』	『戦三』561	
73	永禄2年7月	1559	三好長慶禁制書	敬前守(三好)長慶	三好氏	河州天野	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	羽川郡	『金明寺文書』273	『大日本古文書』家わけ第七	
74	永禄2年8月3日	1559	遊佐新三郎禁制	(遊佐)新三郎知	政長派	観心寺	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	羽川郡	『観心寺文書』256	『大日本古文書』家わけ第六	
75	永禄2年9月19日	1559	畠山高政判物	尾張守(畠山)高政	政長派	観心寺	観心寺寺内の穴所などは免除する。	免除	羽川郡	『観心寺文書』257	『大日本古文書』家わけ第六	
76	永禄2年9月19日	1559	芳賀伝内助書状	芳賀伝内助延	政長派	観心寺衆徒御中	観心寺寺内の臨時役・御断などを免除する。	免除	羽川郡	『観心寺文書』258	『大日本古文書』家わけ第六	
77	永禄2年9月23日	1559	遊佐知書	(遊佐)知	政長派	土庫孫三郎殿	岸田堂観音田を与える。	知行宛行	羽川郡	『土庫氏文書』48	『教方市史』第六巻	【弓倉2006a】による発給書比定。
78	永禄2年10月8日	1559	遊佐知書	(遊佐)知	政長派	天野金剛寺三郎	金剛寺三郎において、矢銃兵糧などを監護する者がいれば、申し出るよう伝える。	禁制	羽川郡	『金明寺文書』274	『大日本古文書』家わけ第七	
79	永禄2年11月21日	1559	足利義輝御内書案	(足利)義輝	幕府	三好前守(長慶)とのへ	料所の日置について、伊勢屋者の支配ができていないので、京進するように畠山高政に意見を言うように命じる。	その他	丹南郡	『雑文御断書』	『戦三』572	
80	永禄2年11月30日	1559	遊佐知書	(遊佐)知	政長派	真観寺	年貢・諸物成などにつき、完全に寺納するようにと述べる。	未進対処	羽川郡	『真観寺文書』46	『新版八尾市史』古代・中世史料編	
81	永禄2年11月30日	1559	畠山高政奉行入道書	本間善内直・松本新七郎宗	政長派	真観寺御納所侍者御中	年貢を真観寺に納めない旨は厳重に取断する。	未進対処	羽川郡	『真観寺文書』47	『新版八尾市史』古代・中世史料編	
82	永禄3年2月	1560	松永久秀禁制	弾正少弼藤原(松久)秀	三好氏	河州天野金剛寺	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	羽川郡	『金明寺文書』281	『大日本古文書』家わけ第七	
83	永禄3年7月7日	1560	三好宗隆禁制	下野守(三好)宗隆	三好氏	河州石川郡雷田林道場	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	石川郡	『真正寺文書』	『戦三』635	
84	永禄3年7月	1560	三好長慶禁制	修下大夫(三好)長慶	三好氏	八尾水	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	若江郡	『宋下文書』	『戦三』638	
85	永禄3年7月	1560	三好長慶禁制	沙弥(三好)長慶	三好氏	河州永原大宮	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	志紀郡	『志紀長吉神社文書』	『戦三』639	
86	永禄3年7月	1560	三好長慶禁制	修下大夫(三好)長慶	三好氏	雷田林道場	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	石川郡	『真正寺文書』	『戦三』640	
87	永禄3年7月	1560	三好長慶禁制	沙弥(三好)長慶	三好氏	上河内石川郡内雷田林道場	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	石川郡	『真正寺文書』	『戦三』641	
88	永禄3年7月	1560	三好長慶禁制	民部大夫(十河)一存	三好氏	上河内石川郡	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	石川郡	『真正寺文書』	『戦三』642	
89	永禄3年7月	1560	安宅冬康禁制書	沙弥宗繁(安宅)冬康	三好氏	真正寺道場雷田林	乱防狼藉・竹木毀採・矢銃兵糧米課課の禁止。	禁制	石川郡	『真正寺文書』	『新版八尾市史』第四巻	同年四月、同文書の禁制を宗繁・長慶・十河一存・美秋・松久秀・藤原長から獲得との伝説あり。『戦三』643
90	永禄3年7月	1560	三好長慶禁制	沙弥(三好)長慶	三好氏	河内国金剛寺	乱防狼藉・放火・竹木毀採の禁止。	禁制	錦部郡	『金明寺文書』282	『大日本古文書』家わけ第七	
91	永禄3年7月	1560	三好長慶禁制	沙弥(三好)長慶	三好氏	河内国観心寺	乱防狼藉・放火・竹木毀採の禁止。	禁制	錦部郡	『観心寺文書』260	『大日本古文書』家わけ第六	
92	永禄3年8月	1560	十河一存禁制	民部大夫(十河)一存	三好氏	河内国観心寺	乱防狼藉・竹木毀採・放火・矢銃兵糧米課課の禁止。	禁制	錦部郡	『観心寺文書』261	『大日本古文書』家わけ第六	
93	永禄3年9月	1560	松永久秀禁制	松久秀	三好氏	河州雷田林道場	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	石川郡	『真正寺文書』667	『戦三』667	
94	永禄3年9月	1560	松永久秀禁制	弾正少弼藤原(松久)秀	三好氏	河州雷田林道場	乱防狼藉・竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	錦部郡	『観心寺文書』262	『大日本古文書』家わけ第六	
95	永禄3年9月	1560	三好長慶禁制	修下大夫(三好)長慶	三好氏	観心寺	乱防狼藉・山林竹木毀採・竹木切取の禁止。	禁制	錦部郡	『観心寺文書』263	『大日本古文書』家わけ第六	
96	永禄3年10月9日	1560	松永久秀書状	松久秀	三好氏	河州深河御中	当御の小部代について、長井孫次郎に申し合わせる。	その他	羽川郡	『観心寺文書』264	『大日本古文書』家わけ第六	
97	永禄3年10月15日	1560	松永久秀通禁制	松久秀	三好氏	観心寺	乱防狼藉・山林竹木毀採・矢銃兵糧米課課の禁止。	その他	錦部郡	『観心寺文書』264	『大日本古文書』家わけ第六	
98	永禄3年10月19日	1560	松永久秀書状	松久秀	三好氏	三好(三好)長慶御返願	遊明寺領について、従来より問題ないようとする。	その他	志紀郡	『遊明寺文書』	『戦三』680	
99	永禄3年11月3日	1560	三好長慶書状	(三好)長慶	三好氏	大山院	河州表について、望み通りに申し付けるので安心するよう伝える。	その他	—	『大山院文書』	『戦三』684	内容から河内に寺領があったと推定。

No	発給年月日	西暦	文書名	発給者	発給者の分類	宛先	内容	内容区分	地域	文書群	収録	注記
32	天文10年6月20日	1541	室町幕府奉行入道豊春書案 松田晴秀・飯田貞通	松田晴秀・飯田貞通	遊佐長教(長教)・木沢正成	石清水八幡宮・遊佐長教の段取の願書・納入を命じる。	課税証書・免除	一	『石清水文書』	『新編八尾市史』史料編・第4巻・中世II		
33	天文10年以前6月13日	1541以前	由上弘興折紙	由上弘興	長教	礼拝講反致については長教から願書するので、飯島の畠山氏方から願書されることはいと伝える。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』25	『新編八尾市史』古代・中世		
34	天文7~10年12月24日	1538~41年	(田)河秀盛力折紙案	(田)河秀盛力	由上二位親御宿所	長教寺一段につき、加地子三斗の地は百姓に敬を頼まない旨、伝達を求めぬ。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』22	『新編八尾市史』古代・中世		
35	天文7~10年12月28日	1538~41年	由上弘興折紙	由上弘興	長教	長教寺一段につき、長教寺の書状を差上することを伝ふる。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』23	『新編八尾市史』古代・中世		
36	天文7~10年12月30日	1538~41年	由上弘興折紙	由上弘興	長教	長教寺一段につき、長教寺の書状を差上することを伝ふる。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』24	『新編八尾市史』古代・中世		
37	天文11年3月13日	1542	丹下盛賢折紙	丹下盛賢	金剛寺	長教寺一段につき、長教寺の書状を差上することを伝ふる。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』24	『新編八尾市史』古代・中世		
38	天文12年5月9日	1543	丹下盛賢折紙	丹下盛賢	長教寺	長教寺一段につき、長教寺の書状を差上することを伝ふる。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』26	『新編八尾市史』古代・中世		
39	天文14年11月24日	1545	畠山氏年寄奉書	(平)盛知・(三)宝院休教	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』27	『新編八尾市史』古代・中世		
40	天文14年11月28日	1545	遊佐長教年寄奉書	吉益善介屋敷・吉益隆賢守賢継	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』28	『新編八尾市史』古代・中世		
41	天文15年8月16日	1546	畠山氏氏判物	石衛門督(畠山氏)	天野山住侶之中	手領について、先例により、所当官物・国役・臨時雑事・調所・検断などを免除し、養生を禁止する。	安堵	淡川郡	『金剛寺文書』268	『大日本古文書』家わけ第7		
42	天文15年6月1日	1546	遊佐長教書状	(遊佐)長教	長教寺待者御中	畠山氏給人の違法に対し、特権の確認を行う。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』29	『新編八尾市史』古代・中世		
43	天文15年6月1日	1546	遊佐長教年寄奉書	吉益善介屋敷・吉益隆賢守賢継	長教寺待者御中	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
44	天文15年10月6日	1546	野房赤書状	野房治部次	長教寺待者御中	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
45	天文15年9月3日	1546	丹下盛知・(三)宝院休教	丹下盛知	長教寺待者御中	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
46	天文18年9月4日	1549	畠山尚成判物	(畠山)尚成	長教寺	遊佐長教の一例により、判別十文銭・細銭などについて、寺家被官中・当作物10部分は免除する。	課税証書・免除	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
47	天文18年6月4日	1549	畠山尚成判物	(畠山)尚成	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
48	天文18年6月4日	1549	畠山尚成判物	(畠山)尚成	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
49	天文18年6月4日	1549	畠山尚成判物	(畠山)尚成	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
50	天文18年6月4日	1549	畠山尚成判物	(畠山)尚成	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
51	天文18年6月6日	1549	畠山氏奉行入道置折紙	権名通江入道住心	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
52	天文18年6月6日	1549	権名住心書状	権名通江入道住心	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』30	『新編八尾市史』古代・中世		
53	天文18年以前4月30日	1549以前	畠山氏奉行入道豊春書	中ノ密所介源秀・吉益長門守家次	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』34	『新編八尾市史』古代・中世		
54	天文18年以前8月13日	1549以前	吉益匡弼書状	吉益匡弼	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』32	『新編八尾市史』古代・中世		
55	天文5~18年11月16日	1536~49	吉益匡弼書状	吉益匡弼	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』33	『新編八尾市史』古代・中世		
56	天文18年12月15日	1549	安見宗房書状	安見宗房	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』35	『新編八尾市史』古代・中世		
57	天文18年19年9月2日	1549.50	丹下盛知折紙	丹下盛知	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』35	『新編八尾市史』古代・中世		
58	天文18年19年9月2日	1549.50	遊佐長教年寄奉書	吉益長門守屋敷・田中参右守能忠・走井前守守盛	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』36	『新編八尾市史』古代・中世		
59	天文20年2月	1551	遊佐長教判物	中ノ密所介源秀・吉益長門守能忠・走井前守守盛	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』37	『新編八尾市史』古代・中世		
60	天文21年4月26日	1552	畠山尚成年寄奉書	平左衛門大祐祐・遊佐中守泰盛	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』38	『新編八尾市史』古代・中世		
61	天文21年4月26日	1552	遊佐長教年寄奉書	平左衛門大祐祐・遊佐中守泰盛	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』39	『新編八尾市史』古代・中世		
62	天文21年4月26日	1552	遊佐長教年寄奉書	平左衛門大祐祐・遊佐中守泰盛	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『真朝寺文書』39	『新編八尾市史』古代・中世		
63	天文20年代前半か7月31日	1550年代前半	畠山尚成書状	(畠山)尚成	長教寺	長教寺の免状権を保証する。	安堵	淡川郡	『法隆寺文書』	『新編八尾市史』古代・中世		

表1 河内国 地域支配関係史料 (天文元年～永禄11年9月)

No	発給年月日	西暦	文書名	発給者	発給者の の別	宛先	内容	内容区分	地域	文書群	収録	注記
1	天文元年11月13日	1532	木沢長政一行	〔木沢〕長政	義親流	観心寺衆僧御中	観心寺領内七郷について、半分の通判とし、段銭以下の通判課税と検断などを免除する。	課税課金・免除	錦部郡	『観心寺文書』227	『大日本古文書』家わけ第六	
2	天文元年11月	1532	木沢長政奉行	左京亮(木沢長政)	義親流	観心寺同七郷	足防狼藉・山採竹木剥採・兵糧充て強盗謀議役の罷退および開削の禁止。	禁制	錦部郡	『観心寺文書』229	『大日本古文書』家わけ第六	
3	天文元年12月12日	1532	畠山種長判物	尾藤守(畠山種長)	政長流	—	寺領について、先例により、所当官物・国役・臨時雑事・御所・検断などの使者入部を停止し、禁止を命ずる。	安堵	錦部郡	『金剛寺文書』253	『大日本古文書』家わけ第七	
4	〔天文2年〕5月24日	1533力	木沢淳之丞折紙	(木沢)淳之丞	義親流	観心寺	寺領・臨時課税などの免除につき、長政の一行により保証する。	課税課金・免除	錦部郡	『観心寺文書』228	『大日本古文書』家わけ第六 科丹野報告書による 年次比定。	
5	〔天文2年〕10月7日	1533	木沢長政折紙	(木沢)長政	義親流	当国百姓中	観心寺領・臨時課税の半額について、年貢・諸公事などを抑え置くよう命じる。	未通知処	錦部郡	『観心寺文書』586	『大日本古文書』家わけ第六	
6	〔天文2年〕10月7日	1533	留田光家・畠山種長判物	留田光家・畠山種長判物	義親流	観心寺奉行事務御坊	観心寺領・臨時課税の半額について、上例により納納するよう命じる。	未通知処	錦部郡	『観心寺文書』587	『大日本古文書』家わけ第六	
7	天文3年2月2日	1534	木沢長政一行	(木沢)左京亮長政	義親流	依(観心)寺	当寺・領内において非分の権を申す者がいれば、私用し取返すので注意するよう命じる。	安堵	錦部郡	『観心寺文書』230	『大日本古文書』家わけ第六	
8	〔天文4年〕3月17日	1534	木沢長政一行	木沢左京亮長政	義親流	金剛寺年預御坊	重勢の入寺を禁止し、強引に入寺する者があれば注意するよう伝える。	課税課金・免除	錦部郡	『金剛寺文書』256	『大日本古文書』家わけ第七	【馬部207】による 年次比定。
9	天文4年11月20日	1535	室町幕府奉行入達書奉書	前丹後守松田晴秀・若狭守藤 詰忠通	幕府	大船左衛門佐(晴光)殿	慈受院領内十七ヶ所内小幡庄上下・楯輪(楯波)などの代官職を安堵する。	安堵	茨田郡	『畠山家文書』	『新形大坂市史 史料編』 第4巻中世III	
10	天文5年12月13日	1536	木沢淳之丞折紙	(木沢)淳之丞	義親流	観心寺衆僧御中	観心寺領の地頭家・下司公文讀請取在について、段銭以下臨時課税・検断などを免除を認める。	課税課金・免除	錦部郡	『観心寺文書』232	『大日本古文書』家わけ第六	
11	天文6年11月13日	1537	畠山在氏判物	(畠山)在氏	義親流	観心寺	足防狼藉・竹木伐取、下領による公方への納の禁止。	禁制	錦部郡	『観心寺文書』231	『大日本古文書』家わけ第六	
12	天文6年11月13日	1537	畠山在氏判物	(畠山)在氏	義親流	当寺衆僧御中	観心寺庄の下司公文讀職を安堵する。	安堵	錦部郡	『観心寺文書』233	『大日本古文書』家わけ第六	
13	天文6年11月13日	1537	畠山在氏判物	(畠山)在氏	義親流	観心寺衆僧御中	観心寺七郷の地頭家(西郷)を安堵する。	安堵	錦部郡	『観心寺文書』234	『大日本古文書』家わけ第六	
14	天文6年11月13日	1537	木沢淳之丞折紙	(木沢)淳之丞	義親流	観心寺奉行事務	観心寺七郷の地頭家(西郷)を安堵する。	安堵	錦部郡	『観心寺文書』235	『大日本古文書』家わけ第六	
15	天文6年11月13日	1537	畠山在氏判物	(畠山)在氏	義親流	当寺衆僧御中	観心寺領について、段銭以下の臨時課税と検断などを免除する。	安堵	錦部郡	『観心寺文書』236	『大日本古文書』家わけ第六	
16	天文6年11月13日	1537	畠山在氏判物	(畠山)在氏	義親流	観心寺	八郷の内備前御所御所御所(香蓮)・臨時課税を免除する。	その他	若江郡	『観心寺文書』237	『大日本古文書』家わけ第六	
17	天文6年12月13日	1537	木沢長政一行	(木沢)長政	義親流	当寺住僧中	八郷の内備前御所御所(香蓮)・臨時課税を免除し、段銭を禁止することを、御判により保証する。	安堵	錦部郡	『金剛寺文書』254	『大日本古文書』家わけ第七	
18	〔天文6年〕12月13日	1537力	木沢長政一行	(木沢)長政	義親流	金剛寺年預御坊	寺内・寺領において金口御所の免除が、これまでにはなかった物であると とを承認し、給り申立が認められは免納することを伝える。	安堵	錦部郡	『金剛寺文書』255	『大日本古文書』家わけ第七	科丹野報告書による 年次比定。
19	天文6年12月25日	1537	遊佐長教書状	(遊佐)長教	政長流	—	寺領について、先例により所当官物・国役・臨時雑事・欠所・検断などを免除し、段銭を禁止することを、御判により保証する。	安堵	錦部郡	『金剛寺文書』258	『大日本古文書』家わけ第七	
20	〔天文6年〕12月25日	1537力	遊佐長教書状	(遊佐)長教	政長流	金剛寺	寺内・寺領において金口御所の免除が、これまでにはなかった物であると とを承認し、給り申立が認められは免納することを伝える。	安堵	錦部郡	『金剛寺文書』259	『大日本古文書』家わけ第七	
21	天文7年6月24日	1538	徳藏軒正宣奉書	徳藏軒正宣	義親流	貞嗣寺侍者御中	龍昌院・安養寺分を貞嗣寺に返還し、年貢などの宝物を命じる。	安堵	石川郡	『貞嗣寺文書』12	『新形大坂市史』古代・中世 史料編	
22	〔天文7年〕6月24日	1538	徳藏軒正宣奉書	徳藏軒正宣	義親流	赤坂炊官百姓中	龍昌院・安養寺分を貞嗣寺に返還し、年貢などを寺納するよう命じる。	安堵	石川郡	『貞嗣寺文書』13	『新形大坂市史』古代・中世 史料編	
23	天文8年11月10日	1539	室町幕府奉行入達書奉書	大和守(徳長)長政・前丹後守	幕府	当国社務雑掌	細葉郷内記氏氏向跡につき、六角定頼の取り計らひにより返付する。	その他	交野郡	『石清水文書』	『地方市史』第六巻	
24	〔天文8年〕以前11月16日	1539以前	木沢淳之丞折紙	(木沢)淳之丞	義親流	当寺年行事方	羽粟における通判寺領を安堵する。	安堵	丹北郡	『通明寺天満宮文書』	『藤井市史』第四巻	
25	〔天文9年〕9月10日	1540	木沢淳之丞書状	(木沢)淳之丞	義親流	遊佐長教(長教)親御殿	南泉庵分の所領の返付について、同意があり、段銭を課税して命ずると伝える。	その他	錦部郡	『貞嗣寺文書』14	『新形大坂市史』古代・中世 史料編	
26	〔天文9年〕10月8日	1540	木沢長政一行	木沢長政一行	義親流	遊佐長教(長教)親御殿	南泉庵分の所領の返付について、同意があり、段銭を課税して命ずると伝える。	その他	錦部郡	『貞嗣寺文書』15	『新形大坂市史』古代・中世 史料編	
27	天文9年10月9日	1540	徳藏軒正宣折紙	(徳藏)正宣	政長流	貞嗣寺侍者御中	南泉庵分の寺領を返付したので、以前のうに寺納を保証する。	安堵	錦部郡	『貞嗣寺文書』16	『新形大坂市史』古代・中世 史料編	
28	天文9年10月9日	1540	徳藏軒正宣折紙	(徳藏)正宣	政長流	桑名主百姓中	南泉庵分について、木沢長政が替付したので、長政から遊佐長教へ一礼と打 渡を命ずる。	その他	錦部郡	『貞嗣寺文書』18	『新形大坂市史』古代・中世 史料編	
29	〔天文9年〕10月11日	1540	根来寺杉坊明賢書状	明賢	その他	「貞嗣寺御侍者中」	寺領につき段銭以下臨時課税を免除する。	課税課金・免除	古市郡力	『善井八幡及通念寺文 書』	『羽曳野市史』第4巻 『新形大坂市史 史料編』第4 巻中世III	「」は切封上書
30	天文9年11月9日	1540	木沢長政書状	(木沢)長政	義親流	通法寺雑掌	寺領につき段銭以下臨時課税を免除する。	課税課金・免除	古市郡力	『石清水文書』		
31	天文10年6月20日	1541	室町幕府奉行入達書奉書	前丹後守晴秀(依田晴秀)・大和 守(長)運(藤原長運)	幕府	代	石清水八幡宮管領の段銭の免除・納入を命じる。	課税課金・免除	—	『石清水文書』		

- 七、二〇一七年)。
- (9) 木下昌規『足利義輝と三好一族』(戎光祥出版、二〇二一年)、一六一～一六三頁。
- (10) 高木純一「戦国期畿内における村と武家権力をめぐって―近年の細川氏・三好氏研究を手がかりに―」(『新しい歴史学のために』二九八、二〇二二年)。
- (11) 矢田俊文「戦国期河内国畠山氏の文書発給と銭」(『ヒストリア』一三二、一九九一年)。
- (12) 仁木宏『空間・公・共同体』(青木書店、一九九七年)一三八頁。
- (13) 小谷利明「文書の文面は誰が決めるのか」(同氏註2著書所収)。
- (14) 以下、本論における天野氏の先行研究の整理は、同氏「三好氏の権力基盤と阿波国人」(同氏註4著書所収、初出二〇〇六年)、同「三好長慶」(ミネルヴァ書房、二〇一四年)二二一～二六頁を参照した。
- (15) 山下知之「永祿～天正初期の三好康長と阿波三好家―三好康長発給文書の分析を中心として―」(『四国中世史研究』一七、二〇一三年)。
- (16) 表1の作成にあたって参照した文献は以下の通り。『戦国遺文』三好氏編第一巻・第二巻(以下『戦三』と記す)、『大日本古文書』家わけ第六観心寺文書・第七金剛寺文書、『新修 大阪府史 史料編』第4巻中世Ⅲ、『枚方市史』第六巻、『藤井寺市史』第四巻、『新版 八尾市史』古代・中世史料編、『羽曳野市史』第4巻、『河内長野市史』第四巻・第五巻、『富田林市史』第四巻。
- (17) 支配権の一つとして軍事動員権がある。しかし、本稿において筆者は、地域社会からの要請に権力側が対応する側面を中心に分析したいと考えている。そのため、権力側が支配する側面の強い軍事動員権については、今回の収集の対象からは除外した。
- (18) これらの内容分類については、浜口誠至「細川京兆家奉行人奉書による幕政の補完と代行」(同氏註1著書所収)における細川京兆家奉行人奉書の分類を参考に、項目の削除・追加や定義付けの変更を行った。なお、「禁制」については、戦乱が迫った場合、実際に当該地に進軍する可能性が低い武将からも獲得される傾向がある。そのため、「禁制」を発給しているからといって、直ちにその武将が当該地の地域支配に具体的に関わっていたと言えない点は、留意が必要である。
- (19) 弓倉弘年「天文年間河内半国体制考」(同氏註3著書所収)。
- (20) 弓倉弘年「戦国期義就流畠山氏の動向」(同氏註3著書所収)。
- (21) 木沢長政死去の前後いずれかを断定できない表1のNo.53～55は、今回の検討対象から除外した。
- (22) 馬部隆弘「永祿九年の畿内和平と信長の上洛―和泉国松浦氏の動向から―」(『史敏』四、二〇〇七年)。
- (23) 弓倉弘年「教興寺合戦をめぐって」(同氏註3著書所収、初出一九九一年)。
- (24) ここまでの本論における弓削庄の概要についての記述は、『新版 八尾市史』古代・中世史料編、五三〇頁による。
- (25) 弓倉弘年「安見宗房」(天野忠幸編『戦国武将列伝8 畿内編下』(戎光祥出版、二〇一三年)所収)。
- (26) 『新版 八尾市史』古代・中世史料編、五四五～五四六頁。
- (27) 『新版 八尾市史』古代・中世史料編、五四七頁。
- (28) 『戦三』九三七。
- (29) 『戦三』九七四。
- (30) 『戦三』一三六七。
- (31) 『戦三』一三七一。
- (32) 三好康長等連署状案(『戦三』一三七七)、三好康長等連署状案(『戦三』一三七三)。
- (33) このことは、前註で挙げた三好康長等連署状案(『戦三』一三七七)において、郡兵大夫の未進に関わる友通の「御訴訟」が不当であると非難され、郡兵大夫と友通が共通の利害関係のもとで行動していることから推察される。
- (34) 天野註14論文。
- (35) 以下、真観寺の概要については、『新版 八尾市史』古代・中世史料編、一二五頁による。
- (36) 小谷利明「戦国期の河内国守護と一向一揆勢力」(同氏註2著書所収)。
- (37) 真観寺文書二七(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。ただし、二〇一六～二〇一九年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『中世後期守護権力の構造に関する比較史料学的研究』(二〇二〇年)(以下、科研費報告書と記す)により、文書名は修正した。
- (38) 真観寺文書一八(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。ただし、科研費報告書により、文書名は修正した。
- (39) 真観寺文書一九(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。
- (40) 真観寺文書二〇(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。ただし、科研費報告書により、文書名は修正した。
- (41) 真観寺文書二七(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。ただし、科研費報告書により、文書名は修正した。
- (42) 真観寺文書二八(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。ただし、科研費報告書により、文書名は修正した。
- (43) 真観寺文書四一(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。
- (44) 真観寺文書四三(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。
- (45) 真観寺文書五一(『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。
- (46) 三好康長書状(真観寺文書五二、『新版 八尾市史』古代・中世史料編)。
- (47) 川岡勉「河内国守護畠山氏における守護代と奉行人」(同『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)所収、初出一九九七年)。
- (48) 同氏註10論文。

はまる。しかし、それは権力の下降としてではなく、地域社会からの要請が権力化を引き起こす要因であり、それに応えることと権力としての成長を相互作用として捉えるべきではないだろうか。このように河内における権力形成を捉えることで、初めて畠山氏と三好氏を連続的に分析する視座が生まれると考える。

一方で、川岡氏の指摘からは、畠山氏家臣による権力化は家格秩序による制約があり、守護代や郡代が畠山氏当主を擁立しないで、当主を乗り越える方向には向かわないことが窺える。この点を踏まえると、幕府秩序に依存せずとも河内支配を行うことができた点に畠山氏権力と三好氏権力の決定的な相違点を見出せる。すなわち、三好氏は自らの権力の安定的存続に当たり守護の存在を必要とせずとも、地域社会からの要求に 대응することで権力化のきっかけをつかみ、権力化していく過程でますます地域社会からの期待を集め、正当性を獲得して強大な権力に成長していった。これにより、三好氏は「室町幕府―守護体制」に依存せず、規定されることもなく、独自の権力化を遂げることができたと考えられる。

このような三好氏の特徴は、河内に限らず三好氏が広く畿内一帯にまたがる領国を形成することができた一因であると思われる。高木純一氏は、畿内社会の特徴として荘園制が残存している点を挙げ、多数存在した寺社本所は権力としての正当性・公共性を担保する保護対象であり、在地社会との仲介役であったと述べている^⑧。高木氏の指摘を踏まえると、荘園制が残存する畿内では、寺社勢力などを含む荘園領主の動向が権力の形成・維持に影響を与えるため、彼らから問題解決を期待され、それ的に確に 대응することは権力の獲得や成長に直接結びついたと想定される。本稿で明らかにしたような地域社会からの要求に起因する三好氏や畠山氏の権力化は、以上のような畿内社会の特徴と強く結びついた現象として評価できる。さらに、この点に関しては、織田信長や豊臣秀吉などの畿内における権力化を考える上でも重要な要

素の一つであると考えられる。

典型的な戦国大名と異なり、三好氏については検地や税賦課のあり方、軍事動員などについての史料がほとんど残されていない。その一方で、地域社会から様々な要求がなされ、それに対応するために三好氏が発給した文書は多く、そうした側面で大きな役割を果たしていたことは間違いない。そして、地域社会の期待に 대응することができたからこそ、領国を拡大できたと想定されることは論じてきた通りである。軍事的・経済的保障力や裁判権・安堵権などを期待されることで、権力として成長・確立していく点に畿内の特徴があり、三好氏が卓越した原因があると言えよう。

【付記】

本稿は、二〇二四年度に大阪公立大学大学院に提出した修士論文「三好氏の地域支配―地域ごとの多様性の解明を中心に―」の一部をもとに加筆・修正したものである。また本稿は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラム(JPMJSP2139)の支援を受けたものである。

【註】

- (1) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)、末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年所収)、古野貢「中世後期細川氏の権力構造」(吉川弘文館、二〇〇八年)、浜口誠至「在京大名細川京兆家の政治史的研究」(思文閣出版、二〇一四年)、馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』(吉川弘文館、二〇一八年)など。
- (2) 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂出版、二〇〇三年)。
- (3) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』(清文堂出版、二〇〇六年)。
- (4) 以下、天野氏の三好政権論については、天野忠幸『増補版 戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、二〇一五年)による。
- (5) 天野忠幸「結語と展望」(同氏註4著書所収、初出二〇一〇年)。
- (6) 馬部隆弘「戦国期畿内政治史と細川権力の展開」(同註1著書所収、初出二〇一六年)。
- (7) 阿部匡伯「十河一存の畿内活動と三好権力」(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』四一、二〇一九年)。
- (8) 臼井進「戦国期三好氏の領国支配―三好長慶関連文書をめぐって―」(『史叢』九

り義就流が恒常的に河内支配に関与できなくなり、政長流のみが実効的な地域支配を行いうる状況へと変化した。しかし、その政長流も遊佐長教の暗殺により権力が不安定化するなど、当時の河内は極めて流動的な時期であったと言える。このような状況で、畠山氏は地域社会における有力な荘園領主を保護することで、自らの正当性の獲得を目指した。そして、地域社会の側でもその時の状況に応じて、自らの権益を最も保障し得る権力を選択して要求を訴えていた。特に安見宗房や遊佐長教の権力拡大は、このような地域社会の要求に適切に応えることで成し得たものと考えられる。

三好氏が政長流の高政と結びつき河内出兵を行ったのは、このような状況下であった。河内の地域社会は三好氏に対してまず軍事的保障を求め、三好氏は禁制を発給することでそれに応えていった。そして、それを梃子にして安堵や課役賦課・免除など社会的・経済的な支配へとその行使する権限を広げていった。

このように、三好氏は地域社会からの要求に応えることで正当性を獲得し、その結果さらに保障力に期待が集中して、様々な支配権を行使することが可能となった。三好氏は河内入国後、三好氏の河内支配以前の秩序を尊重し、引き続き有力な荘園領主を保護する姿勢を示した。このような姿勢は、三好氏が地域社会から期待を集め、提訴先・保証先として選ばれる一因になったと考えられる。

しかし、このことは地域社会が三好氏以外の権力に対して問題解決を求める可能性が同時に存在することも意味する。三好氏の支配が行われた時期に並行して幕府・畠山氏の支配が行われているほか、(Ⅳ)期には一時的に三好氏の支配が確認できなくなる。これらの事例は、地域社会が三好氏を唯一の絶対的な権力とは見なしていなかったことを反映している。

河内では、応仁の乱以降畠山氏が義就流・政長流に分裂し、互いに争うようになつたことで、畠山氏が河内一國規模で、安定的に支配することは不可

能になつた。三好氏が本格的に河内支配を開始する(Ⅲ)期・(Ⅳ)期にかけて注目すると、両時期に横断的に支配が見られる河内の北・中部と、(Ⅲ)期に支配を及ぼしたが(Ⅳ)期に支配を後退させ、畠山氏による支配の再開を許す河内南部を比較すると、三好氏の支配の持続性に地域的な差異があることが分かる。さらに、第二章第二節で確認したように、三好氏は「惣国之書立」を作成しており、個人の力量に依拠しない制度的支配を志向していた。これは畠山氏段階では確認できないものであり、三好氏の独自性として評価できる。ただし、三好家が三好三人衆と松永久秀に分裂すると制度的支配は行われなくなり、制度として確立させて後代まで引き継ぐことはできなかったと思われる。

以上のように、三好氏、両畠山氏の支配の具体的な内容を細分化した上で、両者の支配の実態を明らかにした結果、三好氏による河内支配のあり方は地域ごと、時期ごとに変化がみられる反面、畠山氏による支配では見られない特徴も存在する。こうした多様な展開を想定せず、天野氏が、三好氏の卓越性・革新性ばかりを強調する点は一面的な評価であると言えよう。また、これまでの天野氏の三好氏研究では、本稿で明らかにしたような権利保証・文書発給のあり方から三好氏の先進性は論じられていない。天野氏とは異なるアプローチから三好氏権力を分析することで天野氏の三好政権論を相対化し、三好氏が必ずしも先進的な面のみを持っていた訳ではないことを示すことができた。

川岡勉氏は、当該期の畠山氏権力について「より在地に密着した権力が分国支配の実権を掌握する傾向が強まっていく」が、「守護―守護代の家格は根強く維持されて」おり、「分国支配の実権がどんなに下降しても、守護は守護代に擁立され、守護代はその被官人に擁立されるという構造自体は容易に廃棄されなかった」と述べている⁴⁰。当該期の河内において、地域社会に密着していた権力が地域支配を行っていた点は、畠山氏と三好氏の双方に当て

下知案三通進置候、惣別当寺事、自余之寺庵ニ不相混候て、諸公事高除之事情、尊隙之砌、証跡之本文等可懸御目候、毎事無相違事様ニ被仰付候者、寺家可為大慶候、恐々謹言、

六月二日

徳林（真長）（花押）

三好山城守殿

御宿所

本史料は、永禄五年（一五六二）以降に比定され、文中に見える阿波三好家家臣の吉成信長の活動時期を根拠にして、(Ⅲ)期から(Ⅳ)期の間に比定される徳林の書状である。徳林は三好康長に対して、先例通り段米免除が保証されるように、康長から吉成信長へ一札を発給するよう要請している。

新たに三好氏の河内支配が開始されたが、段米免除の特権の先例があったにもかかわらず、吉成信長が段米を徴収してしまったことが今回の問題の原因であろう。ただし、真観寺は、段米の徴収に関わっている信長ではなく康長に提訴し、彼を通して信長の段米徴収を停止させようとしている点は注目される。信長は阿波三好家の中でも重臣であったが、地域社会からは、阿波三好家の中心的存在として康長が認識されていたことが分かる。

また、徳林は段米免除の先例を三好氏に引き続き認めてもらうために、その根拠として「前代下知案」を提出している。この「前代」の「下知」とは、これ以前に段米や臨時課役の免除についての安堵状を発給している畠山氏によるものと考えて間違いない。それに加えて、真観寺が「自余之寺庵ニ不相混」、すなわち畠山氏との特別な由緒を持つ寺院であることも主張している。この後、この問題に対する三好氏からの正式な安堵状は確認できないが、康長が翌日付で「承候趣可申届候」と真観寺に伝えており、信長に違乱の停止を求めたと考えられる。以上の点を踏まえると、康長は畠山氏による真観寺保護の先例を重視し、段米の免除を引き続き認めたとと思われる。このように、康長は阿波三好家による真観寺の権益侵害を容認せず、対立していた畠山氏

段階の秩序を引き続き維持して真観寺を保護した。これによって、三好氏は畠山氏に代わる支配者として、その正当性を確立することができたと考えられる。

小括

天文十四年の畠山植長死後、真観寺は当初、政長流の守護・守護代の双方から諸役免除の安堵を受けていた。しかし、徐々に守護代である遊佐長教の権力が拡大していくと、長教による安堵のみで保証が成立するようになる。長教も真観寺を保護する姿勢を示すことで自らの正当性の確立に利用していた。

しかし、長教の死により政長流の権力が不安定になると、真観寺は義就流の尚誠・在氏の保障力に期待を寄せるようになり、彼らも特別な由緒を持つ真観寺を保護することで自らの正当性の確立を図った。ただ、尚誠と在氏では、処罰する姿勢の違いなどに相違点が見られる。

(Ⅳ)期になると、真観寺は阿波三好家の吉成信長による違乱を三好康長に対して訴えた。そこで真観寺は、諸役免除の先例や特別な由緒を主張し、康長も畠山氏の先例を認めた上で引き続き保護した。このように、康長は阿波三好家ではなく真観寺の利益を優先し、河内支配を行う上での正当性を獲得することに利用したと考えられる。

おわりに

本稿では天文年間から信長入京までの期間にわたり河内国の地域支配関係の史料を網羅的に収集した上で、特に三好氏と畠山氏に注目し、地域ごとに支配の具体的内容を区分し比較検討を行った。三好氏が河内に入国する以前は、義就流・政長流の双方が地域支配を行う体制から、木沢長政の死によ

であった。真観寺は、権力が不安定である政長流では保障力に不安があったため、尚誠の保障力に期待して今回の事案を持ち込んだと考えられる。そして、尚誠は有力な寺社である真観寺を保護する態度を示すことで、政長流の対抗軸として自らの正当性をアピールしようとしたのであろう。

しかし、後述するように如意軒による混乱はこの後も確認されるため、尚誠にはこれを解決できなかったことが分かる。では、どうして尚誠には解決する能力が無かったのであろうか。

まず、両史料では、寺務を全うしたり、祈祷に励むようにとしか命じておらず、後述する在氏による文書と比較すると、積極的にこの問題に介入しようとする姿勢が見られない。また、本来ならば尚誠の上意を奉じた〔史料11〕の発給のみで完結するにもかかわらず、〔史料12〕も同時に発給されている点にも留意すべきである。〔史料12〕は、〔史料11〕の内容を改めて平誠祐と遊佐家盛が保障したものであり、おそらく真観寺の求めにより発給されたものである。尚誠の保障力は年寄が中心となって担っており、本来ならば〔史料11〕は尚誠の奉行人が発給すべきものであるが、そのような家臣団の整備が未成熟であったことが分かる。尚誠の人的基盤が脆弱であることが窺え、これも尚誠権力の弱さの一因であろう。

尚誠によって解決できなかった真観寺と如意軒の問題は、天文二十四年に今度は義就流の在氏のもとに提訴された。この時は、在氏の判物と奉行人連署奉書が発給されている。次の〔史料13〕は、その奉行人連署奉書の内の一つである。

〔史料13〕 畠山在氏奉行人連署奉書（『真観寺文書』⁴⁴）

御寺領之事、先年被_レ思召_レ誤、如意軒ニ雖_レ被_レ仰付_レ候、既御寄願所之上者、如_レ先規_レ可_レ被_レ全_レ寺務_レ之旨、被_レ對_レ徳林東堂_レ被_レ成_レ御奉書_レ候、然者向後菟角於_レ有_レ申族_レ者、可_レ被_レ加_レ御成敗_レ候、猶於_レ各不_レ可_レ存_レ疎意_レ候、恐々謹言、

（天文二十四年）
九月十一日

木次修理亮
矩秀（花押）

小柳七郎右衛門尉
綱（花押）

真観寺

納所禪師御中

天文二十四年にも真観寺は義就流に問題解決を求めており、引き続き義就流の保障力を頼っている。傍線部から、先例通り寺務を保証する奉書を発給した上で、命令に背く者が現れた場合、在氏権力から処罰する姿勢を明確に示している。同じ義就流であっても尚誠による安堵状とは介入姿勢に差が見られる。この時期の両畠山氏の政治情勢は不明な点も多いが、このような在氏の姿勢は、真観寺から保障力を期待される一因となったであろう。他方で、在氏も祈願所であるという畠山氏当主にとっての特別な由緒を根拠として真観寺を保護しており、ここには自らの正当性を示す狙いがあったことが窺える。

この後、真観寺と如意軒の問題がどのようになったのかは史料が無いため分からない。しかし、政長流から義就流へと支配者が変わっていくなかで、真観寺は状況に応じてより保障力を期待できる権力を両者から選んで保護を求め、義就流の尚誠・在氏も真観寺を保護することで自らの正当性の確立に利用した点をここでは指摘しておきたい。

第三節 三好氏と真観寺の関係

では、三好氏が河内を支配下に置いた永祿三年以降、真観寺とはどのような関係であったのだろうか。次の史料は三好氏と真観寺の関係が分かる数少ない史料の一つである。

〔史料14〕 靖叔徳林書状（『真観寺文書』⁴⁵）

当寺領段米事、從_レ先規_レ免許_レ之段、去年以來申入候_キ、吉成出雲守殿へ被_レ仰届_レ候て、不_レ可_レ有_レ違儀_レ之旨、一札被_レ出候様奉_レ頼存_レ候、前代

天文十五
六月一日

吉盛某介
家盛
賢継 (花押)

真観寺
参侍者御中

〔史料9〕では段米に触れられていないものの、長教は畠山氏の「給人等」の愁訴を退け、棟別・堀銭・悪党銭など臨時課役の免除特権を真観寺に対して認めている。さらに、真観寺の僧侶である靖叔徳林が高屋城に出向き、長教と交渉を行っていることが分かる。〔史料10〕は、前年の長教の一札を根拠として棟別銭や堀銭などの免除を保証するものであるが、発給者の両氏も長教の年寄である。

これらの史料から、天文十五年になると徳林は長教と交渉を持ち、長教も単独で真観寺の免除特権を保証していることが分かる。政長流の家中において長教が突出した権力を持つようになった結果、真観寺は長教個人に諸役免除の安堵を求めるようになったのだろう。そして、有力な荘園領主である真観寺を保護することが権力としての正当性の確立に有効に働く点を踏まえると、長教も畠山氏側の利益ではなく、真観寺の権益を保護する姿勢を明示することで自らの権力の安定化を図ったと考えられる。

以上のように、天文十一年以降に政長流が支配していた期間、真観寺は守護と守護代（長教）の双方に保証を求める形から、長教による単独保証を追求する形へと変化していることが明らかとなる。

第二節 義就流畠山氏と真観寺の交渉再開

第一章でも確認したように、天文二十年代にかけて義就流の文書発給が一時的に再開される。特にその傾向が顕著に見られるのが、真観寺である。そこで、第二節では、天文二十年代にかけての義就流と真観寺に注目し、前代の支配との関係性を探っていきたい。

真観寺文書において両者の関係性を再確認できるのは、天文二十一年四月である。この時は、義就流の尚誠の年寄によって文書が発給されている。次の〔史料11〕・〔史料12〕は、その文書の一部である。

〔史料11〕 畠山尚誠年寄奉書〔真観寺文書〕^①

当寺事、先規之趣御訴訟之段、被_レ聞召分、即对_レ徳林東堂被_レ成御書之上者、無_レ別儀 御寺領等被_レ全寺務、可_レ被_レ致御祈禱精誠之旨所_レ仰出也、仍執達如_レ件、

天文廿一
卯月廿六日

誠祐 (花押)
家盛 (花押)

真観寺

納所禅師

〔史料12〕 畠山尚誠年寄奉書〔真観寺文書〕^②

当御寺領之事、近年如意軒雖_レ知行候、徳林東堂依_レ御申被_レ成御意得_レ上者、向後之儀聊不_レ可有_レ相違一候之条、全_レ御寺務可_レ為_レ肝要一候、恐々謹言、

天文二十一年
卯月廿六日

平左衛門大夫
誠祐 (花押)
遊佐徳中
家盛 (花押)

真観寺

納所禅師

両史料から、真観寺の徳林は如意軒による寺領の不知行について「先規之趣」を尚誠に訴え、その解決を求めており、これらはその結果発給されたことが分かる。如意軒については、のち天文二十四年の畠山在氏判物の中で真観寺領を誤って如意軒に与えたため、真観寺の既得権益を侵害する存在であったことが分かる。すなわち、ここで徳林が訴えた「先規之趣」とは、如意軒が違乱する領地が元来は真観寺領であったことだと推察される。

この時期は、前年の遊佐長教暗殺以降、政長流の権力が不安定化する時期

ことが分かる。一方で、木沢長政が死去し、義就流の権力が大きく揺らぐ天文十一年以降の真観寺支配については、通時代的な分析は行われていない。ここでは、木沢長政が死去した天文十一年以降の政長流による真観寺支配について検討する。

まずは、天文十四年（一五四五）、政長流によって行われた、真観寺への段米以下臨時課役の免除から確認する。この年五月に、畠山氏当主である植長が死去するが、このことは、真観寺への臨時課役免除にどのような影響を与えたのであろうか。

〔史料7〕畠山氏年寄奉書（『真観寺文書』³⁷）

当寺段米其外臨時課役不_レ混_二自余_一之儀候条免除候、被_レ成_二其意_一全可_レ有_二寺納_一旨候、恐々謹言、

天文十四
十一月廿四日

盛知（花押）
快敏（花押）

真観寺

〔史料8〕遊佐長教年寄奉書（『真観寺文書』³⁸）

当寺段米其外臨時之課役以下、任_二先々旨_一御免除通、河内守以_二一札_一被_レ申候、猶得_二其意_一可_レ申之由候、恐々謹言、

天文十四
十一月廿八日

吉益真介
菅振飛柳等
賢継（花押）

真観寺

御侍者中

各史料の発給者について確認すると、〔史料7〕に見える平盛知と三寶院快敏は植長の年寄であり、〔史料8〕の吉益・菅振両氏は遊佐長教の年寄である。植長死後間もない時期、諸役免除の特権を保証する文書が守護方と守護代（長教）方の双方から発給されている。このことは、真観寺が守護方だけでなく、長教からの保障も求めたことを示している。植長死後間もない

安定な時期であり、守護畠山氏単独の諸役免除の安堵状では保障力が十分に担保できない。そのため、植長家臣の中で中心的存在であった長教からの保証を同時に獲得することで、真観寺は諸役免除の実効性をより確実にすることを狙ったのである。

ただし、両者の安堵の根拠は少し異なっている。長教の意を奉じた〔史料8〕では単に「任先々旨」となっているのに対し、畠山氏当主の意を奉じた〔史料7〕では「不混自余」すなわち「他の神社とは異なる」ことが根拠にされている。ここから、畠山氏当主にとって特別な由緒を持つことを根拠に保障することが、畠山氏当主としての正当性を示すことに結びつくと考えられる。

しかし、このような畠山氏と遊佐氏の権力のあり方は、翌天文十五年になると変化していることが次の〔史料9〕・〔史料10〕から分かる。

〔史料9〕遊佐長教書状（『真観寺文書』³⁹）

当寺事任_二先々旨_一、臨時之課役免除之趣、旧冬以_二一札_一申候之処、給人等迷惑之由、達而致_レ歎候、雖_レ然徳林数日御在城種々承儀候之間、棟別・堀銭・悪党銭之事令_二免許_一候、向後臨時之課役等同前候、就_レ其毎月誕生日可_レ預_二御祈念_一由、芳札拝見本望候、弥不_レ可有_レ別儀候、自然当寺於_二御疎略_一者、長教存分次第之由、得_レ堅意候、委曲由_上式位_{可_レ被_レ申候、恐々謹言、}

天文十五
六月朔日

長教（花押）

真観寺

侍者御中

〔史料10〕遊佐長教年寄奉書（『真観寺文書』⁴⁰）

当寺臨時之課役以下、任_二先々旨_一御免除之通、去年河内守以_二一札_一雖_レ被_レ申候、棟別十文銭・堀銭等、寺家御被官中・当作職拾町分御免許、尤肝要存候、於_二兩人_一不_レ可有_二如在_一候、恐々謹言、

れることを見越して行われたと考えられる。第二節(Ⅲ)期)では、制度的な支配と個人の裁量による支配との両面があったことを確認したが、(Ⅳ)期の支配では制度的な側面が確認されず、個人の力量による支配が行われていたと評価できるだろう。

また、「史料6」傍線部から、長慶の代にも「先々の筋目」つまり先例によって扶持とは別に寺納分は納める必要があったこと、そして安見宗房の時代と同様に問題なく法隆寺に納めるよう命じている。三好氏は、第一節でみたような宗房が独自に法隆寺を保護して弓削庄を支配していた状態があるべき支配体制と捉えていた。そして、長慶はそれを先例として弓削庄の支配を行い、さらにそのあり方が阿波三好家や三人衆による弓削庄の支配にまで引き継がれていたと言える。このような支配を行うことで、宗房がそうであったように、三好氏は守護職などに関係なく地域社会からの期待を集め、それが河内における権力化に結び付いたと考えられる。

小括

弓削庄に関しては、安見宗房による支配に大きな特徴を見出すことができず。宗房は独自に法隆寺を保護しており、その弓削庄支配は宗房個人の力量に依拠する部分が大きかった。そして、このような姿勢が、宗房が河内において地域社会からの期待を集め、権力化した理由であると考えられる。

(Ⅲ)期の三好氏による支配では、「惣国之書立」や「在々諸々指出」など制度的支配が確認でき、畠山氏による支配とは段階差が確認できる。その反面、このような制度的支配が十分に機能しない場合に、久秀などの個人がその補完に当たる体制も備えており、(Ⅲ)期の三好氏による支配は、制度的支配と個人の力量に依存する支配の両輪で機能していた。一方で法隆寺の側から見れば、三好氏の支配下では複数の地域支配担当者が弓削庄の支配に関わるようになったことで、自らにとって最も有効と考える提訴先を選択でき

るようになった点も見逃せない。法隆寺が久秀を頼った背景には、このような当該期の三好氏の河内支配の特徴があると思われる。

続く(Ⅳ)期の三好三人衆による支配は、制度的な側面が確認できず個人の力量による支配であることから、(Ⅲ)期の三好氏による支配とは変化している。石成友通家臣による公用銭の未納について、法隆寺が阿波三好家を訴訟先としたのは、法隆寺が阿波三好家の力量を頼んで提訴した結果であると言えるだろう。

第三章 真観寺支配の変遷

本章では、渋川郡に所在する真観寺を取り上げる⁸⁵⁾。真観寺は臨済宗南禅寺派の寺院で、河内守護畠山満家を開基として応永十七(二十一年)一四一〇(一四)の間に創建された。満家の死後、真観寺は彼の位牌所に位置づけられており、守護畠山氏と深い関係を持っていた寺院である。このように真観寺は特別な由緒を持つ寺院であり、河内における有力な荘園領主であったことが想定される。そのため、真観寺を保護することは、地域社会から正当な支配者として認められる一助となると考えられる。本章では権力と真観寺との関係を分析し、真観寺がいかなる権力を頼ったのか、そして、それに権力側が対応することがどのような意味を持ったのかを検討したい。

第一節 政長流畠山氏による真観寺支配の変化

天文十年ごろまでの真観寺支配について小谷利明氏は、「守護の一國の安堵権」を示す「無事の筋目」により畠山氏の支配が行われたが、地域社会の側は義就流、政長流の両畠山氏を中心として、必要に応じて関係する権力と個別的に交渉を行う必要があったことを指摘している⁸⁶⁾。小谷氏の指摘を踏まえると、義就流、政長流の双方が地域社会から保障先として認識されていた

〔史料5〕三好盛政書状〔法隆寺文書〕⁽³⁰⁾

其後不_レ申承候、仍坂上就_レ別心、去廿四日ニ至_レ田原表罷越、于_レ今在陣候、此方之儀無_レ異儀候間、可_レ御安心候、將又弓削庄之儀、此間随分申候、大略可_レ相究候間、此書状到着次第ニ可_レ有_レ御越候、篠右・三向・同山入其外何もハヶ所之内大和田之寺内ニ逗留候、可_レ被_レ得_レ其意候、恐々謹言、

〔三好備中守〕
三備

〔永禄十年〕
十月五日

盛政（花押）

仙学坊

床下

ここで盛政は、弓削庄に関して長房・長逸・康長がいる大和田（茨田郡北部）まで参上するよう命じている。ここから「弓削庄之儀」について法隆寺は、盛政を通して阿波三好家に訴訟をしたと推察され、長逸や阿波三好家がこの件について事情聴取を行おうとしていたと考えられる。

では、今回の問題となっている「弓削庄之儀」とは、どのようなものであったのだろうか。その内容が記載されているのが、「史料6」である。

〔史料6〕三好康長等連署状案〔法隆寺文書〕⁽³¹⁾
〔別件〕
「最初之状」

法隆寺領弓削庄之儀、先々以_レ筋目_レ匠作御時も寺納分被_レ相除、為_レ御扶持_レ被_レ出置候、今度之事も友通数篇右之通申届事、郡兵大夫ニ堅被_レ仰理、如_レ安見時_レ寺納無_レ別儀_レ可_レ被_レ渡置_レ事肝要候、恐々謹言、

〔秋吉〕
咲斎

〔永禄十年〕
十月廿一日

康長

〔藤原右京通〕
篠右

長房

〔川人備前守〕
川備

雅長

〔三好日向守〕
三向

長逸

〔石成友通〕
石主

御陣所

この史料から、法隆寺の訴訟は郡兵大夫による違乱が原因であり、関連史料から、それは弓削庄の公用銭を未進している件であったことが分かる。そして、郡兵大夫が石成友通の家臣であったため、友通が宛先になっていると想定される。

この訴訟に関して、阿波三好家の三好康長・篠原長房・川人雅長だけでなく、三人衆の一人・三好長逸が連署して文書を発給している点が特徴的であり、阿波三好家と三人衆が共同で弓削庄の公用銭未進への対応に当たっていることが分かる。これは、今回の件に三人衆の一人である友通が関与しており、阿波三好家単独の権限を越える案件であることが原因であると考えられる。

ただし、「史料5」で見たように、この案件について法隆寺との取次を担っているのは阿波三好家の盛政である。三好本宗家と阿波三好家の両者による地域支配について、天野氏は永禄八年の摂津欠郡における押領を素材に、押領の主体に合わせて三好本宗家・阿波三好家と個別に交渉していたことを指摘している。この点を踏まえると、三好三人衆の一人、石成友通の配下によって生じた問題であるにもかかわらず、盛政を通じて阿波三好家に訴えられている点は、違乱の主体と提訴先が異なる点で重要である。河内においては三人衆方による押領であっても、阿波三好家を通じて訴訟する方が効果的であると認識されていたのである。

他方で、このような複数の提訴先があり、訴訟者が主体的に提訴先を選択できるあり方は、提訴した権力が持つ個別的な力量によって問題解決が図ら

河内出兵以後、三好氏は急激に領国を拡大させた結果、領国内に複数の支配拠点を持つようになった。地域社会の側はそのような状況を利用し、自らの要求を最も通しやすい方法を主体的に選択し、三好氏に訴えていたのである。

また、法隆寺への年貢未進に関して長久とは別に、長慶家臣である長松軒淳世も法隆寺と連絡を取っていることが次の〔史料4〕から判明する。

〔史料4〕長松軒淳世書状（『法隆寺文書』²⁰）

返々式十疋送被下候、過分之至候、毎度御懇情難申尽候、此外不白、

年甫嘉祥不可有休期候、仍弓削庄之事、久秀如被申候、扶持之内候者、其隱有間敷候、^①從匠作不_被申候共、^②虚言者野右不_可被_申候、^③其故者惣国之書立、在々所々指出等無_紛、堅被_申付_事候、^④野右紛申候共、久秀各別之儀迄算合有_事候、可_御心安候、^⑤何も又々

京都へも可_申上_候、涯分可_致馳走候、^⑥匠作事諸事紛不_被申候条、其段乍恐拙者可_有御任候、野右所へも可_申遣候、尚々使僧可有_御申候、恐々謹言、

長松軒

（永禄七年）
正月五日

淳世（花押）

法隆寺年会

御房御返報

まず傍線部①に注目すると、久秀の説明通りとした上で、長慶から直接の命令がなくとも、野間長久は嘘を申さない、すなわち必ず年貢を納めるよう対応する。その理由は「惣国之書立」や「在々所々指出」などをもとに年貢の徴収を堅く命じているからであるとしている。「惣国之書立」は河内一国の所領の帳面、「在々所々指出」は所領の在地についての報告であり、両者で河内一国全体の所領目録のようなものであると思われる。管見の限り、こ

れ以前に河内一国規模の所領目録の類が確認されることはない。ここから、これらを基準に年貢などを安定的に荘園領主に納めようとしていることは、三好氏が個人的な権力や力量に左右されない制度的な支配を行う志向を持っている点で、三好氏の地域支配の独自性として評価できる。

一方、傍線部②で仮に長久が言い加減なことを言っても久秀が考慮することを示唆したり、他にも長松軒淳世が京都への伝達を申し出たり（傍線部③）、長慶の命令も想定する（傍線部④）など、そのような制度的な支配が機能しない場合も予め想定している。つまり、円滑に支配が行われるために、権力上層に位置する個人に依拠する面も依然大きかったことが窺える。

同じ弓削庄における支配であっても、所領の帳面の作成など制度的な支配が行われている三好氏の支配は、明らかに畠山氏の支配とは段階差が見られる。このような支配の差は、単一の権力として、河内一国を実効的に支配できていたかの差によって生み出されたものと考えられる。第一章でみたように、天文年間以降の両畠山氏は二派に分裂し不安定であり、河内一国で帳面などを通じた地域社会の把握が可能なほど安定していなかった。一方、(Ⅲ)期の三好氏は河内一国を実効的に支配しており、そのような安定的な状況のもとで制度的な支配が試みられたとみなすことができる。

しかし、制度的な支配を行う体制があった反面で、それがうまく機能しない場合には久秀など個人の力量によって、その機能不全を補う体制がとられていた。だからこそ法隆寺も久秀個人の影響力の大きさを頼って、久秀に提訴したのであろう。ここに、当該期の三好氏権力の特徴があると評価できる。

第三節 (Ⅳ)期の三好三人衆による支配

本節では、(Ⅳ)期の弓削庄支配について、永禄十年（一五六七）の事例をもとに検討する。次の〔史料5〕は、阿波三好家の家臣である三好盛政が、法隆寺の関係者と考えられる「仙学坊」に対して発給したものである。

しかし、単に課役の納入を請け負っていただけではないことが、「史料2」から分かる。

〔史料2〕安見宗房書状（『法隆寺文書』²⁷）

御札令_二拜見_一候、仍弓削庄御公用之儀、先度以_二木村_一被_二申入_一候、当国日損以外_二候、取分彼庄之儀者皆損之仕入候之間、千足運上可_レ申由、下代以下申事_二候、雖_レ然致_レ弁者、式千足渡申候、今五百疋者、御太子へ之為_二御祈禱_一、自分_二參候、弥御祈念可_レ為_二本望_一候、将又自余之施物式百疋御使へ渡申候、猶得_レ意可_二申入_一候間、不_レ能_二二_一候、恐々謹言、

十一月十八日

宗房（花押）

（切封墨引）

本史料も、天文末年から永祿初年の三好氏入国前に比定される。傍線部に着目すると、この年、弓削庄では日損によって作物が皆損して公用が調達できず、不足分の公用の代わりとして宗房の下代などが千疋を寺納するよう求めたようである。そうしたところ、宗房は下代が不足分として納めるよう求めた千疋にとどまらず、その倍に当たる二千疋を法隆寺に提供している。さらに、祈禱料として五百疋も個人として法隆寺に提供している。これらの行為は、不足した公用を補填するという単なる代官としての職務履行の範疇を越えており、宗房個人が積極的に法隆寺に便宜をはかる姿勢を示していたものとして評価すべきであろう。

当該期の宗房が、河内下郡代であったと想定されるのは先述の通りである。しかし、ここまで見てきたような宗房の行動は下郡代という「役職」に基づくものではなく、自らの財力をもとに独自に行ったものと捉えられる。すなわち、この時期の弓削庄支配は、宗房個人の力量による所が大きかったと考えられる。宗房の急激な権力化の背景には、独自に寺社を保護することで、地域社会の支持を集めていった点があったのではないだろうか。

第二節（Ⅲ）期の三好氏による支配

第二節では、その後の三好氏入国後にあたる（Ⅲ）期を対象に、三好氏による弓削庄支配のあり方から、三好氏の地域支配の特徴について検討していきたい。

〔史料3〕法隆寺某書状（『法隆寺文書』²⁸）

尚々先日之御返報、慥_{（松永久秀）}霜台へ届申候、度々申入候、弓削庄兩年分之年貢、于_レ今一粒無_二運上_一候、先七堂伽藍灯明忽以及_二底瀾_一候、冥慮無_二勿体_一候、則当秋之年貢從_二少弼殿_{（松永久秀）}可_レ押置_二之由被_二仰出_一候間、其趣彼庄内之下百姓等仁申付候、可_レ被_レ成_二其御意得_一候、猶委細御報預示候、則少弼殿へ可_レ遣候、猶言伝可_二申入_一候、恐々謹言、

十月十六日

法隆寺

野間殿御宿所

法隆寺は久秀から弓削庄の年貢を「押置」つまり自らの手許に抱え置くよう命じられ、法隆寺はその旨を弓削庄の百姓などに伝えている。法隆寺は、そのことを飯盛城の野間長久に伝えた上で、長久の返事を求め、それを自ら久秀に送るとしている。

つまり、法隆寺は弓削庄で発生した年貢の滞納に際して久秀に解決を求めて実際に指示を受けて、それを根拠に長久に働きかけている。河内国内には支配拠点として飯盛城が存在するにもかかわらず、法隆寺がまず最初に多聞城の久秀に提訴した理由は、法隆寺と多聞城が同じ大和国内である関係性に頼り、久秀による口添えを求めたためであろう。つまり、法隆寺の側が、一番有利な提訴先を選択しているのである。長久とも連絡をとっているのは、弓削庄において年貢の徴収・納入を担当しているのが長久であるからと思われる。（表1を確認すると、No.126から131にかけて野間長久は法隆寺に対して不足した公用銭を納めている。）

河内を没落していたにもかかわらず政長流の地域支配が確認された。

第一章での検討を踏まえると、当該期の河内では実効支配を行っている権力が不安定になると、相対的に他の権力への保障の要請が高まる傾向が確認できる。このような傾向を最も効果的に利用したのが三好氏である。三好氏は河内出兵によりまず軍事的保障力を期待され、そこから(Ⅲ)期に経済的支配や地域社会における秩序の維持などにも役割を拡大させていく。一方で、三人衆と久秀に分裂して権力が不安定になる時期には、地域支配への関与が確認できなくなる。このように、地域社会からの要請に応じて急激に河内支配を拡大させていく反面、地域社会からの要請が無くなると権力が不安定になり、地域支配が後退してしまう点が三好氏権力の特徴であると評価できる。

第二章 弓削庄支配の変遷

第一章では、数量的分析により当該期の三好氏と両畠山氏の河内支配の実態を分析した。引き続き、本章および次章ではそれぞれ弓削庄と真観寺を取り上げ、具体的な史料に即して地域社会との関係を踏まえつつ、両者の河内支配の変遷や具体的な支配の出身などについて明らかにする。

本章では、洪川郡に所在する弓削庄について、史料が残存する(Ⅱ)期から(Ⅳ)期までその支配の移り変わりを分析する。弓削庄は大和国法隆寺の荘園であり、守護畠山氏の下では、公文職である鶴氏が支配に当たっていた。しかし、十六世紀中頃より、法隆寺への年貢などの上納は滞り、不知行となっていた²⁴⁾。このように維持が困難であった弓削庄について、法隆寺がいかなる権力に提訴し、どのような対応がとられたかを分析することは、当該期の河内支配の一側面を分析する有効な手段であると考えられる。

第一節 安見宗房による弓削庄の支配

まず、三好氏入国以前にあたる(Ⅱ)期の弓削庄支配のあり方を検討する。表1から(Ⅱ)期の弓削庄に関する史料を抽出すると、No.56、63、65および天文末年から永禄初期に比定されるNo.165、167、176、179である。これらの史料の発給者は全て畠山氏関係者であり、弓削庄の支配が畠山氏によって行われていたことが分かる。今回は、その中でも特に安見宗房の活動に注目したい。そこでまず、弓倉氏の研究²⁵⁾をもとに宗房の概要を整理する。

宗房は守護代遊佐長教の家臣として活動し、江口合戦後は河内下郡代として北河内を支配したとされており、天文末年から弘治年間にかけて大きく権力を伸長させた。しかし、後に三好氏と対立し、永禄三年の三好氏による河内侵攻を招く。このことを念頭に置くと、三好氏による弓削庄支配の検討にあたって、その前提となる宗房の支配を踏まえる必要がある。

次の「史料1」は、天文十八年(一五四九)に宗房が発給したものである。
 「史料1」安見宗房書状(『法隆寺文書』²⁶⁾)

尚々如先々可申付候之間、小反物等之儀、不可有別儀候、
 洪川郡弓削庄法隆寺御公用米請進儀、更以不可有別儀候、猶繁田内
 左衛門尉可申候、恐々謹言、
天文十八年
 十二月十五日
安見与兵衛尉
 宗房(花押)

多聞院

正蔵院

御内宿中

天文十八年における宗房は、河内守護代である遊佐長教の家臣として活動していた。本史料において、宗房は弓削庄の公用米と小反物(公事の一つと思われる)について、問題なく寺納することを多聞院・正蔵院(いずれも法隆寺の子院であろう)に保証している。宗房は弓削庄において、課役の納入に関わっていたのである。

表 12 (IV) 期 三好氏発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	淡川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3
違乱・押領 停止	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
未進対処	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
禁制	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
知行発行	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	5	—	—	1	—	5	—	—	—	—	—	—	1	—	12

表 13 (IV) 期 政長流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	淡川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
違乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
知行発行	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
計	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	13

内を支配する体制が整備されたのではなからうか。そこで、表12から三好氏発給文書の内容について見ると、安堵、違乱・押領停止、未進対処など(Ⅲ)期との共通性があり、支配体制を確立させてからは、三好氏は引き続き地域社会から保障力・強制力を期待され、地域社会の秩序の維持に当たっている。また発給地域であるが、特に交野・淡川・若江の三郡に全十二点のうち十一点が集中し、河内北・中部に偏りがあることが特筆される。

他方で、表13で整理した政長流について見ると、安堵や相論に関する文書が発給されており、政長流の保障力や裁許権に対する地域社会からの期待が、(Ⅲ)期に比べると回復していることが分かる。ただし、これらの対象地域を確認すると、その大多数が錦部郡に発給されたものである。すでに弓

倉弘年氏は、三好氏の河内支配が順調に行われたわけではなく、遊佐信教が金剛寺・観心寺に判物を発給するなど、畠山氏が南河内で権力を行使していたと指摘しているが、政長流による地域社会の秩序維持は錦部郡のみ行われたと思われる。また、茨田郡内の土地を宛行っていることから、茨田郡内に所領を維持していたことも想定される。

長慶の死後、阿波三好家も巻き込んで三好三人衆と久秀が対立したことで、三好氏は当初(Ⅲ)期に見られたように安定的に河内を支配できなくなった。しかし、永禄九年の和平を契機に三人衆が体制を立て直したことで、特に河内北・中部を中心に河内のおおよその地域は三好氏の支配下に置かれるようになった。ただし、錦部郡は三好氏ではなく政長流が保障や裁判を求められ、政長流による支配が行われていた。(Ⅳ)期全体を通して見ると、三好氏と畠山氏の地域支配は地域的に分離していることが特徴点として挙げられる。

小括

第一章では、三好氏と畠山氏に注目し、文書の発給数およびその内容・地域から河内支配の変遷を確認した。(Ⅰ)期に義就流・政長流の双方が広域的な地域支配を行っていた段階から政長流が集中的に地域支配を担うように変化し、それは三好氏が本格的に河内に出兵する(Ⅱ)期の終盤まで継続した。一方、義就流は(Ⅰ)期に河内を没落したことで、一時的な権利保証は行い得ても、継続的な河内の実効支配は不可能となった。

対照的に、(Ⅱ)期の河内出兵以後、三好氏に権力が集中するようになる。河内出兵に伴う禁制発給による軍事的保障を梃子にして、(Ⅲ)期には恒常的な地域社会の秩序維持を行うまでに支配権を拡大させた。(Ⅳ)期では、当初三好氏の支配は確認されなかったが、畿内での大規模な和平が成立する永禄九年中頃を境とし、三好氏の地域支配が再開して中心的役割を果たすようになる。ただし、(Ⅲ)期・(Ⅳ)期でも石川郡・錦部郡の河内最南部では、

表 10 (III) 期 三好氏発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	淡川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
達乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	1	—	1	2	—	—	—	—	—	3	—	1	8
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
知行発行	—	2	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
計	—	2	3	—	1	10	—	—	1	—	—	4	1	5	27\25

表 11 (III) 期 政長流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	淡川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
達乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	3
知行発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	3	—	5

表2から、全発給文書のうち七割以上が三好氏によるものであることが分かる。両畠山氏については、義就流の地域支配に関わる文書の発給はなく、政長流についても点数が大幅に減少し、全発給文書のうち一割以下の割合まで低下している。以上の点を踏まえると、畠山氏に代わって三好氏が広域的な河内支配を行っていたと評価できる。

そこで、三好氏と政長流を対象に内容・地域について詳細に検討したい。

表10から明らかのように、三好氏は(III)期になると河内の広範囲を対象とする文書を発給している。また内容を(II)期と比較すると、禁制だけでなく安堵、未進対処、課役賦課・免除なども見られる。(III)期には、三好氏の河内支配が軍事的保障だけでなく社会的・経済的な地域支配にまで拡大していると評

価できる。対照的に、政長流の発給文書については河内南部の石川郡・錦部郡への安堵・禁制・諸役免除などの定書が確認できるが、(II)期までの支配が確認された範囲に比べると縮小していると言える(表11参照)。

このような変化の背景として、(III)期の始まりに当たる永禄三年十一月ごろに長慶が居城を飯盛城に移したことが想定される。長慶が飯盛城を居城としたことで三好氏への提訴が容易になるとともに、三好氏も積極的に河内の地域社会における問題に介入でき、三好氏の河内支配が地域社会に浸透する上で大きな影響力を持ったと考えられる。

以上の点を踏まえると、高屋城を没落した政長流は河内の広域的な地域支配権を喪失し、代わって三好氏が河内の広域的な実効支配を行うようになったことが分かる。

(IV) 期 (No.133~159)

この時期も政長流は河内において断続的に軍事行動は行うものの、河内を実効支配していたのは三好本宗家と阿波三好家であった。

表2から、三好氏による文書発給は継続している上で、(III)期に減少していた政長流による文書発給数が、三好氏と同程度まで再び増加していることが分かる。そこで、両者について、时期的な傾向と発給地域およびその内容を詳細に分析したい。

表1からは、永禄九年ごろを境として、それ以前は政長流の発給文書しか見えず、対照的にそれ以降は三好氏の発給文書がほとんどを占めるようになっていく。ここから、永禄九年ごろに大きな画期があることが分かる。馬部隆弘氏によると、対立していた三好三人衆と畠山氏を含めて畿内全域を巻き込んだ大規模な和平交渉が永禄九年八月ごろに始まり、年内にはそれがまとまったことが指摘されている。これにより、三人衆と久秀方に分裂して不安定であった三好氏の権力が、三人衆が主導する形で一時的に安定し、三好氏が河

表 7 (II) 期 三好氏発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	渋川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	吉市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
達乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
禁制	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	8	6	17
知行宛行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	2
計	1	—	—	—	1	—	—	—	2	—	—	—	8	6	19

表 8 (II) 期 義就流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	渋川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	吉市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	1	—	9
達乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
知行宛行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
計	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	1	—	10

表 9 (II) 期 政長流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	渋川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	吉市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	—	3
達乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	4
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
知行宛行	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	2	4	—	—	—	—	—	—	7	—	13

代に集中し、永禄元年四月の畠山尚誠の安堵状を最後に表1では確認できなくなる。また、義就流は、表2での割合が約二割まで大幅に減少している。次に両者の発給文書の内容・地域を詳細に検討する。表9に整理した政長流は、安堵、未進対処や課役賦課・免除など多様な文書が存在し、河内中部に六点（高安郡二点・渋川郡四点）、河内南部の錦部郡に七点発給されており、河内中・南部にかけて文書を発給している。一方で表8にみえる義就流

は内容が安堵に偏っており、かつ地域的に見ても渋川郡に集中して発給されている（十点中九点が渋川郡である）。このような両者の相違点は、当該期の政長流の政治情勢と密接に関わっている。（I）期より河内支配の中心であった政長流では、天文二〇年五月に遊佐長教が暗殺された。その後、萱振氏等の粛清、当主高政と安見宗房との不和とそれによる高政の没落などにより、政長流の権力は一時的に不安定になつた。その結果として、没落していた義就流の保障力への期待が回復したと考えられる。表1の中で長教暗殺後に義就流の文書が一時的に増加したり、表8において渋川郡への安堵に関係する文書が集中してみられるのは、このような情勢を反映したものだと考えられる。しかし、高政は三好氏の力を借りて勢力を回復し、永禄二年八月に三好氏の援護のもと高屋城への復帰を果たす。表1を見ると、高政の高屋城への復帰後は、畠山氏の文書発給は政長流のみによって行われていることが分かる。

（I）期で河内支配を拡大させた政長流は、（II）期も河内支配における中心的な役割を果たしていた。しかし、長教暗殺により権力が不安定化したことで、義就流は限定的ではあるが、地域社会から再び保障を要請されるようになる。その後、三好氏の協力により政長流は復権するが、三好氏と敵対した結果、その河内侵攻を招き、それを機に三好氏が河内において軍事的保障を要請されることで、一気に勢力を拡大させたと言える。

（III）期（No.99～132）

（III）期の河内は、その大半が三好氏の支配下にあった。他方で、この時期の政長流は河内を没落していた時期が長く、河内を実効支配はできていなかったと思われる。

表5 (I)期・長政死後 義就流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	渋川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4
達乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
知行発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2	—	3
計	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	7	—	8

表6 (I)期・長政死後 政長流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讃良郡	若江郡	高安郡	渋川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
達乱・押領 停止	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役賦課・ 免除	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
知行発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2
計	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	1	1	—	7

政長流(表6)をみると、まず政死去後についてみると、長政死後には、現在における史料の残存状況には留意すべきではあるものの、渋川・石川・錦部の河内中・南部の三郡にかけて文書発給をしており、本拠である高屋城周辺を支配下に置いている。他方で、義就流は発給地域がほぼ錦部郡に限定され

を発給し、その内容も安堵や課役賦課・免除などを中心に多様である。長政存命期は、広く河内一帯で両畠山氏による地域社会の秩序の維持が行われていたことが分かる。また、この期間の特徴として「河内半国体制」が挙げられることは先述の通りであるが、表1のNo.25～28に関して、同じ事案に対して義就流・政長流双方からの発給文書が確認できる。これが河内に「半国体制」が敷かれていた時期に特有の事例であり、長政存命期の特徴として評価

できる。

ところが、長

政死去後について

みると、まず

政長流(表6)

をみると、現在における

史料の残存状況

には留意すべき

ではあるものの、

渋川・石川・

錦部の河内中・

南部の三郡にか

けて文書発給を

しており、本拠

である高屋城周

辺を支配下に置

いている。他方

で、義就流は発

給地域がほぼ錦

部郡に限定され

ている。(若江郡を対象地域とするものが一点あるが、これも錦部郡の観心寺に発給したものである。)義就流による実効支配が確認できない点も踏まえ、長政が死去したことで、義就流は錦部郡で一時的に保障力を期待されるに過ぎない権力へと弱体化したと評価できる。

ここまでの検討を踏まえると、(I)期は政長流・義就流の双方による河内支配が行われていた状況から、義就流が勢力を減退させたことで、政長流によって、南部を中心に河内の実効支配が行われる状況に変化したと評価できる。

(II)期 (No.56～98)

この時期の河内は政長流の実効支配下にあった。義就流は、協力関係にあった細川晴元が江口合戦で敗北したことで没落し、それ以降、河内国内において実効的な支配は行っていなかったと思われる。また、三好氏もこの時期まで度々河内に軍事介入を行ってはいるが、河内の実効支配は行っていない。

表2における(II)期の大きな変化は、三好氏による発給文書が約四割を占めるまでに急激に拡大している点である。表1からその時期を確認すると、三好氏が河内に侵攻を開始する永禄三年(一五六〇)六月以降、同年七月から一〇月にかけての時期に集中している。

さらに、その地域・内容について表7から検討すると、河内一帯に多数の禁制を発給している点が特に注目される。ここから、三好氏の河内出兵による軍事的緊張を背景に、三好氏が未だ支配下に収めていなかった河内一帯の地域社会から軍事的な保護を求められることが、この後、三好氏が河内を実効的に支配するきっかけになったと考えられる。

では、両畠山氏はどうであろうか。表1から両畠山氏の発給文書は全て三好氏の河内侵攻以前のものであることがわかる。さらに、その期間の両畠山氏についてみると、政長流は通時的にみられる一方で、義就流は天文二十年

したものが「安堵」、權益侵害の停止を命じたものが「違乱・押領停止」である。「未進対処」は、未進となった年貢や公事の納入の督促を行うものである。「相論」は、相論最中のやり取り、および裁許結果や暫定措置の通達にあたって発給されたものを指す¹⁹⁾。

また、地域については、図1に掲載した河内国の十六郡(交野、茨田、讚良、若江、河内、高安、洪川、丹北、志紀、大泉、八上、丹南、古市、安宿、錦部、石川)のうち、表1で確認できる十三郡(河内郡、大泉郡、安宿郡以外)を項目としている。

そして、表2は表1をもとに、各権力が(Ⅰ)期から(Ⅳ)期までの各時期に発給した文書数を数値化したものである。なお発給した権力として、特に三好氏、義就流・政長流の両畠山氏(以下、本論では「義就流」「政長流」と省略して記す)、および室町幕府を主要な発給者として取り上げている。表2から、特に三好氏と両畠山氏の発給文書数が極めて多いことが分かる。そこで、これら三つの権力については、河内国内のどの地域にどのような内容の文書を発給したかを分類し、各時期で一覧を作成した(後掲表3、13)。これらをもとに、河内国における地域支配の移り変わりを(Ⅰ)期から(Ⅳ)期にかけて検討していきたい。

(Ⅰ)期 (No.1~55)

この時期は、天文元年から天文十一年までは、政長流と義就流の双方が河内を実効支配下に置いており、弓倉氏はこれを「河内半国体制」と評価する²⁰⁾。だが、翌年に義就流が飯盛城を没落した結果、河内は政長流の実効支配下となり、義就流は畿内で晴元方として軍事活動をしていたものの、河内の実効支配は行えなかったと推定される。

表2によると、(Ⅰ)期は総数の約半分を義就流が占め、残りのうち三割強は政長流である。また、幕府による発給文書も一部みられるが、三好氏に

よる発給文書は確認できない。(Ⅰ)期は主に両畠山氏を中心とする河内支配が行われていたことが分かる。

では、両者の支配について、どのような違いがあるのだろうか。それを考える上で、重要なのが木沢長政である。弓倉氏は、細川晴元の後ろ盾を得た長政が義就流の実権を掌握したが、その結果義就流の勢力そのものは弱体化し、長政の反乱後には義就流の勢力が凋落したと述べている²⁰⁾。弓倉氏の指摘

表3 (Ⅰ)期・長政存命期 義就流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讚良郡	若江郡	高安郡	洪川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	7	—	—	8
違乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役照課・ 免除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4	—	—	5
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
知行宛行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
計	—	—	2	1	—	—	1	—	—	—	1	15	—	—	20

表4 (Ⅰ)期・長政存命期 政長流発給文書の内容・地域別一覧

	交野郡	茨田郡	讚良郡	若江郡	高安郡	洪川郡	丹北郡	志紀郡	八上郡	丹南郡	古市郡	錦部郡	石川郡	不明	計
安堵	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	—	6
違乱・押領 停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未進対処	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相論	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課役照課・ 免除	—	—	1	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	4
禁制	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
知行宛行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
計	—	—	2	—	—	4	—	—	—	—	—	4	2	—	12

を踏まえ、天文十一年(一五四二)三月末までの木沢長政存命期と以後で(Ⅰ)期を分け、両畠山氏の文書発給の地域と内容を分類した表3、6をもとにその変化を分析したい²¹⁾。

長政存命期の河内支配について見ると、義就流(表3)・政長流(表4)の両者は讚良郡から錦部郡にわたって広域的に文書

年（一五六八）九月までを対象とし、以下の四時期に分けて分析する。天文元年から、長慶が江口合戦で勝利し、細川晴元や将軍足利義輝などを畿内から追放する天文十八年（一五四九）六月までを（Ⅰ）期、江口合戦以降、長慶の河内出兵が完了する永禄三年（一五六〇）十月までを（Ⅱ）期、河内出兵後から長慶が死去する永禄七年（一五六四）七月までを（Ⅲ）期、長慶死去から信長が入京する永禄十一年（一五六八）九月末までを（Ⅳ）期と分割する。三好氏が畿内一帯を支配していた時期だけでなく、その前提となる畠山氏の時代まで含めて、地域支配の段階差を詳細に分析したい。右記の時期を対象に地域支配に関わる文書を広く収集し、発給主体と内容・地域ごとに分類して、各権力の発給文書数や文書の内容など数量的な観点から分析する。その上で、地域支配関係の史料を集中的に伝える弓削庄と真観寺を取り上げ、それぞれの地域に即して支配のあり方や権力との関係を捉える。

以上のように、数量的分析に加えて、具体的な史料に即して地域社会との関係を踏まえつつ、両者の河内支配についての関係や変遷を把握するとともに、両者が各地の地域社会に対して行使し得る支配権の中身などについて明らかにする。このような方法論を用いることで、これまで曖昧なまま用いられてきた三好氏、畠山氏双方の「支配」に関して、具体的中身を区分した上で両者を同じ基準で分析し、天野氏が三好氏の発給文書だけを検討して三好氏の卓越性・革新性のみを主張した点を克服したい。

そして、おわりにでは本論で分析した内容を整理するとともに、河内における三好氏・畠山氏の事例を念頭に畿内における権力化の特徴について考察したい。

第一章 河内支配の変遷

第一章では、天文年間から永禄十一年九月までを対象に、河内の地域支配

表2 表1における総数の分析

	(Ⅰ)期	(Ⅱ)期	(Ⅲ)期	(Ⅳ)期
義就流 畠山氏	28	10	—	—
政長流 畠山氏	22	13	5	13
三好氏	—	19	25	12
幕府	4	1	1	—
その他	1	—	3	2
計	55	43	34	27

場所に何らかの権益を有していることが想定されるものを基準として収集した。①として、それらの史料を主に「安堵」「違乱・押領停止」「未進対処」「相論」「課役賦課・免除」「禁制」「知行宛行」の種類別に分類している。（いずれにも区分できないものは、「その他」としている。）このうち、「安堵」、「違乱・押領停止」はいずれも特権・諸職・所領などに関わり、権益を保障

に關係する文書を収集し、発給した権力とその内容や対象地域に注目して分類することで、河内支配の変遷について検討する。さらに、その中で確認できる三好氏の河内支配の特徴について、検討していきたい。

表1は、当該期の河内の地域支配に關係する文書を収集し、作成したものである。¹⁶⁾ 地域支配に關係する文書として、①その場所の秩序の維持に直接關与していることが分かるもの、②その

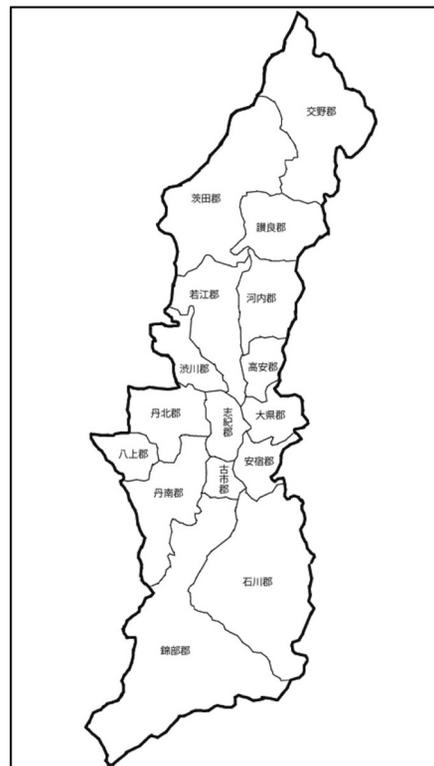


図1 河内国郡域図（筆者作成）

永祿元年（一五五八）の足利義輝の帰洛後は、訴訟者が三好氏・幕府・朝廷など複数の権力から、自分たちに都合のよい提訴先を選んだとしている。⁹ さらに、高木純一氏は畿内における武家権力や中近世移行の分析においても、荘園制に規定される中での自治的村落の形成を念頭におくべきだと批判した。¹⁰

ここまでの整理をもとに、現在、三好氏研究が抱える課題について指摘しておこう。第一に、天野氏による三好氏の評価には、三好氏以外の他勢力の活動や地域社会の動向が十分視野に入っていない。第二に、天野氏を批判する論者の多くは、三好氏以外の細川氏や幕府（将軍）など別の権力が一定の支配を展開していたことをもとに、三好氏支配の不十分さを指摘するにとどまっている。そのため、三好氏権力が基盤を置いたとされる地域社会の側の主体性や志向が検証されていない。第三に、これまでは戦国期畿内の地域支配の研究において、それぞれの地域による違いや時期ごとの段階差が十分に考慮されてこなかった。特に荘園制が残存する畿内では、寺社本所など荘園領主の要求に的確に対応できる者が「正当な」権力として認められたのであり、それが地域支配の地域的・時期的な多様性をもたらしたと想定される。

以上の問題意識から、本論文では、三好氏領国のうち河内国を対象地域として、三好氏および畠山氏による地域支配の実態を分析する。天野氏の三好氏研究に対する従来の批判は、細川京兆家との対比の中で論じられることが多かった。また畿内大名研究において、細川京兆家を中心に分析することを小谷氏が批判している点は、すでに述べた通りである。畠山氏との関係の中で三好氏を論じることで、専ら細川京兆家との比較検討から三好氏研究への批判がなされる現状を克服するとともに、細川京兆家を中心とする畿内大名研究も相対化することが可能になると考える。

三好氏による河内支配については、当初は畠山氏による河内支配の分析の延長線上で検討されていた。矢田俊文氏は段銭などの免除を示す文書を分析し、永祿四年（一五六一）に三好実休が相伴衆になったことで、河内の在地

の者は実休を守護畠山氏と同格の公権力と認識するようになったとした。¹¹ また仁木宏氏は、三好氏が河内国富田林に発給した禁制の内容に注目し、旧来の「大坂並」とは異なる「惣国：寺内並」特権を付与している点を評価すべきと主張した。¹² 小谷氏も、畠山氏から三好氏への支配の転換が、従来の個別的法の一括化・記号化をもたらしたとしている。¹³ これらの研究では、畠山氏と三好氏の支配に連続性を見るか、段階差を見るかの違いはあるものの、畠山氏と三好氏を同時代的に捉える視点は共通している。

このような研究の動向を大きく変化させたのが、天野氏による阿波三好家の研究である。天野氏の研究によると、長慶が率いる「三好本宗家」とは別に、三好実休を当主とする「阿波三好家」が成立した。河内北部は排他的な領を形成する国人が存在せず三好本宗家が直轄支配した。一方、畠山氏追放後の南河内支配は実休独自の家臣団が行い、さらに実休死後は、その家臣団が結集して支配を行った。そして、長慶死後は三好康長・三好盛政・矢野虎村の三人により、阿波三好家の南河内支配が主導されるようになった。天野氏は、以上のように三好家の河内支配について明らかにした。

天野氏は、それまで漠然と一体視されてきた三好本宗家と阿波三好家を分離し、阿波三好家の研究の中に三好氏の河内支配を位置づけた。これによって、近年、河内支配に関しては、阿波三好家を検討する中で議論されるようになってきている。本稿が対象とする永祿年間に関係するものでは、阿波三好家の康長に注目した山下知之氏の論考がある。山下氏は、康長が寺社の保護や段銭の賦課・徴収を行っていることから、畠山氏に代わる南河内の支配者として地域公権を行使して領域支配を行ったとする。¹⁴ このように、阿波三好家に注目して分析することは誤りではないが、三好氏以前の畠山氏による河内支配のあり方を踏まえ、連続的に捉える視角が欠如しているのではないだろうか。

そこで本稿では、天文年間から、足利義昭・織田信長が入京する永祿十一

戦国期河内国における三好氏権力の地域支配

—— 畠山氏との比較から ——

岡本 侑 樹

はじめに

本稿は、主に永祿年間（一五五八～七〇）の三好氏による河内国支配について、その前提となる天文年間（一五三二～五五）を中心とした守護畠山氏の河内国支配を念頭に置いた上で考察するものである。

畿内における大名研究は今谷明氏によって京兆専制論が提唱された以降、細川京兆家の分析がその中心となってきた^①。主に幕府との関係の中で細川京兆家について論じるものであるが、このような研究を相対化するものとして、河内守護畠山氏に関する研究は位置づけられる。特に、小谷利明氏は畠山氏を重視する立場から、細川京兆家を中心に畿内の政治状況を説明することを批判する。小谷氏は、文書論の視角から畠山氏の権力構造を分析するとともに、河内国支配の中で、地域社会と守護畠山氏が互いに影響を受けていた実態を明らかにした^②。また、弓倉弘年氏は、家督の移り変わりや守護代遊佐氏の権力の拡張などを検討し、畠山氏が守護権限に基づいて分国を支配し、「室町幕府―守護体制」の枠組みから離脱することはなかったとしている^③。では、三好氏についてはこれまでどのように評価されてきたのだろうか。最初に、天野忠幸氏の「三好政権」論について説明しておきたい^④。天野氏は、三好氏の独自性として、(1)荘園ではなく村や町に立脚すること

で、室町幕府や細川氏からの権限の継承ではなく、新たな公権力として独自の支配を行ったこと、(2)朝廷への裁許や上奏などを通して足利将軍を相対化したことの二点を挙げる。これらの独自性をもって、三好氏を室町幕府を質的に克服しうる「三好政権」、織豊政権に先行して室町幕府を克服しようとした「ブレ統一政権」と位置づけた。

このうち特に(1)に関して、自治性を増した惣村が長慶自身の裁許を求める状況に対応するため、長慶は地域社会における調停機能を能動的に吸い上げた。そして、村落共同体や都市共同体を直接的な支配の対象に位置づけ、新たな公権力として確立し、都市・流通支配を重視した畿内支配を志向したとする^⑤。天野氏は、このような三好氏の独自の支配を高く評価し、室町幕府に代わりうる権力として評価する「三好政権」論に取り入れている。

しかし、このような天野氏の見解に対しては、様々な批判が寄せられている。まず、馬部隆弘氏は、細川氏や他の京兆家近習と長慶との共通性を指摘する^⑥。また、長慶と細川氏綱の関係について論じた阿部匡伯氏は、在地領主の期待を集めたのは長慶であるが、氏綱の命令が長慶の裁決に優先していることを強調する^⑦。

また、幕府（足利将軍）研究の立場からも批判がなされている。臼井進氏は長慶の権利付と文書（安堵状）を分析し、三好氏の安堵と幕府の安堵にみられる関係性について、時期ごとに特徴を明らかにした^⑧。また木下昌規氏は、

Annotation of “Suisa-ki” (in Jiryaku 4-Enkyu1)

IWASHITA Toru & HORII Kayoko & MIYAKAWA Maki & KUROSU Yurie

Abstract

“Suisa-ki” is a diary written by Minamoto no Toshifusa (1035-1121 A.D.), a court noble in the Heian period. Most diaries of this period recorded the events of the court society, mainly the state of ceremonies. Analysis of these records enables us to clarify how politics, administrations, and social events of the time were carried out. In “Suisa-ki,” the entries from 1062 to 1113 are left intermittently. These years correspond to the transitional period from the ancient to medieval times. Therefore, this diary is an important material for describing the dynamic shifts in Japanese history. In our study, the entries of “Suisa-ki” in Jiryaku 4-Enkyu1 (1068-1069 A.D.) are introduced with detailed annotations to contribute to the development of the study of the late Heian period.

Keywords: Suisa-ki, Minamoto no Toshifusa, historical record (diary), annotation, the Heian period

(六) 延久元年四月

【本文】

四月

十三日己酉 此日改元定云々〈延久元年是也〉。

【書き下し】

四月

十三日己酉 この日、改元定と云々〈延久元年、これなり〉。

【註】

(1) 改元定 新たな年号を検討する陣定。治暦元年八月の註(1)参照。この時は、前年の後三条天皇即位にともなう代始改元で、治暦から延久に改元された。この日の改元定については、『二東記』、『土右記』、『但記』(藤原隆方)、『戸部納言記』(藤原俊家)、『帥記』、『江記』の逸文が残る。また、『元秘別録』には儒者の勘申した新年号案と典拠が収められている。これらによれば、この時勘申されたのは藤原実政による「嘉徳」「治徳」、藤原正家による「永保」「成徳」「承德」、藤原実綱による「元徳」「延久」であった。改元定の上卿は、前回(康平から治暦への改元)と同じく源師房がつとめた。定に出席したのは右大臣藤原師実、内大臣源師房、大納言藤原信長、権大納言藤原俊家・同能長、権中納言源経長・同頭房・藤原祐家・同経季、参議藤原能季・源経信・藤原資仲・同良基であった。俊房は出席していないため、抄出前の日記にも詳細な記述がなかった可能性が高い。延久は前回も最終候補に残っており、後冷泉天皇はこれを推したが叶わなかったという経緯がある。(黒須友里江)

(七) 年末詳

【本文】

正月

二日 天晴。先参関白御許、有拜礼。是昨日日次不宜、今日所行也。次参所々。

【書き下し】

正月^①

二日 天晴る。先づ関白の御許に参り、拜礼有り。これ、昨日日次宜しからず、今日行ふところなり。次で、所々に参る。

【註】

(1) 正月 本条は年の記載を欠き、延久元年四月二三日条と延久六年一月二八日条(冒頭に「延久六年」の記載あり)の間に位置する。したがって、年を追って抄出されているとすれば、延久二〜五年のいずれかの年の正月二日条と考えられる。なお、延久五年は正月一日に後三条院への拜礼が行われているが、俊房は出席していない(『為房卿記』)。

(2) 関白 この条が延久二〜五年のものとすれば、藤原教通。

(3) 拜礼 元日に院や撰関家へ年賀の礼をすること。

(4) 所々に参る 関白のほか各所へ赴いて拜礼を行った。治暦元年正月一日条では、俊房は師房のもとに参った後、ともに関白藤原頼通のもとで拜礼、次いで上東門院藤原彰子のもとで拜舞した。承暦三年(一〇七九)正月一日条では、参内の前に陽明門院禎子内親王のもとへ参った。所々への拜礼の具体的な動きの例として『小右記』正暦四年(九九三)正月二日条を挙げると、この日実資は撰政藤原道隆のもとで拜礼、次いで東三条院藤原詮子のもとで拜礼・舞踏、その後中宮藤原定子、東宮居貞親王の大饗に出席している。本条の「所々」も、三后、女院や東宮などを指すと考えられる。(黒須友里江)

※本稿は科学研究費補助金(課題番号24K04238)による成果の一部である。

〔右記〕嘉承二年四月二十六日条。野口孝子「平安時代における枇杷殿の伝領について」『平安貴族の空間と時間』清文堂出版、二〇一四 参照。

(27) 陽明門大路 陽明門から東に走る近衛大路のこと。枇杷殿はその北側にあった。女院号は門院号が大半を占めようになるが、その初例が上東門院で二例目が陽明門院である。ただし、陽明門院は門号でなく大路名に由来する。なお、彰子の御在所は土御門殿と呼ばれたが、女院号は上東門院とされた。これは、「土」字を避けたとされ、陽明門院号も吉字が考慮されたという(前掲註(一) 高松論文)。

(28) 良基…すべし 院号を陽明門院と枇杷院のいずれかに定めよとの天皇の指示を受け、良基ほか師実ら八名は枇杷院とし、俊房も枇杷院を支持している。「院号定部類記」②・⑥には、資仲が枇杷院は古くからの邸宅名なのでこちらが良いと述べ、良基は「いずれも問題なくどちらか一つに決めるべき」と述べたとある。良基の意見は本条と齟齬するが、これ以前に良基らが枇杷殿を提案しており(註(24))、この時も枇杷院を支持したと俊房は受け取ったのだろう。

(29) 経信…すべし 経信ほか能長ら七名は陽明門院とした。「院号定部類記」②・⑥でも「僕」(経信か)が、吉字を採用し陽明門院が良いと述べている。一方、同⑤は「諸卿皆定申云、枇杷院可宜。右大弁独定申云、陽明門院可宜云々」とし本条と齟齬する。

(30) これを…下さる 公卿らの意見を基長に付し奏上した結果、陽明門院とする勅定が下った。「院号定部類記」⑤には「内大臣彼日被示曰、枇杷院可宜」とあり、院号定に参加しなかった師房は、この結果に不満だったらしい。

(31) 右府…すべし 右大臣師実が大外記藤原為長に禎子内親王の太皇太后宮職を停止し、陽明門院を設置するとの勅を伝え、宣旨を作成させた(『符宣抄』四所収)。

(32) 進・属…すべし 右大臣師実が大外記為長に禎子内親王の太皇太后宮職の進・属を停止し、陽明門院の判官代・主典代(いずれも院司の職名)を設置するとの勅を伝え、宣旨を作成させた(『符宣抄』四所収)。この宣旨は太皇太后宮の職員を院司に移行させるもので、藤原惟経(大進)、藤原房(橋俊基(権大進)、源有宗(少進)、源頼盛(権少進)の五名が判官代、中原成任・惟宗景政(大属)、采女政成(少属)、多佐良(権少属)の四名が主典代となった。

(33) 年官…ことし 年官は、皇族や公卿などに許された官職の申任権。年爵は院と三后に許された毎年一人を叙爵させる権利。禎子内親王は長和四年に年官・年爵を与えられており(註(一))、女院となった後もこれらの権利を維持するとの勅を右大臣師実が大外記為長に伝え、宣旨を作成させた(『符宣抄』四所収)。

(34) 弁正家 左少弁藤原正家。治暦二年正月の註(8)参照。

(35) 内膳の…めしむ 内膳は内膳司のこと。宮内省の被管で天皇の食事の調製・供進を掌る官司。禎子内親王が太皇太后から女院になったことで、儀式での饗饌を内膳司の担当から外すとの勅を右大臣師実が左少弁正家に伝え、右大史に宣旨を作成させた(『符宣抄』四所収)。「院号定部類記」⑤はこの時の弁を右中弁藤原隆方とするが、『符宣抄』所収宣旨と一致する本条が正しいと思われる。

(36) 自余の…ことし 註(31)・(33)・(35)以外の措置も先例(上東門院の例)と同様であった。『符宣抄』四所収の上東門院と陽明門院の院号宣下にかかわる宣旨の内容は一致し、このほかにこれまで通り御季御服・御封雑物を充てる旨を弁が奉じた宣旨もあった。なお、ここまですべてが内裏での手続きである。

(37) 公卿等…参入す 院号定の後、公卿たちは陽明門院の居所である「二条院」(註(39))に移動し、院司や殿上始の日程を決定した。この間、陽明門院は「公基朝臣六角北油小路西之宅」に移動していた(『院号定部類記』⑤)。院司は『符宣抄』四所収の交名、「院号定部類記」⑤・⑦に列挙され、特に⑦は「新加」の院司も載せている。これらによると、別当は太皇太后宮大夫・亮三名(資綱・藤原公基・同頭綱)、後三条天皇即位前の春宮大夫・亮三名(能長・資仲・良基)、新加五名(藤原資宗・同実政・同資定・同長明・源家賢)の十一名、判官代は太皇太后宮進の五名(註(32))、新加三名(藤原家通・高階景親・同政成)の八名、主典代は太皇太后宮属の四名であった。

(38) 下官に…を見ず 俊房は師房を訪れて院号定の様子を伝えており、二条院には行っていない(『院号定部類記』①)。

(39) かの院…御坐す 当時、陽明門院は能長の「二条院」に居住していた。能長の養父能信は尊仁親王立太子を後押しし(『今鏡』一)、二〇年にわたり春宮大夫をつとめた。治暦元年に没すると能長が大夫を引き継ぎ、後三条天皇即位に際し「前坊大夫(芳)」で権大納言に昇進。その後四月二十八日には貞仁親王の春宮大夫となる(『公卿補任』)。能長邸に居住した陽明門院も、息子の後三条天皇側近の能長に信頼を寄せていたのだろう。この「二条院」は、「院号定部類記」②・⑥は「二条堀川」とする。二条堀川には冷泉院・木工寮・堀河院も接するので、「二条院」はこれらを除く左京二条二坊一二町であろう。九条家本『延喜式』四二・左京区は左京二条三坊一二町を「陽明門院」とするが、これは能長の「二条院」とは異なると思われる。

(註(19)まで…警下徹、註(27)まで…宮川麻紀、註(39)まで…黒須友里江)

たのだろう。

(14) 右衛門督忠家 藤原忠家。正二位、権中納言。右衛門督、皇太后宮権大夫（皇太后宮は皇子内親王）を兼ねる。治暦二年三月の註（8）参照。長家男で祐家兄。姉妹が信長と再婚したため忠家・祐家は教通・信長に近く、この時も教通の参内に扈從している。教通死後、関白職を継承できず不出仕を続けた信長は、承暦四年八月に実権のない太政大臣とされた。これを機に忠家と祐家は出仕をやめ、翌年には職封を停止される。これは祐家が権中納言から中納言にしか昇任できなかったことへ不満の表明とともに、信長の待遇への抗議ともされる（坂本賞三『藤原頼通の時代』平凡社、一九九一）。

(15) 右府 藤原師実。従一位、右大臣。左近衛大将を兼ねる。康平五年正月の註（17）参照。

(16) 右近中将宗俊 藤原宗俊。従三位、参議。右近衛権中将と讃岐権守を兼ねる。康平七年五月の註（44）参照。俊家の子。妹の全子は師実男の師通の妻で忠実を生むなど師実に近い。本条でも師実の参内に扈從している。

(17) 大納言信長 藤原信長。正二位、大納言。関白教通男。康平七年五月の註（6）参照。

(18) 民部卿俊家 藤原俊家。正二位、権大納言。民部卿を兼ねる。宗俊の父。康平五年五月の註（1）参照。

(19) 右府殿：せらる 右大臣師実は、院号定の上卿をつとめるため殿上間から陣座へと移動した。他の公卿はもとから陣座に控えていたのだろう。関白は陣定に参列しないため教通は殿上間で待機した。

(20) 頭中将基長朝臣 藤原基長（一〇四一？～一一〇七）。時に正四位下藏人頭・右中将・近江介。藤原能長男、母は源済政女。天喜三年叙爵、侍従・右少将。治暦三年右中将。同四年藏人頭。同五年兼近江介。延久二年左中将、同四年参議。永保二年（一一〇八）権中納言。寛治元年中納言。同五年弾正尹。承徳二年（一一〇九）出家。嘉承二年薨去。

(21) 太皇太：きの事 女院初例の皇太后詮子への院号宣下では公卿議定を経て「依院例」、判官・主典代可宜矣。又院号可号東三条院」との勅定で、院司も定められた（『院号定部類記』所引『後小記（小右記）』正暦一年九月一六日条）。この時、詮子は出家して后位を去ったため、退位とみなし「讓位の帝になぞらへて女院と聞えさす」（『栄花物語』四）とされた。彰子も出家して后位を退く際の院号宣下だったが、禎子内親王は二〇年以上前に出家しており、以後は出家と院号宣下に直接の関係はない。一方、天皇生母（国母）で后位にあることが院号宣下の要件とされた

が、後にこれらを満たさない事例も増える（以上、前掲註（1）橋本論文、高松論文）。

(22) 前々は：るなり 東三条院の時は「院号者以御領処為其号」とされ（前掲『後小記』同日条）、院号には御領所名を使うとされたが、これも上皇の追号に倣ったものである（前掲註（1）橋本論文）。東三条院号は、詮子が父藤原兼家から継承した東三条殿に由来し、次の上東門院号も「院号等事、故東三条院例、以御在所上東門院為院号」（『院号定部類記』所引『権記』万寿三年正月一九日条）、「院号等事、大略准故東三条院例可被行歟。則以御在所上東門院（旧名号）為院号」（『左経記』同日条）とあり、彰子が父道長から継承した上東門院に因んでいる。

(23) 件の宮：所無し 禎子内親王は枇杷殿に居住したが（注（26）参照）、焼亡により長元元年十一月九日に法成寺に避難し（『左経記』）、翌年九月三〇日には「一条院一品宮」（『小右記』）とあるように一条院にいた。その後、定まった居所はなかったようである。

(24) 宜しく：すべし 院号の決定につき、以下の意見が出た。㊦もとの御領所の枇杷殿に因み枇杷院とする（良基・資仲・顯房・忠家・信永・師実）。㊧今は特定の御在所がないが、今後の御在所を院号とする（経信・宗俊・能季・祐家・俊房・経長）。㊨もとの御領所により枇杷殿とするか、枇杷殿は陽明門大路に面するので陽明門院とする（能長）。㊩経信の意見（㊦）に同じだが勅定によるべき（俊家）。

(25) 信永 藤原信長のこと。

(26) 枇杷殿 平安京左京一条三坊一五町に所在した邸宅。藤原基経から本格的に始まり、子の仲平が植えた枇杷に因み枇杷殿とされる（『二中歴』一〇）。道長が造替し（『権記』長保四年九月二八日条）、東宮居貞親王（後の三条天皇）と妃妍子の御所となる（『日本紀略』寛弘三年三月四日条）。内裏焼亡の際に里内裏とされ、一条天皇と中宮彰子（『御堂』寛弘六年一〇月五日条）、三条天皇と中宮妍子、娘の禎子内親王の御所となる（『小右記』長和三年四月九日・同四年十一月九日条）。その後、三条上皇の御所となるが焼亡し、新造が開始されるも（『御堂』同五年十一月二日条）、完成は上皇死後の治安二年（一一〇二）だった（『栄花物語』一六）。以後、妍子と禎子内親王が、妍子死後は禎子内親王が居住した（『日本紀略』万寿四年十一月九日条）。長元元年十一月九日に焼亡すると（『小右記』）、長くそのままとされ、再建計画の中止などもあったが（『水左記』承暦四年八月二日・永保元年八月十日条）、承徳元年には頼通女の太皇太后寛子が移り（『中右記』同年二月二日条）、その養女の禎子内親王（白河天皇皇女）が継承した（『本朝世紀』康和元年（一一〇九）一月二日条）。やがて関白忠実が伝領し、子の忠通は枇杷殿で元服している（『中

るが、女院は生前に院号が奉られた。院号は院号定と呼ばれる陣定で議された(橋本義彦「女院の意義と沿革」『平安貴族』平凡社、一九八六、高松百香「平安貴族社会における院号定」『女と子どもの王朝史』森話社、二〇〇七)。禎子内親王への院号宣下は、詮子、彰子(上東門院)につぐ三例目。禎子内親王(一〇一三〜一〇九四)は、父は三条天皇、母は藤原妍子。長和二年(一〇一三)一〇月二日に内親王宣下(『御堂』)、同四年には准三宮で年官・年爵を与えられる。万寿四年(一〇二七)に東宮時代の後朱雀天皇の妃となり(以上『小右記』、長元二年(一〇二九)に良子内親王、同五年に娟子内親王、同七年に尊仁親王(後三条天皇)を出産(以上『日本紀略』)。長暦元年(一〇三七)二月に中宮(『行親記』)、同年中に藤原娘子が中宮に立てられると皇后に遷った。寛徳二年(一〇四五)の後朱雀天皇死去に際し出家(『一代要記』)。皇太后・太皇太后を経て後三条天皇即位により陽明門院号を奉られた。女院号定については「院号定部類記」などの部類記が残される。そのうち東山御文庫本(函番号・勅封一五八・二)は、嘉元二年(一三〇四)に北条貞顕が書写した金沢文庫本を祖本とする。また、宮内庁書陵部や国立公文書館内閣文庫所蔵の『記録部類』(書陵部の函架番号・二五五・一一四、内閣文庫の請求番号・一四四・四七九)には、東山御文庫本から派生した「院号」と題する部類記が含まれる(木本好信「院号定部類記」『平安朝官人と記録の研究』おうふう、二〇〇〇、野口華世「院号定部類記」をめぐる一考察」『史聚』五三、二〇一〇)。これらには今回の院号定について、①『土記』(源師房)、②『帥大納言南隣』、③『大右記』(藤原俊家)、④『但州記』(藤原隆方)、⑤『江記』(大江匡房)、⑥『左経記』、⑦『不知記』、⑧『外記』(『外記日記』)が引用される。②⑥はほぼ同文で源経信の『帥記』逸文、⑦は藤原教通の『二東記』逸文と思われる(以下、右掲史料は①〜⑦で表記)。

(2) 内裏 この時は三条大宮殿(三条坊門南大宮東)。もと兼明親王(源兼明)邸で「御子左家」と呼ばれ、藤原長家邸となる。後三条天皇は、治暦四年六月二十六日に閑院から「大納言藤原信長卿大宮第」三条大宮殿を経て九月四日に関白教通の二条殿を内裏とし(『扶桑略記』)、同所が二月十一日に焼じると二十八日に再び「故民部卿御子左家」三条大宮殿に遷った(『帥記』)。即位直後の後三条天皇は関白教通やその息信長邸を内裏としている。信長が三条大宮殿を所有するのは、長家の娘と再婚したことによる(『栄花物語』三七)。

(3) 新大納言能長 藤原能長。正二位、権大納言。康平七年(一〇六四)二月の註(14)参照。能季の兄。

(4) 宮内卿経長 源経長。正二位、権中納言。宮内卿と中宮大夫(中宮は藤原寛子)

を兼ねる。康平七年四月一七日の註(14)参照。

(5) 左兵衛督顕房 源顕房。正二位、権中納言。右兵衛督を兼ねる。治暦元年正月の註(24)参照。俊房の弟。

(6) 権中納言祐家 藤原祐家。正二位、中納言。治暦二年二月の註(4)参照。忠家の弟。

(7) 権中納言経季 藤原経季。正三位、権中納言。治暦元年九月の註(4)参照。

(8) 左近中将能季 藤原能季(一〇三九〜一〇七七)。正三位、参議で左近衛中将と近江権守を兼ねる。父は藤原頼宗、母は相模守藤原親時女。能長弟。永承三年(一〇四八)に祐子内親王の御給で正五位下に叙され、侍従を経て天喜二年(一〇五四)に少納言。同四年正月に従四位下となり昇殿を許され、康平四年に少納言のまま蔵人頭に補される。同七年に参議、翌年に従三位、延久三年に権中納言に到る。承暦元年(一〇七七)に正二位となるが(以上『公卿補任』)、痲瘡に罹患して薨じた(『水左記』同年八月一日条)。

(9) 右大弁経信 源経信。従三位、参議。右大弁と伊予権守を兼ねる。治暦元年正月の註(43)参照。

(10) 右兵衛督資仲 藤原資仲(一〇二一〜一〇八七)。従三位、参議。修理大夫と右兵衛督を兼ねる。父は藤原資平、母は藤原知草女。資房弟。長元六年に皇子内親王の御給で叙爵。侍従を経て同九年に右近衛少将。右少弁、左少弁を経て、長久五年(一〇四四)から後朱雀・後冷泉朝の二代の蔵人をつとめ、造興福寺長官として興福寺の再建に尽くし、永承四年の興福寺供養賞で従四位下に進み右中弁。左中弁に転じ、康平五年に修理大夫を兼ねた。治暦四年八月に後三条天皇の蔵人頭、同年末に参議、翌延久元年には従三位の右兵衛督で俊房後任の檢非違使別当となる。同二年に従二位、同四年に権中納言、春宮権大夫(東宮は貞仁親王(白河天皇))と、後三条朝以降に急速に昇進。承暦四年に権中納言を辞して大宰帥に任じ(以上『公卿補任』)、同年閏八月五日には権帥に遷って西海道へ下向(『水左記』)。応徳元年(一〇八四)に権帥を辞して出家し(『公卿補任』)、寛治元年(一〇八七)十一月に薨じた(『尊卑分脈』)。

(11) 参議良基卿 藤原良基。従三位、参議。康平七年四月五日の註(5)参照。

(12) 関白 藤原教通。従一位、左大臣。

(13) 宿装束 宿直装束(宿衣)のことで衣冠を指す(「院号定部類記」⑤に「関白(衣冠、候御前)」とある)。束帯に対し衣冠は略装。内裏での宿直の時間帯のみ着用し、衣冠での参内は一部を除き認められなかった(近藤好和『増補 装束の日本史』平凡社、二〇二四)。関白の教通は高位・宿徳者として衣冠での昇殿が許され

申者。良基・資仲・顕房・忠家・信永・右大臣定申云、元御領所枇杷殿也。只今雖不御坐、以彼可為御号。経信・宗俊・能季・祐家・余・経長等定申云、只今雖無定御在所、定有可御坐之所歟、先以其所之名可奉号歟。能長卿定申云、枇杷殿元御領所也。可申枇杷院歟。又件所陽明門大路、可申陽明門院。俊家卿定申云、大略同経信朝臣申。但可依勅定歟。右府如此旨付頭中将奏聞。基長朝臣重仰云、陽明・枇杷院之間以何可奉号哉、重可定申者。良基・資仲・顕房・忠家・余・俊家・信長・右大臣申上云、可申枇杷院。経信・宗俊・能季・経季・祐家・経長・能長等申上云、可申陽明門院。付此。可申陽明門院之由、被仰下。右府召大外記仰云、停太皇太后宮、可申陽明門院。停進・属等、可為判官代・主典代。但年官・年爵如元。次召弁正家仰云、停太皇太后宮、可申陽明門院。令停内膳供御。自余事如例。公卿等起座參入彼院。於下官不參。仍不見彼院之作法（彼院御坐能長卿二条院）。

1 許：上に「■」〔×刻〕あり（底）／2 左近中将能季：なし（内・大）／3 大：上に「■」〔×近中将〕あり（底）／4・7・8・9・10 枇杷：「枇杷」（大）／5・11 坐：「座」（内）／6 能：上に「■」〔×能長〕あり（底）

【書き下し】

二月

十七日甲寅 雨降る。院号有るべきに依り、未の時ばかり内裏に参る。これより先、新大納言能長・宮内卿経長・左兵衛督顕房・権中納言祐家・権中納言経季・左近中将能季・右大弁経信・右兵衛督資仲・参議良基卿等参入す。しばらくして関白参り給ひ、殿上に候せらる。〔宿装束〕右衛門督忠家扈從す。次で右府参入せられ、殿上に候せらる。右近中将宗俊扈從す。この間大納言信長・民部卿俊家参入す。右府殿上を下り、陣に着せらる。時に雨脚漸く晴れ、西日山に隠る。頭中将基長朝臣来たる。右府に仰せて

云はく、太皇太后宮院号有るべきの事、前々は御在所の名を以て号を奉るところなり。而るに件の宮、只今指せる御在所無し。何所を以て名と為さむや。宜しく定め申すべし、てへり。良基・資仲・顕房・忠家・信永・右大臣定め申して云はく、元の御領所は枇杷殿なり。只今御坐さずと雖も、彼を以て御号と為すべし。経信・宗俊・能季・祐家・余・経長等定め申して云はく、只今定まれる御在所無しと雖も、定めて御坐すべきの所有るか、先にその所の名を以て号を奉るべきか。能長卿定め申して云はく、枇杷殿は元の御領所なり。枇杷院と申すべきか。また件の所は陽明門大路にして、陽明門院と申すべし。俊家卿定め申して云はく、大略、経信朝臣の申すに同じ。但し勅定に依るべきか。右府かくのごとき旨、頭中将に付し奏聞す。基長朝臣重ねて仰せて云はく、陽明・枇杷院の間、何れを以て号を奉るべきや、重ねて定め申すべし、てへり。良基・資仲・顕房・忠家・余・俊家・信長・右大臣申し上げて云はく、枇杷院と申すべし。経信・宗俊・能季・経季・祐家・経長・能長等申し上げて云はく、陽明門院と申すべし。これを付す。陽明門院と申すべきの由、仰せ下さる。右府、大外記を召し、仰せて云はく、太皇太后宮を停め、陽明門院と申すべし。進・属等を停め、判官代・主典代と為すべし。但し、年官・年爵は元のごとし。次で弁正家を召し、仰せて云はく、太皇太后宮を停め、陽明門院と申すべし。内膳の供御を停めしむ。自余の事は例のごとし。公卿等起座し、かの院に参入す。下官に於ては参らず。仍てかの院の作法を見ず（かの院、能長卿二条院に御坐す）。

【註】

(1) 院号有る：に参る 俊房は、後三条天皇生母の太皇太后禎子内親王の女院号を議する陣定に参入した。正暦二年（九九一）に一条天皇生母の皇太后藤原詮子への東三条院号宣下を嚆矢とし、天皇の母や三后、内親王らに院号を宣下し太上天皇に準じようになった。宣下を受けた女性を女院と呼ぶ。男性太上天皇は死後の追号であ

旨之處、正月有官奏之例常事也。但元三之間、不行官奏之由、所云伝也者。廿六日甲午 除目。此日於御前有当梁之定。

1 除：上に「■」(×此日カ)あり(底)／2 此：上に一字あきなし(内)

【書き下し】

治暦五年(延久元年なり)

正月

廿一日己丑 今日宇治殿に参るの次で、先に関白亭に参る。語りて曰く、明日官奏有るべし。而るに正月官奏有るの例見えざるの由、孝信申すところなり。仍て明日の官奏未だ定めざるなり。宇治殿に参りこの旨を語り申すのところ、正月に官奏有るの例は常事なり。但し元三の間、官奏を行はざるの由、云ひ伝ふるところなり、てへり。
廿六日甲午 除目。この日御前に於て当梁の定有り。

【註】

- (1) 治暦五：なり 底本のこの部分は墨色などから追記であろう。
 (2) 宇治殿 藤原頼通の別業。康平七年(一〇六四)六月の註(32)参照。
 (3) 関白亭 関白は藤原教通。従一位、左大臣(公卿補任)。康平七年五月の註(10)参照。教通は二条南東洞院東の二条殿に居住した(太田静六「関白藤原教通の二条院と藤原道長の二条第」『寝殿造の研究 新装版』吉川弘文館、二〇一〇)。ここは後三条天皇即位後の治暦四年九月四日に内裏となり(『本朝世紀』『扶桑略記』『百鍊抄』同日条など)、二月一日に焼亡した(『帥記』『本朝世紀』『扶桑略記』『百鍊抄』同日条など)。したがって、この時の教通の居所は二条殿以外となる。
 (4) 官奏 諸司・諸国が太政官に提出した解文を天皇に奏する政務。この時期には場面や案件が固定化されていた。
 (5) 正月官：の例 一〇世紀以降の正月官奏の事例は、①安和元年(九六八)正月九日(『台記』仁平元年(一一五二)二月一〇日条)、②天元五年(九八二)正月二日(『小右記』)、③寛和元年(九八五)正月二日(『小右記』)、④永延元年(九八七)正月二七日(『永昌記』嘉承元年(一一〇六)二月一三日条)、⑤長保三年(一一〇一)正月一六日(『権記』)、⑥寛弘二年(一一〇五)正月二〇日(『御堂関白

記』『小右記』)、⑦長元元年(一一〇二)正月二五日(『左経記』『日本紀略』)などである。これらは特に違例とされず、本日条で頼通も元日(三日)を除けば「常事」とする。左大史小槻孝信の正月官奏の例はないとの主張は不審。④の例を引く『永昌記』に除目下名と同じに官奏はしないとあり、行事の多い正月や他行事と同日の官奏は避けられたのだろうか。この時の官奏の実施は未詳。

(6) 孝信 小槻孝信。正五位下、左大史。治暦三年五月の註(24)参照。

(7) 宇治殿：り申す 俊房は宇治の頼通のもとに赴き、教通が正月の官奏を実施すべきか迷っていることを伝えたのである。

(8) 除目 春の恒例除目。『叙位除目執筆抄』によれば、右大臣藤原師実が執筆、正月二五日が初日で二九日が入眼。『公卿補任』では、権中納言源頼房が右兵衛督から左兵衛督に転任、参議源資仲が右兵衛督を兼任、源資綱の太皇太后宮権大夫(太皇太后は禎子内親王)兼任が確認され、参議の源隆綱が備後権守を兼ねている。

(9) 当梁の定 陰陽道では、戊子・戊午・己卯・己酉の年を当梁年とし、正殿の立柱・上棟を避けた。本年は己酉年で、『百鍊抄』延久元年二月一〇日条に「依当梁年、今年不可作内裏之由被定之。諸道勘申」とある。これに先立ち当梁年の内裏造営についての御前定が開かれたのである。翌年も庚戌年で立柱を避ける地梁の年で、内裏の立柱・上梁は三年三月、天皇の遷御は同年八月となった(詫間直樹『後三条天皇』吉川弘文館、二〇二五)。(磐下徹)

(五) 延久元年二月

【本文】

二月
 十七日甲寅 雨降。依可有院号、未時許参内裏。先是新大納言能長・宮内卿経長・左兵衛督頼房・権中納言祐家・権中納言経季・左近中将能季・右大弁経信・右兵衛督資仲・参議良基卿等参入。頃之関白参給、被候殿上。
 (宿装束) 右衛門督忠家扈從。次右府被参入、被候殿上。右近中将宗俊扈從。此間大納言信長・民部卿俊家参入。右府下殿上、被着陣。于時雨脚漸晴、西日隱山。頭中将基長朝臣来。仰右府云、太皇太后宮可有院号之事、前々以御在所之名所奉号也。而件宮只今無指御在所。以何所為名哉。宜定

返事を承る。仍て関白の命に随ひて壺胡籙を着するところなり。これより
の後、然らば平胡籙を着すべきなり。

【註】

- (1) 関白 藤原教通。康平七年（一〇六四）五月の註（10）参照。時に七三歳。俊房は檢非違使別当の用いる胡籙について教通に尋ねている。これは教通が長和二年（一〇一三）から翌年まで檢非違使別当をつとめていたためとも考えられる。
- (2) 警固 非常事態に備えて天皇身辺の警備体制を強化すること。賀茂祭や天皇の代替わりの際などに行う。賀茂祭の警固は未または申の日（祭の二日前または前日）に始まり、戌日（祭の翌日）に終わる。この年の賀茂祭は停止され（『本朝世紀』同年四月二〇日条）、警固のみ実施された（同二一日条）。また五月五日の後冷泉天皇の遺詔奏の日に藤原経長が六府に警固を仰せ（『踐祚部類鈔』翻刻 付解題）『書陵部紀要』七〇、二〇一九）、二四日に解陣した（『本朝世紀』。「近來警固」とはこれを指すのだろう。『北山抄』九、警固には弓や剣を装着して清涼殿や紫宸殿で活動する際の作法が記され、『江家次第』六、賀茂祭警固にも「五位已上衛府皆帶弓箭」とある。警固の間は六衛府の武官は弓箭を帯びて通常の業務を行った。俊房も左衛門督として弓箭を帯びる必要があった。
- (3) 一 省略、あるいは抄出本作成時に原本の字句が判読できなかったことを示すか。治暦元年六月の註（47）（62）参照。
- (4) 非違別当 檢非違使別当。この略称は、『御産部類記』所引『九曆』天曆四年（九五〇）閏五月一日条、長徳三年（九九七）五月五日付僧慶勢解文（平・五〇六）、『栄花物語』二七にみえる。
- (5) 平胡籙 胡籙は矢の容具で、背板の下に鏃を挿し込む小型の箱である方立を設ける。平胡籙は背板の裾を広くし、方立を幅広にしたもの。矢並を美しく見せるものとされる。儀式用として用いられた（鈴木敬三「靱と胡籙」『古典の新研究 二』国学院大学、一九五四）。
- (6) 壺胡籙 伝統的な筒型に近い形状を持つ靱がその形から壺と呼ばれるようになり、さらに胡籙の一種と解されて壺胡籙と呼ばれた。平胡籙に比べて格が劣るとされる（前掲鈴木論文）。
- (7) 中院な：省行幸 新嘗祭等の中和院行幸、即位式等の大極殿行幸を指す。教通は行幸は平胡籙、警固は壺胡籙を用いるとする。
- (8) 参内す 俊房は教通の教示により壺胡籙で参内した。この時の内裏は一条南西洞

院西の閑院である（『踐祚部類鈔』）。

- (9) 同十三日 日付が変わるが底本・内閣文庫本ともに改行しない。自筆原本では具注暦の一二三日の欄に書かれていたものが、抄出の際に続けて記載された可能性が考えられる。
- (10) 宇治殿の所 藤原頼通のもと。ただし後文の内容から俊房は頼通に直接会っていないようである。
- (11) 右府 藤原師実。康平五年正月の註（17）参照。時に従一位右大臣兼左大将。師実は頼通から聞いた胡籙の故実を俊房に伝えた。
- (12) 檢非違：着せず 頼通（「殿下」）は檢非違使別当は壺胡籙を用いないとし、教通とは異なる見解を示している。ただし「相尋ねて」と他の人にも確認するよう述べている。
- (13) 申さしむる後 一日の教通への問合せとは別に、俊房は頼通もしくは師実に檢非違使別当の胡籙について尋ねていた。「遅く御返事を承る」とあるように、その返事をもたらしたのはこの時だった。
- (14) 平胡籙：きなり 俊房は頼通の意見に従い、以降は平胡籙を用いるとする。平胡籙と壺胡籙の使い分けはしばしば問題となり、平親信は右衛門少尉として警固に壺胡籙を着して「是故実也」とし（『親信卿記』天延二年（九七四）四月一八日条）、藤原実資から行幸時の衛府公卿の胡籙について尋ねられた藤原清時は、通例は壺胡籙で檢非違使別当は平胡籙だが、源重光は別当で壺胡籙を着用したと答えている（『小右記』正暦四年（九九三）五月四日条）。檢非違使別当は参議・中納言の衛門督（または兵衛督）がとめるが、九世紀に成立する比較的新しい役職であり、儀式での序列に不確定な部分があったためこうした見解の相違が生じたとも考えられる。

『江家次第』一四、建礼門行幸装束、同六、賀茂祭警固は頼通と同じ見解を示す。
(堀井佳代子)

(四) 延久元年正月

【本文】

治暦五年（延久元也）

正月

廿一日己丑 今日参宇治殿之次、先参関白亭。語曰、明日可有官奏。而正月有官奏之例不見之由、孝信所申也。仍明日官奏未定也。参宇治殿語申此

書給也。

十九日 小雨降。主上今暁崩御。

【書き下し】

四月

三日 天晴る。平等院の額、今日の未の刻を以て、これを西門・北門等に懸くるなり。内大臣殿書かしめ給ふところなり。

十九日 小雨降る。主上今暁崩御す。

【註】

(1) 平等院の額 平等院は康平七年(一〇六四)六月の註(31)参照。現在、平等院浄土院は絹布に「平等院」と記す「平等院扁額」を蔵す(『平等院鳳翔館』改訂版、平等院、二〇二三)。「集古十種」扁額も同様の図を載せ「堀川左大臣(俊房公)真蹟」と注記する。正徳元年(一七一)刊『山州名跡志』一五によると、北向きの楼門・後門に「中納言俊房卿筆」の「平等院」の額があったが、元禄十一年(一六九八)の失火で門は焼けたという。額の筆者を源師房(内大臣殿)とする本条とは齟齬するが、これに関わるものだろう。

(2) 西門・北門 西大門と北大門。平等院は東が宇治川、南が山地で、主要な門は西門・北門になる。本条は平等院の門に関する早い段階の記録である。

(3) 内大臣殿 源師房。康平五年正月の註(1)参照。正二位内大臣兼右大将。『殿曆』康和三年(一一〇一)七月五日条で、白河院は藤原忠実に師房の手跡を「御手本」として下賜しており、師房の書跡が高く評価されていたことが窺える(鈴木蒼「平安時代における「能書」の基礎的考察」『史学雑誌』一一九―一二〇)。

(4) 主上 後冷泉天皇。治暦三年三月の註(1)参照。正月二十八日には「依御葉氣こり、右大臣師実らが参内し、二月二日には「御葉之上御物忌」のため除目入眼が延引されている(『本朝世紀』)。

(5) 今暁崩御す 後冷泉天皇は卯剋に高陽院で崩御した。享年四四。関白藤原教通らが参入し、西剋に東宮(後三条天皇)に璽劍が渡された(『本朝世紀』)。五月五日に船岡の西で茶毘に付され、遺骨は仁和寺山(『帝王編年記』『百鍊抄』)あるいは円教寺(『扶桑略記』)に安置されたという。代わって即位した後三条天皇(一〇三四―七三)は、諱は尊仁。父は後朱雀天皇、母は三条天皇皇女の禎子内親王(陽明門院、後冷泉天皇は異母兄。長元九年(一〇三六)に父の即位を受け親王宣下。寛徳二年

(一〇四五)の父の讓位・兄の即位に際し兄の皇太弟となる。一三年間東宮の地位にあり、この間に藤原能信養女茂子(藤原公成女)・馨子内親王(後一条天皇女)を妃とする。この日、兄の崩御を受けて踐祚。この数日前に関白となった教通が引き続き関白をつとめた。記録荘園券契所の設置などの政策を実施したが、約四年で子の白河天皇(貞仁親王)に讓位し、実仁親王を皇太弟とした。延久五年に大炊御門殿で崩御。近年『院御書』、『後三条院年中行事』等の儀式書を編纂したことが指摘されている(詫間直樹『後三条天皇』吉川弘文館、二〇二五)。(堀井佳代子)

(三) 治暦四年五月

【本文】

五月

十日 晩頭参関白御許。申云、近来警固¹。而非違别当可着平胡籙歟。又可着壺胡籙候歟如何。答曰、中院并八省行幸時着平胡籙。只警固之時者可着壺胡籙者。下官依関白命着壺胡籙参内。

同日、於宇治殿所、右府語云、一日申殿下給、胡籙如何。殿下被仰云、檢非違使别当不着壺胡籙。相尋可被着者。下官申云、令申後遅承御返事。仍随関白命所着壺胡籙也。自是之後、然者可着平胡籙也。

1…「候」(大) / 2同…改行なし(底・内)、「十」から改行(大)

【書き下し】

五月

十日 晩頭、関白の御許に参る。申して云はく、近来警固¹。而るに非違别当、平胡籙を着すべきか。また壺胡籙を着すべく候ふか、如何。答へて曰はく、中院ならびに八省行幸の時、平胡籙を着す。ただ警固の時、壺胡籙を着すべし、てへり。下官、関白の命に依りて壺胡籙を着して参内す。

同日、宇治殿の所に於て、右府語りて云はく、一日殿下に申し給ふに、胡籙は如何。殿下仰せられて云はく、檢非違使别当、壺胡籙を着せず。相尋ねて着せらるべし、てへり。下官申して云はく、申さしむる後、遅く御

【本文】の末尾に底本、対校本、増補史料大成本（略称「大」）の校異を示している。その他の構成等は『人文研究』第七一～七六巻を踏襲したが、引用史料の略称に以下を追加する。

『類聚符宣抄』↓『符宣抄』

今回の註釈も磐下の主催する水左記輪読会の成果である。参加者は執筆者に加え、北村安裕・久米舞子・重田香澄である。（磐下徹）

二、註釈

（一）治暦四年三月

【本文】

治暦四年 戊申¹

三月

廿三日乙未 天晴。是日辞别当職之状、付右衛門権佐有綱朝臣上奏。仰云

暫可令候者。 辞書作者匡房。

1 戊申…なし（内・大）

【書き下し】

治暦四年 戊申

三月

廿三日乙未 天晴る。^①この日、^②別当職を辞するの状、^③右衛門権佐有綱朝臣

に付して上奏す。仰せて云はく、^④暫く候せしむべし、てへり。辞書の作者、

匡房なり。^⑤

【註】

（1）この日 俊房がこの日に辞状を出した理由は未詳。ただ、同日に前年二月五日に関白を辞した藤原頼通も「政無巨細可諮詢之勅」の辞退を上表しており（『公

卿補任』）、三月五日には「右大臣・内大臣以下、依前関白所惱危急、皆被參字治」（『本朝世紀』）と体調不良の様子が窺える。頼通は四月十六日（二十七日とも）の勅答で辞退が認められ、教通が関白となった（『公卿補任』等）。

（2）別当職 検非違使別当を指す。俊房は前年五月に別当となった。治暦三年五月の註（4）・（22）等を参照。

（3）辞するの状 『本朝統文粹』に長暦二年（一〇三八）の藤原公成（作者は藤原明衡、承暦三年（一〇七九）の藤原実季（作者は藤原敦基）の検非違使別当の辞状が収められている。

（4）有綱朝臣 藤原有綱。実綱男。母は源道成女。天喜元年（一〇五三）に对策に及第、左衛門尉、右衛門権佐、五位藏人、撰津守、文章博士、中宮亮（中宮は藤原賢子）等を歴任（『尊卑分脈』）。藤原師通の家司もつとめた。時に正五位下で右衛門権佐・五位藏人。ここでは藏人として俊房の辞状を天皇に渡ししている。

（5）暫く候…むべし 辞状をとどめておくという意味か。『親信卿記』天禄三年（九七二）一〇月二日条では、藤原伊尹の撰政太政大臣の辞表の奏上に対し、円融天皇は「御物忌也。可令候」とし、二日後に勅答を出している。後冷泉天皇は二月から体調を崩しており（『扶桑略記』『百鍊抄』）、翌月一九日に崩御する。この時の俊房の辞状は認められず、別当は翌年五月に辞している（『公卿補任』）。

（6）匡房 大江匡房（一〇四一～一一一一）。成衡男、母は橘孝親女。康平元年（一〇五八）に对策に及第、治部少丞、式部少丞をつとめ、治暦三年に東宮学士、翌年には後三条天皇践祚により藏人となり、左衛門権佐、左大弁、勘解由長官、式部大輔、周防権守を歴任。寛治二年（一〇八八）に参議、嘉保元年（一〇九四）権中納言、その後も大宰権帥などに就き、天永二年に没す（『公卿補任』）。時に従五位下・東宮学士。なお『江都督納言願文集』所収「五十日逆修願文」は康平四年八月に俊房の母藤原尊子の依頼により作文したという（川口久雄『大江匡房』吉川弘文館、一九六八）。『水左記』承暦四年条に匡房はたびたび登場するが、今回の辞状作成から、早くからの俊房と匡房との関わりが窺える。（堀井佳代子）

（二）治暦四年四月

【本文】

四月

三日 天晴。平等院額、以今日未刻、懸之西門・北門等也。内大臣殿所令

『水左記』 註釈（治暦四年～延久元年）

磐下 徹・堀井佳代子・宮川 麻紀・黒須友里江

『水左記』は平安時代後期に村上源氏の源俊房（一〇三五～一一二一）が残した日記である。平安期の貴族の日記には、儀式・年中行事の様子を中心に、朝廷内外の出来事が記録されている。これらの記事は、当時の政治・行政・社会の在り方を伝える貴重な史料である。

また、『水左記』には一〇六二～一一一三年までの記事が断続的に残されているが、この期間には撰関政治から院政へとという政治形態の大きな変化が生じている。このことから、この日記は古代から中世への移行期の様相を知るうえで重要な史料であるといえる。

今回はこうした『水左記』の治暦四年（一〇六八）と延久元年（一〇六九）の記事を紹介するとともにその註釈を提示して、時代の大きな転換期である平安時代後期研究の一助としたい。

キーワード…水左記 源俊房 古記録（日記） 註釈 平安時代

一、本稿の概要と凡例

本稿は源俊房の日記である『水左記』の治暦四年（一〇六八）三月～五月条、延久元年（一〇六九）正月、二月、四月条、これらに続けて掲出される年末詳の正月二日条の註釈である。なお、治暦五年は四月一三日の改元で延久元年となる。今回の註釈も『人文研究』第七一～七六巻、『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』第五九～六四集掲載の註釈（康平五年～治暦三年五月）の続編となる。

当該期の『水左記』は、自筆原本より抜書したと考えられる写本が残される。今回の範囲には後冷泉天皇の死去と後三条天皇の即位が含まれるが、これに関する詳しい記事は残されない。そもそも自筆原本に関係記事がなかった可能性もあるが、女院号定については詳しい記録が残されるため、抄出の

際に抜書されなかったとも考えられる。

今回の範囲で注目されるのは、警固に参仕する際の検非違使別当の装束（治暦四年五月一〇・一三日条）や正月の官奏実施（延久元年正月二日条）について、藤原頼通と教通が異なる見解を示したことである。これは両者の関係を考える上で興味深い。後述の女院号定の記事で、教通の参内に扈從した公卿と、頼通息の師実に扈從した公卿が分けて記載されることとあわせて示唆的である。また、後三条天皇の生母禎子内親王に対し、女院号「陽明門院」を定めた記事（延久元年二月一七日条）も注目される。「院号定部類記」には当該期の諸記録が掲出され、この女院号定を複数の日記の記事を比較しながら検討できるとともに、現在散逸した日記の逸文も確認できる。

今回も【本文】は公益財団法人前田育徳会尊経閣文庫所蔵三条西家旧蔵本（前田家抄出本）を底本とし（略称「底」）、国立公文書館所蔵の内閣文庫本『水左記』（六冊本、請求番号…一六〇一―二三一）で対校した（略称「内」）。

大阪公立大学大学院文学研究科・文学部 年報 2024 2024.4-2025.3

1. 文学研究科・文学部の研究・教育・普及活動

2024 年度 大阪公立大学 戦略的研究

「国際発信力育成インターナショナルスクール」の 2024 年度の取り組みについて

上方文化講座 2024

教育促進支援機構

2024 年度 地域貢献活動

(人文学学際研究センターについては、『人文学学際研究』第 1 号を参照。)

2. 外部資金による助成研究

科学研究費補助金助成研究

3. 博士学位被授与者一覧

4. 学術交流

客員教授・客員准教授・客員研究員の受け入れ

5. 各専修の研究活動と成果

6. 文学研究科・文学部の 1 年

7. 文学研究科教職員一覧

1. 文学研究科・文学部の研究・教育・普及活動

2024年度 大阪公立大学 戦略的研究

2024年度は、次の2件が採択された。

◎重点研究支援（拠点形成支援型）「大阪の歴史文化研究拠点の構築をめざす学際的研究」

研究の経過 4月に、学内の戦略的研究事業への申請（研究代表者：岸本）、特設サイトのコンテンツについて打ち合わせ、7月には学内研究費に採択されたことをふまえ、各自の分担部分の構想を報告いただいた。大阪府・市町村との提携、古代史関係、府内中世文書の集約、近世文書の整理、大阪市史編纂資料の検討、大学所蔵の大阪関係古典籍の抽出、講談本の整理、大阪画壇の研究、空中写真・古地図による正確な地理情報の統合、などである。

8月には事務局体制を整え、各分担の今年度事業計画と必要経費を申告し、9月に予算配分、研究会日程の設定、3月の講演会開催を決定した。また雇用や謝金関係の経理事務を整理した。またメンバーとして、在日コリアン関係の田中宏資料の整理を継続している社会学の伊地知紀子氏を加えることになった。また、大阪府下の指定文化財の集約、伏見屋善兵衛文書の再撮影、講談本については、表紙撮影を進めて特設サイトにデータベースを設けること、吉沢コレクションに含まれる1000点あまりの和書類についての整理、吉沢氏の私家版である『講談本辞典』全4冊のデータ化などを進めることとした。

10月には本学が都市シンクタンク機能の役割を果たすため行政との連携を進める上で、文学研究科が森之宮移転を機に人文学学際研究センターを設置する構想をふまえ、大阪府文化財保護課と協議する機会を得た。そして、この重点研究をふまえ、本学の都市シンクタンク機能に資する研究グループ創成事業に研究科長が申請し採択されている。

その他、古文書関係では、伏見屋善兵衛文書の再撮影計画をふまえ、杉本図書館が公開している古文書データベースの画像更新や目録の再整備について、図書館側と協議の機会をもった。図書館からテキストデータを提供してもらい修正を加え、再撮影画像とともに文

学研究科でデータベース公開をすることになった。

研究会 9月は、伊地知紀子氏による「在日コリアン研究事業と田中宏資料」、10月は崎島達矢氏による「重要物産同業組合設立関係書綴」の分析、11月には奥野久美子氏による「講談作品事典とデータベース化の意義」、そのデータベースイメージについて久堀裕朗氏の報告、呉偉華氏から古文書整理の報告があった。12月は海老根剛氏による人文選書『人形浄瑠璃の「近代」が始まったころ』の報告があった。1月は、研究代表者が、今後の研究会のあり方、2023年度から都市文化研究センターが受託している、東北大学金属材料研究所の文科省による共同利用・共同研究システム形成事業「人文科学と材料科学が紡ぐ新知創造学際領域の形成」における今年度の分析事業の報告を行った。2月は、和泉市教育委員会の森下徹氏に「和泉市における「文書館」機能開設への道のりと課題」を報告いただいた。3月は月末の講演会にむけて、登壇者からの概要報告をいただいた。

データベース 吉沢コレクションの講談本についてデータベースを公開した。これに表紙画像および『講談本辞典』全4冊のテキストデータを加える作業に進んでいる。杉本図書館所蔵の古文書では、大坂土船仲間文書を画像公開した。また、大阪町奉行所が出した町触を編纂した『せん年よりおふれふみ』（2004年に全文を翻刻した史料集刊行）の画像データベースを再公開した。さらに、有用な資料群であるが対外的にあまり知られていない、杉本図書館所蔵の近代史料（大阪市史編纂資料）（旧大阪商科大学経済研究所が寄贈を受けたもの）の目録と、そのなかの株式会社設立関係簿冊と重要物産同業組合関係の簿冊の細目録を公開した。

講演会 3月29日（土）に一般向け講演会「大阪の歴史・文化の価値を考える一大阪公大に歴史文化研究拠点を一」を、杉本キャンパス講堂で開催した。塚田孝・齊藤紘子・崎島達矢・伊地知紀子・久堀裕朗・奥野久美子・菅原真弓氏に登壇いただき、重点研究で

実施している各分野での取り組みを報告した。

その他 2024 年度の上方文化講座で、「学生が選ぶ吉沢コレクションの世界」と題した展示を行った（8 月）。なお、コレクションのなかの「やまと新聞」付録の講談本の表紙絵について、先に書いた東北大金研事業において絵の具分析を実施した。（岸本直文）

◎重点研究支援（萌芽研究支援型）「豊臣期大坂城櫓台・堀跡の非破壊調査による復元研究—発掘調査のための基礎資料の収集—」（研究代表者：仁木宏（日本史学））研究組織は、文学研究科 3 名（仁木、岸本、齊藤）、理学研究科 1 名、大阪歴史博物館など市の研究機関 3 名、他大学 1 名からなる。

SWS 試験（スクリュウウェイト貫入試験）は、金属製ロッド（棒）の先端につけたスクリュウ（直径約 3cm）を機械で垂直に地中に挿入し、地層を貫通する際に必要となる貫入抵抗の大小から礫質・粘土質の違いを判別し、豊臣期の地表面の高さ（深さ）を求めるものである。またスクリュウは、石垣の石にぶつかると貫入できなくなることから石垣の位置や高さを知る

ことができる。2024 年度の調査は、2024 年 9 月 28 日に、大手前広場地区において実施した。豊臣期大坂城の構成要素である「三ノ丸」の堀の構造などを解明することを目的とした。2023 年度第 2 回調査（表面波探査）によっておおよそ割り出された東西方向の堀跡のより正確な位置を確定することを目的とした。結果として、幅 20 メートル以上の東西方向の堀跡を検出することができた。

調査の成果として、西側に隣接する大阪府警本部建設にともなう発掘調査によって発見された東西方向の堀が、そのまま真東へつづくわけではなく、どこかで北へクランクする複雑な形状をとっていることが判明した。「豊臣時代大坂城指図」のような古絵図がないポイントにおいても、表面波探査と SWS 試験を複合的に活用することで、地下の大規模な遺構の位置や形状を正確に検出可能であることを示すことができた。

今後は、今回確認された東西方向の堀がどこまで東へ延び、豊臣期大坂城外堀とどこで、どのように接続するかを解明する必要がある。

（仁木 宏）

「国際発信力育成インターナショナルスクール」 の 2024 年度の取り組みについて

2024 年度インターナショナルスクール運営委員会は、文学研究科科長裁量経費から助成を受け、以下の活動を行った。なお、本委員会は 2024 年度をもって終了した。

1. インターナショナルスクール集中科目

大学院・学部共通科目「国際都市社会論」を集中講義として実施した。使用言語は英語であった。受講者は、大学院生 5 名、学部生 1 名であった。

講師：Langley Raymond Garold 先生（大分大学）

2. 海外渡航支援

文学研究科の大学院生と UCRC 研究員を対象に、「若手研究者海外渡航支援」を行った。3 名に対して渡航費の一部を支給した。

3. 校閲

日本語校閲（プルーフリーディング）支援と論文校閲支援（主として英語）を実施した。前者には 10 件の申請、後者には 1 件の申請があり、いずれも支給した。

（山 祐嗣）

上方文化講座 2024

2024 度の上方文化講座は、『御所桜堀川夜討』に取り組んだ。講座は 8 月 20 日（火）～22 日（木）の 3 日間、例年通り本学杉本キャンパス学術情報総合センター 10 階大会議室を会場に実施された。参加者は学生・市民あわせて約 120 名。

竹本鋳太夫、鶴澤清介、桐竹勘十郎の 3 師は、今年も含蓄ある芸談を語ってくださるとともに、実演では「弁慶上使の段」を狭い舞台をものともせず見事に演じてくださった。

2004 年度の講座開設以来、20 年にわたった杉本キャンパスにおける講座は今回をもって終了し、2026 年度からは森之宮新キャンパスを舞台に行われる。

授業内容は以下の通り。

授業日程

○8 月 20 日（火）

- I 文楽案内一文楽軒に関する疑問について（久堀裕朗）
- II 『御所桜堀川夜討』解説（久堀裕朗）
- III 人形浄瑠璃批評の黄金時代—『浄瑠璃雑誌』を再訪する（海老根剛）

IV 『御所桜堀川夜討』〔弁慶上使の段〕講読①（久堀裕朗）

○8 月 21 日（水）

I 『御所桜堀川夜討』〔弁慶上使の段〕講読②（久堀裕朗）

II 描かれた『御所桜堀川夜討』（菅原真弓）

III 『御所桜堀川夜討』—— 太夫・三味線の芸（竹本鋳太夫・鶴澤清介）

IV 『御所桜堀川夜討』—— 太夫・三味線・人形の芸（竹本鋳太夫・鶴澤清介・桐竹勘十郎）

○8 月 22 日（木）

I 文楽になったシェイクスピア—『天変斯止嵐后晴』（内丸公平）

II 近世都市の「賑わい」と興行（齊藤紘子）

III 桐竹勘十郎師に聞く—— 実演をまじえて（桐竹勘十郎）

IV 文楽の至芸—— 太夫・三味線・人形、三業一体の舞台（竹本鋳太夫・鶴澤清介・桐竹勘十郎）

（小林直樹）

教育促進支援機構

2024 年度の教育促進支援機構（以下、支援機構と略記）の活動の中心の担い手は、例年同様、会長 1 名、教員委員 5 名、学生委員 5 名の計 11 名で構成される「運営委員会」と、これを支えるために教員運営委員所属外の教室から選出された「サポート委員教員」5 名であった。なお、教員委員、学生委員から 1 名ずつ副会長職を兼務するが、副会長を務める教員委員は、次年度の会長候補者であった。（が、都合により、3 月末で退職した）。

今年度は、総会 1 回（5 月）、臨時総会 1 回（2025 年 1 月）、また運営委員会はメール審議を含め 11 回開催された。

2024 年度の活動は次のとおり。

- ・「教育支援」：履修相談会（3 月～4 月）、学生によるコースガイダンス（10 月）
- ・「研究支援」：勉強会・自主ゼミ支援事業、共同活動

支援事業、研究誌出版支援事業、研究奨励賞

- ・「就職支援」：新歓キャンプ開催（4 月）。ただし、審議の上、2025 年度の新歓キャンプは行わないことに決まった。
- ・「編集」：文学部案内冊子『Litera Library』（8 月発行）【文学研究科広報・ホームページ委員会と協働】、『フォーラム人文学』No. 22 発行（3 月）
- ・「広報」：春の広大授業（4 月）【文学研究科地域連携推進委員会と協働】、オープンキャンパス学生企画（8 月）【文学研究科オープンキャンパス委員会と協働】

2021 年度 4 月以降中止していた新歓キャンプを、2024 年度 4 月に試験的に行った。支援機構の活動は、教員会員、学生会員の当機構に対する関心の度合いに大きく左右される。支援機構の健全な管理運営のために、会費の納入率、企画スタッフ確保のための具

体的な方策、新キャンパス移転後の新体制などを講じる必要がある。教員会員と学生会員の連携に問題はないか、学生会員間の縦横の意思疎通はとれているか、

協働する各委員会や各教室との連携などについて、常に目配りしておく必要がある。

(堀まどか)

2024年度 地域貢献活動

文学研究科専任教員による地域貢献活動は次のように行われた。

○高大連携事業

※公大授業 (2024年4月28日、1号館)

濱本真実 (哲学歴史学科世界史学コース) 「『宗教的寛容』をイスラームとキリスト教正教の歴史から考える」

平山 亮 (人間行動学科社会学コース) 「女と男はやっぱり違うものだから」にモヤモヤするあなたへ」

内丸公平 (言語文化学科英語文化コース) 「今を生きるシェイクスピア『ロミオとジュリエット』を読む」

宋 惠媛 (文化構想学科アジア文化学コース) 「密航者の日記を読む」

文学部・文学研究科教育促進支援機構「文学部学生とのフリートーク」

※出張授業

菅原真弓 (文化構想学科文化資源学コース) 「江戸時代文化の魅力」泉大津市立総合福祉センター、5月16日

海老根剛 (文化構想学科文化表現学コース) 「映画表現論 (マンガと映画: 映像表現の比較考察)」京都光華高等学校、6月29日

福島祥行 (フランス語圏言語文化学専修) 「つなぐことば、わかっことばーなぜ外国語をまなぶのかと複言語・複文化の思想ー」大阪府立水都国際中学校、9月9日

橋本博文 (人間行動学科心理学コース) 「協力する心の不思議」大阪府立水都国際高等学校、12月10日

仁木 宏 (哲学歴史学科日本史学コース) 「豊臣期大坂城の構造～徳川期大坂城 (現在の大坂城) とどこがちがうのか～」泉佐野市立日根野公民館、2025年2月9日

伊地知紀子 (人間行動学科社会学コース) 「関わりあひからの人間学」堺市人権教育推進協議会宗教会、2025年2月20日

佐賀 朝 (哲学歴史学科日本史学コース) 「近代大阪の都市社会史」天王寺学館高等学校、2025年3月3日
土屋貴志 「『倫理学』に触れる」東洋紡株式会社、2025年3月4日

○公開講座

※大阪公立大学公開講座

高梨友宏 (哲学歴史学科哲学コース) 「カント美学について」5月29日、6月5日、6月12日、6月19日、6月26日

信國 萌 (言語文化学科ドイツ語コース) 「ドイツ語を通じて異言語文化を体験しよう!」8月7日

佐賀 朝 (前掲) 「近代大阪の都市社会史」9月3日

北村昌史 (哲学歴史学科世界史学コース) 「ブルーノ・タウトの生涯と モダニズム建築」10月5日、10月12日、10月19日

王 静 (文化構想学科アジア文化学コース) 「你好! 中国茶の世界へようこそ ～六大茶を通してひも解く中国茶文化～」11月19日

○地域連携講座

※近鉄文化サロン共催講座

仁木 宏 (前掲) 「織田信長の城下町を歩く ～歴史と地形から「町」を復元する」11月16日、12月14日、2025年2月15日、3月8日

※博学連携講座

小林直樹 (言語文化学科国語国文学コース) 「平安期難波の海の信仰世界」11月15日

○文化人材育成プログラム事業

社会人向け「大阪文化ガイド+ (プラス) 講座」の提供科目

天野景太 (文化構想学科文化資源学コース) 「観光文化論」「総合文化実践演習」「観光研究入門」「観光と文化」

天野景太 (前掲)・北村 昌史 (前掲)・渡部健哉 (哲学歴史学科世界史学コース)・祖田 亮次 (人間行動学科地理学コース)・磐下徹 (哲学歴史学科日本史学コース) 「大阪の地域・文化実践演習」

齊藤紘子・岸本直文・磐下 徹 (以上、哲学歴史学科日本史学コース)

仁木 宏・佐賀 朝 (前掲) 「大阪の歴史演習」

齊藤紘子 (前掲) 「歴史のなかの大阪」

(伊地知紀子)

2. 外部資金による助成研究

科学研究費補助金助成研究（研究分担者として交付を受けたものを除く）

笹島秀晃 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））

「グローバルな作品市場の拡大と都市レベルの美術の制度変化に関する国際比較研究」

「継続」2021～2024年度

上野雅由樹 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））

「近代国家形成期のオスマン帝国における宗派集団間の関係」

「継続」2021～2024年度

辻野けんま 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））

「Teacher Education for Global Welfare in Post Nation State Era」

「継続」2020～2024年度

山祐嗣 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））

「Religious moral reasoning in the frame of dual process approach: Cultural differences in religious moral reasoning and thinking style.」

「継続」2021～2025年度

佐賀朝 基盤研究（B）

「内部構造分析と国際的視野に立脚した近世～近代日本の「遊廓社会」に関する総合的研究」

「継続」2023～2026年度

辻野けんま 基盤研究（B）

「ポスト国民国家時代の公教育の射程に関する国際研究」

「継続」2023～2027年度

片山幹生 基盤研究（B）

「現代日本における地域市民演劇の諸相」

「継続」2021～2024年度

水内俊雄 基盤研究（B）

「生活困窮者自立支援の実践に見る社会包摂原理の日本的受容に関する学際的探究」

「継続」2021～2024年度

櫻田和也 基盤研究（B）

「釜ヶ崎史料アーカイブの実装による都市下層の歴史社会学」

「継続」2022～2026年度

江村公 基盤研究（C）

「アヴァンギャルド・ミュゼオロジー」の歴史とその現代性の考察」

「継続」2019～2024年度

田中孝信 基盤研究（C）

「後期ヴィクトリア朝小説とジャーナリズムに見る労働者階級の子供像」

「継続」2019～2024年度

菅原真弓 基盤研究（C）

「浮世絵から照射する日本近代美術～日本近代美術再考～」

「継続」2020～2024年度

増田聡 基盤研究（C）

「現代日本ポピュラー音楽のナショナリズム動向—「愛国ソング」の調査と分析」

「継続」2020～2024年度

多和田裕司 基盤研究（C）

「「世俗の領域」におけるイスラーム実践にかんする実態調査研究」

「継続」2020～2024年度

木村義成 基盤研究（C）

「不要不急な救急事案が救急搬送に与える影響とその時間的・地域的要因の分析」

「継続」2021～2024年度

豊田純一 基盤研究 (C)

「Origin of the get-passive through replication, involving English dialects and other Germanic languages.」

「継続」2020～2024 年度

齊藤紘子 基盤研究 (C)

「近世畿内小藩領における陣屋と藩領社会の関係構造」

「継続」2020～2024 年度

島田希 基盤研究 (C)

「日本における教師のレジリエンス形成に寄与するオンライン学習プログラムの開発」

「継続」2020～2024 年度

海老根剛 基盤研究 (C)

「世紀転換期から第2次世界大戦後までのドイツ語圏における群集思考の歴史的展開」

「継続」2021～2024 年度

平山亮 基盤研究 (C)

「性的マイノリティ高齢者の存在にセンシティブなケアマネジメントの実現に関する研究」

「継続」2021～2024 年度

中西尋子 基盤研究 (C)

「韓国キリスト教の日本布教および日本への定着過程に関する研究」

「継続」2022～2025 年度

奥野久美子 基盤研究 (C)

「近代島根歌壇の研究—恒藤恭の短歌関連資料と山陰『明星』歌人資料を活用して—」

「継続」2022～2025 年度

大岩本幸次 基盤研究 (C)

「『漢西字典』収録語彙の研究」

「継続」2022～2026 年度

天野景太 基盤研究 (C)

「『観光危機』概念の確立に向けた理論的枠組みの構築に関する知識社会学的研究」

「継続」2022～2024 年度

立花史 基盤研究 (C)

「移民作家のフランス象徴主義——マラルメからジャン・モレアスへ——」

「継続」2022～2025 年度

小林直樹 基盤研究 (C)

「無住道暁と南宋代成立典籍に関する総合的研究」

「継続」2023～2025 年度

久堀裕朗 基盤研究 (C)

「19世紀以降の人形浄瑠璃の伝承に関する研究—大阪・淡路・阿波のネットワークを軸に—」

「継続」2023～2028 年度

佐金武 基盤研究 (C)

「現代時間論の哲学史上の意義をめぐって：観念論・時間の空間化・関係說的現在主義」

「継続」2023～2026 年度

伊井義人 基盤研究 (C)

「豪州の教育政策における社会的公正理念の変容とその実現過程に関する研究」

「継続」2023～2026 年度

山崎孝史 基盤研究 (C)

「暴力の地理学—米軍統治下琉球における試論」

「継続」2023～2027 年度

上野雅由樹 基盤研究 (C)

「近世オスマン帝国の宗教行政：アルメニア教会の事例から」

「継続」2023～2027 年度

弘田陽介 基盤研究 (C)

「ドイツ啓蒙主義図版書における表情・感情認識のデジタル・ヒューマニティーズ研究」

「継続」2023～2026 年度

白田由樹 基盤研究 (C)

「世紀転換期ヨーロッパの装飾芸術の盛衰に関する新聞・雑誌メディアからの分析研究」

「継続」2023～2026 年度

堀まどか 基盤研究 (C)

「米国における初期「禪」布教とモダニズム文芸の総合的研究—佐々木指月とNY 第一禅堂」

「継続」2023～2027 年度

小田中章浩 基盤研究 (C)

「岩田豊雄のフランス演劇受容—滞欧観劇ノートを中心として」

「継続」2023～2026 年度

栄原永遠男 基盤研究 (C)

「日中戦争下北京における日本人研究者の学知形成—新出の山根徳太郎書簡を素材として—」

「継続」2023～2025 年度

瀬戸宏 基盤研究 (C)

「東アジアにおける近代劇形成の比較研究」

「継続」2023～2025 年度

菅原真弓 基盤研究 (C)

「日本近代美術における浮世絵受容の総合的研究」

「新規」2024～2027 年度

宋恵媛 基盤研究 (C)

「ディアスポラ文化とジェンダー—在日朝鮮人とカザフ高麗人のライティングと舞台芸術」

「新規」2024～2027 年度

高橋愛 基盤研究 (C)

「19 世紀アメリカ文学における男の傷の表象」

「新規」2024～2027 年度

平田茂樹 基盤研究 (C)

「中国宋代における「同」縁ネットワークの研究—「書かれたもの」を手がかりとして—」

「新規」2024～2026 年度

草生久嗣 基盤研究 (C)

「ビザンツ帝国における文書類聚と編著者問題」

「新規」2024～2026 年度

祖田亮次 基盤研究 (C)

「デジタル化が変える東南アジア農村社会—ボルネオ島北西部を事例に」

「新規」2024～2027 年度

菅野拓 基盤研究 (C)

「ゲーム理論的な制度からみた比較都市誌」

「新規」2024～2026 年度

島田希 基盤研究 (C)

「カリキュラム・マネジメントの継続・発展を促すミドルリーダーの役割のモデル化」

「新規」2024～2026 年度

土屋貴志 挑戦的研究 (萌芽)

「性愛をめぐる人間学の試み」

「継続」2022～2024 年度

水内俊雄 挑戦的研究 (萌芽)

「モバイルな就労と居住による非政策的セーフティネット形成と暫居・共居の可能性探求」

「継続」2022～2024 年度

橋本博文 挑戦的研究 (萌芽)

「自尊心を高めることの社会的効果に関する国際比較研究」

「新規」2024～2026 年度

山本真由子 若手研究

「平安朝和歌序の研究」

「継続」2021～2025 年度

大山万容 若手研究

「小中学校への複言語教育導入についての研究」

「継続」2021～2024 年度

(本来、2023 年度終了。1 年間期間延長)

王静 若手研究

「蔵茶によるチベット民族政策と中国茶文化の再帰的変容に関する実態調査研究」

「継続」2021～2024 年度

立花史 若手研究

「ステファヌ・マラルメと 19 世紀末フランスの読書有害論」

「継続」2019～2024 年度

貝原哲生 若手研究

「イスラーム時代初期 (7～8 世紀) エジプトにおけるキリスト教諸派の教会組織の分析」

「継続」2020～2024 年度

紺谷由紀 特別研究員奨励費

「7-11 世紀ビザンツ帝国社会における独身者の位置づけに関する包括的研究」

「継続」2023～2025 年度

韓光勲 特別研究員奨励費

「在日コリアン第一世代の歴史学者らの日韓関係史研究とその影響」

「継続」2023～2025 年度

大和冬樹 特別研究員奨励費

「日本において近隣が不平等を生み出すメカニズムの解明」

「継続」2023～2025 年度

上野雅由樹 特別研究員奨励費

「革命に抗する帝国：イスタンブル総主教座とオスマン統治、1768 年から 1828 年」

「新規」2024～2026 年度

阿山健人 特別研究員奨励費

「『七天狗絵』成立をめぐる文学的環境の解明」

「継続」2023～2025 年度

Estrada Rees Carlos 特別研究員奨励費

「近世巨大都市における舟運構造の解明—近世大坂の土船仲間を中心に」

「新規」2024～2026 年度

井ノ元ほのか 特別研究員奨励費

「近代の都市大阪における病者と医療をめぐる社会史的研究」

「継続」2023～2025 年度

小林直樹 研究成果公開促進費（学術図書）

「無住と遁世僧の伝承世界」

「新規」2024 年度

松本駿也 特別研究員奨励費

「災害経験の文化資源化と相伝の時空間的展開——災害をめぐる人—自然関係の「物語化」」

「継続」2023～2025 年度

岡部政美

「ジャワ王宮舞踊—無形文化遺産の伝承」

「新規」2024 年度

3. 博士学位授与者一覧

【課程博士】

- 井ノ元ほのか 「近代大阪の都市地域社会における病者と救療」
- 藤本 佳子 「音楽的思考を育成する授業構成の研究
—デューイの探究理論と芸術論を手がかりに—」
- 田中梨枝子 「美術館の教育普及に関する研究
—現代日本における美術館教育の枠組みを問い直すために—」
- 齊藤 竹善 「民話「天狗の隠れ蓑」の研究
—原型と成立過程について—」

【論文博士】

- 島田 克彦 「近代日本の地域社会における土地所有構造」
- 永井 泉 「片山廣子の創作と翻訳における異界・妖精・子ども
—明治後期から大正期の神秘性への志向とその背景—」
- 陳 琪栄 「中国「映画小説」研究」
- 李 茗銳 「王家衛映画研究—美学と文学性—」

4. 学術交流

客員教授・客員准教授・客員研究員の受け入れ

- | | |
|--|---|
| 周 永傑（中国）
大阪公立大学客員研究員
2023年4月15日～2024年4月14日
[受入] 平田 茂樹
「五代宋初における中国北方地区の民族融合の研究」
[寧夏大学西夏学研究院 講師] | 中田 雅也（芸名：桂 春雨）
大阪公立大学客員教授
2022年4月1日～2025年3月31日
[受入] 久堀 裕朗
「規程第2条第2項該当」
[公益社団法人上方落語協会会員] |
| 徐 進鈺（台湾）
大阪公立大学客員研究員
2024年3月1日～2024年7月31日
[受入] 山崎 孝史
「グローバル生産ネットワークの地政経済における想像上「領域に固定された」資本と経済的主体性：台湾積体回路製造股份有限公司のケース」
[国立台湾大学地理資源学系特聘教授] | 宮永 豊実（芸名：桐竹勘十郎）
大阪公立大学特別客員教授
2022年4月1日～2025年3月31日
[受入] 久堀 裕朗
「規程第2条第2項該当」
[公益財団法人文楽協会所属] |
| 林田 秀樹
大阪公立大学客員教授
2024年4月1日～2025年3月31日
[受入] 祖田 亮次
「インドネシア西カリマンタン州における小農の栽培作目選択の変化に関する調査研究 ―パーム油関連産業の転換期に際しての地域間比較―」
[同志社大学 教授] | 藤田 千尋（芸名：竹本鍛太夫）
大阪公立大学客員教授
2022年4月1日～2025年3月31日
[受入] 久堀 裕朗
「規程第2条第2項該当」
[公益財団法人文楽協会所属] |
| 林 君憲（台湾）
大阪公立大学客員研究員
2024年4月1日～2025年3月31日
[受入] 平田 茂樹
「宋代祠祀信仰の記憶形塑與傳播」
[臺灣國立中正大學歷史學系博士後選人] | 田中 良和（芸名：鶴澤 清介）
大阪公立大学客員教授
2022年4月1日～2025年3月31日
[受入] 久堀 裕朗
「規程第2条第2項該当」
[公益財団法人文楽協会所属] |
| 山城 彰（芸名：桂 春團治）
大阪公立大学客員教授
2022年4月1日～2025年3月31日
[受入] 久堀 裕朗
「規程第2条第2項該当」
[公益社団法人上方落語協会会員] | 水内 俊雄
大阪公立大学客員教授
2022年4月1日～2025年3月31日
[受入] 祖田 亮次
「条件不利地域における地域と人材の賦活に資する社会的実践の試み」
[市大名誉教授] |

塚田 孝

大阪公立大学客員教授

2022年4月1日～2025年3月31日

[受入] 佐賀 朝

「近世巨大都市・三都の複合的社会構造とその世界史的位置—〈史料と社会〉の視点から—」

[市大名誉教授]

王 艶梅 (中国)

大阪公立大学客員准教授

2024年8月1日～2025年7月31日

[受入] 多和田裕司

「多文化共生社会に求められる大学教員のリーダーシップ育成研究」

[江蘇理工学院准教授]

大野 陽介

大阪公立大学客員研究員

2022年4月1日～2025年3月31日

[受入] 張 新民

「中国の農村における伝統演劇の現代化について」

[公大非常勤講師]

Iqbal Naved (インド)

大阪公立大学客員教授

2024年8月15日～2024年9月6日

[受入] 山 祐嗣

「Well-being and religions in India: Culturally and religiously general or specific?」

[Professor, Jamia Millia Islamia, New Delhi]

伊藤 正人

大阪公立大学客員教授

2022年4月1日～2025年3月31日

[受入] 佐伯 大輔

「発達障害児の社会性と衝動性に関する研究」

[市大名誉教授]

Yusuf Ziya Karabıçak (トルコ)

大阪公立大学客員研究員

2024年11月1日～2025年10月31日

[受入] 上野雅由樹

「革命に抗する帝国：イスタンブール総主教座とオスマン統治、1768年から1828年」

[日本学術振興会海外特別研究員]

栄原永遠男

大阪公立大学客員教授

2022年4月1日～2025年3月31日

[受入] 磐下 徹

「日中戦争下北京における日本人研究者の学知形成—新出の山根徳太郎書簡を素材として—」

[市大名誉教授]

Mindy Su (中国)

大阪公立大学客員研究員

2024年9月1日～2025年8月31日

[受入] 佐賀 朝

「19世紀後半～20世紀の神戸におけるマッチ産業とゴム産業」

[イェール大学大学院歴史学研究所博士課程
東アジア史専攻院生]

山口 勸

大阪公立大学客員教授

2023年4月1日～2025年3月31日

[受入] 橋本 博文

「自尊心の適応価に関する国際比較研究」

[東京大学名誉教授]

朴 志嫻 (韓国)

大阪公立大学客員研究員

2025年2月10日～2026年2月9日

[受入] 山崎 孝史

「日韓観光から見るナショナリズムの地政学とクロスボーダーツーリズム」

[シラキュース大学 大学院博士課程在学中]

松宮 宏

大阪公立大学客員教授

2023年4月1日～2025年3月31日

[受入] 橋本 博文

「ヘルプマークに対する肯定的な認識を促す広告の効果検証」

[大阪芸術大学客員教授]

5. 各専修の研究活動と成果

哲学専修

【構成員】

教員 4 名、大学院前期博士課程 2 名、大学院後期博士課程 1 名

【研究活動その他】

教室関係者が主催する研究会等は次のとおり。

- ・高梨友宏「フッサール読書会」
- ・土屋貴志「哲学／映像サロン」（学期中の毎週金曜に実施した 90 分間の哲学対話。各自の生活の中で考えたことを持ち寄る回と、30 分程度のドキュメンタリー番組を視聴し話題とする回とを、交互に実施）
- ・土屋貴志「性愛プロジェクト研究会」（土屋が研究代表者の科研費挑戦的研究「萌芽」「性愛をめぐる人間学の試み」[2022-2025 年度] の分担研究者を中心に、定例研究会としてオンラインで毎月実施。2025 年 2 月 17 日には梅田サテライトにて対面・オンライン併用で公開シンポジウムを実施）
- ・大畑浩志 (P.D.) 「分析哲学勉強会」
- ・高野保男 (O.D.) 「カント読書会」

また、恒例の「大阪公立大学哲学研究会」を、本年度は特別企画「An International Workshop on the Philosophy of Time and Beyond」として、2025 年 3 月 8・9 日、杉本キャンパス田中記念館 2 階会議室において開催した。

1. Takeshi Sakon (Osaka Metropolitan University) “Presentism Minus the Spatialization of Time”
2. Hiroshi Ohata (Osaka Metropolitan University) “Perception-Based Modal Epistemology”
3. Ryan Wasserman (Western Washington University) “On the Mutability of the Future”
4. Seahwa Kim (Ewha Womans University) and Sungsu Kim (University of Seoul) “Is Grief Fitting Forever?”
5. Yasuo Takano (Osaka Metropolitan University) “Pseudo-Questions in Philosophical Time Theory: Focusing on Wittgenstein’s Brown Book”
6. Akiko Frischhut (Sophia University) “Phenomenal Contrast and the (Non-)Experience of Temporal Passage”
7. Graham Peebles (Tokyo University) “Experience of Time and Theories of Perception”

学部生や学外者を含む多数の参加者があり、白熱した質疑が交わされた、大変有意義な研究会であった。

【研究発表】

- ・土屋貴志「テレビ番組録画を教材として共有するには」日本生命倫理学会第 36 回年次大会公募ワークショップ「生命倫理学教育における資料のあり方を考える：資料のアーカイブ化および活用方法の共有にむけて」立命館大学大阪茨木キャンパス、2024 年 11 月 17 日

【その他】

- ・高梨友宏「カント美学について」（全 5 回）大阪公立大学公開講座、2024 年 5 月 29 日～6 月 26 日
- ・高梨友宏「オーケストラの“対向配置”演奏をめぐる聴衆の立場からの一考察」Klub Zukunft 第 220 回月例会、大阪公立大学文化交流センター、2024 年 12 月 18 日
- ・土屋貴志「倫理をめぐる哲学対話」東洋紡株式会社総合研究所出張講義「『倫理学』に触れる」東洋紡株式会社総合研究所、2025 年 3 月 4 日

日本史学専修

【構成員】

教員 5 名、都市文化研究センター研究員 4 名、大学院博士後期課程 12 名、博士前期課程 14 名。

【研究活動その他】

5 月 11 日、大阪公立大学日本史学会大会・総会。6 月 1 日、第 3 回上海大学文学院・大阪公立大学大学院文学研究科共同オンラインセミナー。7 月 5 日、博論準備報告会。7 月 19 日、戦略的研究研究会（以降 9 月 2 日、10 月 4 日、11 月 11 日、12 月 6 日、1 月 10 日、2 月 10 日、3 月 7 日に開催）。9 月 24～26 日、和泉市合同調査（和泉市黒烏町）。11 月 1 日、卒論中間報告会。11 月 8 日、修論中間報告会。3 月 3～5 日、大学史資料室所蔵山野家文書調査。3 月 29 日、戦略的研究シンポ《大阪の歴史・文化の価値を考える》。

学内の戦略的推進事業に国語国文学教室などとの共同研究〔大阪の歴史文化研究拠点の構築をめざす学際的研究〕が採択（重点研究〈拠点形成支援型〉、代表岸本、2 年間）。岸本は、都市文化研究センターが参画機関となっている東北大学金属材料研究所の「人文科学と材料科学が紡ぐ新知創造学際ハブ」（文科省共同利用・共同研究システム形成「学際領域展開ハブ形成プログラム」）でも事務局を担当（2 年目）。佐賀は科研基盤 B〔内部構造分析と国際的視野に立脚した近世～近代日本の「遊廓社会」に関する総合的研究〕（2 年目）、仁木は戦略的研究（重点研究支援〈萌芽的研究支援型〉）〔豊臣期大坂城櫓台・堀跡の非破壊調査による復元研究—発掘調査のための基礎資料の収集—〕、磐下は科研基盤 C〔自筆本・部類記を活用した『水左記』読解による古代・中世移行期の研究〕（1 年目）、齊藤は科研基盤 C〔近世畿内小藩領における陣屋と藩領社会の関係構造〕（5 年目）にそれぞれ従事。

【論文】

- ・仁木 宏 “Tanomoshi in Sixteenth-Century Kyoto. Some Brief Reflections” (Paola Avallone・Donatella Storangio Editors “Different Forms of Microcredit and Social Business Microfinance in Global History from the Late Medieval to the Modern” palgrave macmillan, 2024 年)
- ・岸本直文「河内政権と中四国」中四国前方後円墳研究会編『中期古墳編年を総括する』六一書房、2024 年 10 月
- ・磐下 徹「地方支配と郡司—なぜ郡司は重要なのか？」有富純也編『日本の古代とは何か 最新研究でわかった奈良時代と平安時代の実像』光文社新書、2024 年 7 月
- ・磐下 徹「郡事屋ノート」『続日本紀研究』438 号、2024 年 12 月 ほか 1 件
- ・齊藤絃子「身分社会の見方」牧原成征編『日本史の現在 4 近世』山川出版社、2024 年 6 月

【研究発表】

- ・仁木 宏「戦国社会と物集女氏・物集女城」物集女城跡国史跡記念シンポ、2025 年 1 月 11 日 ほか 11 件
- ・岸本直文「前方後円墳を共有する時代」2024 年度播磨学特別講座《古墳時代の播磨》、2024 年 5 月 25 日 ほか 6 件
- ・佐賀 朝「近代大阪の工場社会—水辺工場造幣局を例（近代大阪の工場社会—水辺の工場・造幣局を事例に—）」上海社会科学院歴史研究所主催交際学術検討会《近代化視域中的長江沿岸城市研究》、2024 年 10 月 20 日 ほか 3 件
- ・磐下 徹「大化改新と天皇」大阪歴史博物館「なにわの日」講演会、2024 年 7 月 28 日 ほか 8 件
- ・齊藤絃子「大阪公大の江戸時代研究と古文書—その蓄積とこれから—」大阪公立大学文学研究科講演会《大阪の歴史・文化の価値を考える—大阪公大に歴史文化研究拠点を—》、2025 年 3 月 29 日 ほか 3 件

【その他】

- ・仁木 宏「戦国織豊期城郭・都市研究における考古学と文献史学」考古学研究会 70 周年記念誌『考古学の輪郭』考古学研究会、2024 年 4 月
- ・岸本直文「宿禰塚古墳の墳丘」『宿禰塚古墳・塚森古墳測量調査報告書』〈相生市文化財調査報告書〉第 22 集、2025 年 3 月、梅原七海と共著 ほか 2 件
- ・磐下 徹『『水左記』註釈（治暦二年三月～三年三月）』『人文研究』76 巻、2025 年 3 月（共著）
- ・齊藤絃子「近世大坂土船仲間の古文書—水の都の船・人・土砂—」大阪公立大学大学史資料室ニュースレター 13 号、2024 年 10 月、リース・エストラーダと共著

東洋史学専修

【構成員】

教員 4 名、客員研究員 1 名、JSPS 外国人特別研究員 1 名、大学院博士後期課程 9 名、博士前期課程 7 名。

【研究活動その他】

通年で寧夏大学西夏学研究院の大学院生を授業に受け入れて（オンラインも併用）、双方の大学院生が研究報告と討論を行った。また、関西地区の若手研究者を集め研究報告を行う宋代史談話会を毎月開催している。

4 月から 1 年間、台湾国立中正大学の林君憲氏を客員研究員として受け入れた。11 月から 2 年間の予定で、JSPS 外国人特別研究員 Yusuf Ziya Karabıçak 氏を受け入れた。

9 月 28 日には、第 3 回大阪公立大学・寧夏大学学術交流会をオンラインにより開催した。本専修からは呉藝菲と渡辺健哉が報告し、平田茂樹が全体の総括を行った。11 月 30 日には、第 6 回大阪公立大学・広州大学学術交流会をオンラインにより開催した。本専修からは、平田茂樹、梁躍雲が報告し、渡辺健哉が全体の総括を行った。

7 月 16 日に苗潤博氏（北京大学歴史学系長聘副教授）による、7 月 24 日に林韻柔氏（台湾国立中正大学歴史学系副教授）による、1 月 22 日に余輝氏（浙江師範大学歴史系講師）による講演会を開催した。

『大阪公立大学東洋史論叢』第 24 号を 7 月に刊行した。

【著書】

- ・渡辺健哉（共編著）『近代日本の中国学——その光と影』勉誠社、2024 年 11 月

【論文】

- ・平田茂樹「宋代の「書」再考：劉克莊の書信を手掛かりとして」『都市文化研究』27、26-38 頁、2025 年 3 月
- ・渡辺健哉「胸背から補子へ—身分標識としての意匠の出現—」新宮学編『上杉景勝と明の冠服——中国から贈られた高官衣装』吉川弘文館、2025 年 3 月
- ・Masayuki Ueno, “Purifying Istanbul: The Greek Revolution, Population Surveillance, and Non-Muslim Religious Authorities in the Early Nineteenth-Century Ottoman Empire,” *Comparative Studies in Society and History* 67(2), pp. 281-302, March 2025.

【研究発表】

- ・平田茂樹「宋代の「書」再考—劉克莊の書信を手掛かりとして—」日本宋代文学学会 第 11 回大会、明治大学、2024 年 5 月 18 日
- ・渡辺健哉「大阪公立大学が所有する学術資源について——人文学の視点から」『人文科学と材料科学が紡ぐ新創知創造学際領域の形成』事業／令和 6 年度第 1 回研究会／2024 年 5 月 29 日
- ・渡辺健哉「戦時期における羽田亨と宮中」第 91 回羽田記念館定例講演会、2024 年 7 月 6 日
- ・渡辺健哉「元大都宮殿及其功能」第 3 回（2024）古代中国政治与社会文化学術研討会、2024 年 8 月 24 日
- ・渡辺健哉「羽田亨による『金史』の理解をめぐる一考察」2024 年度東洋史研究会大会、2024 年 10 月 26 日
- ・渡辺健哉「島田正郎の渤海研究」国際シンポジウム「前近代東北アジアの歴史と考古 2」、2025 年 2 月 23 日
- ・濱本真実「19 世紀ロシア帝国東部の隊商交易とメッカ巡礼」2024 年度東洋史研究会大会、2024 年 10 月 26 日
- ・濱本真実「タタール商人とタタール・ディアスポラ：近代西洋文化の伝道者、そしてロシア帝国の先兵として」『異文化交流の世界史』第 6 回オンライン講演会、2024 年 12 月 19 日
- ・上野雅由樹、ユスフ・ズィヤ・カラブチャク「キリスト教徒聖職者へのベラート付与」第 14 回オスマン文書セミナー、2025 年 3 月 9 日

【その他】

- ・渡辺健哉「書評 古松崇志著『ユーラシア東方の多極共存時代』」『文明動態学』4、2025 年 3 月

西洋史学専修

【構成員】

教員 3 名、都市文化研究センター研究員 3 名、博士後期課程 3 名、博士前期課程 3 名。

【研究活動その他】

大学院生の研究報告会と卒業論文の構想発表会を、それぞれ年に 4 回程度開催した。1 回生向け授業である人間文化概論 B の西洋史学専修企画として、杉本キャンパス内近代建築を素材に指導を行った。また、二回生・三回生の有志を中心に卒業論文執筆の準備作業を行う「自主ゼミ」を開催した。

【著書】

- ・草生久嗣（共編集）西洋中世学会編『西洋中世文化事典』丸善出版社（2024.11）、編集主幹：第 1 章、2 章、4 章、編集第 7 章。

【論文】

- ・向井伸哉「中世南仏村落における住民自治—エリートと民衆の関心に注目して—」、『歴史学研究』、1054 号、2024 年。

【研究発表】

- ・北村昌史「ブルーノ・タウトのみた日本」大阪歴史科学協議会 5 月例会、2024 年 5 月 12 日、港区民センター。
- ・Hisatsugu KUSABU, Heretics and Dogmas: A Byzantine Genre That Refuted Heresy, 中央研究院歴史語言研究所 Institute of History and Philology, 2025 年 1 月 21 日、Academia Sinica, Taipei.
- ・草生久嗣「ビザンツにおける綴字型視覚記号」、第 74 回西洋史学会大会小シンポジウム 3「リテロ・グラフィカシーから関係諸学を縫合する—問題提起と現状報告」2024 年 5 月 19 日、東京外国語大学。
- ・向井伸哉「中世南仏村落における住民自治—エリートと民衆の関心に注目して—」、2024 年度歴史学研究会大会合同部会シンポジウム、2024 年 5 月 26 日、於青山学院大学。
- ・向井伸哉（講演）「AI を用いた古文書解読の最前線」、第 12 回大阪公立大学 ACADEMIC CAFE「AI と人の協働」、2024 年 12 月 24 日、於大阪公立大学。

【その他】

- ・草生久嗣（新刊紹介）「櫻井康人著『十字軍国家』筑摩選書、2023 年」、『西洋史学論集』第 62 号（2025.3）、100-102 頁。
- ・草生久嗣（事典項目）「亡命知識人」西洋中世学会編『西洋中世文化事典』丸善出版社（2024.11）、586-587 頁。
- ・向井伸哉（報告概要）「中世南仏村落における代表選挙：1412 年セリニャン村（エロー県）の選挙法改正を中心に」、『日仏歴史学会会報』、39 号、2024 年。
- ・向井伸哉（新刊紹介）「Denis Menjot, Mathieu Caesar, Florent Garnier & Pere Verdés Pijuan, eds., The Routledge Handbook of Public Taxation in Medieval Europe」、『西洋中世研究』、16 号、2024 年。
- ・向井伸哉（翻訳）「Thomas Tanase, “Atsushi Egawa, Marc Smith, Megumi Tanabe, Hanno Wijsman, éd., Horizons médiévaux d’Orient et d’Occident: Regards croisés entre France et Japon”」、『西洋史学』、278 号、2024 年。（小森紗季との共訳）
- ・向井伸哉（事典項目）「湖・池・沼」、『西洋中世文化事典』、丸善出版、2024 年。
- ・向井伸哉（事典項目）「都市の防衛と包囲戦」、『西洋中世文化事典』、丸善出版、2024 年。

社会学専修

【構成員】

教員 5 名、都市文化研究センター研究員 11 名、大学院後期博士課程 4 名、前期博士課程 8 名、学部生 69 名

【研究活動その他】

- 2024 年度社会学実習報告書『多文化共生のまちづくりに学ぶ』（代表：伊地知紀子）、『大阪市民の生活とコミュニティ』（代表：川野英二）を刊行した。

【著書・編著書・訳書】

- 伊地知紀子「大阪地域研究と在日朝鮮人」韓国・翰林大学日本学研究所編『東アジア文化権力の対立と拮抗～和解のための模索』19-53、2024 年（韓国語）
- セルジュ・ポーガム 川野英二・中條健志訳『貧困へのまなざし：富裕層は貧困層をどのように見ているのか』新泉社 2024 年（訳書）

【論文】

- 伊地知紀子「大阪コリアタウン歴史資料館という試み」歴史科学協議会編『歴史評論』(896) 87-95、2024 年
- 川野英二・上野志保・片桐勇人「大阪大都市圏住民のウェルビーイングに関する基礎研究」『人文研究』76:139-150、2024 年
- 平山 亮「インターセクショナリティが『見える化』するのは単なる差異なのか」『社会学評論』74(4): 643-659、2024 年
- 平山 亮「インターセクショナリティの視点から家族を考える」『家族社会学研究』36(2): 151-156、2024 年
- 平山 亮「『男性性による抑圧』と『男性性からの解放』で終わらない男性性研究へ」山根純佳・丸山里美編『岩波講座社会学第 5 巻ジェンダー・セクシュアリティ』岩波書店、157-176、2025 年
- 笹島秀晃「アーティストが制度を批判する：グローバル 60s のなかの Institutional Critique —特集 ステュアート・ホルの遺産：文化・人種・政治」『社会学研究』(109) 103-126、2024 年
- Hideaki SASAJIMA, “Introduction: Youth culture in East Asia,” in Tomohiko Asano, Hideaki Sasajima, & Kaori Takahashi(eds.), *Japanese Journal of Sociology*, 34(1) 3-5, 2025.

【研究発表】

- 石田佐恵子「学会ワークショップ 映像の説明責任をめぐって（企画および司会）」日本メディア学会、オンライン開催、2024 年 10 月 26 日
- 伊地知紀子「跳躍への間断なき苦悩と創造的実践」日本文化人類学会第 58 回研究大会、北海道大学、2024 年 6 月 16 日
- 伊地知紀子「在日コリアン研究のこれまでとこれから」ソウル大学日本研究所「第 4 回ポスト地域学時代に考える日本の未来、日本研究の未来」2024 年 9 月 10 日（招待公演）
- 伊地知紀子「大阪の在日コリアン研究と田中宏資料・曹智鉉資料」大阪公立大学文学研究科「大阪の歴史・文化の価値を考える—大阪公大に歴史文化研究拠点を—」講演会、2025 年 3 月 29 日
- Shimada, Chiho, Ryo Hirayama, Mio Ito, and Tomoko Wakui, September 2024, “Getting Back and Forth to Reach Their Mind: How Japanese Care Professionals Seek to Understand the Thoughts of Older Adults with Dementia at a Residential Care Setting.” 7th International Conference on Evidence-Based Policy and Long-Term Care. Euskalduna Conference Centre (Bilbao, Spain).
- Hirayama, Ryo, September 2024, “Ready to See the Graying Rainbow? Japanese Care Managers’ Attitudes toward Serving for Sexual and Gender Minorities.” 7th International Conference on Evidence-Based Policy and Long-Term Care. Euskalduna Conference Centre (Bilbao, Spain). 他 1 件
- 笹島秀晃「アーティストによる制度批判の抗議活動：Art Workers Coalitions の軌跡」第 75 回関西社会学学会大会、大和大学、2024 年 5 月 26 日

【その他】

- 伊地知紀子「君が代丸に乗ってきた済州人（チェジュサラム）」『落語・代書』上演会』大阪コリアタウン歴史資料館主催、大阪公立大学文学研究科共催、2024 年 12 月 22 日
- 川野英二「書評 マシュー・デズモンド著・栗木さつき訳『家を失う人々——最貧困地区で生活した社会学者、1 年余の記録』」社会と調査 (34) 2025 年 3 月
- 川野英二「書評 徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編『地方発 多文化共生のしくみづくり』」『現代の社会病理』日本社会病理学会 編 (39) 149-151 2024 年

心理学専修

【構成員】

教員 4 名、大学院後期博士課程 3 名、前期博士課程 3 名

【編著】

- Yama, H. "Human and Artificial Rationalities: Advances in Cognition, Computation, and Consciousness." Springer. 総頁 748. 2025 年 3 月 25 日、共編著

【論文】

- Yama, H. "Effects of cost and praise - seeking need on motive inference for those who engage in helping behaviours." *Asian Journal of Social Psychology*, 27(2), 219-230. 2025 年 7 月、共著
- Yama, H. "Cultural differences in human reasoning: Some philosophical reflections on theories and implications." In I. Muenstermann (ed), *Belonging in culturally diverse societies: Official structures and personal customs*. IntechOpen. DOI: 10.5772/intechopen.1006673、2025 年 1 月 22 日、単著
- Saeki, D. "Choice between post-reinforcer delays in pigeons: Effects of stimulus continuity and response requirement." *Learning and Motivation*, 88, 102049. 2024 年 9 月 12 日、共著
- Hashimoto, H. "What kind of small-group discussion would be useful for handling hidden profiles?" *実験社会心理学研究*, 64, 102-106. 2025 年 3 月、共著
- Hashimoto, H. "Seemingly altruistic behavior and strategic ignorance in a dictator game with loss potential." *Frontiers in Psychology*, 15:1473500. 2025 年 1 月、共著
- 橋本博文「インクルーシブ教育に対する一般教諭の認識」*学校心理学研究*, 23, 205-211. 2024 年 12 月、共著

【研究発表】

- Yama, H. "Cultural differences in religious belief, religious dialectical thinking, and the relation between thinking style and religious belief. 10th International Conference on Thinking." Milano Bicocca University、2024 年 6 月 10 日、共同筆頭
- Yama, H. "Cultural differences in religious belief, religious dialectical thinking, and the relation between thinking style and religious belief." 日本認知心理学会第 22 回大会、帝京大学、2024 年 7 月 1 日、共同筆頭
- Yama, H. "Religious belief, religious dialectical thinking, and the relation between thinking style and religious belief: A cross-cultural study of British, French, and Japanese people." H. Yama & H. Hashimoto (organize), *International Symposium on Rationality*. 大阪公立大学、2024 年 9 月 2 日、共同筆頭
- 山 祐嗣「二重過程理論—何を説明してきたのか、何を説明しようとしているのか？」(準備委員会企画シンポジウム「認知の心理学」) 日本理論心理学会第 70 回大会、東京理科大学富士見校舎、2024 年 11 月 9 日、単独 (ほか 1 件)
- Hashimoto, H. "Culturally shared beliefs, anticipating others' responses based on the beliefs, and the self-sustaining mechanism of Japanese interdependence." Osaka Metropolitan University - University of Illinois Exchange Symposium 2025 "The Internationality of Japanese Culture" 2025 年 3 月、単独
- 橋本博文「心の解剖台」としての社会心理学実験」行動経済学会第 18 回大会 大会パネル企画「実験」を通して考える行動経済学と心理学、2024 年 12 月、単独
- 橋本博文「社会的ニッチ構築の観点にもとづく心の文化差の理解」日本心理学会第 88 回大会 国際賞受賞講演、2024 年 9 月、単独
- Hashimoto, H. "Intuitive cooperation in a one-shot prisoner's dilemma game." 3rd International Conference on Human and Artificial Rationalities (HAR 2024) 2024 年 9 月、共同筆頭 (ほか 21 件)

教育学専修

【構成員】

教員 5 名、大学院後期博士課程 4 名、大学院前期博士課程 2 名

【研究活動その他】

大阪公立大学教育学会第 3 回大会（12 月 14 日）では自由研究発表のほか、シンポジウム「教員養成における「研究型公立大学」の役割を再考する～大阪市立大学・大阪府立大学での教職課程の「これまで」と「これから」～」（話題提供者：島田希、若林身歌、指定討論者：森久佳、伊井直比呂）を開催した。

【著書】

- ・辻野けんま（園山大祐編）『若者たちが学び育つ場所－ヨーロッパの早期離学対策の現場から』ナカニシヤ出版、2024 年 12 月、33～52 頁（「ドイツの不登校・早期離学と学校外の教育機会としてのソーシャルワーク」を執筆）

【論文】

- ・Kemma Tsujino. Schulabsentismus – Perspektiven aus Japan und Deutschland; Ein Interview mit japanischen Bildungswissenschaftlern, in: Zeitschrift für Heilpädagogik, 74(8), S. 371-374. 2024 年 8 月、共著
- ・島田 希「学校を基盤とするカリキュラム開発の持続的な発展に関するリーダーシップ実践－英国の学校における事例分析に基づいて－」『四天王寺大学紀要』75 号、41-54 頁、2025 年 3 月、共著
- ・弘田陽介「教員の困難や戸惑いと共にある性に関する指導－高等学校・特別支援学校における保健体育科教員のインタビュー調査から－」『教育学論集』（大阪公立大学教育学会）3 号、40-56 頁、2025 年 3 月、共著

【研究発表】

- ・Yoshihito Ii, How Should We Understand Social Justice and Equity in Education Policy?, The 83rd Annual Conference of JERA, Naogoya University, Sept. 2024. 単独発表
- ・弘田陽介「日本の前近代の身体技法にみる身体の生成」日本ホリスティック教育/ケア学会第 7 回研究大会 2024 年 7 月、単独発表
- ・Yosuke Hirota, Language and Body. The contact between education and physiognomy in the late 18th century, Jahrestagung der Kommission Pädagogische Anthropologie, Doltmund University, in Germany, October, 2024. 単独発表
- ・Kemma Tsujino. “How Does Nation State Paradigm Operate in Policy and Reality of Teacher Education?: Considering Global Welfare in Post Nation State Era”, ISfTE 2024, Weber State University, in U.S., May, 2024. 単独発表
- ・辻野けんま「教育経営実践をとらえる教育経営研究の拡張」日本教育経営学会第 64 回大会、2024 年 6 月、単独発表
- ・辻野けんま「ドイツにおける教員不足事情」日本教師教育学会第 34 回研究大会、2024 年 9 月、単独発表
- ・島田 希「大阪市立大学での教職課程の「これまで」と「これから」」大阪公立大学教育学会第 3 回（通算第 14 回）大会、2024 年 12 月、単独発表

【その他】

- ・弘田陽介、訳書、ダンナー・ヘルムート『解釈学入門』法政大学出版局、2024 年 5 月、共訳
- ・弘田陽介「子育てが「近代的」だったことはない－みんなの「自分事」へー」公益財団法人前川財団セミナー「「親性」ってなんだろう 子育てしやすい社会をめざして」2024 年 11 月、招待講演
- ・添田晴雄、書評「渡邊雅子『「論理的思考」の文化的基盤－4 つの思考表現スタイル』岩波書店、2023 年」、日本教育学会『教育学研究』第 91 巻第 4 号、2024 年 12 月、78～80 頁、単著。
- ・添田晴雄「2040 年以降の社会を見据えた特別活動についての展望－自己の教育体験を踏まえて－」『日本特別活動学会紀要』第 33 号（特集「2040 年以降の社会を見据えた特別活動の展望－自己の教育体験・経験を踏まえて－」）、2025 年 3 月、33～36 頁、単著。
- ・添田晴雄「わたしの学校～“新しい日常” 1 年の物語～」と『Instruments of a Beating Heart』、『日本特別活動学会会報』第 98 号、2025 年 3 月 17 日、5～8 頁、単著。
- ・辻野けんま『福祉と教育の葛藤から生まれるもの－児童自立支援施設への義務教育導入－』日本生命財団 2022 年度児童・少年の健全育成実践的研究助成（2 年助成）「児童自立支援施設と学校教育の連携を支える教育経営」最終報告書、共著
- ・島田 希「AI ドリル」「デジタル教科書」日本教育方法学会編『教育方法学辞典』学文社 2024 年 10 月、186 頁、単著
- ・島田 希「特集号『1 人 1 台端末時代の教員養成と現職研修』刊行にあたって」日本教育工学会論文誌『1 人 1 台端末時代の教員養成と現職研修』48 巻 4 号、2024 年 12 月、591-594 頁、単著

地理学専修

【構成員】

教員 4 名、日本学術振興会特別研究員（DC）1 名、大学院博士後期課程 4 名（学振特別研究員 1 名を含む）、
大学院博士後期課程 5 名

【研究活動その他】

山崎教授は地理学演習 A および大学院地理学基礎問題研究の一環として、2024 年 9 月 9 日から 13 日まで
台北と金門島で海外フィールドワークを実施し、2025 年 2 月から国際交流基金の招へいによる客員研究員パ
ク・ジヒョク氏（米国シラキュース大）を受け入れた。木村教授は農学研究科との主催イベントとして「GIS
Day in 大阪 2024」を 9 月 26 日に中百舌鳥キャンパスにて開催した。

【論文】

- 山崎孝史「沖縄市から学ぶ『平和』—基地の街の記憶を通して」豊中市・沖縄市編『豊中市・沖縄市兄弟都市
提携 50 周年記念冊子』, pp. 41-50. 2024 年 11 月単著 ほか 1 件
- Soda, Ryoji “Mapping the impact: Property crime trends in Kuching, Sarawak, during and after the
COVID-19 period (2020-2022)” *Indonesian Journal of Geography* 56(1): 127-137. 2024 年 5 月共著
- Soda, Ryoji “Ethnic disparities and demographic shifts in Sarawak’s aging population: A comprehensive
longitudinal analysis (1980-2020)” *International Journal of Geoinformatics* 21(2), pp. 106-122.
2025 年 2 月共著 ほか 1 件
- Kimura, Yoshinari “Deciphering property crime through OLS regression: A demographic study” *Inter-
national Social Science Journal*, 2025-06, Vol. 75 (256), pp. 395-412. 2025 年 2 月共著
- 菅野 拓「人口縮小社会におけるあるべき災害対応—社会保障としての被災者支援, 土建国家型復興の転換」
『貧困研究』33, pp. 25-34. 2024 年 12 月単著 ほか 1 件

【研究発表】

- Yamazaki, Takashi “De/Re-militarizing the Pacific Island: Post-/Colonial manifestations of geopolitical
forces in Okinawa, Japan” 冷戦下の台湾與世界 年度講座, National Taiwan University, Taiwan.
2024 年 9 月 9 日単独
- Yamazaki, Takashi “Justice, territorial justice, and the justification of territorial injustice. East Asian
Regional Conference in Alternative Geography (EARCAG) Fukuoka 2025, Kyushu University,
Japan. 2025 年 2 月 13 日単独 ほか 4 件
- Soda, Ryoji “Don’t move the goalpost: The Dayak struggles regarding sustainable palm oil in Sarawak,
Malaysia” An International Workshop on Sustainable Landscape Management. University of
Agriculture and Forestry, Hue University, Vietnam. 2024 年 12 月 2 日共同 ほか 1 件
- 木村義成「救急車両専用の道路ネットワークデータの構築, および最短経路検索による現場到着時間の推定と
実測値との比較検討」第 33 回 地理情報システム学会学術研究発表大会, 京都大学宇治キャンパス,
2024 年 10 月 27 日共同
- Kimura, Yoshinari “What can we learn from the evidence? GIS for emergency medical service” Academic
project in Keio University. 2024 年 5 月 16 日単独 ほか 1 件
- 菅野 拓「被災者支援の混乱を止めるために」第 13 回日本公衆衛生看護学会学術集会「シンポジウム 大規模
災害時に多様なパートナーで協働する—当事者を中心に避難生活をいかに支えるか」ウイंकあ
い, 2025 年 1 月 5 日単独 ほか 1 件

【その他】

- 祖田亮次「海外レポート（ベトナムの台風被害）」『我逢人』5, p. 12 2024 年
- 木村義成「AED 傷病者にいち早く…堺市 実証実験」『読売新聞』2025 年 1 月 21 日 ほか 1 件
- 菅野 拓「災害救助法」地域安全学会編『防災と福祉ガイドブック—誰一人取り残さない福祉防災の視点—』
朝倉書店, pp. 52-53, 2024 年 10 月
- 菅野 拓「生活困窮者自立支援法」地域安全学会編『防災と福祉ガイドブック—誰一人取り残さない福祉防
災の視点—』朝倉書店, pp. 80-81, 2024 年 10 月
- 菅野 拓「地域共生社会・包括的支援体制」地域安全学会編『防災と福祉ガイドブック—誰一人取り残さない
福祉防災の視点—』朝倉書店, pp. 86-87, 2024 年 10 月
- 菅野 拓「災害ケースマネジメント」地域安全学会編『防災と福祉ガイドブック—誰一人取り残さない福祉防
災の視点—』朝倉書店, pp. 118-119, 2024 年 10 月 ほか 8 件

国語国文学専修

【構成員】

教員 5 名（うち 1 名育児休業）、都市文化研究センター研究員 5 名、大学院博士後期（後期博士）課程 8 名、博士前期課程 1 名。

【研究活動その他】

大阪市立大学国語国文学会総会・研究発表会・講演会を開催（7 月 27 日、1 号館講堂）。上方文化講座を開講（8 月 20 日～22 日、学術情報総合センター 10 階大会議室、運営委員長：小林直樹教授）、久堀裕朗教授「文楽案内—文楽軒に関する疑問について」「『御所桜堀川夜討』解説」などの講義を行う。期間中、講談本コレクションの展示「上方文化講座 2024 特別展 学生が選ぶ吉沢コレクションの世界」を開催。久堀裕朗教授が図録解題集を編集し、本専修の教員、研究員、院生、学部生が解題を執筆した。『文学史研究』第 65 号を刊行（2025 年 3 月）。

【著書】

- 小林直樹『無住と遁世僧の伝承世界』塙書房、2025 年 2 月

【論文】

- 小林直樹「無住と南宋代成立典籍・補遺」、土屋有里子編『無住道暁の拓く鎌倉時代—中世兼学僧の思想と空間』、アジア遊学 298、勉誠社、2024 年 10 月
- 小林直樹「本法寺蔵「法華経曼荼羅」葉草諭品第五における救済のモチーフ」、原口志津子編『描かれた法華経—一本法寺蔵「法華経曼荼羅図」の時空』、アジア遊学 301、勉誠社、2025 年 3 月
- 小林直樹『『三国伝記』の弥勒説話と持戒—修験・律・禅を結ぶ—』、『国語と国文学』第 102 巻第 3 号、2025 年 3 月
- 奥野久美子「奥原碧雲旧蔵「白虹」（素娥文学会）第 3 号について—與謝野鉄幹「国詩雑話」など』、『島根国語国文』第 15 号、2024 年 10 月
- 奥野久美子「〈博文館長篇講談〉の編集者 小林東次郎 —「新聞文藝」を手がかりに—』、『文学史研究』第 65 号、2025 年 3 月

【研究発表】

- 久堀裕朗「近松浄瑠璃研究の現在地—『曾根崎心中』を例に—」、近松門左衛門没後 300 年記念シンポジウム「近松研究の未来にむけて」、園田学園女子大学近松研究所、2024 年 11 月 24 日（『近松研究所紀要』第 32 号〈2025 年 3 月〉所収）
- 久堀裕朗「浄瑠璃文化の広がり—大阪から全国へ—」、大阪公立大学戦略的研究講演会「大阪の歴史・文化の価値を考える—大阪公大に歴史文化研究拠点を一」、大阪公立大学杉本キャンパス、2025 年 3 月 29 日
- 奥野久美子「講談編集の様相 —〈博文館長篇講談〉の小林東次郎を例として—」、日本近代文学会関西支部春季大会 パネル発表「講談本からひろがる大衆文化研究の視座—大正から戦後まで—」、帝塚山大学、2024 年 6 月 1 日
- 奥野久美子「恒藤恭・芥川龍之介の青年期の短歌について—山陰『明星』歌人資料に関連して—」、第 19 回国際芥川龍之介学会 ISAS 台湾大会、台湾・輔仁大学 2024 年 11 月 17 日
- 奥野久美子「講釈・講談と近代日本文学としての講談本」、大阪公立大学戦略的研究講演会「大阪の歴史・文化の価値を考える—大阪公大に歴史文化研究拠点を一」、大阪公立大学杉本キャンパス、2025 年 3 月 29 日

【その他】

- 小林直樹「平安期難波の海の信仰世界」、兵庫県高等学校教育研究会国語部会淡路支部研修会、2024 年 10 月 28 日、兵庫県立淡路高等学校、大阪公立大学博学連携講座「なにわの平安時代」、I-site なんば、2024 年 11 月 15 日
- 久堀裕朗『『和田合戦女舞鶴』ここを聴いて観て』ほか、コテンゴテン（古典御殿）文楽公演関連講座、国立文楽劇場、2024 年 4 月 7 日・7 月 28 日
- 久堀裕朗「演目解説・あらすじ「卅三間堂棟由来 平太郎住家より木遣り音頭の段」「伊賀越道中双六 沼津の段」「菅原伝授手習鑑 丞相名残の段』、『国立文楽劇場第 27 回文楽素浄瑠璃の会解説書』、2024 年 6 月
- 久堀裕朗「大島真寿美『結 妹背山婦女庭訓 波模様』（文春文庫）解説」、2024 年 8 月
- 久堀裕朗「文楽軒の家系に関する一資料—『正井万平翁手録』紹介—』、『文学史研究』第 65 号、2025 年 3 月
- 奥野久美子（共著）「恒藤恭 島根県立第一中学校時代の日記（「井川日記」）明治三十七年後半（七月～十二月分）翻刻と注釈』、『大阪公立大学史紀要』第 3 号、2024 年 10 月

中国語中国文学専修

【構成員】

教員3名。都市文化研究センター研究員6名、大学院後期博士課程3名、前期博士課程6名、研究生1名。

【研究活動その他】

5月10日、第1回研究会、文選纂註の音注、満鉄映画『娘々廟会』について、曹植と「禮法」とのかかわり。以降、6月28日、杜甫研究序説、賈樟柯電影的郷土性、老舎の文学創作との映画化について、7月12日、許鞍華電影研究、10月4日、畢贛電影的夢境和詩、10月11日、民国時期菊池寛小説在中国電影化的改編研究)。

7月6日、第91回大阪公立大学中国学会を開催(研究発表4、講演1)。

7月19日、『中国学志』睽号(第38号)合評会を開催。

3月20日、『中国学志』蹇号(第39号)を刊行。

張新民は科研基盤(B)「貫戦期東アジアのナショナリズム/トランスナショナリズムと日中映画交渉の包括的研究」(1年目)に従事。

大岩本は科研基盤(C)「『漢西字典』収録語彙の研究」(4年目)に従事。

高橋は科研基盤C「杜甫散文研究」(4年目)に従事。

【著書】

- ・張 新民『二戦前後の中日身体表現藝術—影像・戯劇・舞蹈・音楽・漫畫』秀威資訊科技股份有限公司、2024年10月、共著。
- ・大岩本幸次『唐宋漢語文献目録』Zenodo、2025年3月、共編。

【論文】

- ・大岩本幸次「『漢西字典』訳注稿 一音節“Chě”から“Ch'iao”まで」『中国学志』39、pp. 159-194、2025年3月
- ・高橋未来、長谷川真史、有木大輔、大山岩根、関沙由里、戸高留美子「中華書局編輯部編『詩詞曲語辭典』に見る唐詩の特徴的な用法について(8)」『東京学芸大学紀要 人文社会科学系I』76、pp. 1-25、2025年1月
- ・高橋未来「王勣「将略論」と杜牧「注孫子序」について」『学芸国語国文学 佐藤正光先生追悼記念号』57、pp. 44-56、2025年3月
- ・高橋未来「杜牧撰「注孫子序」における士大夫と兵事—武廟政策との関係を軸に—」『中国学志』39、pp. 107-130、2025年3月

【その他】

- ・大岩本幸次「大阪公立大学におけるアジア研究の組織と現況」『東方学会報』126、pp. 31-33、2024年7月
- ・大岩本幸次「漢字の音韻について」『立命館大学 漢字教育士資格認定 WEB 講座』通年オンデマンド
- ・高橋未来 毎日文化センター梅田校常設講座「漢詩を楽しむ」担当講師 2024年4月～2025年3月

 英語英米文学専修

【構成員】

教員 5 名、大学院後期博士課程 1 名、博士前期課程 1 名。

【研究活動その他】

大阪公立大学英文学会第 2 回大会が 11 月 30 日（土）に開催された。2 件の研究発表、1 件のシンポジウム、2 件の卒業生報告、1 件の講演があった。大阪公立大学英文学会誌『QUERIES』第 57 号が 11 月に出版された。田中特任教授は日本英文学会関西支部代議員、『ヴィクトリア朝文化研究事典』編集委員、ディケンズ・フェロウシップ日本支部監事を、豊田教授は *Anali Filoloskog Fakulteta* 編集委員、*Collection of Papers of the Faculty of Philosophy of the University of Priština, Kosovska Mitrovica* 編集委員、The 8th International Congress of Applied Linguistics Today – Modern Approaches to Old and New Challenge 大会準備委員を、高橋教授は、日本アメリカ文学会東北支部編集委員、日本メルヴィル学会編集委員、日本ナサニエル・ホーソン協会会計を、内丸准教授は日本英文学会大会準備委員、日本シェイクスピア協会委員および *Shakespeare Studies* 編集長を務めた。Jean Lin 准教授は、「2024 年度大阪公立大学若手研究者奨励賞（人文・社会科学部門）」、「2024 年度 恒藤恭記念若手奨励賞」（共に 2024 年 7 月）を受賞した。

【論文】

- ・田中孝信「ジャック・ロンドンの『どん底の人びと』における男性の身体表象」『QUERIES』第 57 号、pp. 3-25、2024 年 11 月
- ・田中孝信「『荒涼館』におけるスラム、汚穢、そしてエスター」『ディケンズ・フェロウシップ日本支部年報』第 47 号、pp. 120-43、2024 年 12 月
- ・Toyota, J. “A history of English seen from the copula: alignment change and the grammar.” 『QUERIES』第 57 号、pp. 26-62、2024 年 11 月。
- ・Toyota, J. “Dialectal variations and diachrony: A case of get-passive in New Zealand English.” In Kovačević, B. et al. (eds.) *Applied Linguistics in honour of Vesna Polovina*. Novi Sad: Applied Linguistics Association of Serbia (ALAS), pp. 187-201, 2025.
- ・Takahashi, A. “The Narrator’s Vulnerability in “Bartleby, the Scrivener.” 『人文研究』第 76 巻、pp. 17-27、2025 年 3 月

【研究発表】

- ・Toyota, J. ‘A sign of social identity through loanwords and replication.’ International Scientific Conference History, Culture and Identity. Kosovska Mitrovica, Serbia, October, 2024
- ・高橋 愛「ハーマン・メルヴィル「エンカンタダス —— 魔の島々」における男たちの肖像」、大阪公立大学英文学会第 3 回大会、大阪公立大学杉本キャンパス、2024 年 11 月
- ・高橋 愛「苔に託されたもの —— “Hawthorne and His Mosses” をめぐって」、日本ナサニエル・ホーソン協会関西支部例会、京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス、2025 年 3 月
- ・Uchimaru, K. ‘The Global Reach of the English Cult of Shakespeare in Schools.’ BSA 2024 Conference: ‘Shakespeare’s Writing Lives’. De Montfort University, Leicester, June, 2024
- ・Uchimaru, K. ‘Shakespeare, Education, and Freedom in Modern Japan.’ Shoreline Shakespeares: 6th Biennial Conference of the Asian Shakespeare Association. University of Iloilo, December, 2024.
- ・Jean Lin 「異文化の食事経験をめぐる帰属の美学」第 75 回美学会全国大会、大阪大学中之島センター、2024 年 10 月
- ・Jean Lin, ‘The Aesthetics of Attribution: Comparing AI Art and Cultural Appropriation.’ NSA 2024 Annual Conference, Nordic Society for Aesthetics, Reykjavik, 2024

【その他】

- ・田中孝信（書評）Robinson, Alistair. *Vagrancy in the Victorian Age: Representing the Wandering Poor in Nineteenth-Century Literature and Culture*. Cambridge UP, 2022. 『英文学研究』第 101 巻、pp. 108-13、2024 年 12 月
- ・高橋愛（討論者）“Vulnerability in American Literature.” 日本アメリカ文学会第 63 回全国大会ワークショップ、中京大学名古屋キャンパス、2024 年 10 月（他 1 件）
- ・内丸公平「（書評発表）Charles LaPorte’s *The Victorian Cult of Shakespeare: Bardology in the Nineteenth Century*」関西シェイクスピア研究会、関西学院大学、2024 年 12 月（他 1 件）
- ・Jean Lin 「いけばなと芸術について」（招待講演）東京大学華道部柏蔭会特別公演、2024 年 8 月（他 1 件）

ドイツ語圏言語文化学専修

【構成員】

教員 3 名、特任教員 1 名、博士後期課程 1 名

【研究活動その他】

2024 年 10 月 13 日に大阪公立大学ドイツ文学会第 71 回研究発表会を、2025 年 3 月 30 日に第 38 回総会・第 72 回研究発表会を開催した。2024 年 12 月 20 日に機関誌『Seminarium』第 46 号を刊行した。

高井教授が阪神ドイツ文学会の会長、日本オーストリア文学会の関西地区代表を務めた。信國講師が日本独文学会のデータベース委員および語学ゼミナール実行委員およびハラスメント対策ワーキンググループメンバー、阪神ドイツ文学会の庶務幹事、京都ドイツ語学研究会の編集委員を務めた。本学でドイツ語授業を履修している学生から希望者を募り、2024 年 5 月 16 日、11 月 12 日、12 月 17 日にハンブルク大学人文学部日本語学科とのオンライン国際交流（日本語の授業）を補佐した。

それぞれの教員が学生向けに行った教室関連行事は以下の通り：ドイツ語圏の留学報告会（長谷川准教授）、ドイツ語圏の映像作品の鑑賞会（信國講師）。

【論文】

- ・高井絹子「マルレーン・ハウスホーファーの『壁』（1963）について——空想小説のなかの殺人——」、日本オーストリア文学会、オーストリア文学第 41 号、pp. 34-46、2025 年 3 月
- ・長谷川健一「ユング＝シュティリングの『アーゼ＝ナイト』について——もう一つの「ヨセフ物語」——」、ドイツ啓蒙主義研究会、『ドイツ啓蒙主義研究』第 21 号、pp. 61-81、2024 年 7 月 31 日

【研究ノート】

- ・信國 萌「ドイツ語における日本語地名表記の揺れについて——Kyoto と Tokio の非対称性——」、大阪公立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、『都市文化研究』第 27 号、pp. 175-191、2025 年 3 月

【研究発表】

- ・長谷川健一「ユング＝シュティリングと宗教的寛容——『テーオバルトあるいは熱狂者たち』における秘密結社モチーフを手がかりに——」、オイフォーリオン会 第 100 回例会、オンライン開催、2024 年 9 月 14 日
- ・信國 萌「schön と gut の評価要因の相違について」、日本独文学会秋季研究発表会、熊本大学、2024 年 10 月 20 日

【その他】

- ・信國 萌（公開講座）「ドイツ語を通じて異言語文化を体験しよう！」、2024 年度大阪公立大学公開講座、大阪公立大学 I-site なんば、2024 年 8 月 7 日

フランス語圏言語文化学専修

【構成員】

教員 4 名、特任教員 1 名、都市文化研究センター研究員 5 名、大学院博士後期課程 2 名、博士前期課程 1 名

【研究活動その他】

ル・アーヴル大学との相互短期研修を商学部と共同で行なった。トゥール大学と共同で FLE（外国語としてのフランス語教育）実習を前期（5 月から 7 月）に対面で実施し、後期はオンライン同期型（Zoom）にて大学院生・学部生の共同授業を行なった（11 月から翌 2 月）。大阪公立大学フランス文学会総会を 2024 年 7 月 7 日（日）にオンライン形式（大阪公立大学杉本キャンパスおよび Zoom）で開催した。また同学会の機関誌『Lutèce』第 51 号を電子媒体にて刊行した。企画として 6 月にフリブール大学（スイス）の研究者の講演とワークショップを国際基幹教育機構の教員と共同でおこなった他、5 月にトゥールーズ第二大学（フランス）、12 月にモントリオール大学（カナダ）の研究者による講義・ミニ授業を行った。この他、福島教授が日本フランス語フランス文学会関西支部編集委員および日本フランス語教育学会の学術顧問、大山准教授が日本フランス語教育学会幹事長・理事を務めた。

【論文】

- ・白田由樹「世紀転換期ベルギーにおけるアール・ヌーヴォーの両義性における一考察—1897 年ブリュッセル万博のコンゴ展示をめぐる自由美学とベルギー労働党の批評・報道から—」、『人文研究』76、28-45、2025 年 3 月
- ・Mayo Oyama “Projet plurilingue et interculturel de déjeuners scolaires - une place pour le français chez les jeunes apprenants japonais” *Revue Japonaise de Didactique Français* 19(1) 95-111, novembre 2024.
- ・Ghislain Mouton, Mayo Oyama “L'éducation plurilingue en contexte universitaire japonais : les traces de DIL dans les manuels de FLE pour débutants”, *Revue Japonaise de Didactique Français* 19(1) 77-94, novembre 2024.
- ・梶山祐治・大山万容「映画を通して大学の教室で複言語性に迫る：ミハル・ボガニム『故郷よ』をめぐる」『複言語・多言語教育研究』(12) 37-53、2024 年 12 月
- ・Daniel Roy Pearce, Mayo Oyama, Danièle Moore “Just 'Native Assistants? Exploring the Plurilingual Potential of Assistant Language Teachers in Japan through Visual Polyethnography” In: Kalaja, P. & Melo-Pfeifer, S. (Ed) *Visualising Language Students and Teachers as Multilinguals: Advancing Social Justice in Education*, Multilingual Matters, 46-64, octobre 2024.

【研究発表】

- ・福島祥行・中條健志・洪明徹「『評価』探究 — 何を如何に評価するのか?」第 39 回関西フランス語教育研究会年次大会、関西日仏学館（大阪）& ハイブリッド、2025 年 3 月 27 日
- ・福島祥行「能力の個性主義から相互行為主義へ：複言語・複文化的観点から」外国語教育メディア学会（LET）関西支部 2024 年度秋季研究大会、大阪教育大学（天王寺）、2024 年 10 月 26 日
- ・福島祥行「《能力》の協働的生成 — 個体能力主義から相互行為能力主義へ—、日本フランス語教育学会 2024 年度大会、琉球大学、2024 年 5 月 12 日
- ・白田由樹「ベルギーのアール・ヌーヴォー建築と《温室》—文学における表象と建築、顧客の欲求に関する試論—」、2024 年度（第 1 回）独仏語圏文化学研究会、オンライン、2024 年 12 月 28 日（他 1 件）
- ・Mayo Oyama “L'éducation plurilingue pour promouvoir le développement durable : contextualisation de l'éveil aux langues au Japon”, Colloque international « La francophonie et le développement durable: quelle réalité asiatique ? » Université de Shanghai, Chine, 3 décembre 2024.
- ・Mayo Oyama, Yuki Shirata, Yoko Harano, Yoshiyuki Fukushima “Quels aspects de la F/francophonie suscitent l'intérêt des étudiants universitaires japonais ? : confluences culturelles observées dans les mémoires de fin d'études” Colloque international « Confluences Francophones », Université de Lyon 3, France, 8 octobre 2024.
- ・大山万容「言語から話者へ：複言語教育の射程」日本語学会 2024 秋期大会シンポジウム「多文化社会のための複言語教育：ことばの研究の社会的役割とは」オンライン、2024 年 10 月 27 日（他 3 件）

【その他】

- ・福島祥行・國枝孝弘「帰ってきた！ヨシとクニーのかっ飛ばし仏語放談」第 1 回～第 12 回、『ふらんす』2024 年 4 月号～2025 年 3 月号、20-23、白水社
- ・大山万容・白田由樹・原野葉子（報告）公開研究会「教育の中で＜戦争と表現＞を考える」（大阪公立大学文学研究科 研究科プロジェクト「戦争と表現に迫る教育アプローチ開発のためのアクション・リサーチ」主催）、大阪公立大学文化交流センター、2025 年 3 月 11 日
- ・大山万容・梶山祐治（研究ノート）「記憶を継承するアニメーション：アラン・ウゲット監督『イヌとイタリア人、お断り！』をめぐる」『人文研究』76、123-138、2025 年 3 月

言語応用学専修

【構成員】

教員 4 名、大学院後期博士課程 3 名、前期博士課程 1 名。

【研究活動その他】

言語応用学教室として、第 20 回大阪市立大学言語情報学会を 2024 年 11 月 3 日にハイブリッド形式で開催し、2025 年 3 月 20 日に『言語情報学研究』第 21 号を刊行した。田中一彦は日本英語学会評議員を務めた。辻香代は滋賀県教育委員会高校教育課主催の「英語発信力育成事業（授業改善プランナー養成プロジェクトに係る指導助言）」に係る指導助言を行った。小倉雅明は外国語教育メディア学会関東支部運営委員を務めた。

【著書】

- ・辻香代 (2025) 英語ライティング教育 一新たな「英語で書くチカラ」の鍛え方を探る一, 大学教育出版

【論文】

- ・田中一彦「トリニク」の言語的意味と認知カテゴリー化のメカニズム『言語情報学研究』第 21 号, 2025 年 3 月, pp. 1-8 2025 年 03 月
- ・Kayo Tsuji (2024), Pre-editing Rule Developed for Higher-quality Target Language Texts, 34(2), pp. 129-147, *Journal of Modern Languages*

【研究ノート】

- ・山崎雅人「満洲語文語における漢語定型表現の翻訳形式 (3) —『満文金瓶梅』中の諺の用例から—『言語情報学研究』第 21 号, 2025 年 3 月, pp. 9-25

【研究発表】

- ・山崎雅人「満洲語文語の社会的規範語彙に付くふたつの具格助詞について」日本北方言語学会第 7 回大会, 室蘭工業大学, 2024 年 9 月 22 日
- ・田中一彦「英語における時制の選択メカニズム 一間接話法補文の場合—」大阪公立大学言語情報学会第 20 回大会, 大阪公立大学, 2024 年 11 月 3 日
- ・Kayo Tsuji (2024), Pre-editing Strategies for Learners' Use of Machine Translation (The 3rd APSCE International Conference on Future Language Learning)
- ・Kayo Tsuji, Kiyo Okamoto, Benjamin Neil Smith (2024), Exploring the Role of Pre-editing in MT Quality Improvement (The Asian Conference on Education 2024)
- ・Masaaki Ogura, Textual Patterns in The Rambler: A Preliminary Stylistic Study of Samuel Johnson and Canonical Authors, The 2024 Seoul International Conference on Linguistics, 2024 年 8 月 13 日
- ・Koki Sekitani, Masaaki Ogura, and Takeshi Sato, Examining ChatGPT Models as L2 Academic Spoken English Dialogue Partners: A Corpus Linguistics Approach, CLaSIC 2024, 2024 年 12 月 6 日

【その他】

- ・Kayo Tsuji, Benjamin Neil Smith, Kiyo Okamoto (2024), The Efficacy of Pre-Editing as a Means of Improving MT Output, 10, pp. 641-650, *Proceedings of the Asian Conference on Education 2024*
- ・Koki Sekitani, Masaaki Ogura, and Takeshi Sato, 2024, Examining ChatGPT Models as L2 Academic Spoken English Dialogue Partners: A Corpus Linguistics Approach, CLaSIC 2024 Proceedings, 282-288.

表現文化学専修

【構成員】

教員 4 名、大学院後期博士課程 2 名、前期博士課程 1 名。

【研究活動その他】

- ・表現文化教室遠足、兵庫県立美術館見学、2025 年 3 月 5 日（参加者 13 名）。

【著書】

- ・海老根剛『人形浄瑠璃の「近代」が始まったころ 観客からのアプローチ』、和泉書院、2024 年 7 月 31 日。
- ・海老根剛（編著）『「群集」を再訪する—ただしバトスなしに— 両大戦間期ドイツ語圏の文学における群集表象の再検討』、日本独文学会、2024 年 10 月 19 日。

【論文】

- ・高島葉子「Duncan Williamson の民話集における報復・警告譚 —スコットランド北西部アザラン人伝承—」、『表現文化』14 号、大阪公立大学文学研究科表現文化学教室、2025 年 3 月 31 日、3-15 頁。

【研究ノート】

- ・増田 聡「ELSI の視点から音楽をみる」、『フィルカル』Vol. 9, No. 2（2024 年 8 月）、126-135 頁
- ・江村 公「日常生活とレジリエンスの表現：バルティック・トリエンナーレ 15@ヴィリニウスを振り返る」、『表現文化』14 号、大阪公立大学文学研究科表現文化学教室、2025 年 3 月 31 日、16-30 頁。

【研究発表】

- ・増田 聡「楽器の街・浜松で考える《Music×AI》の未来」（パネルディスカッション、北原鉄朗・中村栄太・前澤陽・徳井直生と共同発表）人工知能学会第 35 回全国大会、2024 年 5 月 29 日、アクトシティ浜松
- ・増田 聡「AI とポピュラー音楽～現状とこれから～」(司会とコメンテーター、中村栄太・大谷紀子・徳井直生・遠藤薫)、日本ポピュラー音楽学会第 36 回全国大会、2024 年 12 月 1 日、和光大学
- ・海老根剛「人形浄瑠璃の「近代」を観客の経験から考える」、大阪の歴史文化研究会、オンライン、2024 年 12 月 6 日。

【その他】

- ・増田 聡「(ポップスみおつくし) AI の使用進んでも」、朝日新聞 6 月 27 日夕刊文化芸能面
- ・増田 聡「(ポップスみおつくし) いまどきの文化産業」、朝日新聞 9 月 26 日夕刊文化芸能面
- ・増田 聡「(ポップスみおつくし) 紅白歌合戦の低迷」、朝日新聞 12 月 26 日夕刊文化芸能面
- ・増田 聡「音楽に批評は必要か サブスク時代、変わるリスナーと価値づけの意義」(インタビュー)、朝日新聞デジタル、11 月 26 日
- ・増田 聡「視聴率低迷「紅白歌合戦」の存在意義は 儀礼として定着、継承を」(インタビュー)、産経新聞 12 月 24 日朝刊
- ・増田 聡「(交論)「音楽語り」は今」(インタビュー)、朝日新聞 3 月 12 日朝刊
- ・海老根剛「隠れ家としての書物の「その後の生」：田邊恵子『一冊の、ささやかな、本 ヴェルター・ベンヤミン『一九〇〇年ごろのベルリンの幼年時代』研究』(みすず書房) 書評」、『表象』18 号、月曜社、2024 年 6 月 30 日、186-190 頁。

アジア文化学専修

【構成員】

教員 4 名、大学院博士後期課程 2 名、博士前期課程 6 名、研究生 1 名、学部生 15 名。

2024 年 10 月 10 日、望月優大氏を招いて第 46 回講談社本田靖春ノンフィクション賞受賞記念（宋恵媛との共著）記念講演会「誰も知らない家族の百年を書く」を開催した（会場：高原記念館）。

【研究活動その他】

多和田は科研基盤 C 「『世俗の領域』におけるイスラーム実践にかんする実態調査研究」に従事した。

堀まどか「米国における初期『禪』布教とモダニズム文芸の総合的研究—佐々木指月と NY 第一禅堂」、科研基盤 B 「禪から Zen へ—世界宗教会議を通じた禪のグローバル化の宗教史・文化史的研究」に従事した。

宋は科研基盤 C 「ディアスポラ文化とジェンダー—在日朝鮮人とカザフ高麗人のライティングと舞台芸術」、科研基盤 C 「民族的マイノリティの女性のライフ・ライティング—テキスト分析と聞き取り」、科研基盤 B 「20 世紀北東・中央アジアにおける難民と戦争捕虜の表象」に従事した。

王は、科研基盤 C 「蔵茶によるチベット民族政策と中国茶文化の再帰的変容に関する実態調査研究」に従事した。

【論文】

- ・多和田裕司「イスラームと『世俗』の境界—マレーシアの法制度をめぐる近年の連邦裁判所判決から—」『人文研究』第 76 巻、2025 年 3 月、46-61 頁
- ・堀まどか「佐々木指月の詩作と禅までの距離—詩集『郷愁』の成立と同時代評を中心に—」『南山宗教文化研究所研究所報』34 号、2024 年 9 月、42-72 頁

【研究発表】

- ・堀まどか「禅者・佐々木指月が求めた「自然」—東洋思想とアメリカ—」東アジア交渉学会/SCIEA16th (Society for Cultural Interaction in East Asia)、2024 年 5 月 11 日
- ・堀まどか「佐々木指月の文芸と、禅の布教を超えるもの」シンポジウム〈世界宗教会議と仏教のグローバル化をめぐる諸相〉龍谷大学、2024 年 6 月 23 日
- ・堀まどか「野口米次郎とエズラパウンドの距離—モダニズム思潮の中の俳句、英詩、能楽の翻訳」第 45 回日本エズラパウンド協会大会、2024 年 10 月 26 日
- ・堀まどか「野口米次郎のアメリカ」第 8 回ヨネノグチ学会年次大会、2024 年 12 月 7 日
- ・堀まどか「境界者たちにとっての戦争体験を考える—「架橋」と『No No Boy』を読む—」シンポジウム〈教育のなかで戦争と表現を考える〉大阪公立大学文学研究科プロジェクト、2025 年 3 月 11 日
- ・宋 恵媛「少年たちの朝鮮 1945：日本人と朝鮮人の中学生日記より」近代東アジアにおけるエゴ・ドキュメントの学際的・国際的研究第 9 回研究会；近代日本の日記文化と自己表象 41 回研究会との共催、2024 年 6 月 2 日
- ・宋 恵媛「1 人の在日コリアンの人生を通して考える入国管理、国籍の問題」広島弁護士会主催講演、2024 年 10 月 14 日
- ・宋 恵媛「冷戦期のエゴドキュメントから考える「近代東アジア」—サハリン朝鮮人・柳時郁の「山中半月記」国際研究集会「近代東アジアにおけるエゴ・ドキュメント??学際的・国際的アプローチによる研究成果の報告」、2024 年 12 月 7 日
- ・宋 恵媛「コリアンディアスポラと多言語文化：カザフスタン高麗劇場を中心に」国際研究集会 2025 「教育の中の他者性を考える」、2025 年 2 月 8 日
- ・宋 恵媛「全和光（全和風）と一燈園」第二回西田天香研究会「天香をめぐる人物たち：女性・宗教家・画家」2024 年 12 月 21 日
- ・宋 恵媛「在日朝鮮人女性と二つの戦争」シンポジウム〈教育のなかで戦争と表現を考える〉大阪公立大学文学研究科プロジェクト、2025 年 3 月 11 日
- ・王 静「臺灣茶藝對中國茶文化的影響」寧夏大学西夏学研究院・大阪公立大学文学研究科交流会、2024 年 9 月 28 日

【その他】

- ・堀まどか「野口米次郎のジャポニスム潮流への批判—『日本少女の米国日記』の主張—」『蝶々夫人（公益財団法人東京二期会オペラ公演プログラム）』、2024 年 7 月、30-34 頁
- ・堀まどか「創作と言語越境—多言語作家は珍しいのか—」『比較文学比較文化ハンドブック』東京大学出版会、2024 年 8 月、54-55 頁
- ・宋 恵媛（翻訳）ユリア・ディン「サハリン朝鮮人とソヴィエト社会（1945-1991 年）」（上）『コリアンスタディーズ（12）』、2024 年 5 月、105-121 頁

文化資源学専修

【構成員】

教員 4 名（内、特任教員 1 名）、大学院博士後期課程（後期博士課程）6 名、博士前期課程 6 名

【専修主催または教員等関係の活動】

- ・菅原真弓（企画、担当）美術史学会西支部 11 月例会（大阪公立大学、2024 年 11 月）
- ・大阪公立大学文化資源学会第 4 回大会（2024 年 12 月、大阪公立大学文化資源学会）
- ・『文化資源学ジャーナル』4 号発行（2025 年 3 月）
- ・天野景太：大阪文化ガイド+講座の修了生らによるさらなる学びの機会提供の要望を受け、「大阪の歴史・文化研究会」を組織し、研究会を開催。

【受賞】

- ・小田中章浩、第 29 回 AICT（国際演劇評論家協会）演劇評論賞『戦争と劇場?第一次世界大戦とフランス演劇』（水声社）、2024 年 8 月
- ・菅原真弓、2024 年度大阪公立大学学長表彰、研究部門（著書『明治浮世絵師列伝』〔単著〕、『明治維新と大衆文化』〔共著〕、『多様な組織から見る経営管理論』〔共著〕刊行）、2024 年 10 月

【論文】

- ・沼田里衣『正しい』音楽を教えること—私たちの音楽文化をめぐって』（『音楽教育実践ジャーナル』第 22 巻、pp. 38-41、日本音楽教育学会、2024 年 12 月）
- ・菅原真弓「日本近代の画家たちによる浮世絵「受容」」（『文化資源学ジャーナル』4 号、pp. 1-27、大阪公立大学文化資源学会、2025 年 3 月）
- ・天野景太「文化資源学の基礎理論」（『文化資源学ジャーナル』4 号、pp. 28-49、2025 年 3 月）

【研究発表・講演など】

- ・菅原真弓「美術における血—殉教図から血みどろ絵まで」芦屋市美術史講演会、2024 年 6 月
- ・菅原真弓「江戸時代文化の魅力」大阪公立大学・近鉄文化サロン共催講座、2024 年 6 月
- ・天野景太『水都大阪』再生への観光的文脈を求めて：大都市におけるリバーツーリズムの現状と展望』日本観光学会第 117 回全国大会（神戸学院大学）、2024 年 6 月
- ・菅原真弓「浮世絵は“厄災”を笑いに変える～疱瘡絵、鯰絵からアマビエまで～」第 39 回日本乾癬学会学術大会文化講演、2024 年 8 月
- ・沼田里衣「参加型の音楽活動 [コミュニティ・ミュージックをめぐって]」、アートミーツケア学会オンライン・セミナー「境界をまたぐ<遊び>と創造」、2024 年 9 月
- ・菅原真弓「葛屋重三郎と浮世絵」大阪府民カレッジ、2024 年 10 月
- ・小田中章浩「カミュー・プペイと日本演劇」日本演劇学会秋の研究集会（東京経済大学）、2024 年 12 月
- ・菅原真弓「川瀬巴水が描いた日本の抒情—大正新版画の魅力」芦屋川カレッジ公開講座、2025 年 2 月
- ・菅原真弓「大坂/大阪画壇研究の経緯と展望」「大阪の歴史・文化の価値を考える—大阪公大に歴史文化研究拠点を—」大阪公立大学 2024 年度戦略的研究、代表・岸本直文、大阪公立大学、2025 年 3 月

【その他】

- ・天野景太「今昔マップを使い倒す！：妄想まちあるきのススメ」第 3 回大阪文化ガイドプラスの会、2024 年 5 月 24 日
- ・天野景太「ガイドコースデザインの手法」『地域文化遺産のガイド人材育成講座』大阪府建築士会、2024 年 11 月 22 日
- ・沼田里衣「おとあそび工房第 9 回公演『わたしとあそびとソラシドと』」兵庫県立尼崎青少年創造劇場ピッコロシアター、2025 年 1 月 19 日
- ・天野景太「住吉の街道をあるく：道の歴史から読み解く地域の社会と文化」『「街道」と「鉄道」で発展した住吉』すみよし歴史案内人の会、pp. 1-6、2025 年 2 月
- ・沼田里衣「第 8 回『おとあそび工房』公演振り返りの会」大阪公立大学大学院文学研究科沼田研究室主催、2025 年 3 月 1 日

6. 文学研究科・文学部の1年

◆4月

- 1日 採用 高橋 愛教授（英語英米文学）、
ジョン・リン准教授（英語英米文学）、
江村 公准教授（表現文化学）
- 4日 学部・大学院入学式
入学者 162名（一般・帰国・留学生の合計）
編入学 8名（一般・留学生の合計）
大学院前期博士課程入学者 31名
後期博士課程入学者 14名
- 29日 文学部・春の公大授業

◆6月

- 1日 上海大学文学院・大阪公立大学大学院文学研究
科 国際共同オンラインセミナー（第3回）
- 7日 1回生 第1回コース決定ガイダンス
- 22日 大学院入試説明会

◆8月

- 10日・11日 オープンキャンパス
- 20日～22日 第10回上方文化講座「御所桜堀川夜討」
- 27日・28日 大学院（前期博士課程）入試
受験者 62名 合格者 34名

◆9月

- 17日 1回生第2回コース決定ガイダンス
- 20日 秋季学位記授与式
卒業生 1名

◆11月

- 9日 編入学・学士編入学 受験者 30名
合格者 6名
帰国生徒 受験者 11名 合格者 5名
国際バカロレア 受験者 2名 合格者 2名
私費外国人留学生 受験者 8名 合格者 4名
- 24日 森之宮移転3部局合同研究フォーラム2024
「知の森への誘い ―Well-Being 創造を目指し
て―」

◆12月

- 9日 大阪公立大学大学院文学研究科文化構想学専攻
アジア文化学専修、大阪公立大学大学院文学研
究科都市文化研究センター共催 研究集会「文
学とナショナリズム」
- 28日 独仏語圏文化学研究会

◆1月

- 27日～31日 博物館実習展「杉本と大学」

◆2月

- 4日 文系5研究科の研究シーズ交流イベント
- 6・7日
大学院入試
前期博士課程 受験者 39名 合格者 13名
後期博士課程 受験者 20名 合格者 15名
- 25日 一般選抜入学試験（前期日程）
受験者 420名 合格者 132名

◆3月

- 3日 『都市文化研究』第27号刊行
- 7日 イリノイ大学・大阪公立大学交流事業交流シン
ポジウム
- 12日 一般選抜入学試験（後期日程）
受験者 149名 合格者 30名
- 18日 第3回独仏語圏文化学研究会
- 24日 春季学位記授与式
卒業生 170名
博士前期課程 30名
後期博士課程 1名
- 31日 紀要『人文研究』第76巻刊行
- 31日 退職 高島葉子教授（表現文化学）

7. 文学研究科教職員一覽

令和7年度（4月1日現在）

哲学教室

仲原 孝 高梨友宏 土屋貴志 佐金 武

日本史学教室

仁木 宏 岸本直文 佐賀 朝 磐下 徹 齊藤紘子

世界史学教室

平田茂樹 北村昌史 草生久嗣 渡辺健哉 濱本真実 上野雅由樹 向井伸哉

社会学教室

石田佐恵子 伊地知紀子 川野英二 平山 亮 金 希相

心理学教室

山 祐嗣 川邊光一 佐伯大輔 橋本博文 山本寿子

教育学教室

添田晴雄 伊井義人 弘田陽介 辻野けんま 島田 希

地理学教室

山崎孝史 祖田亮次 木村義成 菅野 拓

国語国文学教室

丹羽哲也 小林直樹 久堀裕朗 奥野久美子 山本真由子

中国語中国文学教室

張 新民 大岩本幸次 高橋未来

英語英米文学教室

田中孝信 豊田純一 高橋 愛 ジーン・リン

ドイツ語圏言語文化学教室

高井絹子 長谷川健一 信國 萌

フランス語圏言語文化学教室

福島祥行 白田由樹 原野葉子 大山万容

言語応用学教室

山崎雅人 田中一彦 辻 香代

表現文化学教室

増田 聡 海老根 剛 江村 公

アジア文化学教室

多和田裕司 堀まどか 宋 惠媛 王静

文化資源学教室

小田中章浩 菅原真弓 沼田里衣 天野景太

事務室

額田衣里子 阿部由美子 芝田みゆき 森下絢子 畑中真紘
岡 杏紀 山本 修 和田名奈子 秋月梓

編 集 委 員

委員長 沼田 里衣
副委員長 佐金 武
委員 伊地知紀子
(五十音順) 海老根 剛
丹羽 哲也
平田 茂樹
弘田 陽介
Jean Lin
事務局 齊藤 竹善

大阪公立大学大学院文学研究科紀要

人文研究

第77巻

2026年3月31日発行

編集/発行

大阪公立大学大学院文学研究科

大阪府大阪市城東区森之宮2丁目1番132号

印刷

株式会社 信利

大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目4番16号

大阪公立大学大学院文学研究科紀要『人文研究』

投稿規定

1. 執筆資格者は、原則として大阪公立大学大学院文学研究科の専任教員・特任教員とする。共著の場合は、原則として筆頭執筆者が専任教員であること。なお、専任教員の推薦を受けた非常勤講師・HIRC 研究員・文学研究科博士後期課程大学院学生等の単独執筆を受けつける。また、『人文研究』の論文として発表することが適当である場合、客員研究員の執筆を認めることがある。
2. 投稿原稿は、学術に関する未公開の研究論文、研究ノート、研究資料、翻訳、書評とする。なお、研究ノートは、研究論文に準じる萌芽的研究、調査・研究の予察的・中間的報告をいい、既存の研究成果の検討、研究史・研究動向・将来への展望等を記すものを含む。また、研究資料は、調査・記録・統計などに基づいた、資料的に価値のある情報であり、従来 of 学説の吟味検討や今後の研究展開に資することを目的とするものをいう。
3. 執筆希望者は、原稿のジャンル、題目、150 字程度の概要を、紀要編集委員会メールにより編集委員会事務局に提出する。HIRC 研究員・博士後期課程大学院生等が単独執筆を希望する場合は、指導教員（もしくは受入教員）と相談の上申し込む。執筆申込みの締め切りは6月末日とする。
4. 使用言語は、日本語・英語・ドイツ語・ロシア語・フランス語・中国語・朝鮮語のいずれかとする。
5. 原稿の分量は以下の通りとする。外国語原稿の場合も日本語原稿に相当する分量とする。
 - ・研究論文・研究ノート・研究資料および翻訳：24,000 字（注、図表を含む）。
 - ・書評：8,000 字。※詳細は執筆要領を参照すること。
6. 投稿に際しては、別途配布する「執筆要領」にしたがって原稿を作成し、委員会の定める締め切り日までに編集委員会事務局に提出する。HIRC 研究員・博士後期課程大学院生等の単独執筆の場合は、指導教員（もしくは受入教員）の推薦状を添えなければならない。
7. 投稿に際して、掲載許可等を必要とする写真等については、執筆者の責任において許可等をしておくこと。
8. 原稿の採否は、レフェリー（複数）の審査にもとづき編集委員会が決定する。なお、採用原稿についても、訂正・修正を求めることがある。
9. 掲載論文等の著作権は著者に、編集著作権は文学研究科にそれぞれ帰属する。文学研究科の事業として、紀要掲載論文等を再編集した論文集などを刊行する場合は、投稿時点において著者の承諾をえているものとし、著作料は支払わない。
10. 掲載された論文等は、電子化し、大阪公立大学図書館・ウェブサイト及び機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(2025 年 4 月改定)

JINBUNKENKYU

STUDIES IN THE HUMANITIES

BULLETIN OF THE GRADUATE SCHOOL OF LITERATURE
AND HUMAN SCIENCES, OSAKA METROPOLITAN UNIVERSITY

DEDICATED
TO
Professor HIRATA Shigeki

Vol.77
CONTENTS 2026

Professor HIRATA's Short Biography and List of His Writings (1)

Articles

The Development of the Sizhou Great Sage Belief in the Song Dynasty ZHANG Lili (8)

The Evolution of Locust-Exorcising Cults during the Song and Yuan Dynasties
..... LIANG YUEYUN (31)

*The Spatial and Social Structure of Xinshi Market Town (新市鎮) in Huzhou during
the Song Dynasty* DONG Yuan (46)

*Career Choice of Japanese Language Majors:
An Analysis through Narratives of University Students in Italy* NISHIDA Shoko (61)

Notes

*The Regional Control of the Miyoshi Clan in Kawachi Province during the Sengoku Period
—In Comparison with the Hatakeyama Clan—* OKAMOTO Yuki (75)

Annotation

Annotation of "Suisa-ki" (in Jiryaku 4-Enkyu1)
..... IWASHITA Toru, HORII Kayoko, MIYAGAWA Maki and KUROSU Yurie (102)

Research Activities

..... (113)